

# 第 47 回 大阪府消費者研究発表大会

と き：2013年（平成25年） 3 月 2 日（土）  
13時～16時

ところ：ドーンセンター  
（大阪府立男女共同参画・青少年センター）

主催 第47回大阪府消費者研究発表大会実行委員会  
大 阪 府

## は　じ　め　に

本年、大阪府消費者研究発表大会は47回目を迎えました。

今回のテーマは「行動しよう 消費者重視の社会！」と致しました。

参加団体は17団体です。

第1回大阪府消費者研究発表大会が開催された1960年代後半から1990年代は産業優先の大衆消費社会を背景に製品の品質、性能問題など、安全性に関する問題が発生し、その後の情報化、サービス化、国際化の進む社会環境の中で、消費者問題は複雑かつ多様化してきました。

高度成長期、バブル経済の中で、マルチ商法、資産形成取引に伴う問題など、新たなタイプの消費者問題が発生しました。

高齢者の資産を狙った巧妙で悪質、被害金額の多さに大きな社会問題となった「豊田商事事件」は忘れることができません。

2000年代、急速なIT化でインターネット関連のトラブルが増加してきました。

これまでの消費者被害は、大人が対象でしたが、昨今、子どもが当事者となるトラブルが急増しています。ケータイでインターネットを利用する子どもが多く「出会い系サイト」や「ゲームサイト」で知り合った不審者に呼び出され、被害に遭った事例や無料と思って利用して高額請求がされた事例、また、ネット上のいじめや嫌がらせ、中傷などで重大な事件に至る事例も発生しています。

高齢者をターゲットにした消費者被害も増加傾向にあり、「劇場型オレオレ詐欺」「次々販売」「悪質リフォーム」など巧妙悪質で深刻な被害です。

事業者の「情報量」「組織力」「交渉力」に比べて、私たち一人ひとは無力に等しい存在ですが、消費者が心を一つに団結して、「消費者の権利」を守るため、「健康で安全・安心な暮らし」を求めて、不当行為をする事業者への改善の申し入れや、消費者行政のさらなる充実への提言を重ねてきました。地域においては、地道な調査、研究、啓発など不断の努力で活動をすすめています。

社会情勢はめまぐるしく変化しています。原発・放射能などエネルギー問題、TPP、輸入牛肉の規制緩和など食の問題、深刻化するサイバー犯罪など、想定を超えた消費問題が予想されます。

本日を新たなスタートとして、未来の子どもたちの安全・安心な暮らしを守り、消費者重視の社会の構築のため、お互いに情報を交換し更なる行動を広げてまいります。

末尾になりましたが、関係機関の皆さまをはじめ、多くの皆さまのご支援、ご指導を頂きましたことを心より御礼申し上げます。

以上

第47回大阪府消費者研究発表大会実行委員会委員長  
NPO法人 関西消費者連合会理事  
砂田八寿子

# プ ロ グ ラ ム

## ■ 開 会

### \* あ い さ つ \*

大阪府知事

第 47 回大阪府消費者研究発表大会実行委員会委員長

砂田八壽子

## ■ 研 究 発 表

### \* コーディネーター \*

大阪市立大学名誉教授 経済学博士

惣宇利紀男

### \* 発表テーマ・団体 \* (発表順)

#### 【くらしの問題あれこれ】

- 〔1〕 クレジットカードに付帯する旅行保険の問題点 P－ 1  
NPO法人 消費者情報ネット  
生損保研究会ぐるーぷ31 天辻 悦子・山崎ゆかり・河野 順子
- 〔2〕 子どもを取り巻く生活環境 P－ 7  
～通学路&ケータイ・インターネット～  
NPO法人 関西消費者連合会・八尾市消費問題研究会 西寺美代子
- 〔3〕 2012 年府内市町村消費者行政調査から見えてきたこと P－ 15  
全大阪消費者団体連絡会 井上 浩子・藤本 泰子・森山 剛  
飯田 秀男・大森 隆
- 〔4〕 ペニーオークション運営事業者に対する差止請求 P－ 23  
NPO法人 消費者支援機構関西 袋井 邦昭
- 〔5〕 「防災について」意識調査 ～アンケート結果より～ P－ 27  
茨木市消費者協会 岡 與志恵
- 〔6〕 ごみはどこへゆく ～混ぜればごみ 分ければ資源～ P－ 35  
岸和田市消費生活研究会 河原 一子・島山紀代子  
新谷 勲・善野 春子
- 〔7〕 悪質商法撃退 ～だまされヘン！～ P－ 43  
高槻市消費者団体連絡会 西田 綾子・牧 奈千代・南野 弘子  
境田多美子・西口 和子・三田亜由美
- 〔8〕 上手に利用しよう！通信販売 P－ 51  
とよなか消費者協会 北川エミ子・三宅 尚子
- 〔9〕 「くらしのナビゲーター」の活動から P－ 59  
大阪府消費生活リーダー会 辻本 昌枝・横田 康生

- [10] あなたのひと声がユニバーサルなまちをつくるⅡ  
～危険が潜む交通機関～

P－ 67

きんきビジョンサポート

原田 敦史・竹田 幸代・海老澤弥生  
堀 康次郎・名富 康晃・山田千佳子

☆質疑応答☆

### 【環 境 問 題】

- [11] 電磁波の危険性と基地局の健康影響（その4）

P－ 75

安全食品連絡会

森 妙子

- [12] 「ゴミを出さない」「空気を汚さない」「使い捨てしない」

P－ 83

NPO法人 日本主婦連合会

橋本 恵子・大家 福代・山崎 侑子  
道崎千鶴子・藤井 久子・池田緋路美

- [13] 省エネの住まい方とエコ住宅を考える

P－ 91

NPO法人 住宅長期保証支援センター

小倉 美江

- [14] 大気汚染測定結果から生活環境を見直す

P－ 99

東大阪市消費者団体協議会

松浦 陽子・東良 節子・西井 郁子  
嶋池傳見子・福本千代美・池田賀津子

- [15] これからどうなる？日本の原子力発電

P－ 105

日本消費者連盟関西グループ

大月 良子・筒井 明子  
戸谷伊佐子・山崎 昌子

### 【食に関する問題】

- [16] 食はいのち パート2

P－ 113

吹田市消費者団体協議会

山本英利子・友田 光子  
竹原 佳子・立山さち子

☆質疑応答☆

## ■ 総 評

コーディネーター

惣宇利紀男

## ■ 閉 会

\*あ い さ つ\*

第47回大阪府消費者研究発表大会実行委員会副委員長

藤本 泰子・小倉 美江

## 誌 上 発 表

- [17] 化粧石けんの成分表示について

P－ 121

かわちながの消費者協会

柿沼 道恵



## 〔１〕クレジットカードに付帯する旅行保険の問題点

NPO法人 消費者情報ネット 生損保研究会ぐるーぷ31

(発表者) 天辻 悦子 ・ 山崎ゆかり ・ 河野 順子

### ＜はじめに＞

旅行中のケガや病気、盗難などに備える旅行保険。特に海外旅行の際は、出発前に旅行保険に加入するという人もいます。その一方で旅行保険が付帯されているクレジットカードを持っている場合は、カードの保険で十分と考える消費者も多いようです。しかし補償内容は様々で、実際に利用しようとして給付されなかったといったトラブルも発生しています。

そこでNPO法人消費者情報ネット（通称：コネット）では、「生損保研究会ぐるーぷ31」とクレジットの消費者問題を研究している「相談・CAT研究会」が共同で、クレジットカード付帯の旅行保険を検証しました。各信販会社のカード付帯の旅行保険について補償内容、利用条件などを比較するとともに、一般消費者に対し旅行保険に関するアンケートを実施し（平成24年5月調査・回答数319人）、消費者が旅行保険について正しく理解しているのかを調査しました。

### ＜8割がカード付帯の保険の補償内容を知らない＞

アンケートによると、「旅行へ行く際に旅行保険に入りますか？」との問いに、40%が「海外旅行のみ入る」と答え、「行先・目的によって入る」「国内・海外とも入る」と続き、「旅行保険には入らない」と答えた人は15%でした。入らない理由のトップは「クレジットカードに付いているから」（52%）との回答で、「不要だから」（23%）を大きく上回っています。つまり旅行保険に加入しない人の半数が旅行保険は必要と思っているが、カード付帯の保険で大丈夫と考えているようです。

「あなたのクレジットカードに旅行保険が付いていますか？」との問いには、「わからない」が33%と、3人に1人は自分のカードについて旅行保険が付帯か否かを知らないという結果でした。

「利用条件や補償内容について知っていますか」との問いには、「知っている」と答えた人は20%にすぎず、残りの80%は「知らない」「無回答」でした。何となくクレジットカードに旅行保険が付いているのは知っているが、使うための条件やどんな補償内容なのか等、具体的な内容を理解していない消費者が多いことがわかりました。

### ＜カードや年会費で補償内容や利用条件に大きな差＞

今回調査の結果、カード付帯の旅行保険は、それぞれのカードで補償内容や利用条件に大きなバラツキがみられました。

年会費無料のカードは旅行保険の付帯が無いことも多く、あっても補償金額は低い傾向にあります。反対に年会費が1万円以上のゴールドカードは、補償が手厚くなっています。一方、年会費が1,000円から2,000円といった一般的なカードは保障内容が千差万別で、旅行保険自体付

帯がないもの、海外のみ付帯するもの、海外に加えて国内旅行にも保険が付帯するものと大きく三つに分かれ、それぞれの補償金額にも差があります。中には海外旅行保険付帯をうたっているものの、補償は事故による死亡・後遺障害のみで、病気の治療費や携行品の損害は一切補償されないものもあるため、旅行保険が目的でカードを作るのであれば補償内容をしっかり確認することが大切です。

また保険の利用条件もカードによって異なり、カードで旅行代金や航空機等の代金を支払わなければ保険が適用されないなどの条件がある場合もあり、注意が必要です。同行する家族が補償対象になるかも要チェックです。

### ＜カード付帯は治療費の補償が不十分な場合も＞

旅行の都度加入する一般的な旅行保険は、海外旅行中の事故による死亡やケガの治療を補償する傷害補償をベースに、病気の治療費や入院費をカバーする疾病治療費用、海外に家族が駆けつけるための救護者費用、ホテルの客室を水浸しにしたなどの損害を賠償する個人賠償責任、カメラなど盗難や破損に備える携行品損害などが補償されるものです。

一般に日本国内に比べ海外での治療費は高額で、投薬料金やレントゲンなどの検査費用、場合によっては入院費や救急車の搬送料金なども重なり、何百万円もの請求になることがあるため、治療・救済費用補償は1,000万円～無制限と手厚く補償されているものが多いようです。一方カード付帯の保険で補償される治療費用は、一般的なカードで50万円～200万円、ゴールドカードでも300万円程度と総じて低くなっています。

### ＜付帯保険はおまけ？突然の補償内容変更も＞

カードに付帯する旅行保険はサービスの一環であり、ある意味おまけと信販会社は位置付けています。保険料も信販会社が負担しているため、信販会社の都合で突然保険の内容が変わることもあります。その際の変更通知が利用明細に同封されて届く場合も多く見逃すこともあり、以前と同様の補償があると思っていたら補償されなかったというトラブルになります。

また保険の請求のため信販会社に連絡すると、一般に提携先の損害保険会社を案内されます。補償内容に納得できないという苦情が発生しても、保険の契約先は損害保険会社だから自社とは関係ないとのスタンスをとる信販会社もあり、カードを契約した消費者は、責任の所在も交渉先もわからないという事態に陥ります。

### ＜おわりに＞

信販会社が広告するカード付帯の旅行保険に惹かれてクレジットカードの加入契約をする消費者も多く、カード付帯の保険があるから安心して海外旅行に出かける人もいます。しかし今回の調査でカード付帯の保険は補償内容が十分とは言えず、補償条件が厳しいことも判明しました。消費者はカード付帯の旅行保険を過信せず、補償内容や利用条件を必ずチェックすることが大切です。

尚、海外での入院、手術も生命保険の給付対象となる場合があります。加入している生命保険があれば、その保険会社に給付条件を問い合わせてください。治療を受けたという証明が必要となるため、あらかじめ生命保険会社から所定の診断記入用紙を取り寄せ、旅行に持って行くとなれば万が一の事態が起きたとき、現地の治療施設で記入してもらうことができるため役立ちます。

また公的医療保険対象の治療であれば保障対象となり、申請すれば日本の医療点数に換算され後日、国内で支給されますので手続き方法をあらかじめ加入健康保険で調べておきましょう。

クレジットカード付帯の保険調査

|                        |                  |                                    | 1                            | 2                            | 3                        |                   | 4                         | 5                                 |
|------------------------|------------------|------------------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------------|-------------------|---------------------------|-----------------------------------|
| カード名・種類                |                  |                                    | りそな 一般<br>(フローラ)             | VISAクラシックカード<br>家族カード        | アメリカンエクスプレス<br>(ゴールド)    |                   | J-westカード<br>ベーシック        | JCBプレミオカード                        |
| 提携ブランド                 |                  |                                    | VISA                         | VISA                         |                          |                   | JCB                       | JCBプレミオカード                        |
| カード年会費(円)              |                  |                                    | 1312                         | 420(年3回以上カード<br>払いがあれば無料)    | 27300                    |                   | 1050(利用があれば無<br>料)        | 3150                              |
| 保険種類                   |                  |                                    | 海外旅行傷害                       | 海外旅行傷害                       | 海外旅行傷害                   |                   | 海外旅行傷害                    | 海外旅行傷害                            |
| 補償内容                   |                  |                                    | 海外旅行中での事<br>故、疾病に対応          | 海外旅行中での事<br>故、疾病に対応          | 海外旅行中での事故、疾病に対応          |                   | 海外旅行中での事故、<br>疾病に対応       | 海外旅行中での事<br>故、 疾病に対応              |
| 利用条<br>件               | 自動付帯 ○<br>利用付帯 × |                                    | ×                            | × 旅行代金か公共交<br>通料金をカードで払う     | × 旅行代金か公共交<br>通料金をカードで払う | ○                 | × 旅行代金か公共交<br>通料金をカードで払う  | ○                                 |
| 引受保険会社                 |                  |                                    | 三井住友海上                       | 三井住友海上                       | 損保ジャパン                   | 損保ジャパン            | 日本興亜                      | 日本興亜                              |
| 補償金<br>額<br>(単位<br>万円) | 障害               | 死亡・後<br>遺障害<br>治療費<br>用            | 2000                         | 2000                         | 1億                       | 5000              | 2000                      | 3000                              |
|                        |                  |                                    | 100                          | 50                           | 300                      | 200               | 100                       | 150                               |
|                        | 疾病               | 死亡<br>治療費<br>用                     | 100                          | 50                           | 300                      | 200               | 100                       | 150                               |
|                        |                  | 個人賠償責任                             | 2500                         | 2000                         | 4000                     | 4000              | 2000                      | 3000                              |
|                        | 救援者費用            |                                    | 150                          | 100                          | 400                      | 300               | 100                       | 100                               |
|                        | 携行品損害            |                                    | 20                           | 15                           | 50                       | 50                | 1旅行20 (限度100)             | 1旅行20 (限度100)                     |
| その他付帯サ<br>ービス          |                  | 緊急アシスタンス<br>サービス<br>(24時間年中無<br>休) |                              | 航空便遅延費用保障<br>(海外旅行)          | 航空便遅延費<br>用保障(海外<br>旅行)  | 24時間日本語安心<br>サービス |                           |                                   |
| 保険種類                   |                  |                                    | 国内旅行傷害                       | 無し                           | 国内旅行傷害                   | 無し                | 国内旅行傷害                    | 国内旅行傷害                            |
| 補償内容                   |                  |                                    | 国内旅行中の障害<br>や 火災事故など<br>の補償  |                              | 国内旅行中での事故、<br>疾病に対応      |                   | 国内旅行中の障害や<br>火災事故などの補償    | 搭乗・乗車中、宿泊<br>中の障害や火災事<br>故などの補償   |
| 利用条<br>件               | 自動付帯 ○<br>利用付帯 × |                                    | ×                            |                              | × 旅行代金か公共交<br>通料金をカードで払う |                   | ×                         | × 事前に旅行費用<br>をカードで支払う             |
| 引受保険会社                 |                  |                                    | 三井住友海上                       |                              | 損保ジャパン                   |                   | 日本興亜                      | 日本興亜                              |
| 補償金<br>額<br>(単位<br>万円) | 障害               | 死亡・後<br>遺障害                        | 2000                         |                              | 500                      |                   | 1000                      | 3000                              |
|                        |                  | 治療費<br>用                           |                              |                              | 500                      |                   | 入院1日2000円 ・手<br>術2000円×倍率 | 8日以上入院で<br>入院1日3000円<br>手術3000×倍率 |
| 保険種類                   |                  |                                    | お買物安心保険<br>(動産総合保険)          | お買物安心保険<br>(動産総合保険)          | ショッピングプロテ<br>クション        |                   | ショッピングガード保険               | ショッピングガード<br>保険                   |
| 補償内容                   |                  |                                    | カードを利用して購<br>入した商品の損害<br>を補償 | カードを利用して購<br>入した商品の損害を補<br>償 | カードを利用して購<br>入した商品の損害を補償 |                   | カードを利用して購<br>入した商品の損害を補償  | カードを利用して購<br>入した商品の損害<br>を補償      |
| 利用条<br>件               | 自動付帯 ○<br>利用付帯 × |                                    | ×                            | ×                            | ×                        |                   | ×                         | ×                                 |
| 引受保険会社                 |                  |                                    | 三井住友海上                       | 三井住友海上                       | エース損害                    |                   | 日本興亜                      | 日本興亜                              |
| 補償金額<br>(単位万円)         |                  |                                    | 100                          | 100                          | 500                      |                   | 150                       | 200 ただし1事<br>故3000円本人負担           |
| その他                    |                  |                                    | カード利用条件に<br>よって補償金額が<br>異なる  |                              | 家族への保障あり                 |                   |                           |                                   |

クレジットカード付帯の保険調査

| 6                                                           | 7                                                           | 8                                                     | 9                                                | 10                                       | 11                            | 12                                             |
|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------|------------------------------------------------|
| UCカード                                                       | JALカード<br>(CLUB-A)                                          | 高島屋カード<br>(ゴールド)                                      | TS CUBICカード<br>(ゴールド)                            | ベルソナ 一般<br>(家族カード)                       | JTB 旅カード                      | JCBザ・クラスカード                                    |
| VISA                                                        | JCB                                                         | JCB                                                   | VISA                                             | JCB                                      | VISA                          | JCB                                            |
| 0 (会社から支給、<br>配偶者も同等)                                       | 10500                                                       | 10500                                                 | 10500                                            | 2100                                     | 1680                          | 52000                                          |
| 海外旅行傷害                                                      | 海外旅行傷害                                                      | 海外旅行傷害                                                | 海外旅行傷害                                           | 無し                                       | 海外旅行傷害                        | 海外旅行傷害                                         |
| 海外旅行中での事<br>故、疾病に対応                                         | 海外旅行中での事故、<br>疾病に対応                                         | 海外旅行中での事<br>故、疾病に対応                                   | 海外旅行中での事<br>故、疾病に対応                              |                                          | 海外旅行中での事<br>故、疾病に対応           | 海外旅行中の事故・疾<br>病に対応                             |
| ○                                                           | ○                                                           | ×                                                     | ○                                                |                                          | ○                             | ○(会員・家族会員)                                     |
| 損保ジャパン                                                      | 東京海上日動                                                      | 三井住友海上                                                | あいおいニッセイ同<br>和損害保険                               |                                          | ジェイアイ傷害火災                     |                                                |
| 5000                                                        | 5000                                                        | 1億                                                    | 5000                                             |                                          | 1000                          | 10000                                          |
| 150                                                         | 150                                                         | 300                                                   | 300                                              |                                          | 150                           | 1000                                           |
|                                                             |                                                             |                                                       |                                                  |                                          |                               |                                                |
| 150                                                         | 150                                                         | 300                                                   | 300                                              |                                          | 150                           | 1000                                           |
| 2000                                                        | 2000                                                        | 1億                                                    | 5000                                             |                                          | 2000                          | 10000                                          |
| 200                                                         | 100                                                         | 400                                                   | 400                                              |                                          | 200                           | 1000                                           |
| 1旅行50(年間限度額<br>100)                                         | 1旅行50(年間限度額<br>100)                                         | 100                                                   | 1旅行および保証期<br>間中50(1事故自己<br>負担3000円)              |                                          |                               | 100                                            |
| 海外メディカルヘルプ<br>(キャッシュレス治療2<br>4H、無休、日本語)                     | 海外総合サポートデス<br>ク(キャッシュレス治<br>療、24H無休、日本<br>語)                | 海外総合サポートデス<br>ク(キャッシュレス治<br>療、24H無休、日本<br>語)          | AD海外あんしんダ<br>イヤル                                 |                                          |                               |                                                |
| 国内旅行傷害                                                      | 国内旅行傷害                                                      | 国内旅行傷害                                                | 国内旅行障害                                           | 無し                                       | 国内旅行傷害                        | 国内旅行傷害                                         |
| 国内旅行中の障害や<br>火災事故などの補償                                      | 搭乗・乗車中、宿泊<br>中、募集旅行参加中<br>の障害や火災事故な<br>どの補償                 | 国内旅行中の障害<br>や火災事故などの補<br>償                            | 国内旅行中の交通<br>事故などのケガ宿泊<br>先での事故を補償                |                                          | 国内旅行での事故<br>に対応               | 公共交通機関搭乗中<br>の事故、宿泊中の火<br>災・爆発、ツアー参加<br>中の傷害事故 |
| ○                                                           | ○                                                           | ×                                                     | ×事前に旅行費用を<br>カードで払う                              |                                          | ○                             | ×(会員・家族会員)                                     |
| 損保ジャパン                                                      | JALUXサービス                                                   | 三井住友海上                                                | あいおいニッセイ同<br>和損害保険                               |                                          | ジェイアイ傷害火災保険                   |                                                |
| 5000                                                        | 5000                                                        | 5000                                                  | 5000                                             |                                          | 1000                          | 10000                                          |
| 7日以上入院の場合1<br>日目から保障 入院1<br>日1万円 通院1日<br>2000円 手術1万円×<br>倍率 | 7日以上入院の場合1<br>日目から保障 入院1<br>日1万円 通院1日<br>2000円 手術1万円×<br>倍率 |                                                       | 8日以上入院で入<br>院1日5000円 通院1<br>日2000円               |                                          |                               | 入院日額5000、手術<br>5000×10～40、通院日<br>額2000         |
|                                                             | ショッピングガード                                                   | お買物安心保険<br>(動産総合保険)                                   | ショッピング補償保<br>険(動産総合保険)                           | ショッピングガー<br>ド保険(海外)                      | ショッピングガード保<br>険(動産総合保険)       | ショッピングガード保険<br>(国内・外)                          |
| カードを利用して購入<br>した商品の損害を補<br>償                                | 海外でのカード利用購<br>入のみ補償                                         | カードを利用して購<br>入した商品の損害を<br>補償                          | カードを利用して購<br>入した商品の損害を<br>補償                     | カードを利用して<br>購入した物品の<br>90日以内の損害          | カードで購入した物<br>品の損害を90日以<br>内保証 | カードで購入した品物<br>の破損・盗難などの損<br>害を90日間補償           |
| ×                                                           | ×                                                           | ×                                                     | ×                                                | ×(自己負担額:<br>1回1万円)                       | ×                             | ×(1事故あたりの自己<br>負担額3000円)                       |
| 損保ジャパン                                                      | 東京海上日動                                                      | 三井住友海上                                                | あいおいニッセイ同<br>和                                   | 不明                                       | ジェイアイ傷害火災                     |                                                |
| 300 ただし1事故1<br>商品につき1万円本人<br>負担                             | 100                                                         | 300                                                   | 300 ただし1事故自<br>己負担金3000円全<br>損、火災の場合は自<br>己負担はナン | 100限度                                    | 150                           | 500(年間)                                        |
| 海外ホットライン(24<br>H、無休、日本語)                                    |                                                             | カード番号を入力し<br>て、高島屋保険<br>(0120-365-008)に<br>問い合わせしてほしい |                                                  | カード利用額OR<br>購入店領収書記<br>載金額-1万円<br>=補償限度額 | 1事故の自己負担額<br>3000円、除外品あり      | ライフアクシデントケア<br>制度(犯罪被害傷害保<br>険、空き巣被害傷害保<br>険)  |

クレジットカード付帯の保険調査

|                |                  |         | 13                                           | 14                                             | 15              | 16                 | 17                                                               | 18                 |
|----------------|------------------|---------|----------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------|--------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------|
| カード名・種類        |                  |         | エポスカード                                       | レクサスカード                                        | スターレックスニコス      | JALカード             | イオンゴールド                                                          | アメリカンエクスプレス        |
| 提携ブランド         |                  |         | VISA                                         | VISA                                           | VISA            | VISA               | VISA                                                             |                    |
| カード年会費(円)      |                  |         | 0                                            | 21000                                          | 1312            | 2100               | 無料                                                               | 12600(家族6300)      |
| 保険種類           |                  |         | 海外旅行傷害                                       | 海外旅行傷害                                         | 海外旅行傷害          | 海外旅行傷害             | 海外旅行傷害                                                           | 旅行傷害               |
| 補償内容           |                  |         | 海外旅行中での事故、疾病に対応                              | 海外旅行中での事故、疾病に対応                                | 海外旅行中での事故、疾病に対応 | 海外旅行中での事故のみ対応      | 海外旅行中での事故、疾病に対応                                                  | 海外旅行中での事故、疾病に対応    |
| 利用条件           | 自動付帯 ○<br>利用付帯 × |         | ○                                            | ○(プラチナ会員及び家族対象)                                | ×               | ○                  | ○                                                                | × 旅行代金か航空料金をカードで払う |
| 引受保険会社         |                  |         | 三井住友海上                                       | あいおいニッセイ同和                                     | 東京海上日動          | 東京海上日動火災保険         | あいおい損害保険                                                         | 損保ジャパン             |
| 補償金額<br>(単位万円) | 障害               | 死亡・後遺障害 | 500                                          | 10000                                          | 2000            | 1000               | 3000                                                             | 5000<br>(家族1000)   |
|                |                  | 治療費用    | 200                                          | 500                                            | 100             | 0                  | 200                                                              | 100                |
|                | 疾病               | 死亡      |                                              |                                                |                 |                    |                                                                  |                    |
|                |                  | 治療費用    | 270                                          | 500                                            | 100             | 0                  | 100                                                              | 100                |
|                | 個人賠償責任           |         | 270                                          | 5000                                           | 2000            | 0                  | 3000                                                             | 3000               |
|                | 救援者費用            |         | 100                                          | 500                                            | 100             | 100                | 100                                                              | 200                |
| 携行品損害          |                  | 20      | 100                                          | 20                                             | 0               | 30                 | 30                                                               |                    |
| その他付帯サービス      |                  |         | 緊急デスク・ドクター・ホットライン・インフォメーションサービス・リザーベーションサービス | 緊急医療アシスタンスサービス、相談紹介サービス                        |                 |                    |                                                                  | 航空便遅延費用保障(海外旅行)    |
| 保険種類           |                  |         | 無し                                           | 国内旅行傷害                                         | 無(ゴールドは有)       | 国内旅行傷害             | 国内旅行傷害                                                           | 国内旅行障害             |
| 補償内容           |                  |         |                                              | 国内旅行中の公共交通機関搭乗中の事故・宿泊施設での火災・爆発事故、募集型企画旅行参加中の事故 |                 | 国内旅行中の障害や火災事故などの補償 |                                                                  |                    |
| 利用条件           | 自動付帯 ○<br>利用付帯 × |         | ○ プラチナ会員のみの対象                                |                                                | ○               | ×                  | ×                                                                | × 旅行代金か航空料金をカードで払う |
| 引受保険会社         |                  |         |                                              | あいおいニッセイ同和                                     |                 | JALUX保険サービス        |                                                                  | 損保ジャパン             |
| 補償金額<br>(単位万円) | 障害               | 死亡・後遺障害 |                                              | 10000                                          |                 | 1000               | 3000                                                             | 5000(家族1000)       |
|                |                  | 治療費用    |                                              | 8日以上入院で5000円／1日、8日以上通院で2000円／1日                |                 |                    | 傷害入院 日額5000円(8日以上入院時)傷害通院 日額3000円(8日以上通院時)                       |                    |
| 保険種類           |                  |         |                                              | ショッピング補償保険                                     |                 |                    | お買物安心保険(動産総合保険)                                                  |                    |
| 補償内容           |                  |         |                                              | カードで購入した商品の偶然事故による損害を90日以内補償                   |                 |                    | カードで購入した5,000円以上の商品が偶然による事故で商品に被害を受けた場合、購入日から180日間               |                    |
| 利用条件           | 自動付帯 ○<br>利用付帯 × |         |                                              |                                                |                 |                    | ×                                                                |                    |
| 引受保険会社         |                  |         |                                              | あいおいニッセイ同和                                     |                 |                    | あいおい                                                             |                    |
| 補償金額<br>(単位万円) |                  |         |                                              | 500                                            |                 |                    | 300                                                              |                    |
| その他            |                  |         |                                              | 1事故あたりの自己負担額3000円                              |                 |                    | エース保険 シフトアッププランを申し込むと国内、海外保ちらも、足りない部分の保険を付加することができる。ただしネット申し込み限定 |                    |

クレジットカード付帯の保険調査

| 19                                          | 20                         | 21                                                          | 22                                                        | 23                                                 | 24                                                                     |
|---------------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| JCBゴールド                                     | JCB EIT                    | セゾンカード                                                      | JFRカード                                                    | 三井住友ゴールド                                           | 京阪カード                                                                  |
|                                             |                            | JCB                                                         | VISA                                                      | VISA                                               | VISA                                                                   |
| 10500                                       | 無料                         | 300円+300円<br>+300円                                          | 1050円                                                     | 10500                                              | 無料(2年目からは前年度利用<br>が5000円以上あれば無料)                                       |
| 海外旅行傷害                                      | 海外旅行傷害                     | 海外旅行傷害                                                      | 海外旅行傷害                                                    | 海外旅行傷害                                             | 海外旅行傷害                                                                 |
| 海外旅行中での事故、疾病に<br>対応                         | 海外旅行中での<br>事故、ケガ、疾病<br>に対応 | 海外旅行中での事故、<br>ケガ、疾病に対応                                      | 海外旅行中での事故、<br>ケガ、疾病に対応                                    | 海外旅行中での事<br>故、ケガ、疾病に対応                             | 海外旅行中での事故、ケガ、疾<br>病に対応                                                 |
| × 旅行代金か航空<br>料金をカードで払う                      | ○                          | ○                                                           | ○                                                         | ○                                                  | ×                                                                      |
| 日本興亜(幹事)、あいおいニッ<br>セイ同和、三井住友海上火災            | 日本興亜損保                     | セゾン自動車火災(幹事会<br>社)・損保ジャパン                                   | 三井住友海上火災                                                  | 三井住友海上火災                                           | 不明                                                                     |
| 1億                                          | 5000                       | 2000                                                        | 0                                                         | 2000                                               | 20000                                                                  |
| 300                                         | 100                        | 0                                                           | 50                                                        | 300                                                | 100                                                                    |
|                                             |                            | 0                                                           |                                                           |                                                    | なし                                                                     |
| 300                                         | 100                        | 入院日額1500円・通<br>院日額1000円                                     | 50                                                        | 300                                                | 100                                                                    |
| 1億                                          | 2000                       | 1億                                                          | 2000                                                      | 5000                                               | 1億                                                                     |
| 400                                         | 100                        | なし                                                          | 100                                                       | 500                                                | 100                                                                    |
| 50～100                                      | 20                         | 身の回り品10万円                                                   | 15                                                        | 50                                                 | 10                                                                     |
|                                             |                            |                                                             |                                                           | 生計を共にする未成年<br>者の特約あり                               |                                                                        |
| 国内旅行傷害                                      |                            |                                                             | 国内旅行傷害                                                    | 国内旅行傷害                                             |                                                                        |
| 国内旅行中での事故に対応                                |                            | 国内外補償開始日以降<br>に交通事故やスポー<br>ツ、レジャー、仕事中の<br>どのケガ              | 公共交通乗用具搭乗<br>中傷害事故・宿泊火災<br>傷害事故・募集型企画<br>旅行参加中傷害事故        | 国内旅行中の障害、<br>火災事故などの補償                             |                                                                        |
| ○                                           |                            | ○                                                           | ×                                                         | ○                                                  |                                                                        |
| 損保ジャパン                                      |                            | セゾン自動車火災(幹事会<br>社)・損保ジャパン                                   | 三井住友海上火災                                                  | 三井住友海上火災                                           |                                                                        |
| 5000                                        |                            | なし                                                          | 2000                                                      | 5000                                               |                                                                        |
| 入院5000円/1日、手術補償金<br>5000円×倍率、通院2000円/1<br>日 |                            | 入院日額1500円・通<br>院日額1000円                                     |                                                           | 入院日額5000円、通<br>院日額2000円(8日<br>以上の入院、手術<br>5000x倍率) |                                                                        |
| ショッピングガード保険                                 | ショッピングガード<br>保険            | ショッピングガード保険                                                 | お買物安心保険<br>(動産総合保険)                                       | お買物安心保険<br>(動産総合保険)                                |                                                                        |
| カードを利用して購入した商品の<br>損害を補償                    |                            | カードで購入した商品が<br>購入日から180日間に<br>破損や盗難などの偶然<br>な事故損害にあった場<br>合 | カードで購入した商品<br>が購入日から90日間<br>に破損や盗難など偶然<br>な事故損害にあった場<br>合 | 購入日の翌日から90<br>日間                                   |                                                                        |
| ×                                           | ×                          | ×                                                           | ×                                                         | ×                                                  |                                                                        |
|                                             |                            | セゾン自動車火災(幹事<br>会社)・損保ジャパン                                   | 三井住友海上火災                                                  | 三井住友海上火災                                           |                                                                        |
| 300/年間                                      | 100/年間                     | カードで購入した商品補<br>償限度額100万円 身<br>の回り品の損害10万円                   | 100                                                       | 300                                                |                                                                        |
|                                             |                            |                                                             |                                                           |                                                    | 海外旅行保険については自分の<br>カード番号を伝え専門の窓口<br>に問いあわせてほしい・フリー<br>アクト(0120-180-064) |

## 〔２〕子どもを取り巻く生活環境

～通学路&ケータイ・インターネット～

NPO法人 関西消費者連合会・八尾市消費問題研究会

(発表者) 西寺美代子

### はじめに

子どもの問題として、通学路の問題に長年取り組んできましたが、昨年４月、京都府亀岡市で軽自動車が集団登校中の児童の列に突っ込み、小学生を含む１０人が死傷するという痛ましい事故が発生しました。その後も絶えることがありません。安全であるべき通学路で子どもの生命が脅かされています。総務省に早急な改善を求めるとともに通学路の安全点検を実施しました。

また一方で、昭和３７年から苦情相談を開設していますが、ケータイやインターネット利用で、子どもが当事者となるトラブルが増加しています。未然防止、拡大防止のため、ケータイの実態調査や安全教室の開催、街頭でのチラシ配布など、啓発運動を進めています。

### 【通学路改善の取り組み】

通学路の調査(関係期間に要望、改善された通学路)

平成２０年６月に要望



歩道の真ん中に電柱

平成２０年１２月改修



電柱が撤去された歩道

### ○通学路の危険箇所調査

|      |                      |
|------|----------------------|
| 調査対象 | 市内全域の通学路             |
| 調査期間 | 平成２４年５月１日～平成２４年５月３０日 |
| 調査員  | ３０人                  |

# 通学路危険箇所実態調査表

平成 24 年 5 月 吉日

八尾市女性団体連合会  
NPO 法人関西消費者連合会  
会 長 角 田 禮 子

## ～子どもたちの事故や被害に関して～

### 危険箇所など実態調査(ご依頼)

《昨今、子どもたちにたいする痛ましい交通事故や被害が多発しています！》

今回市内で、危険箇所などの実態調査をおこない、行政相談(近畿管区行政評価局)に報告し、改善を求めてまいります。

次の点があれば、箇所がわかるように附近の住所、目印など記入お願い致します

○車が一時停止なく、車・歩道に車が侵入してくる。

〔住所・目印など〕

8 2 カ所

○路上・違法駐車などが常にある、見通しがわるい。

〔住所・目印など〕

9 5 カ所

○横断歩道はあるが、徐行することなく車が走ってくる。

〔住所・目印など〕

8 6 カ所

○途中、アーチ(自転車止)などがなく、子どもたちの間を自転車が縫うように走っていく。

〔住所・目印など〕

3 3 カ所

○坂道などで、見通しが悪く、後方よりの自転車に注意がいる。

〔住所・目印など〕

3 2 カ所

○ガードレールがなく、右・左折車が白線をこえて曲がってくるので危険である。

〔住所・目印など〕

4 5 カ所

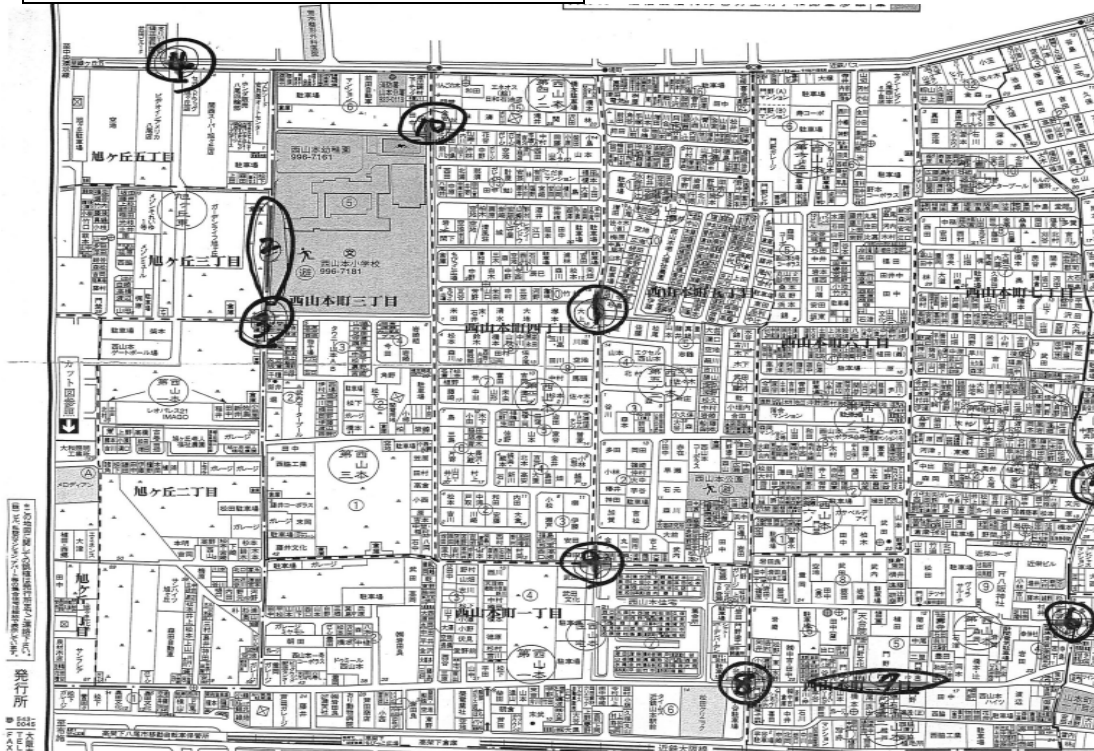
○よく自転車が、歩行者を無視してスピードを出したり、ケータイなどで通話しながら走っている。

〔住所・目印など〕

1 4 0 カ所



市内全地域を調査(危険な場所を地図に記入)



☆歩道がない！

☆見通しが悪い！

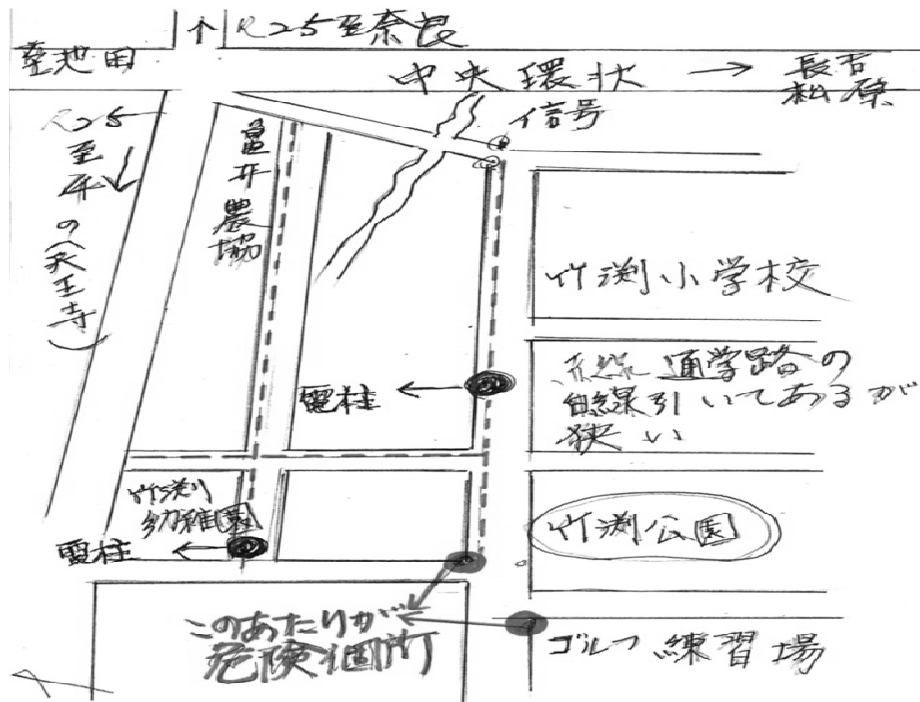
写真で提出された危険箇所





道路幅が狭く、歩道もないのに、抜け道として交通量が多い。





### 【通学路の改善・啓発活動】

- 平成24年5月 総務省に通学路改善を求めて通告したところ、1ヵ月後、総務省が調査に入り、現在検討中。
- 八尾市長をはじめ関係者に市内の通学路改善を要望しています。
- 市内地図に危険箇所を記して、消費者大会や消費生活展などで広く市民に公開し、我が町の通学路の実態を知り、事故の未然防止を求めて活動を続けています。

### 【ケータイ&インターネットの問題】

青少年のケータイ(PHS、スマートフォン含む)利用実態調査

|      |                      |           |     |
|------|----------------------|-----------|-----|
| 調査方法 | アンケート・聞き取り方式(複数回答)   |           |     |
| 調査対象 | 一般市民・男女(小学生、中学生、高校生) |           |     |
| 調査期間 | 平成24年9月20日～10月20日    |           |     |
| 配布数  | 142枚                 | 小学生(男女合計) | 45人 |
|      |                      | 中学生(男女合計) | 51人 |
|      |                      | 高校生(男女合計) | 46人 |
| 回収数  | 142枚                 |           |     |
| 回収率  | 100%                 |           |     |



| 問1<br>ケータイ<br>(PHS、<br>スマートフォン含む) | 高校生   |        |       |        | 中学生   |        |       |        | 小学生   |        |       |        |
|-----------------------------------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
|                                   | 男     |        | 女     |        | 男     |        | 女     |        | 男     |        | 女     |        |
|                                   | 持っている | 持っていない | 持っている | 持っていない | 持っている | 持っていない | 持っている | 持っていない | 持っている | 持っていない | 持っている | 持っていない |
|                                   | 24    | 0      | 22    | 0      | 20    | 0      | 30    | 1      | 11    | 6      | 17    | 11     |

高校生、中学生は100%近くが、小学生は約62%が持っています。

| 問2<br>誰とメール<br>や通話をし<br>ますか。<br><br>どんな利用<br>をしますか。 | 高校生 |     |     |                    |     |    |     |     |                    |     |
|-----------------------------------------------------|-----|-----|-----|--------------------|-----|----|-----|-----|--------------------|-----|
|                                                     | 男   |     |     |                    |     | 女  |     |     |                    |     |
|                                                     | 家族  | 友だち | ゲーム | 動画<br>音楽<br>ダウンロード | その他 | 家族 | 友だち | ゲーム | 動画<br>音楽<br>ダウンロード | その他 |
|                                                     | 22  | 24  | 16  | 16                 | 0   | 19 | 22  | 8   | 11                 | 0   |
|                                                     | 中学生 |     |     |                    |     |    |     |     |                    |     |
|                                                     | 男   |     |     |                    |     | 女  |     |     |                    |     |
|                                                     | 家族  | 友だち | ゲーム | 動画<br>音楽<br>ダウンロード | その他 | 家族 | 友だち | ゲーム | 動画<br>音楽<br>ダウンロード | その他 |
|                                                     | 19  | 20  | 12  | 8                  | 2   | 27 | 28  | 14  | 11                 | 1   |
|                                                     | 小学生 |     |     |                    |     |    |     |     |                    |     |
|                                                     | 男   |     |     |                    |     | 女  |     |     |                    |     |
|                                                     | 家族  | 友だち | ゲーム | 動画<br>音楽<br>ダウンロード | その他 | 家族 | 友だち | ゲーム | 動画<br>音楽<br>ダウンロード | その他 |
|                                                     | 11  | 4   | 2   | 0                  | 0   | 17 | 9   | 0   | 2                  | 0   |

高校生、中学生は90%以上が友だちと通話をしています。次いで家族、ゲームの順になっています。小学生は家族との通話が約62%、次いで友だちの順になっています。

| 問3<br>知らない人<br>(怪しい<br>人)からメ<br>ールが入っ<br>たことがあ<br>りますか。 | 高校生 |    |    |    | 中学生 |    |    |    | 小学生 |    |    |    |
|---------------------------------------------------------|-----|----|----|----|-----|----|----|----|-----|----|----|----|
|                                                         | 男   |    | 女  |    | 男   |    | 女  |    | 男   |    | 女  |    |
|                                                         | ある  | ない | ある | ない | ある  | ない | ある | ない | ある  | ない | ある | ない |
|                                                         | 14  | 10 | 13 | 9  | 6   | 14 | 10 | 20 | 1   | 10 | 1  | 16 |

高校生で約59%、中学生で約31%が知らない人(怪しい人)からのメールが入っています。

| 問 4<br>オンライン<br>ゲームで<br>「無料」の<br>はずが高額<br>な料金を請<br>求されたこ<br>とがありま<br>すか | 高校生 |    |     |    |    |     |
|-------------------------------------------------------------------------|-----|----|-----|----|----|-----|
|                                                                         | 男   |    |     | 女  |    |     |
|                                                                         | ある  | ない | その他 | ある | ない | その他 |
|                                                                         | 1   | 23 | 0   | 3  | 19 | 0   |
|                                                                         | 中学生 |    |     |    |    |     |
|                                                                         | 男   |    |     | 女  |    |     |
|                                                                         | ある  | ない | その他 | ある | ない | その他 |
|                                                                         | 1   | 22 | 0   | 3  | 25 | 0   |
|                                                                         | 小学生 |    |     |    |    |     |
|                                                                         | 男   |    |     | 女  |    |     |
|                                                                         | ある  | ない | その他 | ある | ない | その他 |
|                                                                         | 1   | 21 | 0   | 0  | 23 | 0   |

高額な料金を請求された人が高校生が 4 人、中学生が 4 人、小学生が 1 人います。

| 問 5<br><br>問 3・問 4<br>で「ある」<br>と答えた<br>方、どこか<br>に相談され<br>ましたか。 | 高校生    |                             |        |                  |                  |             |        |                             |        |                  |                  |             |
|----------------------------------------------------------------|--------|-----------------------------|--------|------------------|------------------|-------------|--------|-----------------------------|--------|------------------|------------------|-------------|
|                                                                | 男      |                             |        |                  |                  |             | 女      |                             |        |                  |                  |             |
|                                                                | 家<br>族 | 消費<br>者<br>セ<br>ン<br>タ<br>ー | 警<br>察 | シ<br>ョ<br>ッ<br>プ | 無<br>視<br>し<br>た | そ<br>の<br>他 | 家<br>族 | 消費<br>者<br>セ<br>ン<br>タ<br>ー | 警<br>察 | シ<br>ョ<br>ッ<br>プ | 無<br>視<br>し<br>た | そ<br>の<br>他 |
|                                                                | 7      | 1                           | 0      | 0                | 12               | 0           | 9      | 1                           | 0      | 2                | 6                | 0           |
|                                                                | 中学生    |                             |        |                  |                  |             |        |                             |        |                  |                  |             |
|                                                                | 男      |                             |        |                  |                  |             | 女      |                             |        |                  |                  |             |
|                                                                | 家<br>族 | 消費<br>者<br>セ<br>ン<br>タ<br>ー | 警<br>察 | シ<br>ョ<br>ッ<br>プ | 無<br>視<br>し<br>た | そ<br>の<br>他 | 家<br>族 | 消費<br>者<br>セ<br>ン<br>タ<br>ー | 警<br>察 | シ<br>ョ<br>ッ<br>プ | 無<br>視<br>し<br>た | そ<br>の<br>他 |
|                                                                | 7      | 0                           | 0      | 1                | 2                | 0           | 10     | 0                           | 0      | 0                | 2                | 1           |
|                                                                | 小学生    |                             |        |                  |                  |             |        |                             |        |                  |                  |             |
|                                                                | 男      |                             |        |                  |                  |             | 女      |                             |        |                  |                  |             |
|                                                                | 家<br>族 | 消費<br>者<br>セ<br>ン<br>タ<br>ー | 警<br>察 | シ<br>ョ<br>ッ<br>プ | 無<br>視<br>し<br>た | そ<br>の<br>他 | 家<br>族 | 消費<br>者<br>セ<br>ン<br>タ<br>ー | 警<br>察 | シ<br>ョ<br>ッ<br>プ | 無<br>視<br>し<br>た | そ<br>の<br>他 |
|                                                                | 1      | 1                           | 0      | 0                | 1                | 0           | 1      | 0                           | 0      | 1                | 1                | 0           |

ほとんどが、家族に相談したり、無視したりしているようです。

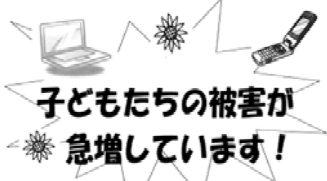
| 問 6<br>こまっ<br>てい<br>るこ<br>と | 高校生                 |                |                     |                            |             |                     |                |                     |                            |             |
|-----------------------------|---------------------|----------------|---------------------|----------------------------|-------------|---------------------|----------------|---------------------|----------------------------|-------------|
|                             | 男                   |                |                     |                            |             | 女                   |                |                     |                            |             |
|                             | 通話<br>料金<br>が高<br>い | 電話<br>機が<br>高い | 使い<br>方が<br>難し<br>い | 初期<br>設定<br>がわ<br>から<br>ない | そ<br>の<br>他 | 通話<br>料金<br>が高<br>い | 電話<br>機が<br>高い | 使い<br>方が<br>難し<br>い | 初期<br>設定<br>がわ<br>から<br>ない | そ<br>の<br>他 |
|                             | 24                  | 18             | 2                   | 3                          | 0           | 20                  | 15             | 13                  | 3                          | 0           |

| 問 6<br>(続き) | 中学生             |                |                     |                    |         |                 |                |                     |                    |         |
|-------------|-----------------|----------------|---------------------|--------------------|---------|-----------------|----------------|---------------------|--------------------|---------|
|             | 男               |                |                     |                    |         | 女               |                |                     |                    |         |
|             | 通話<br>料金が<br>高い | 電話<br>機が高<br>い | 使い<br>方が<br>難し<br>い | 初期設<br>定がわ<br>からない | その<br>他 | 通話<br>料金が<br>高い | 電話<br>機が高<br>い | 使い<br>方が<br>難し<br>い | 初期設<br>定がわ<br>からない | その<br>他 |
|             | 14              | 12             | 1                   | 1                  | 0       | 27              | 17             | 3                   | 2                  | 0       |
|             | 小学生             |                |                     |                    |         |                 |                |                     |                    |         |
|             | 男               |                |                     |                    |         | 女               |                |                     |                    |         |
|             | 通話<br>料金が<br>高い | 電話<br>機が高<br>い | 使い<br>方が<br>難し<br>い | 初期設<br>定がわ<br>からない | その<br>他 | 通話<br>料金が<br>高い | 電話<br>機が高<br>い | 使い<br>方が<br>難し<br>い | 初期設<br>定がわ<br>からない | その<br>他 |
|             | 11              | 2              | 1                   | 1                  | 0       | 17              | 14             | 2                   | 0                  | 0       |

こまっ  
てい  
るこ  
と

〔ケータイ・インターネット被害の未然防止、拡大防止への取り組み〕

被害の実態、防止、対処の仕方などのチラシ配布、各戸へのポスティングや学校、PTA、地域の団体へ、出張講座で情報提供をするとともに、親子で参加の「ケータイ&インターネット安全教室」の開催をしました。



**子どもたちの被害が急増しています！**

**\*ケータイ&インターネットの安心安全な使い方\*** 一緒に学びませんか！  
「無料です」

講師 大府八尾警察署 生活安全課 少年係長 福永 浩一氏

日時 平成24年8月21日(火)  
午後1時30分～2時30分

場所 八尾市立くらし学習館 2階

対象者 市内在住の小・中学生と保護者の方

申し込み 平成24年8月6日(月)～17(金)

【申し込み・問い合わせ先】 電話 922-6185 FAX 993-2772  
八尾市女性団体連合 HPO法人関西消費生活連合 八尾市消費生活センター  
主催連合会 大阪支所 住所 八尾市本町2-10-19

**ケータイ&インターネット安全教室**

**6月・8月に開催**



八尾警察署生活安全課 少年係長を講師に迎えて勉強会

○「FMちゃお」、子ども消費者教室、消費者大会などの諸会合で情報発信をしています。



### 〔 3 〕 2012年府内市町村消費者行政調査から見てきたこと

全大阪消費者団体連絡会

（発表者） 井上 浩子 ・ 藤本 泰子 ・ 森山 剛

飯田 秀男 ・ 大森 隆

#### はじめに

国は、消費者庁が発足した 2009 年度からの 3 年程度を、“地方消費者行政強化のための集中育成・強化期間” としました。その中の施策のうち、地方消費者行政活性化基金は当初の 3 年間から 1 年延長され、2012 年度が最終年度となります。

2009 年からの 4 年間で大阪府内市町村の消費者行政の強化がすすんでいるのか、特に地方消費者行政活性化基金がどのように活用されたのかについて、昨年行った調査結果を発表します。

#### 【Ⅰ. 調査の概要】

- 1) 府内 43 市町村を対象に、消費者行政予算、相談件数・内容、職員体制などの状況についてアンケート調査を行いました。
- 2) 調査票は 2012 年 9 月に市町村担当課に送付し、43 全市町村より回答を得ました。

#### 【Ⅱ. 集計結果】

＊市町村を人口規模で 4 つのグループに分けて検討しました。

＊“地方消費者行政強化のための集中育成・強化期間”前のデータとの比較検討を行いました。

＊国が地方の自主財源の拡充策として、市町村への地方交付税算定における消費者行政に係る基準財政需要（人口 10 万人の標準団体）を 2008 年度の 500 万円から 2009 年度に倍増したとしていることをふまえ、これを住民一人当たりへ換算した 2008 年度の 50 円、2009 年度の 100 円という金額を一つの目安として検討しました。

#### 1) 2012 年度消費者行政予算の特徴（表 1 参照）

- ①府内市町村の 2012 年度消費者行政予算（当初予算）の合計額は約 9 億 4,900 万円です。そのうち、自主財源は 6 億 5,100 万円です。
- ②「基金」利用額は 2 億 9,900 万円で消費者行政予算の 31.5%を占めています。特に人口 10 万人～5 万人と 5 万人未満の自治体平均では約 6 割を占めており、「基金」が大きな役割を果たしています。
- ③住民一人当たり予算額は「基金」を含む合計額の総平均が 109 円と、100 円を上回りました。

(表1)2012年度消費者行政予算(当初予算、物価行政関係を除く)

|          | 市町村  | 当初予算額（単位：千円）     |            |                  |            |         |                        |                  | 住民一人当たり当初予算額（単位：円） |            |                  |            |     |                        |                  | 合計額に<br>占める<br>活性化基<br>金の比率 | 合計額に<br>占める<br>相談員人<br>件費の比<br>率 |
|----------|------|------------------|------------|------------------|------------|---------|------------------------|------------------|--------------------|------------|------------------|------------|-----|------------------------|------------------|-----------------------------|----------------------------------|
|          |      | 自主財源             |            | 消費者行政<br>活性化基金   |            | 合計額     |                        |                  | 自主財源               |            | 消費者行政<br>活性化基金   |            | 合計額 |                        |                  |                             |                                  |
|          |      | 相談員<br>人件費<br>以外 | 相談員<br>人件費 | 相談員<br>人件費<br>以外 | 相談員<br>人件費 | 総額      | うち<br>相談員<br>人件費<br>以外 | うち<br>相談員<br>人件費 | 相談員<br>人件費<br>以外   | 相談員<br>人件費 | 相談員<br>人件費<br>以外 | 相談員<br>人件費 | 総額  | うち<br>相談員<br>人件費<br>以外 | うち<br>相談員<br>人件費 |                             |                                  |
| 人口30万人以上 | 大阪市  | 125,375          | 44,949     | 26,304           | 11,579     | 208,207 | 151,679                | 56,528           | 49                 | 18         | 10               | 5          | 82  | 60                     | 22               | 18.2%                       | 27.1%                            |
|          | 堺市   | 39,334           | 30,747     | 18,098           | 3,376      | 91,555  | 57,432                 | 34,123           | 47                 | 37         | 22               | 4          | 109 | 68                     | 41               | 23.5%                       | 37.3%                            |
|          | 東大阪市 | 9,107            | 17,873     | 16,919           | 0          | 43,899  | 26,026                 | 17,873           | 19                 | 37         | 35               | 0          | 90  | 54                     | 37               | 38.5%                       | 40.7%                            |
|          | 枚方市  | 19,423           | 15,659     | 11,644           | 0          | 46,726  | 31,067                 | 15,659           | 48                 | 39         | 29               | 0          | 115 | 76                     | 39               | 24.9%                       | 33.5%                            |
|          | 豊中市  | 48,126           | 21,901     | 13,691           | 0          | 83,718  | 61,817                 | 21,901           | 123                | 56         | 35               | 0          | 214 | 158                    | 56               | 16.4%                       | 26.2%                            |
|          | 高槻市  | 5,539            | 12,084     | 31,314           | 3,022      | 51,959  | 36,853                 | 15,106           | 16                 | 34         | 88               | 9          | 147 | 104                    | 43               | 66.1%                       | 29.1%                            |
|          | 吹田市  | 11,792           | 14,930     | 1,221            | 0          | 27,943  | 13,013                 | 14,930           | 34                 | 43         | 3                | 0          | 80  | 37                     | 43               | 4.4%                        | 53.4%                            |
|          | 平均   | 36,957           | 22,592     | 17,027           | 2,568      | 79,144  | 53,984                 | 25,160           | 48                 | 29         | 22               | 3          | 103 | 70                     | 33               | 24.8%                       | 31.8%                            |

|           |       |        |        |        |       |        |        |        |     |    |     |    |     |     |    |       |       |
|-----------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-----|----|-----|----|-----|-----|----|-------|-------|
| 人口30万10万人 | 茨木市   | 7,971  | 13,635 | 4,045  | 0     | 25,651 | 12,016 | 13,635 | 29  | 50 | 15  | 0  | 94  | 44  | 50 | 15.8% | 53.2% |
|           | 八尾市   | 4,467  | 8,755  | 5,254  | 0     | 18,476 | 9,721  | 8,755  | 17  | 33 | 20  | 0  | 70  | 37  | 33 | 28.4% | 47.4% |
|           | 寝屋川市  | 5,871  | 11,545 | 3,841  | 0     | 21,257 | 9,712  | 11,545 | 24  | 48 | 16  | 0  | 89  | 40  | 48 | 18.1% | 54.3% |
|           | 岸和田市  | 7,956  | 8,386  | 10,978 | 0     | 27,320 | 18,934 | 8,386  | 40  | 42 | 55  | 0  | 136 | 95  | 42 | 40.2% | 30.7% |
|           | 和泉市   | 1,931  | 4,470  | 908    | 4,376 | 11,685 | 2,839  | 8,846  | 10  | 24 | 5   | 24 | 63  | 15  | 48 | 45.2% | 75.7% |
|           | 守口市   | 25,826 | 13,047 | 2,748  | 0     | 41,621 | 28,574 | 13,047 | 179 | 91 | 19  | 0  | 289 | 198 | 91 | 6.6%  | 31.3% |
|           | 門真市   | 4,271  | 7,216  | 4,830  | 0     | 16,317 | 9,101  | 7,216  | 33  | 56 | 37  | 0  | 126 | 70  | 56 | 29.6% | 44.2% |
|           | 箕面市   | 2,964  | 7,682  | 14,072 | 0     | 24,718 | 17,036 | 7,682  | 23  | 61 | 112 | 0  | 196 | 135 | 61 | 56.9% | 31.1% |
|           | 松原市   | 213    | 4,384  | 2,463  | 367   | 7,427  | 2,676  | 4,751  | 2   | 35 | 20  | 3  | 60  | 22  | 38 | 38.1% | 64.0% |
|           | 大東市   | 189    | 6,545  | 4,409  | 1,274 | 12,417 | 4,598  | 7,819  | 2   | 53 | 36  | 10 | 100 | 37  | 63 | 45.8% | 63.0% |
|           | 富田林市  | 183    | 1,611  | 1,762  | 1,769 | 5,325  | 1,945  | 3,380  | 2   | 14 | 15  | 15 | 45  | 17  | 29 | 66.3% | 63.5% |
|           | 羽曳野市  | 300    | 1,316  | 349    | 1,120 | 3,085  | 649    | 2,436  | 3   | 11 | 3   | 10 | 27  | 6   | 21 | 47.6% | 79.0% |
|           | 河内長野市 | 1,653  | 7,769  | 7,220  | 0     | 16,642 | 8,873  | 7,769  | 15  | 69 | 64  | 0  | 147 | 78  | 69 | 43.4% | 46.7% |
|           | 池田市   | 1,613  | 9,783  | 3,613  | 0     | 15,009 | 5,226  | 9,783  | 16  | 96 | 35  | 0  | 147 | 51  | 96 | 24.1% | 65.2% |
|           | 泉佐野市  | 643    | 6,360  | 2,889  | 0     | 9,892  | 3,532  | 6,360  | 6   | 63 | 29  | 0  | 98  | 35  | 63 | 29.2% | 64.3% |
|           | 平均    | 4,403  | 7,500  | 4,625  | 594   | 17,123 | 9,029  | 8,094  | 28  | 48 | 29  | 4  | 109 | 57  | 51 | 30.5% | 47.3% |

|          |       |       |       |        |       |        |        |       |    |     |     |    |     |     |     |       |       |
|----------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|--------|-------|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-------|-------|
| 人口10万5万人 | 貝塚市   | 655   | 5,784 | 21,428 | 0     | 27,867 | 22,083 | 5,784 | 7  | 64  | 238 | 0  | 310 | 246 | 64  | 76.9% | 20.8% |
|          | 摂津市   | 1,080 | 7,405 | 2,951  | 0     | 11,436 | 4,031  | 7,405 | 13 | 89  | 35  | 0  | 137 | 48  | 89  | 25.8% | 64.8% |
|          | 交野市   | 57    | 6,591 | 7,600  | 0     | 14,248 | 7,657  | 6,591 | 1  | 84  | 97  | 0  | 182 | 98  | 84  | 53.3% | 46.3% |
|          | 泉大津市  | 308   | 2,017 | 0      | 1,018 | 3,343  | 308    | 3,035 | 4  | 26  | 0   | 13 | 44  | 4   | 40  | 30.5% | 90.8% |
|          | 柏原市   | 88    | 690   | 8,305  | 0     | 9,083  | 8,393  | 690   | 1  | 10  | 115 | 0  | 126 | 116 | 10  | 91.4% | 7.6%  |
|          | 藤井寺市  | 63    | 1,200 | 4,025  | 444   | 5,732  | 4,088  | 1,644 | 1  | 18  | 61  | 7  | 87  | 62  | 25  | 78.0% | 28.7% |
|          | 泉南市   | 202   | 2,550 | 4,097  | 864   | 7,713  | 4,299  | 3,414 | 3  | 40  | 64  | 13 | 120 | 67  | 53  | 64.3% | 44.3% |
|          | 高石市   | 1,362 | 7,851 | 4,486  | 0     | 13,699 | 5,848  | 7,851 | 23 | 133 | 76  | 0  | 232 | 99  | 133 | 32.7% | 57.3% |
|          | 阪南市   | 110   | 1,794 | 7,570  | 0     | 9,474  | 7,680  | 1,794 | 2  | 31  | 131 | 0  | 164 | 133 | 31  | 79.9% | 18.9% |
|          | 大阪狭山市 | 2,283 | 1,975 | 2,335  | 1,384 | 7,977  | 4,618  | 3,359 | 40 | 34  | 41  | 24 | 139 | 81  | 59  | 46.6% | 42.1% |
|          | 四條畷市  | 648   | 1,350 | 1,404  | 3,683 | 7,085  | 2,052  | 5,033 | 11 | 24  | 25  | 65 | 125 | 36  | 89  | 71.8% | 71.0% |
|          | 平均    | 623   | 3,564 | 5,836  | 672   | 10,696 | 6,460  | 4,236 | 9  | 52  | 84  | 10 | 155 | 93  | 61  | 60.8% | 39.6% |

|         |       |     |       |       |     |       |       |       |    |     |     |    |     |     |     |         |         |
|---------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-------|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|---------|---------|
| 人口5万人未満 | 熊取町   | 46  | 1,499 | 2,823 | 838 | 5,206 | 2,869 | 2,337 | 1  | 34  | 64  | 19 | 117 | 65  | 53  | 70.3%   | 44.9%   |
|         | 島本町   | 464 | 870   | 670   | 375 | 2,379 | 1,134 | 1,245 | 15 | 29  | 22  | 12 | 78  | 37  | 41  | 43.9%   | 52.3%   |
|         | 豊能町   | 351 | 1,736 | 145   | 0   | 2,232 | 496   | 1,736 | 16 | 77  | 6   | 0  | 99  | 22  | 77  | 6.5%    | 77.8%   |
|         | 岬町    | 0   | 120   | 41    | 0   | 161   | 41    | 120   | 0  | 7   | 2   | 0  | 9   | 2   | 7   | 25.5%   | 74.5%   |
|         | 忠岡町   | 396 | 1,344 | 1,145 | 0   | 2,885 | 1,541 | 1,344 | 23 | 77  | 65  | 0  | 165 | 88  | 77  | 39.7%   | 46.6%   |
|         | 河南町   | 53  | 290   | 2,824 | 737 | 3,904 | 2,877 | 1,027 | 3  | 18  | 173 | 45 | 240 | 177 | 63  | 91.2%   | 26.3%   |
|         | 太子町   | 116 | 42    | 1,096 | 0   | 1,254 | 1,212 | 42    | 8  | 3   | 77  | 0  | 88  | 85  | 3   | 87.4%   | 3.3%    |
|         | 能勢町   | 0   | 0     | 0     | 0   | 0     | 0     | 0     | 0  | 0   | 0   | 0  | 0   | 0   | 0   | #DIV/0! | #DIV/0! |
|         | 田尻町   | 104 | 837   | 1,147 | 0   | 2,088 | 1,251 | 837   | 13 | 102 | 140 | 0  | 255 | 153 | 102 | 54.9%   | 40.1%   |
|         | 千早赤阪村 | 0   | 22    | 138   | 0   | 160   | 138   | 22    | 0  | 4   | 23  | 0  | 26  | 23  | 4   | 86.3%   | 13.8%   |
|         | 平均    | 153 | 676   | 1,003 | 195 | 2,027 | 1,156 | 871   | 8  | 36  | 53  | 10 | 107 | 61  | 46  | 59.1%   | 43.0%   |

|     |  |         |         |         |        |         |         |         |    |    |    |   |     |    |    |       |       |
|-----|--|---------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|----|----|----|---|-----|----|----|-------|-------|
| 総平均 |  | 7,747   | 7,363   | 6,112   | 842    | 22,065  | 13,859  | 8,206   | 38 | 36 | 30 | 4 | 109 | 69 | 41 | 31.5% | 37.2% |
| 総合計 |  | 333,133 | 316,614 | 262,802 | 36,226 | 948,775 | 595,935 | 352,840 |    |    |    |   |     |    |    |       |       |



自主財源だけの総平均は74円で、100円を上回る自治体は6自治体にとどまりました。

- ④人口規模グループ別の住民一人当たり予算平均額は、自主財源では人口規模が大きいほど予算額が大きい傾向があるものの、それ以上に自治体ごとのバラツキが大きいことが目立ちます。

「基金」を含む合計額では30万人以上の自治体が最も少なくなっており、「基金」が人口規模の小さい自治体の消費者行政予算を下支えしたことがここでも示されています。

- ⑤ただし、住民一人当たり自主財源予算額が少ない自治体は人口規模が小さい自治体に多くなっています。

自主財源50円未満は人口30～10万人規模で4自治体、10～5万人規模で6自治体、5万人未満で7自治体です。相談員人件費以外の住民一人当たり自主財源が10円未満の自治体が18あります。

## 2) 2009～2012年度平均の消費者行政予算の特徴（表2参照）

- ①「基金」が活用された2009～2012年度の平均の消費者行政予算額を、その前年の2008年度と比べると全自治体の総額で66.8%増加しており、「基金」が総額の29.5%を占めています。

- ②総額では減少した自治体はなく、26自治体で2倍以上に増えています。

人口規模グループ別平均では、人口規模が少ないほど増加率が大きくなっています。

- ③自主財源は平均17.6%増加しています。19自治体で1割以上増え、うち11自治体では5割以上増えており、自治体の自主的な努力が窺えます。

一方で、自主財源が減少している自治体が11自治体あります。その中には平均以上の水準から平均レベルに下がっている例と、元の水準が低い自治体が「基金」を利用しながら自主財源を更に減らしている例があります。

自主財源の増減には人口規模との相関は見られません。個々の自治体の判断による違いと考えられます。

- ④一人当たり予算額は、2008年度の67円から、2009～2012年度平均の総額で112円、自主財源で79円に増加しています。

50円以上は、2008年度の17自治体から2009～2012年度平均の総額で38自治体、自主財源で26自治体に増加しています。そのうち100円以上は、2008年度の4自治体から2009～2012年度平均の総額で21自治体、自主財源で6自治体に増加しています。

50円未満は、2008年度の25自治体から2009～2012年度平均の総額で5自治体、自主財源で17自治体に減少しています。

## 3) 「基金」の使途（表3参照）

- ①2009～2012年度に利用された「基金」を事業使途別にみると、「住民・社会人向けの広報等」が全体の半分近くを占めました。ほとんどの自治体で利用されており、どの人口規模別グループでも最も多く利用されています。

- ②金額構成比の2番目は「窓口の新設・移設・改修・拡大」です。「窓口開設日数・時間の拡大」や「相談員数、勤務時間の拡大」を挙げた自治体もあります。

- ・2012年度の消費生活センター：26カ所（2009年度以後に7カ所増）
- ・2009～2012年度に相談日または相談時間を拡大した自治体：15自治体
- ・2009～2012年度に相談員を増員した自治体：8自治体

(表2) 2009～2012年度消費者行政予算(物価行政関係を除く)の状況

|           |       | 市町村     | 予算額（千円） |           |         |         |         | 09～12年度平均の<br>08年度比増加率 |       | 住民一人当たり予算額（円） |           |     |      |    |
|-----------|-------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|------------------------|-------|---------------|-----------|-----|------|----|
|           |       |         | 08年度    | 09～12年度平均 |         |         |         | 総額                     | 自主財源  | 08年度          | 09～12年度平均 |     |      |    |
|           |       |         |         | 自主財源      | 総額      | 自主財源    | 基金      |                        |       |               | 自主財源      | 総額  | 自主財源 | 基金 |
|           |       |         |         |           |         | 金額      | 構成比     |                        |       |               |           |     |      |    |
| 人口30万人以上  | 大阪市   | 206,036 | 248,226 | 193,914   | 54,312  | 21.9%   | 20.5%   | -5.9%                  | 82    | 98            | 76        | 21  |      |    |
|           | 堺市    | 60,972  | 88,690  | 67,317    | 21,373  | 24.1%   | 45.5%   | 10.4%                  | 73    | 106           | 80        | 26  |      |    |
|           | 東大阪市  | 20,339  | 61,398  | 26,395    | 35,003  | 57.0%   | 201.9%  | 29.8%                  | 41    | 126           | 54        | 72  |      |    |
|           | 枚方市   | 17,527  | 46,819  | 32,897    | 13,921  | 29.7%   | 167.1%  | 87.7%                  | 43    | 115           | 81        | 34  |      |    |
|           | 豊中市   | 57,112  | 78,495  | 67,710    | 10,785  | 13.7%   | 37.4%   | 18.6%                  | 147   | 201           | 173       | 28  |      |    |
|           | 高槻市   | 17,423  | 33,914  | 17,651    | 16,264  | 48.0%   | 94.7%   | 1.3%                   | 49    | 95            | 50        | 46  |      |    |
|           | 吹田市   | 22,643  | 31,462  | 27,848    | 3,614   | 11.5%   | 38.9%   | 23.0%                  | 65    | 90            | 80        | 10  |      |    |
| 平均        |       | 57,436  | 84,143  | 61,962    | 22,182  | 26.4%   | 46.5%   | 7.9%                   | 75    | 110           | 81        | 29  |      |    |
| 人口30510万人 | 茨木市   | 22,905  | 24,731  | 21,535    | 3,196   | 12.9%   | 8.0%    | -6.0%                  | 85    | 91            | 79        | 12  |      |    |
|           | 八尾市   | 7,752   | 20,972  | 14,823    | 6,150   | 29.3%   | 170.5%  | 91.2%                  | 29    | 79            | 56        | 23  |      |    |
|           | 寝屋川市  | 19,327  | 24,602  | 17,691    | 6,911   | 28.1%   | 27.3%   | -8.5%                  | 80    | 103           | 74        | 29  |      |    |
|           | 岸和田市  | 1,960   | 24,366  | 16,774    | 7,593   | 31.2%   | 1143.2% | 755.8%                 | 10    | 121           | 83        | 38  |      |    |
|           | 和泉市   | 5,613   | 16,969  | 8,858     | 8,111   | 47.8%   | 202.3%  | 57.8%                  | 31    | 92            | 48        | 44  |      |    |
|           | 守口市   | 15,317  | 57,167  | 50,140    | 7,027   | 12.3%   | 273.2%  | 227.3%                 | 105   | 395           | 346       | 49  |      |    |
|           | 箕面市   | 11,463  | 22,971  | 11,961    | 11,010  | 47.9%   | 100.4%  | 4.3%                   | 92    | 180           | 94        | 86  |      |    |
|           | 門真市   | 10,501  | 17,297  | 11,238    | 6,059   | 35.0%   | 64.7%   | 7.0%                   | 81    | 136           | 88        | 47  |      |    |
|           | 松原市   | 4,754   | 7,007   | 4,780     | 2,227   | 31.8%   | 47.4%   | 0.5%                   | 38    | 56            | 38        | 18  |      |    |
|           | 大東市   | 6,489   | 12,102  | 6,697     | 5,405   | 44.7%   | 86.5%   | 3.2%                   | 52    | 97            | 54        | 43  |      |    |
|           | 富田林市  | 1,775   | 4,503   | 1,772     | 2,731   | 60.7%   | 153.7%  | -0.2%                  | 15    | 38            | 15        | 23  |      |    |
|           | 羽曳野市  | 1,789   | 4,015   | 1,749     | 2,265   | 56.4%   | 124.4%  | -2.2%                  | 15    | 34            | 15        | 19  |      |    |
|           | 河内長野市 | 7,764   | 13,672  | 8,772     | 4,900   | 35.8%   | 76.1%   | 13.0%                  | 67    | 119           | 77        | 43  |      |    |
|           | 池田市   | 11,581  | 14,888  | 11,471    | 3,417   | 22.9%   | 28.6%   | -0.9%                  | 113   | 146           | 112       | 33  |      |    |
|           | 泉佐野市  | 6,727   | 15,705  | 7,196     | 8,509   | 54.2%   | 133.5%  | 7.0%                   | 66    | 154           | 71        | 84  |      |    |
| 平均        |       | 9,048   | 18,731  | 13,030    | 5,701   | 30.4%   | 107.0%  | 44.0%                  | 57    | 119           | 83        | 36  |      |    |
| 人口1055万人  | 貝塚市   | 5,638   | 16,882  | 9,976     | 6,906   | 40.9%   | 199.4%  | 76.9%                  | 63    | 188           | 111       | 77  |      |    |
|           | 摂津市   | 7,805   | 9,740   | 8,103     | 1,637   | 16.8%   | 24.8%   | 3.8%                   | 94    | 118           | 98        | 20  |      |    |
|           | 交野市   | 6,304   | 13,103  | 7,107     | 5,996   | 45.8%   | 107.8%  | 12.7%                  | 80    | 167           | 91        | 77  |      |    |
|           | 泉大津市  | 2,429   | 4,491   | 2,608     | 1,883   | 41.9%   | 84.9%   | 7.4%                   | 32    | 59            | 34        | 25  |      |    |
|           | 柏原市   | 735     | 4,421   | 772       | 3,649   | 82.5%   | 501.5%  | 5.0%                   | 10    | 61            | 11        | 50  |      |    |
|           | 藤井寺市  | 1,325   | 3,767   | 1,263     | 2,505   | 66.5%   | 184.3%  | -4.7%                  | 20    | 57            | 19        | 38  |      |    |
|           | 泉南市   | 2,571   | 6,707   | 3,283     | 3,424   | 51.0%   | 160.9%  | 27.7%                  | 39    | 103           | 51        | 53  |      |    |
|           | 高石市   | 9,567   | 14,972  | 9,047     | 5,925   | 39.6%   | 56.5%   | -5.4%                  | 159   | 251           | 152       | 99  |      |    |
|           | 阪南市   | 1,862   | 4,988   | 1,877     | 3,111   | 62.4%   | 167.9%  | 0.8%                   | 32    | 86            | 32        | 54  |      |    |
|           | 大阪狭山市 | 749     | 3,258   | 1,748     | 1,510   | 46.4%   | 334.9%  | 133.3%                 | 13    | 57            | 30        | 26  |      |    |
|           | 四條畷市  | 1,598   | 4,628   | 1,716     | 2,912   | 62.9%   | 189.6%  | 7.4%                   | 28    | 81            | 30        | 51  |      |    |
| 平均        |       | 3,689   | 7,905   | 4,318     | 3,587   | 45.4%   | 114.3%  | 17.0%                  | 53    | 114           | 62        | 52  |      |    |
| 人口5万人未満   | 熊取町   | 1,602   | 3,435   | 1,567     | 1,867   | 54.4%   | 114.4%  | -2.2%                  | 36    | 77            | 35        | 42  |      |    |
|           | 島本町   | 1,058   | 2,108   | 1,358     | 750     | 35.6%   | 99.2%   | 28.3%                  | 36    | 71            | 46        | 25  |      |    |
|           | 豊能町   | 423     | 2,701   | 2,239     | 461     | 17.1%   | 538.4%  | 429.4%                 | 18    | 117           | 97        | 20  |      |    |
|           | 岬町    | 120     | 343     | 118       | 226     | 65.7%   | 185.8%  | -2.1%                  | 6     | 19            | 7         | 13  |      |    |
|           | 忠岡町   | 823     | 1,965   | 1,552     | 413     | 21.0%   | 138.8%  | 88.5%                  | 46    | 111           | 88        | 23  |      |    |
|           | 河南町   | 116     | 2,134   | 298       | 1,836   | 86.1%   | 1739.2% | 156.5%                 | 7     | 130           | 18        | 112 |      |    |
|           | 太子町   | 159     | 838     | 161       | 677     | 80.8%   | 426.9%  | 1.3%                   | 11    | 59            | 11        | 47  |      |    |
|           | 能勢町   | 0       | 0       | 0         | 0       | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0!                | 0     | 0             | 0         | 0   |      |    |
|           | 田尻町   | 32      | 1,511   | 1,005     | 506     | 33.5%   | 4621.9% | 3040.6%                | 4     | 185           | 123       | 62  |      |    |
|           | 千早赤阪村 | 28      | 218     | 22        | 196     | 90.1%   | 677.7%  | -23.2%                 | 4     | 35            | 3         | 32  |      |    |
|           | 平均    |         | 436     | 1,525     | 832     | 693     | 45.5%   | 249.7%                 | 90.7% | 23            | 80        | 44  | 36   |    |
|           | 総平均   |         | 13,551  | 22,609    | 15,930  | 6,678   | 29.5%   | 66.8%                  | 17.6% | 67            | 112       | 79  | 33   |    |
| 総合計       |       | 582,713 | 972,174 | 685,003   | 287,170 |         |         |                        |       |               |           |     |      |    |

※2008年度予算額は大阪府消費生活センター「市町村消費者施策の概要(平成21年7月)」より

- ③2 番目に利用自治体数が多いのが「相談員・職員の研修」です。金額的に多くはありませんが、人口 5 万人未満の自治体では金額構成比が高めになっています。
- ③3 番目に利用自治体数が多いのが「相談用備品・電話回線増加」です。人口 30 万人未満の各人口規模グループで金額構成比が高めになっています。

#### 4) 相談窓口開設日数と相談件数、職員体制（表 4 参照）

- ①消費生活センターを設置、もしくは相談日・時間を拡大した自治体では、2008 年度比で相談件数が増加している自治体が多くなっています。
- ②専任正規職員を配置しているのは 8 自治体にとどまっており、今後の課題となっています。

#### 5) 2013 年度以降の予算編成について（表 5 参照）

- ①2013 年度の自主財源額の見込みについて、12 自治体が「積み増し」、20 自治体が「維持」と回答しましたが、7 自治体は「確保が難しい」としています。
- ②2013 年度以降の国の財政支援については、37 自治体が「必要」と回答しました。「研修」や「広報・啓発」「相談員人件費」「窓口維持・拡充」への支援が求められています。

### おわりに

- ①2009～2012 年度の 4 年間で、府内市町村の消費者行政予算は増加傾向に転じました。「基金」が市町村の消費者行政予算を下支えし、特に人口（予算）規模が小さい自治体で不十分だった相談窓口開設の強化に大きな役割を果たしました。
- ②それでも、「基金」を含めた市町村の平均予算総額が国の基準財政需要（人口 10 万人の標準団体で住民一人当たり 100 円）の水準によりやく到達した段階です。引き続き、すべての市町村で住民一人当たり 50 円以上をクリアし、平均で 100 円水準を上回るような実効性のある予算措置と、それに基づく施策の展開が求められます。
- 2012 年度での「基金」終了が迫っている現時点では、「基金」で支えてきた事業が後退しないよう、それに変わる予算措置をどのように確保するかが問われます。
- ③消費者の願いは全国どこでも一定の消費者行政が実施され、消費者の権利が確立していることです。一定水準の消費者行政を全国あまねく実施する必要性や、市町村の多くが厳しい財政状況下で「基金」後も国の財政支援を求めていること、実際に行っている業務の内容等を総合して考えれば、国が消費者行政をナショナルミニマム施策の一環と位置づけて恒常的な財政支援を行うべきです。
- 消費者庁も新しい交付金制度の創設を 2013 年度予算編成で要求しているところであり、その実現を第一歩とすべきです。
- ④同時に、消費者問題の多くは地域社会での生活の中で生じます。自治体は住民の生活の安全安心を確保する責務に基づき、自主財源の拡大に努めて施策を展開することが求められます。

政府は、新しい交付金制度は創設せず、「基金」を 2013 年度まで延長することとし、2012 年度補正予算案で 60.2 億円、2013 年度当初予算案で 5 億円の「基金」上積みを計上した。

(表3)2009～2012年度合計 活性化基金事業別合計金額と構成比

| 市町村  | 活性化基金事業別合計金額<br>(千円) | 窓口の新設・移設・改修・拡大 | 窓口の周知・広報 | 相談用備品整備・電話回線増加 | 窓口開設日数・時間の拡大 | 相談員数、勤務時間・日の増加 | 相談員の勤務条件の改善 | 相談員・職員の研修 | 顧問契約・アドバイザー制度 | 住民・社会人向けの広報等 | 学校における啓発 | 消費者団体への活動支援 | 消費者啓発の従事者育成 | 他     |
|------|----------------------|----------------|----------|----------------|--------------|----------------|-------------|-----------|---------------|--------------|----------|-------------|-------------|-------|
| 大阪市  | 143,442              | 2.6%           | 0.0%     | 0.0%           | 0.0%         | 8.2%           | 3.5%        | 9.4%      | 0.0%          | 70.7%        | 3.4%     | 0.0%        | 0.3%        | 1.9%  |
| 堺市   | 71,995               | 2.8%           | 0.5%     | 5.6%           | 0.0%         | 14.0%          | 0.0%        | 2.0%      | 0.0%          | 36.4%        | 11.6%    | 0.0%        | 0.0%        | 27.1% |
| 東大阪市 | 39,754               | 8.8%           | 34.9%    | 4.1%           | 0.0%         | 0.0%           | 0.0%        | 1.4%      | 5.3%          | 28.4%        | 6.3%     | 0.0%        | 0.0%        | 10.9% |
| 枚方市  | 37,579               | 23.1%          | 33.4%    | 14.4%          | 0.0%         | 0.0%           | 0.0%        | 3.4%      | 0.0%          | 25.7%        | 0.0%     | 0.0%        | 0.0%        | 0.0%  |
| 豊中市  | 24,044               | 12.3%          | 43.8%    | 0.0%           | 0.0%         | 0.0%           | 0.0%        | 5.6%      | 0.0%          | 28.7%        | 8.9%     | 0.0%        | 0.0%        | 0.7%  |
| 高槻市  | 63,411               | 2.1%           | 1.5%     | 0.8%           | 0.0%         | 9.5%           | 0.0%        | 1.4%      | 0.0%          | 81.3%        | 0.0%     | 0.0%        | 0.0%        | 3.5%  |
| 吹田市  | 13,730               | 0.0%           | 0.0%     | 16.5%          | 0.0%         | 0.0%           | 0.0%        | 8.0%      | 13.0%         | 62.5%        | 0.0%     | 0.0%        | 0.0%        | 0.0%  |
| 平均   | 56,705               | 5.6%           | 9.6%     | 3.5%           | 0.0%         | 7.0%           | 1.3%        | 5.1%      | 1.0%          | 54.3%        | 5.3%     | 0.0%        | 0.1%        | 7.3%  |

|       |        |       |       |       |       |       |       |       |       |       |      |      |      |       |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|-------|
| 茨木市   | 12,348 | 0.0%  | 22.8% | 21.2% | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 7.8%  | 0.0%  | 45.2% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 3.0%  |
| 八尾市   | 15,733 | 0.0%  | 4.5%  | 7.3%  | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 4.1%  | 0.0%  | 76.2% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 7.8%  |
| 寝屋川市  | 26,437 | 44.4% | 0.6%  | 24.6% | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 2.4%  | 0.0%  | 24.7% | 3.3% | 0.0% | 0.0% | 0.0%  |
| 岸和田市  | 28,956 | 10.7% | 46.3% | 8.9%  | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 4.5%  | 4.4%  | 16.3% | 8.9% | 0.0% | 0.0% | 0.0%  |
| 和泉市   | 21,737 | 0.0%  | 3.6%  | 7.4%  | 0.0%  | 0.0%  | 57.6% | 0.0%  | 7.7%  | 23.2% | 0.5% | 0.0% | 0.0% | 0.0%  |
| 守口市   | 49,610 | 9.8%  | 0.0%  | 7.5%  | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 1.2%  | 0.0%  | 31.4% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 50.0% |
| 門真市   | 24,274 | 12.4% | 12.6% | 14.4% | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 1.4%  | 7.8%  | 47.7% | 3.8% | 0.0% | 0.0% | 0.0%  |
| 箕面市   | 12,367 | 29.0% | 20.3% | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 15.2% | 0.0%  | 35.4% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0%  |
| 松原市   | 8,431  | 0.0%  | 16.9% | 11.4% | 0.0%  | 4.4%  | 0.0%  | 10.2% | 0.0%  | 57.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0%  |
| 大東市   | 17,432 | 5.3%  | 17.7% | 11.2% | 0.0%  | 0.0%  | 12.2% | 3.2%  | 10.8% | 39.5% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0%  |
| 富田林市  | 8,241  | 0.0%  | 1.1%  | 20.4% | 0.0%  | 13.6% | 0.0%  | 5.7%  | 0.0%  | 59.2% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0%  |
| 羽曳野市  | 8,399  | 22.6% | 1.7%  | 9.5%  | 23.7% | 0.0%  | 0.0%  | 8.8%  | 0.0%  | 33.3% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.5%  |
| 河内長野市 | 18,125 | 0.0%  | 4.1%  | 16.1% | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 5.6%  | 7.0%  | 67.3% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0%  |
| 池田市   | 12,711 | 35.9% | 0.0%  | 6.2%  | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 6.6%  | 17.7% | 0.0%  | 1.2% | 0.0% | 0.0% | 32.4% |
| 泉佐野市  | 34,002 | 39.0% | 16.9% | 11.3% | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 0.4%  | 0.0%  | 28.3% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 4.0%  |
| 平均    | 19,920 | 15.7% | 11.6% | 11.6% | 0.7%  | 0.5%  | 4.9%  | 3.7%  | 3.4%  | 35.7% | 1.6% | 0.0% | 0.0% | 10.7% |

|       |        |          |       |       |      |       |      |      |       |       |       |      |      |       |
|-------|--------|----------|-------|-------|------|-------|------|------|-------|-------|-------|------|------|-------|
| 貝塚市   | 27,026 | 55.5%    | 9.3%  | 6.0%  | 0.0% | 0.0%  | 0.0% | 3.1% | 0.0%  | 17.1% | 9.0%  | 0.0% | 0.0% | 0.0%  |
| 摂津市   | 6,525  | 31.9%    | 0.0%  | 0.0%  | 0.0% | 0.0%  | 0.0% | 0.2% | 0.0%  | 67.9% | 0.0%  | 0.0% | 0.0% | 0.0%  |
| 交野市   | 23,438 | 38.5%    | 8.2%  | 16.2% | 0.0% | 0.0%  | 0.0% | 0.0% | 3.6%  | 9.1%  | 0.0%  | 0.0% | 0.0% | 24.4% |
| 泉大津市  | 7,136  | 21.7%    | 0.0%  | 5.8%  | 0.0% | 41.8% | 0.0% | 0.2% | 0.0%  | 30.6% | 0.0%  | 0.0% | 0.0% | 0.0%  |
| 柏原市   | 14,597 | 0.0%     | 0.0%  | 1.1%  | 0.0% | 0.0%  | 0.0% | 0.0% | 0.0%  | 98.9% | 0.0%  | 0.0% | 0.0% | 0.0%  |
| 藤井寺市  | 9,294  | 8.3%     | 31.7% | 29.1% | 4.8% | 0.0%  | 0.0% | 0.0% | 0.0%  | 26.1% | 0.0%  | 0.0% | 0.0% | 0.0%  |
| 泉南市   | 12,762 | 0.0%     | 0.0%  | 6.3%  | 0.0% | 18.8% | 0.0% | 6.8% | 19.6% | 48.5% | 0.0%  | 0.0% | 0.0% | 0.0%  |
| 高石市   | 23,158 | 0.0%     | 0.0%  | 8.4%  | 0.0% | 0.0%  | 0.0% | 3.4% | 12.5% | 75.6% | 0.0%  | 0.0% | 0.0% | 0.0%  |
| 阪南市   |        | (回答記入なし) |       |       |      |       |      |      |       |       |       |      |      |       |
| 大阪狭山市 | 5,977  | 15.7%    | 19.7% | 4.6%  | 0.0% | 23.2% | 0.0% | 7.2% | 0.0%  | 0.0%  | 29.6% | 0.0% | 0.0% | 0.0%  |
| 四條畷市  | 2,664  | 16.5%    | 0.0%  | 0.0%  | 0.0% | 27.6% | 0.0% | 4.9% | 0.0%  | 50.5% | 0.0%  | 0.0% | 0.6% | 0.0%  |
| 平均    | 13,258 | 22.5%    | 7.2%  | 8.9%  | 0.4% | 5.7%  | 0.0% | 2.3% | 5.2%  | 41.7% | 3.5%  | 0.0% | 0.0% | 4.8%  |

|       |       |       |       |       |       |       |      |       |      |        |       |      |      |      |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|------|--------|-------|------|------|------|
| 熊取町   | 6,468 | 0.0%  | 31.8% | 15.3% | 6.3%  | 6.2%  | 0.0% | 13.5% | 0.0% | 23.3%  | 3.6%  | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 島本町   | 2,681 | 0.0%  | 0.0%  | 28.3% | 30.8% | 0.0%  | 0.0% | 20.7% | 0.0% | 20.1%  | 0.0%  | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 豊能町   | 1,627 | 0.0%  | 58.0% | 16.6% | 0.0%  | 0.0%  | 0.0% | 25.4% | 0.0% | 0.0%   | 0.0%  | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 岬町    | 1,272 | 24.8% | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 0.0% | 0.0%  | 0.2% | 75.1%  | 0.0%  | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 忠岡町   | 1,518 | 0.0%  | 0.0%  | 74.3% | 0.0%  | 0.0%  | 0.0% | 3.7%  | 0.0% | 0.0%   | 22.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 河南町   | 5,728 | 11.3% | 0.0%  | 8.4%  | 0.0%  | 21.4% | 0.0% | 21.5% | 0.0% | 37.4%  | 0.0%  | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 太子町   | 2,519 | 0.0%  | 0.0%  | 60.8% | 0.0%  | 0.0%  | 0.0% | 0.4%  | 0.0% | 38.8%  | 0.0%  | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 能勢町   | 0     | -     | -     | -     | -     | -     | -    | -     | -    | -      | -     | -    | -    | -    |
| 田尻町   | 2,009 | 0.0%  | 0.0%  | 35.3% | 0.0%  | 0.0%  | 0.0% | 4.0%  | 0.0% | 60.7%  | 0.0%  | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 千早赤阪村 | 785   | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 0.0% | 0.0%  | 0.0% | 100.0% | 0.0%  | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 平均    | 2,461 | 3.9%  | 12.2% | 23.9% | 5.0%  | 6.6%  | 0.0% | 13.1% | 0.0% | 33.0%  | 2.3%  | 0.0% | 0.0% | 0.0% |

|    |         |       |      |      |      |      |      |      |      |       |      |      |      |      |
|----|---------|-------|------|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|
| 合計 | 940,105 | 11.6% | 9.9% | 7.6% | 0.4% | 4.6% | 2.3% | 4.4% | 2.4% | 45.6% | 3.3% | 0.0% | 0.1% | 7.8% |
|----|---------|-------|------|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|

※この表の活性化基金事業別合計金額が、基金利用額の総額と一致していない自治体がある。

(表4)住民千人あたり相談受付件数、来所相談・あっせん比率、職員体制

|           | 市町村   | 2012年度        |                   | 2011年度      |           |      |           |                   |                   | 2011/2008増減     |        |           | 2012年度の消費者行政の職員体制<br>(窓口・本課合計) |            |                  |           |           |
|-----------|-------|---------------|-------------------|-------------|-----------|------|-----------|-------------------|-------------------|-----------------|--------|-----------|--------------------------------|------------|------------------|-----------|-----------|
|           |       | 窓口開設日数<br>(週) |                   | 住民千人あたり受付件数 |           |      |           | 市町村<br>来所相<br>談比率 | 市町村<br>あっせ<br>ん比率 | 住民千人あたり<br>受付件数 |        |           | 専任正<br>規職員                     | 兼任正<br>規職員 | 非常勤<br>委託等<br>職員 | うち相<br>談員 | うち管<br>理職 |
|           |       |               |                   | 市町村         | 府セン<br>ター | 合計   | 市町村<br>比率 |                   |                   | 市町村             | 合計     | 市町村<br>比率 |                                |            |                  |           |           |
| 人口30万人以上  | 大阪市   | 7             | 土日祝開設             | 9.0         | 1.2       | 10.2 | 88.5%     | 4.6%              | 4.0%              | 2.1%            | 0.1%   | 1.8       | 21                             | 0          | 18               | 18        | 4         |
|           | 堺市    | 5             |                   | 7.4         | 0.6       | 8.0  | 92.6%     | 11.2%             | 14.1%             | -11.1%          | -10.8% | -0.3      | 6                              | 0          | 14               | 11        | 0         |
|           | 東大阪市  | 5             |                   | 7.6         | 0.8       | 8.4  | 90.3%     | 11.3%             | 8.2%              | -16.8%          | -16.0% | -0.9      | 0                              | 5          | 6                | 6         | 2         |
|           | 枚方市   | 5             |                   | 6.9         | 0.7       | 7.6  | 91.2%     | 21.5%             | 9.1%              | -19.4%          | -17.8% | -1.9      | 4                              | 0          | 7                | 6         | 2         |
|           | 豊中市   | 5             |                   | 6.4         | 0.8       | 7.3  | 88.5%     | 14.5%             | 1.5%              | -20.0%          | -17.3% | -3.0      | 12                             | 0          | 9                | 7         | 2         |
|           | 高槻市   | 5             |                   | 8.7         | 0.5       | 9.2  | 94.3%     | 37.5%             | 7.5%              | 1.6%            | 0.6%   | 1.0       | 4                              | 0          | 6                | 5         | 2         |
|           | 吹田市   | 5             |                   | 7.0         | 0.7       | 7.7  | 90.5%     | 14.3%             | 8.9%              | -17.5%          | -16.7% | -0.9      | 0                              | 8          | 1                | 6         | 3         |
|           | 平均    | 5.3           |                   | 8.1         | 0.9       | 9.1  | 89.9%     | 10.6%             | 5.2%              | -6.1%           | -6.5%  | 0.4       |                                |            |                  |           |           |
| 人口30510万人 | 茨木市   | 5             |                   | 8.2         | 1.0       | 9.2  | 89.2%     | 30.5%             | 14.1%             | -17.8%          | -13.7% | -4.4      | 2                              | 2          | 6                | 5         | 3         |
|           | 八尾市   | 5             |                   | 4.9         | 1.1       | 6.0  | 81.2%     | 21.5%             | 8.7%              | -18.9%          | -15.9% | -3.0      | 0                              | 2          | 3                | 3         | 0         |
|           | 寝屋川市  | 6             | 土開設               | 9.0         | 0.5       | 9.5  | 94.3%     | 33.2%             | 13.4%             | -18.8%          | -18.5% | -0.3      | 3                              | 0          | 4                | 4         | 1         |
|           | 岸和田市  | 5             |                   | 5.4         | 0.6       | 6.0  | 90.2%     | 12.9%             | 7.2%              | -27.7%          | -27.0% | -0.9      | 0                              | 1          | 5                | 3         | 1         |
|           | 和泉市   | 5             |                   | 6.8         | 0.7       | 7.6  | 90.3%     | 24.1%             | 16.3%             | 39.3%           | 22.7%  | 10.7      | 0                              | 7          | 3                | 3         | 4         |
|           | 守口市   | 5             |                   | 8.0         | 0.8       | 8.8  | 90.7%     | 26.9%             | 14.5%             | -13.3%          | -11.6% | -1.9      | 2                              | 1          | 5                | 3         | 1         |
|           | 箕面市   | 6             | 木・日どちらか休<br>土午前開設 | 6.6         | 1.3       | 7.9  | 83.5%     | -                 | 11.4%             | -12.1%          | -8.2%  | -3.7      | 0                              | 5          | 4                | 4         | 2         |
|           | 門真市   | 5             |                   | 7.2         | 0.6       | 7.8  | 92.1%     | 28.7%             | 11.4%             | 22.0%           | 13.4%  | 6.5       | 0                              | 4          | 2                | 2         | 2         |
|           | 松原市   | 5             |                   | 3.5         | 1.7       | 5.2  | 67.6%     | 31.7%             | 8.4%              | -28.0%          | -17.4% | -9.9      | 0                              | 5          | 3                | 3         | 2         |
|           | 大東市   | 5             |                   | 7.2         | 0.8       | 8.0  | 90.4%     | 30.1%             | 9.1%              | -13.5%          | -14.5% | 1.1       | 0                              | 4          | 4                | 4         | 3         |
|           | 富田林市  | 5             |                   | 2.8         | 2.8       | 5.6  | 50.0%     | 33.0%             | 9.9%              | 11.0%           | -2.5%  | 6.1       | 0                              | 7          | 4                | 4         | 4         |
|           | 羽曳野市  | 4             |                   | 2.1         | 2.9       | 5.0  | 42.5%     | 23.5%             | 12.4%             | 84.8%           | -11.0% | 22.1      | 0                              | 4          | 3                | 3         | 2         |
|           | 河内長野市 | 5             |                   | 7.3         | 0.8       | 8.1  | 89.9%     | 28.9%             | 15.5%             | -6.4%           | -6.6%  | 0.2       | 0                              | 3          | 5                | 4         | 3         |
|           | 池田市   | 5             |                   | 11.1        | 0.8       | 11.9 | 93.7%     | 32.9%             | 23.1%             | 14.9%           | 13.0%  | 1.6       | 0                              | 3          | 4                | 4         | 2         |
|           | 泉佐野市  | 5             |                   | 7.9         | 0.6       | 8.5  | 92.9%     | 34.5%             | 11.5%             | -26.4%          | -23.7% | -3.4      | 0                              | 6          | 5                | 5         | 2         |
|           | 平均    | 5.1           |                   | 6.5         | 1.1       | 7.6  | 85.9%     | 28.9%             | 12.7%             | -11.7%          | -11.6% | -0.1      |                                |            |                  |           |           |
| 人口1055万人  | 貝塚市   | 5             |                   | 5.9         | 1.2       | 7.2  | 82.6%     | 31.1%             | -                 | -14.5%          | -10.0% | -4.3      | 0                              | 0          | 6                | 3         | 2         |
|           | 摂津市   | 5             |                   | 5.9         | 1.1       | 6.9  | 84.9%     | 22.3%             | 4.9%              | -24.2%          | -22.9% | -1.4      | 0                              | 2          | 3                | 3         | 1         |
|           | 交野市   | 5             |                   | 7.4         | 0.9       | 8.4  | 88.8%     | 38.9%             | 10.6%             | -17.0%          | -15.6% | -1.5      | 0                              | 1          | 3                | 2         | 1         |
|           | 泉大津市  | 5             | 午後のみ              | 3.5         | 1.8       | 5.3  | 66.1%     | 37.1%             | 20.2%             | 9.1%            | -5.2%  | 8.6       | 0                              | 2          | 3                | 3         | 1         |
|           | 柏原市   | 1             | ※月1回              | 0.5         | 2.5       | 3.0  | 17.2%     | 34.2%             | 18.4%             | -55.4%          | -32.0% | -9.0      | 0                              | 5          | 3                | 3         | 3         |
|           | 藤井寺市  | 3             |                   | 3.5         | 2.4       | 5.8  | 59.3%     | 54.1%             | 23.6%             | 65.3%           | -3.4%  | 24.7      | 0                              | 5          | 3                | 3         | 2         |
|           | 泉南市   | 5             | 午後のみ              | 4.5         | 1.3       | 5.8  | 77.2%     | 40.9%             | -                 | -24.1%          | -19.6% | -4.6      | 0                              | 6          | 2                | 2         | 2         |
|           | 高石市   | 5             | 土開設               | 9.3         | 0.9       | 10.2 | 91.3%     | 42.2%             | 12.9%             | -19.5%          | -18.8% | -0.8      | 0                              | 6          | 3                | 3         | 3         |
|           | 阪南市   | 3             | 午後のみ              | 2.1         | 2.6       | 4.7  | 44.6%     | -                 | -                 | -3.9%           | 2.7%   | -3.1      | 0                              | 5          | 3                | 3         | 1         |
|           | 大阪狭山市 | 4             | 午後のみ              | 4.4         | 2.6       | 7.0  | 62.8%     | 24.7%             | -                 | -45.2%          | -36.0% | -10.5     | 0                              | 6          | 3                | 3         | 2         |
|           | 四條畷市  | 4             | 午後のみ              | 3.2         | 2.2       | 5.4  | 59.5%     | 34.8%             | 25.5%             | 7.2%            | -6.7%  | 7.7       | 0                              | 5          | 2                | 2         | 2         |
|           | 平均    | 4.1           |                   | 4.6         | 1.7       | 6.4  | 73.0%     | 38.0%             | 13.5%             | -17.0%          | -16.7% | -0.2      |                                |            |                  |           |           |
| 人口5万人未満   | 熊取町   | 3             | 午後のみ              | 3.5         | 2.5       | 6.0  | 58.6%     | 78.8%             | 2.6%              | -25.5%          | -16.3% | -7.3      | 0                              | 4          | 4                | 4         | 1         |
|           | 島本町   | 4             | 午前のみ              | 3.1         | 3.2       | 6.4  | 49.2%     | 63.8%             | 17.0%             | -17.6%          | -9.8%  | -4.6      | 0                              | 2          | 2                | 2         | 1         |
|           | 豊能町   | 3             |                   | 4.6         | 3.1       | 7.7  | 59.9%     | -                 | 14.2%             | 29.2%           | 15.9%  | 6.1       | 0                              | 2          | 2                | 1         | 0         |
|           | 岬町    | 0             | ※月1回午後            | 0.2         | 3.7       | 3.8  | 4.4%      | 100.0%            | -                 | -91.9%          | -40.6% | -28.1     | 0                              | 3          | 1                | 1         | 0         |
|           | 忠岡町   | 2             | 午後のみ              | 2.4         | 2.2       | 4.5  | 52.5%     | 61.9%             | 23.8%             | -13.4%          | -33.2% | 12.0      | 0                              | 4          | 2                | 2         | 2         |
|           | 河南町   | 3             |                   | 1.6         | 4.0       | 5.6  | 29.3%     | 55.6%             | -                 | 1275.4%         | 61.6%  | 25.9      | 0                              | 3          | 1                | 1         | 2         |
|           | 太子町   | 0             | ※月1回午後            | 2.3         | 3.1       | 5.5  | 42.3%     | 36.4%             | 12.1%             | 75.2%           | 4.9%   | 17.0      | 0                              | 2          | 0                | 0         | 0         |
|           | 能勢町   | 5             |                   | 0.2         | 3.3       | 3.5  | 7.0%      | -                 | -                 | #DIV/0!         | -37.4% | 7.0       | 0                              | 3          | 0                | 1         | 1         |
|           | 田尻町   | 2             |                   | 2.0         | 2.0       | 3.9  | 50.0%     | 100.0%            | 6.3%              | -34.2%          | -7.1%  | -20.6     | 0                              | 1          | 1                | 1         | 1         |
|           | 千早赤阪村 | 5             |                   | 0.8         | 4.1       | 4.9  | 16.7%     | 20.0%             | -                 | 5.4%            | -14.5% | 3.2       | 0                              | 1          | 0                | 0         | 1         |
|           | 平均    | 2.7           |                   | 2.6         | 3.0       | 5.6  | 45.9%     | 58.6%             | 18.2%             | -9.6%           | -10.8% | 0.6       |                                |            |                  |           |           |
| 総平均       |       | 4.3           |                   | 7.3         | 1.1       | 8.4  | 87.2%     | 16.6%             | 1.9%              | -7.8%           | -8.3%  | 0.4       |                                |            |                  |           |           |

は、2009年度以降に消費生活センターを設置したか、相談日数・時間を拡大した自治体

※職員数の回答には、窓口と本課でのダブルカウントや、消費者行政を直接担当していない人数が含まれる可能性等がある。

(表5)2013年度以降の自主財源、国の財政支援について

| 市町村  | 2013年度の消費者行政<br>予算編成の見込み |                   |                        |     | 2013年度以後の<br>国の財政支援 |           |                   | 国の支援・補助を望む事業   |                        |                         |                        |                          |     |               |
|------|--------------------------|-------------------|------------------------|-----|---------------------|-----------|-------------------|----------------|------------------------|-------------------------|------------------------|--------------------------|-----|---------------|
|      | 自主財<br>源を維<br>持          | 自主財<br>源を積<br>み増し | 自主財<br>源確保<br>が難し<br>い | その他 | 必要で<br>ある           | 必要で<br>ない | どちら<br>ともい<br>えない | 相談員<br>の件<br>費 | 窓口の<br>維持・<br>拡充費<br>用 | 相談員<br>の研<br>修・旅<br>費費用 | 職員の<br>研修・<br>旅費費<br>用 | 広報・<br>啓発、<br>被害防<br>止事業 | その他 | その他( )        |
| 大阪市  |                          |                   | ○                      |     | ○                   |           |                   | ○              | ○                      | ○                       |                        | ○                        |     |               |
| 堺市   |                          | ○                 |                        | ○   | ○                   |           |                   | ○              |                        | ○                       |                        | ○                        |     |               |
| 東大阪市 | ○                        |                   |                        |     | ○                   |           |                   | ○              | ○                      | ○                       |                        | ○                        |     |               |
| 枚方市  | ○                        |                   |                        |     | ○                   |           |                   |                |                        | ○                       |                        | ○                        |     |               |
| 豊中市  | ○                        |                   |                        |     |                     |           | ○                 |                |                        |                         |                        |                          |     |               |
| 高槻市  |                          | ○                 |                        |     | ○                   |           |                   | ○              | ○                      | ○                       | ○                      | ○                        | ○   | 弁護士等の専門家との顧問料 |
| 吹田市  |                          |                   |                        | ○   | ○                   |           |                   |                |                        | ○                       |                        |                          | ○   | 顧問弁護士委託契約     |

|       |   |   |   |  |   |  |   |   |   |   |   |   |   |                |
|-------|---|---|---|--|---|--|---|---|---|---|---|---|---|----------------|
| 茨木市   | ○ |   |   |  | ○ |  |   | ○ |   | ○ | ○ | ○ |   |                |
| 八尾市   |   | ○ |   |  | ○ |  |   |   |   | ○ |   | ○ |   |                |
| 寝屋川市  | ○ |   |   |  | ○ |  |   |   |   | ○ |   | ○ |   |                |
| 岸和田市  | ○ |   |   |  | ○ |  |   | ○ |   | ○ |   | ○ |   |                |
| 和泉市   | ○ |   |   |  |   |  | ○ |   |   |   |   |   |   |                |
| 守口市   | ○ |   |   |  | ○ |  |   |   | ○ | ○ |   | ○ |   |                |
| 箕面市   | ○ |   |   |  | ○ |  |   | ○ |   | ○ | ○ |   |   |                |
| 門真市   | ○ |   |   |  | ○ |  |   |   |   | ○ |   |   | ○ | 消費生活相談弁護士契約委託料 |
| 松原市   |   | ○ |   |  | ○ |  |   | ○ | ○ | ○ |   | ○ |   |                |
| 大東市   |   | ○ |   |  | ○ |  |   |   | ○ | ○ |   | ○ |   |                |
| 富田林市  |   | ○ |   |  | ○ |  |   | ○ |   | ○ |   | ○ |   |                |
| 羽曳野市  |   | ○ |   |  | ○ |  |   | ○ |   |   | ○ | ○ |   |                |
| 河内長野市 |   | ○ |   |  | ○ |  |   |   |   | ○ |   | ○ |   |                |
| 池田市   |   | ○ |   |  | ○ |  |   |   |   | ○ |   |   | ○ | 弁護士相談業務委託経費    |
| 泉佐野市  |   |   | ○ |  | ○ |  |   | ○ | ○ | ○ |   | ○ |   |                |

|       |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |  |  |
|-------|---|---|---|---|---|--|---|---|---|---|---|---|--|--|
| 貝塚市   |   |   |   |   | ○ |  |   | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| 摂津市   | ○ |   |   |   |   |  | ○ |   |   |   |   |   |  |  |
| 交野市   |   |   | ○ |   | ○ |  |   | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| 泉大津市  |   | ○ |   |   | ○ |  |   | ○ | ○ |   |   | ○ |  |  |
| 柏原市   | ○ |   |   |   | ○ |  |   |   |   |   |   | ○ |  |  |
| 藤井寺市  | ○ |   |   |   | ○ |  |   | ○ |   |   |   | ○ |  |  |
| 泉南市   |   |   |   | ○ | ○ |  |   | ○ |   | ○ |   | ○ |  |  |
| 高石市   | ○ |   |   |   | ○ |  |   |   |   |   | ○ | ○ |  |  |
| 阪南市   | ○ |   |   |   |   |  | ○ |   |   |   |   |   |  |  |
| 大阪狭山市 | ○ |   |   |   | ○ |  |   | ○ |   |   |   |   |  |  |
| 四條畷市  |   | ○ |   |   | ○ |  |   | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |

|       |       |   |   |  |   |  |   |   |   |   |  |   |  |  |
|-------|-------|---|---|--|---|--|---|---|---|---|--|---|--|--|
| 熊取町   |       |   | ○ |  | ○ |  |   | ○ |   | ○ |  | ○ |  |  |
| 島本町   |       |   | ○ |  | ○ |  |   |   |   | ○ |  | ○ |  |  |
| 豊能町   | ○     |   |   |  |   |  | ○ |   |   |   |  |   |  |  |
| 岬町    | (未記入) |   |   |  |   |  | ○ |   |   |   |  |   |  |  |
| 忠岡町   |       |   | ○ |  | ○ |  |   |   | ○ | ○ |  |   |  |  |
| 河南町   |       |   | ○ |  | ○ |  |   | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  |  |
| 太子町   | ○     |   |   |  | ○ |  |   | ○ |   |   |  |   |  |  |
| 能勢町   | ○     |   |   |  | ○ |  |   | ○ |   |   |  |   |  |  |
| 田尻町   | ○     |   |   |  | ○ |  |   | ○ |   | ○ |  | ○ |  |  |
| 千早赤阪村 |       | ○ |   |  | ○ |  |   | ○ |   |   |  | ○ |  |  |

|   |    |    |   |   |    |   |   |    |    |    |   |    |   |  |
|---|----|----|---|---|----|---|---|----|----|----|---|----|---|--|
| 計 | 20 | 12 | 7 | 3 | 37 | 0 | 6 | 24 | 13 | 28 | 8 | 29 | 4 |  |
|---|----|----|---|---|----|---|---|----|----|----|---|----|---|--|

## 〔４〕ペニーオークション運営事業者に対する差止請求

NPO法人 消費者支援機構関西  
(発表者) 袋井 邦昭

### はじめに

私たち消費者支援機構関西（以下KC's）は、内閣総理大臣より認定を受けた適格消費者団体です。消費者契約法・景品表示法・特定商特引法に違反する事業者の不当行為に対し、消費者に代わって差止請求を行うのが、当団体の任務です。数千円～数十万円の商品が数十円～数千円で落札できるという、「ペニーオークション」というサービスに関し、景品表示法違反の疑いがあり、運営事業者に対し差止請求を行い撤退させました。その手口と悪質性を中心に顛末を発表します。

### 1. ペニーオークションとは

「毎回毎回の入札毎に手数料が必要になる形式のインターネットオークションである（ウィキペディアより）」

画像で見ると…（ダイヤモンドオークションより）



落札された商品一覧では…



KC's では滋賀県のグループで、ペニーオークションについて検討しました。①このweb上の「〇〇. 〇%OFF」という表示が景品表示法違反（有利誤認）にあたるのではないかと、②いわゆる「サクラ」が介在しているのではないかと、③規約上消費者に不利な条項があるのではないかと考えて申し入れ活動を開始しました（2011年10月26日ダイヤモンドオークション運営会社（株）和来に「お問い合わせ」送付）。

## 2. 景品表示法違反（有利誤認）からサクラ介在の追求へ

サクラの介在を強く疑いつつも証明が難しく、当初は上記①の有利誤認を追求（及び③）していました（2011年12月26日付「申入れ」送付）。商品を購入するには、落札価格に加えて入札に参加するたびに支払うコイン（＝1枚75円×入札回数）が必要です。Web上に表記されている落札価格は、それまでの入札で投下した入札代金（コイン）が、加算されていないからです。しかし、思いついてダイヤモンドオークションのおよそ4時間分の落札価格を集計してみて、とんでもないことに気付きました（次ページ参照）。

運営事業者の収入は、落札価格＋コイン収入（75円×入札回数）となりますが、集計では、  
落札価格合計（47,541円）＋コイン収入（848,100円）－サイト上の商品価格合計（4,801,104円）  
＝▲3,905,463円

4時間で400万円近い赤字となったのです！これで果たして事業が成り立つのでしょうか？  
集計結果はいわゆる「サクラ」の存在を強く疑わせるものでした。



※「ダイヤモンドオークション」2012年2月13日12:48～16:33までの落札結果一覧

| 商品名                                        | 落札日   | 落札価格   | 1入札     | 予想収入    | 商品価格      | 差          |
|--------------------------------------------|-------|--------|---------|---------|-----------|------------|
| 日立 42V型 Wooo プラズマ                          | 2月13日 | 4,860  | 5       | 77,760  | 66,800    | 10,960     |
| BRAVIA 22V型 ホワイト                           | 2月13日 | 1,350  | 15      | 8,100   | 55,670    | -47,570    |
| Nikon デジタルカメラ S6200                        | 2月13日 | 37     | 1       | 2,812   | 20,634    | -17,822    |
| DAKARA 500ml×24本                           | 2月13日 | 22     | 1       | 1,672   | 2,900     | -1,228     |
| DENON ネットワークCDレシーバー                        | 2月13日 | 645    | 5       | 10,320  | 40,208    | -29,888    |
| BVLGARI アニバーサリーペンダント                       | 2月13日 | 1      | 1       | 76      | 31,800    | -31,724    |
| ニンテンドー3DSフレアレッド                            | 2月13日 | 840    | 10      | 7,140   | 14,222    | -7,082     |
| VAIO VPCCB28FJ/L                           | 2月13日 | 3,920  | 5       | 62,720  | 66,800    | -4,080     |
| Apple iPod classic 160GB                   | 2月13日 | 4,860  | 15      | 29,160  | 21,700    | 7,460      |
| ブラウン シリーズ3 390cc-4                         | 2月13日 | 360    | 5       | 5,760   | 11,858    | -6,098     |
| SONY ブルーレイディスク/DVD                         | 2月13日 | 330    | 10      | 2,805   | 19,470    | -16,665    |
| 東ハト キャラメルコーン 91g×12個                       | 2月13日 | 8      | 1       | 608     | 1,559     | -951       |
| VISA ギフトカード【30万円分】                         | 2月13日 | 2,570  | 10      | 21,845  | 300,000   | -278,155   |
| VAIO VPCL229FJ/B                           | 2月13日 | 107    | 1       | 8,132   | 204,999   | -196,867   |
| パナソニック SD-BMS104-N                         | 2月13日 | 250    | 1       | 19,000  | 23,037    | -4,037     |
| MacBook Air 1600/11.6                      | 2月13日 | 1,410  | 10      | 11,985  | 70,010    | -58,025    |
| REGZA 42V型 液晶テレビ                           | 2月13日 | 326    | 1       | 24,776  | 179,982   | -155,206   |
| EPSONインクジェット複合機                            | 2月13日 | 945    | 15      | 5,670   | 23,367    | -17,697    |
| 日立冷蔵庫V R-S37BMV(HM)                        | 2月13日 | 990    | 5       | 15,840  | 97,800    | -81,960    |
| REGZA 26V型3Dグラス付属                          | 2月13日 | 90     | 1       | 6,840   | 68,212    | -61,372    |
| スラムダンク 完全版 全24巻セット                         | 2月13日 | 361    | 1       | 27,436  | 14,810    | 12,626     |
| ビクター iPod対応ポータブルシステム                       | 2月13日 | 335    | 1       | 25,460  | 16,560    | 8,900      |
| ワンセグ/BluetoothVictor                       | 2月13日 | 1,277  | 1       | 97,052  | 49,400    | 47,652     |
| GTO 全25巻完結セット                              | 2月13日 | 22     | 1       | 1,672   | 12,470    | -10,798    |
| 三菱 ブルーレイディスクプレーヤー                          | 2月13日 | 6      | 1       | 456     | 47,153    | -46,697    |
| JCB【10万円分】ギフトカード                           | 2月13日 | 191    | 1       | 14,516  | 100,000   | -85,484    |
| コカ・コーラ 500ml×24本                           | 2月13日 | 24     | 1       | 1,824   | 2,400     | -576       |
| ブルガリ 腕時計 BB26WSPGSPG                       | 2月13日 | 507    | 1       | 38,532  | 682,367   | -643,835   |
| ニンテンドー Wii本体                               | 2月13日 | 195    | 5       | 3,120   | 20,000    | -16,880    |
| ROLEX デイトナブラック文Ref.116520 メンズ              | 2月13日 | 2,648  | 1       | 201,248 | 1,149,000 | -947,752   |
| Dioconnectワンセグチューナー内蔵<br>7インチポータブルDVDプレーヤー | 2月13日 | 205    | 5       | 3,280   | 14,800    | -11,520    |
| グッチ ショルダーバッグ 257050 ECTKG 2159             | 2月13日 | 1,470  | 10      | 12,495  | 249,900   | -237,405   |
| カゴメトマトジュース 190g×30本                        | 2月13日 | 6      | 1       | 456     | 2,700     | -2,244     |
| Apple iPod nano 16GB シルバー                  | 2月13日 | 145    | 5       | 2,320   | 16,000    | -13,680    |
| オリンパス デジタルカメラ TG-810                       | 2月13日 | 250    | 5       | 4,000   | 22,470    | -18,470    |
| CREATE ION イオンヘアドライヤー                      | 2月13日 | 6      | 1       | 456     | 10,500    | -10,044    |
| Canon デジタルビデオカメラ                           | 2月13日 | 129    | 1       | 9,804   | 93,000    | -83,196    |
| UCC BLACK無糖缶300g×24本                       | 2月13日 | 12     | 1       | 912     | 2,520     | -1,608     |
| PSPプレイステーションポータブル                          | 2月13日 | 71     | 1       | 5,396   | 15,177    | -9,781     |
| パナソニック 9.0kgドラム式洗濯機                        | 2月13日 | 630    | 5       | 10,080  | 217,999   | -207,919   |
| 液晶テレビ BRAVIA 32V型                          | 2月13日 | 840    | 5       | 13,440  | 40,660    | -27,220    |
| Victor HDハイブリッドカメラ                         | 2月13日 | 11,415 | 15      | 68,490  | 58,700    | 9,790      |
| シグマ デジタル一眼レフカメラ SD1                        | 2月13日 | 2,790  | 10      | 23,715  | 616,000   | -592,285   |
| EPSON A3インクジェットプリンター                       | 2月13日 | 85     | 1       | 6,460   | 25,490    | -19,030    |
| 合計                                         |       | 47,541 | 848,100 | 895,641 | 4,801,104 | -3,905,463 |

※他日（2012年5月15日～16日）24時間分の集計を行いました。傾向は全く同じで、2,100万円分もの商品が落札されているのに、収入は445万円しかなく、1,655万円の赤字でした！

サクラの介在を確信した私たちは、ダイヤモンドオークション運営会社(株)和来に対し、差止訴訟を行うことにしました。本来であれば「詐欺罪」ですが、消費者団体訴訟制度の対象とはならないため、特定商取引法（通信販売）の過剰広告（著しく事実と異なる広告）として差止を求めることとしました。

### 3. ダイヤモンドオークションの閉鎖、注意喚起の発表

2012年8月28日に申入書兼消費者契約法41条1項に基づく事前請求書（この書類を送付後1週間経てば、提訴が可能になります）を（株）和来に送りました。請求した内容は簡単に言うと、「サクラの介在した入札結果をWeb上に表示するのをやめなさい」ということです。（株）和来は何度かの回答延期のあと、「請求内容は誤解に基づくものだが、不正な入札が行われている可能性があるので、メンテナンスを行うことにした。」と返答、2012年9月25日からWeb画面が以下の表記になりました（2012年12月現在も同じ表記が続いています）。

いつもご利用ありがとうございます。  
ダイヤモンドオークションです。  
ダイヤモンドオークションにおきまして、入札機能に不具合が生じている可能性がある事象が発覚致しました。  
それに伴い、再メンテナンスを実施致します。  
現在保持されていらっしゃるコインに関しましては、メンテナンス以降も保持されますのでご安心ください。  
また、原因追求にお時間がかかる可能性がございますので、再開いたしましたら再度メールにてご連絡差し上げます。  
今後とも当サイトをよろしくお願い致します。

以上のように、ダイヤモンドオークションは事実上閉鎖されましたが、他のペニーオークションは、まだ稼働しているところもあります。そこでKC'sは、2012年11月26日（株）和来に対するやりとりの経過とペニーオークションに対する「注意喚起」（下記）を発表しました。HPにアップするとともに、近畿2府5県（福井県含む）・政令指定都市の消費者行政担当者、消費者庁、国民生活センターに送付しました。

ペニーオークションの中には、「サクラ」が介在するものがあります。「サクラ」が介在するペニーオークションでは、一般の入札参加者は、入札手数料を負担させられるだけで、商品を落札することはできません。このようなペニーオークションには、参加しないようにしましょう。

KC'sがいわゆる詐欺的事業者に対する差止請求することははじめてでしたが、貴重な経験となりました。現在KC'sは3件の訴訟に取り組んでいます（2012年12月7日現在）が、今後とも様々な案件に対し申し入れ活動を行っていき、消費者被害の拡大防止に努めます。情報提供をお待ちしています。

## 〔５〕「防災について」意識調査

～アンケート結果より～

茨木市消費者協会

(発表者) 岡 與志恵

### はじめに

平成 23 年 3 月、東日本大震災は、かけがえのない多くの大切なものを奪い去りました。後に残ったのはあまりにも大きな犠牲と深い悲しみ、そして数々の教訓でした。その中で特に思い知ったことは大自然の計り知れないパワーと脅威でした。

このことは今後の復興計画の核となる要因と思います。

最近、未だかつて経験したことのない大雨、歴史上の周期から予想されている巨大地震発生予測等が繰り返し報道されて、私たち自身の受け止め方も様々ようです。

このような時期に「防災について」や「備えについて」アンケートを通じておたずねし、問題点を明確にしたいと思います。

### 回答者の構成

調査場所 茨木市

調査期間 平成 24 年 4 月 26 日～5 月 31 日

調査方法 アンケート方式（郵送・留置）

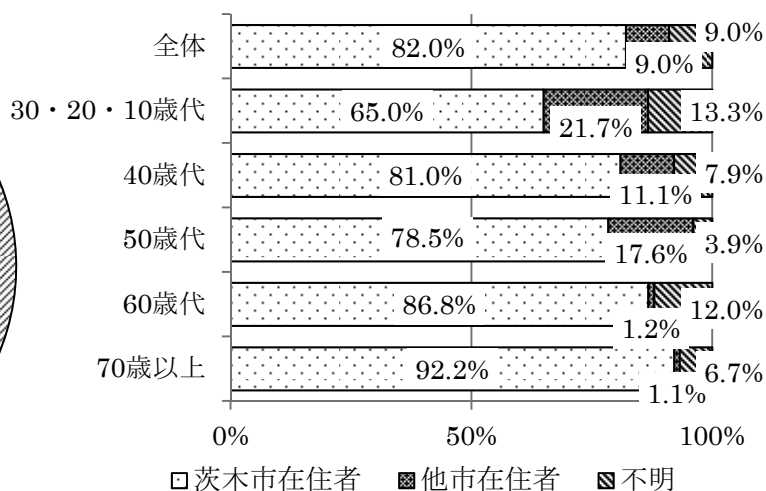
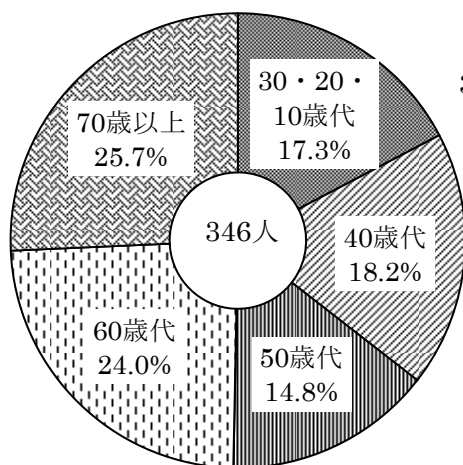
配布数 430 枚

回収状況 346 枚

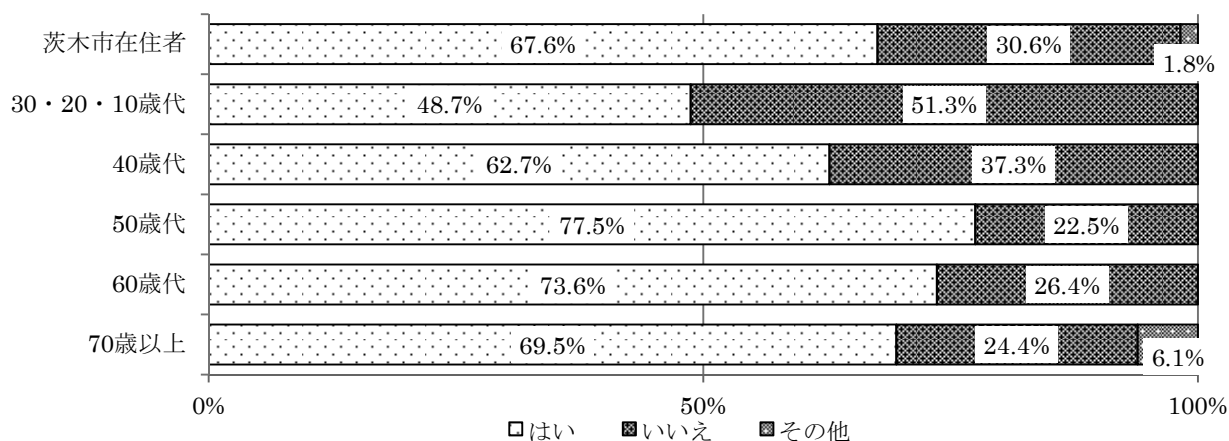
回収率 80.5%

| 年代 \ 住所     | 茨木市<br>在住者 | 他市<br>在住者 | 不 明 | 合 計 |
|-------------|------------|-----------|-----|-----|
| 30・20・10 歳代 | 39         | 13        | 8   | 60  |
| 40 歳代       | 51         | 7         | 5   | 63  |
| 50 歳代       | 40         | 9         | 2   | 51  |
| 60 歳代       | 72         | 1         | 10  | 83  |
| 70 歳以上      | 82         | 1         | 6   | 89  |
| 合 計         | 284        | 31        | 31  | 346 |

単位：人

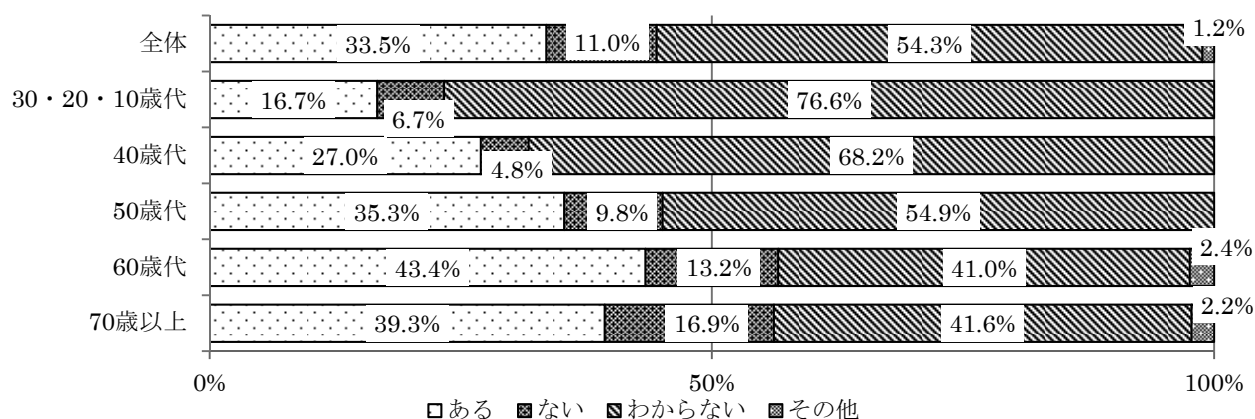


(1) 茨木市の防災マップをご存知ですか(対象：茨木市在住者)



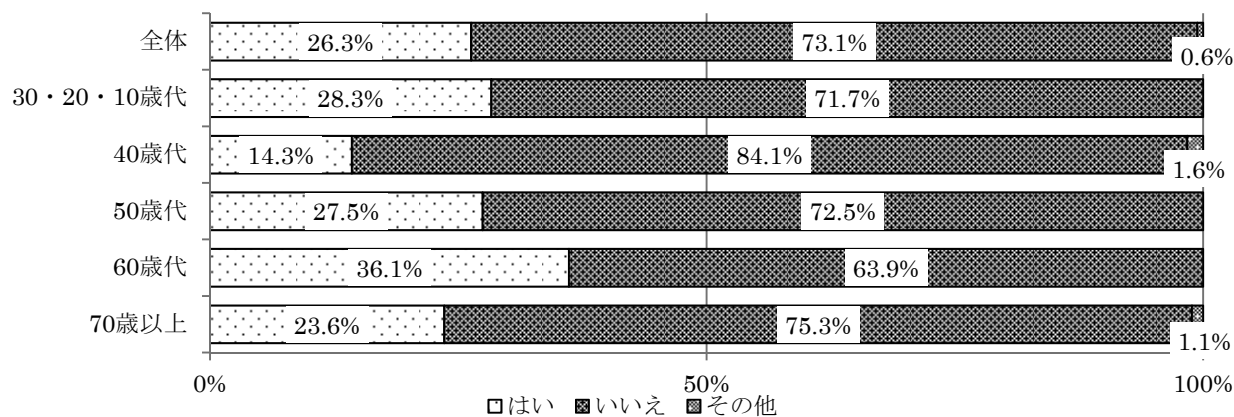
ご存知の方は、30・20・10歳代では50%より低いが、他の年代では、62.7%～77.5%となっている。

(2) お住まいの地域に自主防災組織がありますか



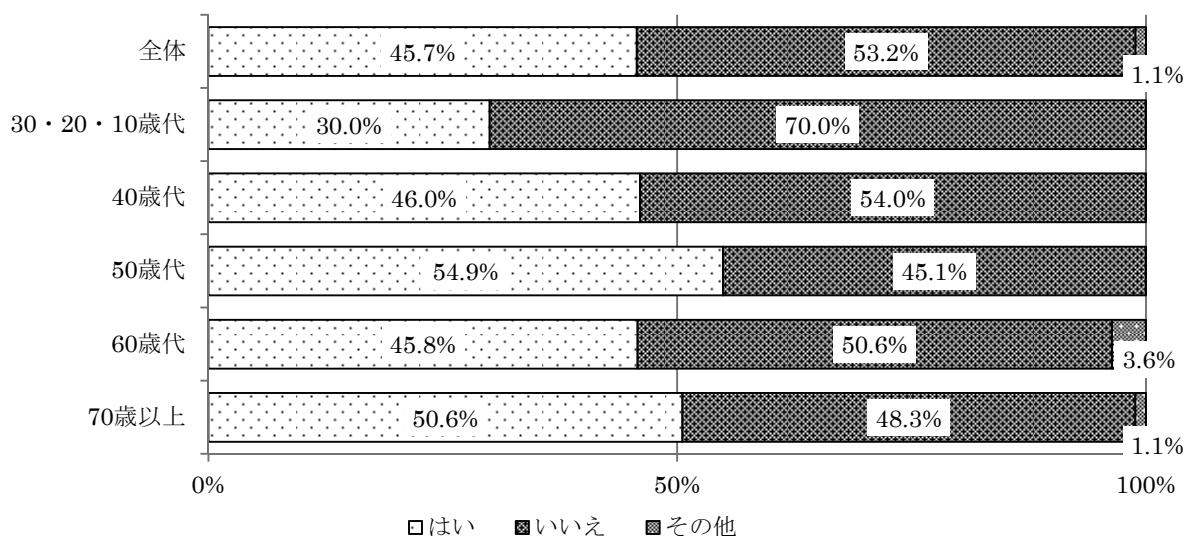
地域に自主防災組織があるのかわからない方が41%～76.6%ある。

(3) 最近防災訓練に参加したことがありますか



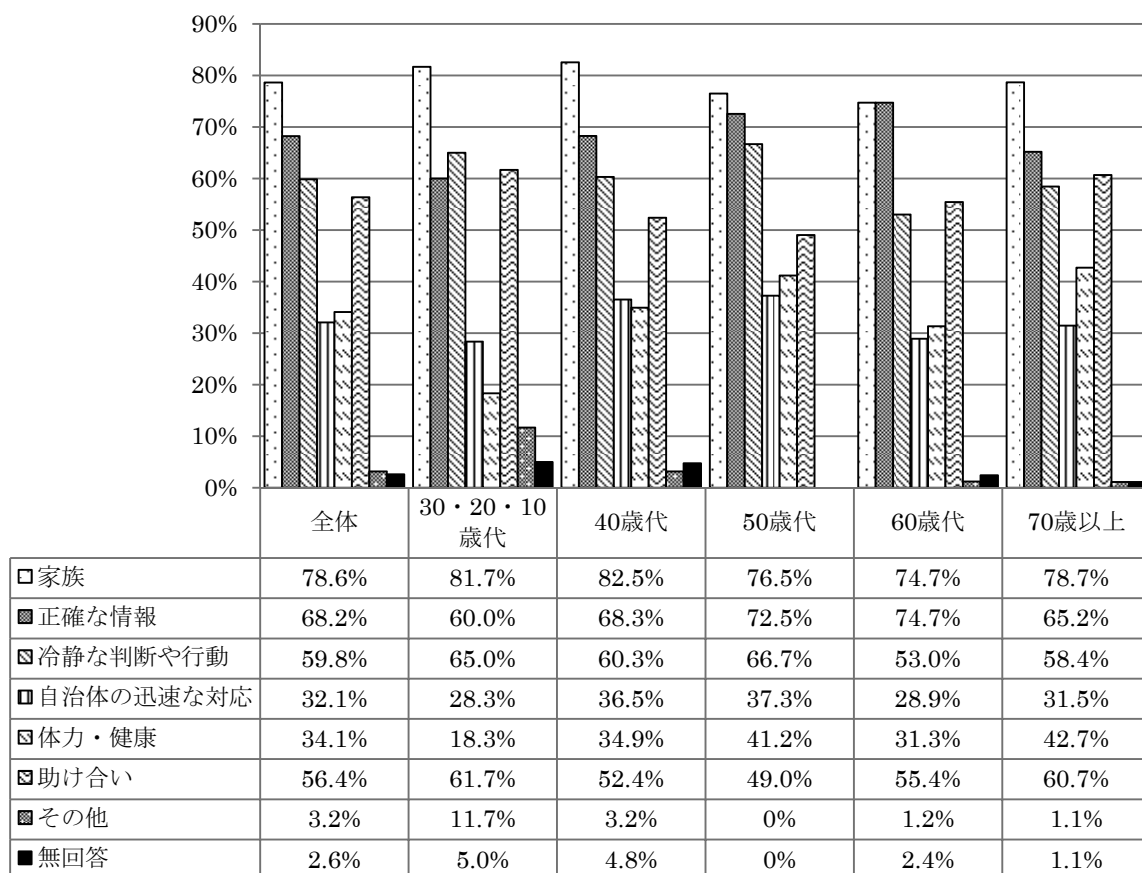
防災訓練に参加していない方が多く、63.9%～84.1%にもなっている。

(4) 緊急時のため家族で避難先、安否確認の連絡方法等を話し合っていますか



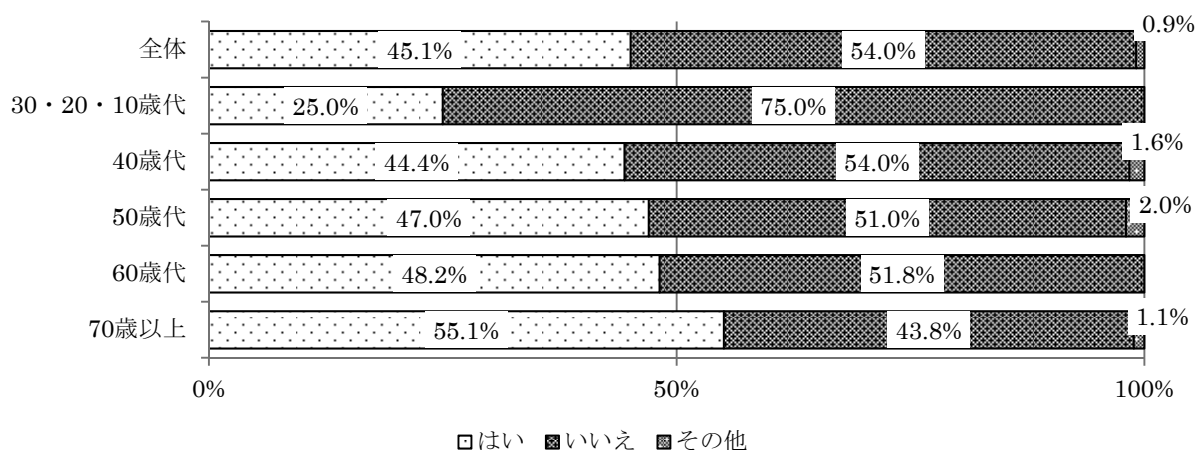
30歳以下の方は低いが、他の年代は、50%前後で話し合っている。

(5) 地震や類似の災害が発生したとき、あなたが大事と思うことは何ですか(複数回答可)

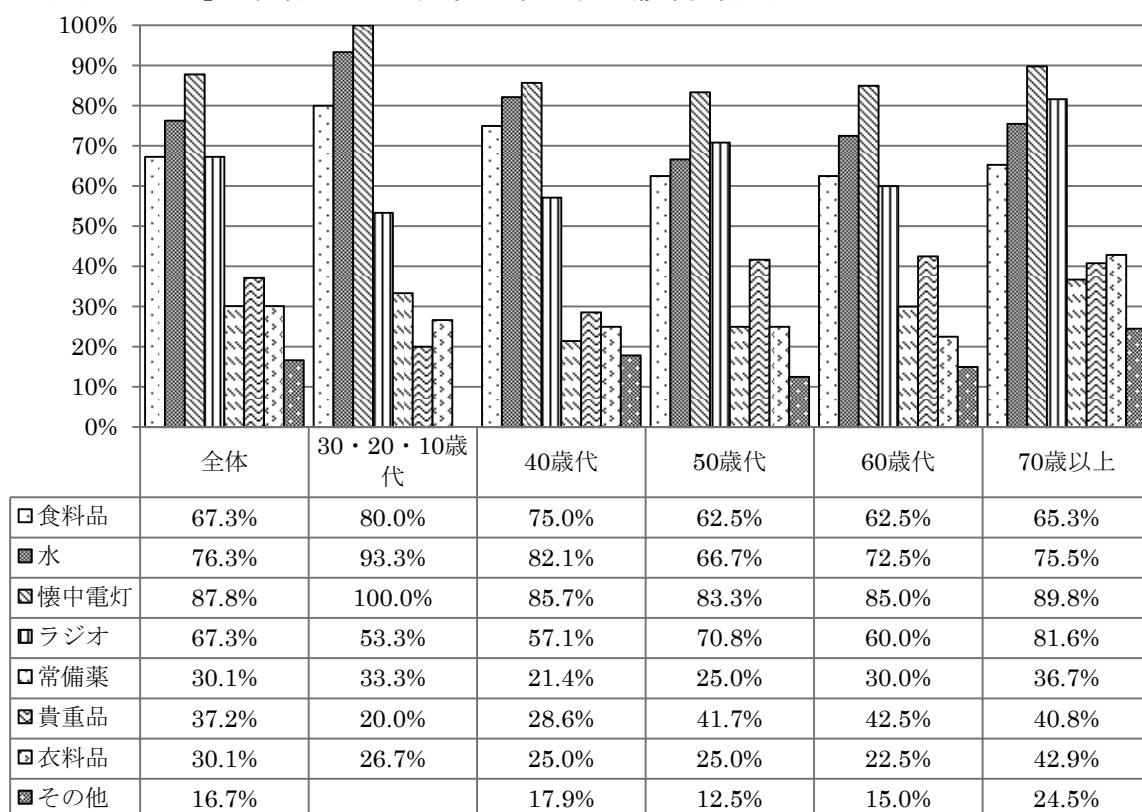


どの年代も、大事に思うことは、家族、正確な情報、冷静な判断や行動、助け合いとなっている。

(6) 非常持ち出しの品物等を準備していますか



(a) 「はい」と回答された方、それは何ですか(複数回答可)

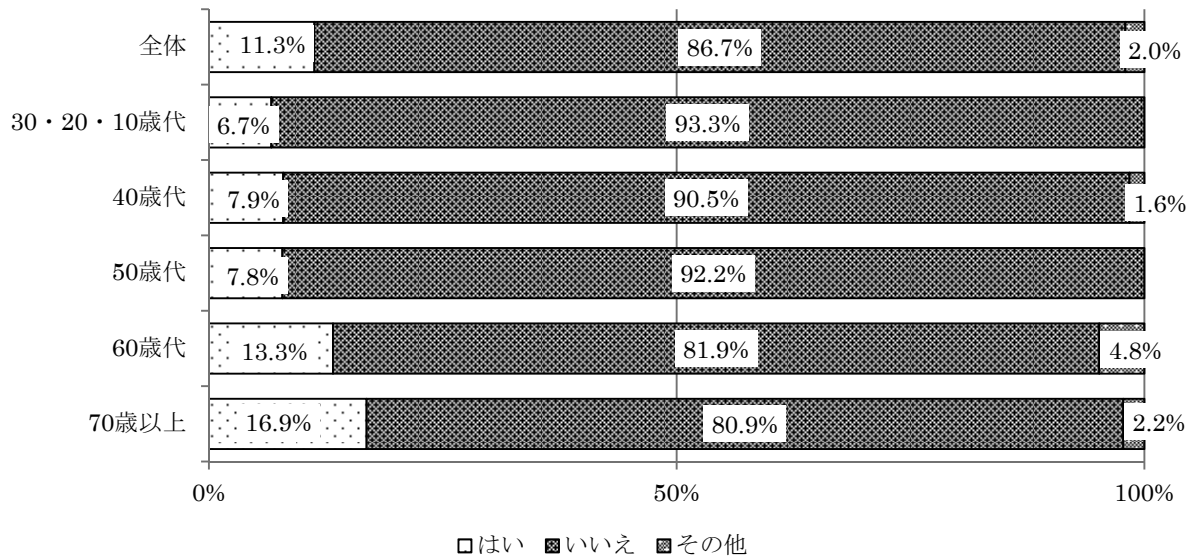


その他 として

携帯電話 携帯トイレ 少しのお金 スリッパ 薬 メモ用紙 ラップ 軍手 テープ ビニール袋 電池 ハミガキ キャンプ用のコンロ 三角巾 犬のえさ ローソク マッチ 傷テープ 笛 お守り 折りたたみバケツ タオル 防寒具 救急箱が書かれている。

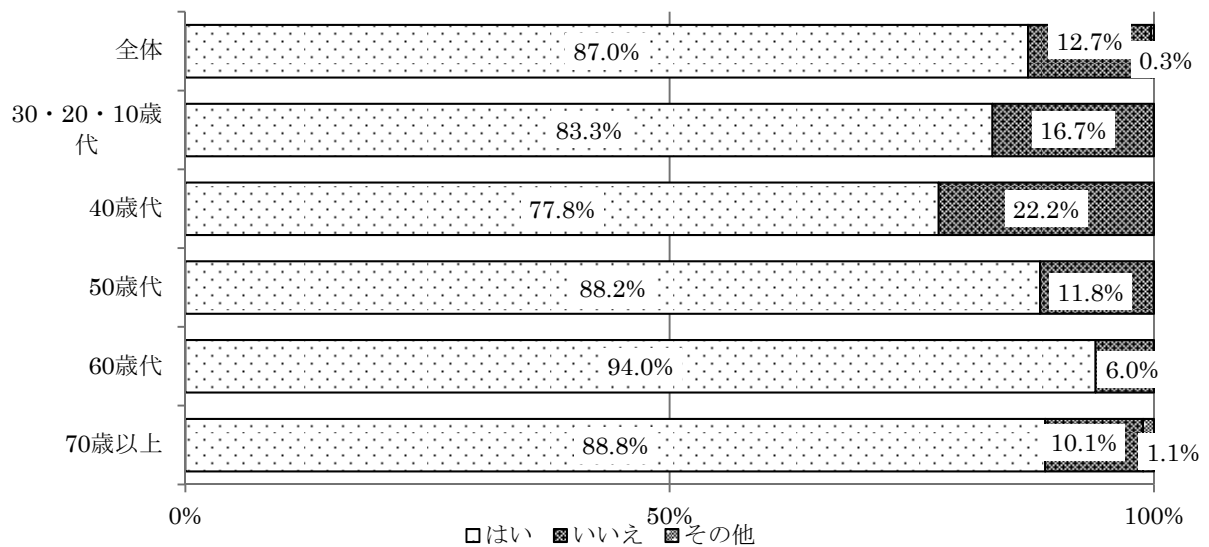
30歳以下の方は、非常持ち出しを準備しているが25.0%で、70歳以上の方は55.1%となっている。懐中電灯がどの年代も一番になっている。

(7) 隣近所で災害時の連絡方法等を話し合っていますか



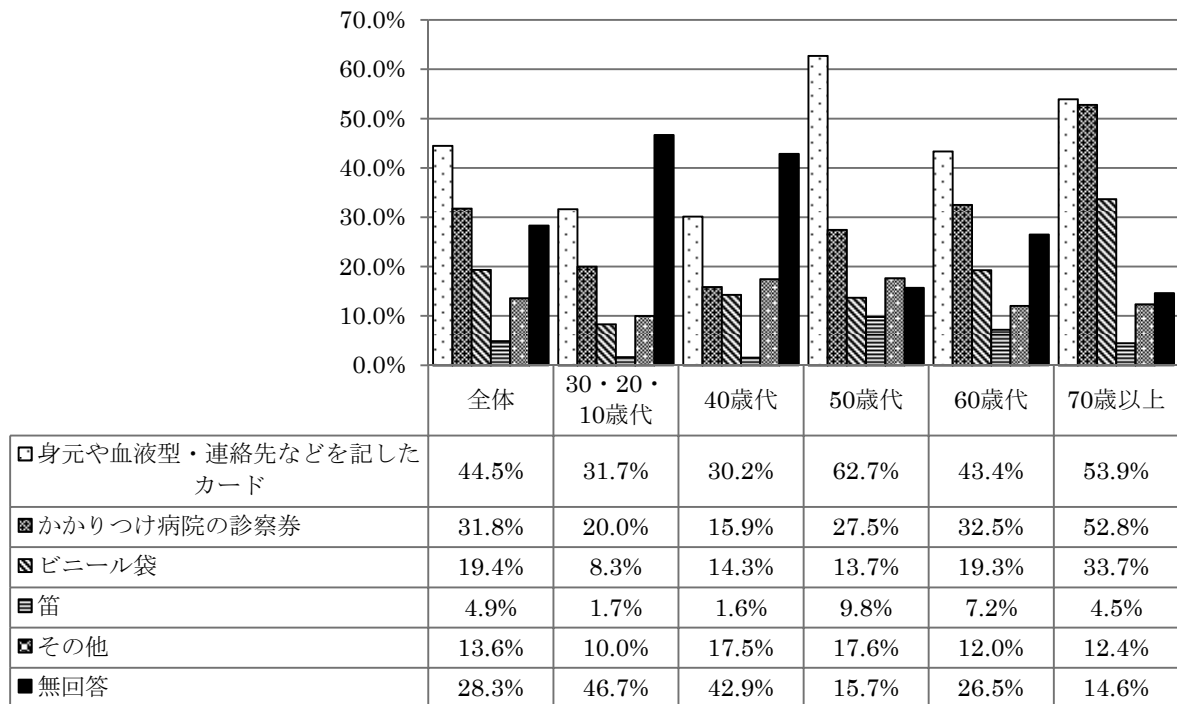
隣近所の話し合いは少ない。

(8) 自宅の一番近い避難場所を知っていますか



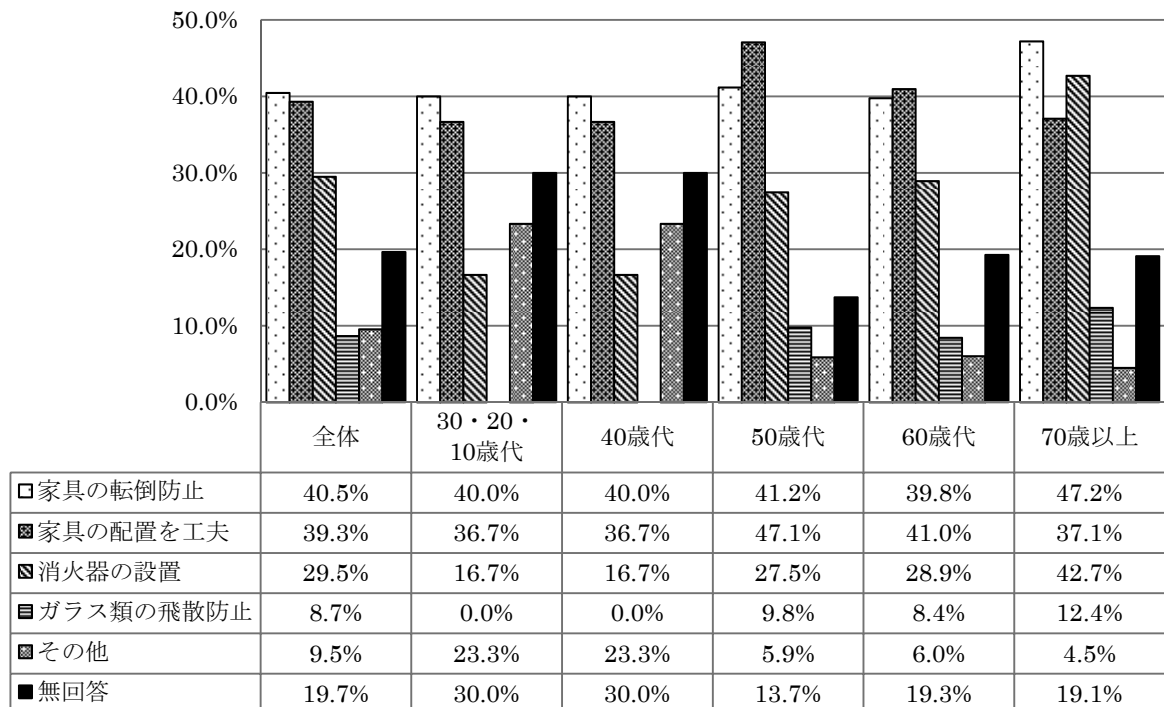
77.8%～94.0%が知っている。

(9) 外出中の被災に備えて携帯しているものは何ですか(複数回答可)



身元や血液型・連絡先などを記したカードを携帯しているが一番だが、無回答の方が、気になる。

(10) 自宅で被害を防ぐためにどのようなことをしていますか(複数回答可)



家具の転倒防止、配置を工夫が 36.7%～47.2%になっている。70 歳以上になると消火器の設置がどの年代よりも高くなっている。



(11) このアンケートについてのご意見・ご感想をお書きください

- ・防災に対して意識が低いと思った
- ・防災に対して改めて考えさせられた
- ・自分に防災意識が全然ないことに気づいた
- ・防災について意識しているようでも何も準備できていなかった
- ・必ず自分にも起こることで、改めて考え直したい
- ・アンケートを読み少しは防災意識をもった



- ・日頃の備えがほとんどできていない自分に反省！
- ・先延ばししている非常持ち出し品を準備したいと思う
- ・被害を防ぐ準備と非常持ち出しの用意をしておかないといけない
- ・持ち出す貴重品を身近に置き持ち出せるように心がけます

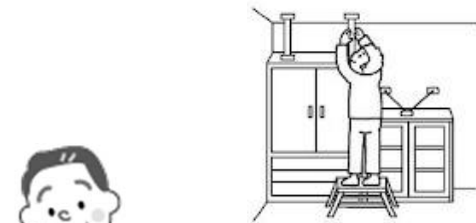
- ・防災について家族と話し合うことが大切だなと感じた
- ・防災の意識のなさを感じ、家族みんなでたかめなくてはと思う
- ・常に防災に関しては、家族に確認しておく必要があると思う
- ・家族の緊急連絡方法を確認しておく必要はある
- ・夫とゆっくりと話し合う必要があると思う



- ・地域での防災訓練をもっと行う。例えばAED取り扱いなど
- ・防災についての講習をしてほしい
- ・防災組織を作って話し合いを持ちたい
- ・地域で、今だかつて防災訓練等一度もありません。一度してもらいたい

- ・防災マップを確認しておこうと改めて思った

- ・近所づきあいを大切にしていくことが防災にも重要なことを改めて見直した
- ・地域の自主防災（わからない）、防災訓練（参加していない）を、はっきりと自分でやってみたいと思う
- ・地域にどのような防災用具があるのか知りたい
- ・地域において説明会、話し合いなどの会合があればと思う



- ・就寝時にやかん一杯の水をいれておく（断水を考えて）
- ・家具の転倒防止など早くしたいと思っている
- ・その時に冷静な判断や行動ができるかが心配です
- ・アンケートをして 心がけるきっかけとなりました



## おわりに

国は東海から九州沖を震源域とする「南海トラフ巨大地震」について、東日本大震災で得られたデータをもとにして、被害想定などを公表しています。ただし「発生頻度は極めて低い」ことも発表しています。（毎日新聞 2012 年 8 月 31 日）国の有識者会議は「正しく恐れてほしい」と同時に提言としています。

今回、私たちが実施した「防災について」のアンケートでは、茨木市の防災マップを知っている人（茨木市在住者）は多いのですが、居住している地域の自主防災組織の有無や防災訓練の参加率は非常に低く、家族や隣近所の安否確認の連絡方法などの話し合いも少ないことがわかりました。

茨木市においては、自主防災組織が小学校 32 校のうち、21 校区に組織されています（校区に 2 つあるところあり）。しかし 11 校区が未組織です。早急に組織され、全市民が 1 回でも自主防災訓練に参加するよう市当局からの啓発とともに、私たちも防災意識の高揚に努めなければなりません。

防災マップや防災組織についても地域の特性に応じて住民が意見を出し合い、学校・医療施設・事務所・自治体等が協調して体系的な危機管理体制を整備してほしいと思います。体系的な組織があれば、自然災害や事故等の危機の発生を初期の段階で把握し、対策を立て、迅速に情報の伝達と機動性を発揮できるのではないのでしょうか。

自らの命を守る「自助」、地域で助け合う「共助」は、近隣や地域での交流の中から自然に培われるものと思います。自分の地域から災害弱者と呼ばれる人たちを出さないために、各々の立場を超えて災害に強い社会づくりに真剣に取り組んでほしいと思います。最後に 12 月に見学に行った兵庫県立「人と未来の防災センター」の震災語り部ボランティア、チーム「やさしさを忘れないで」代表の資料による、阪神淡路大震災での助かった人の数字は

自分で逃げた 35%  
家族が助けた 32%  
隣近所が助けた 28%  
通りすがりの人が助けた 3%  
自衛隊・消防隊が助けた 2%

となっています。

## 〔6〕ごみはどこへゆく

～混ぜればごみ 分ければ資源～

岸和田市消費生活研究会

(発表者) 河原 一子 ・ 島山紀代子

新谷 勲 ・ 善野 春子

### はじめに

「皆さんはごみをどれくらい持っていますか？」

数年前、市内で開催された「ごみに関する講座」の講師が言った言葉です。どの参加者も新鮮で衝撃的な、納得できる言葉として受け止めたことでしょう。

この言葉を聞いて家の中のすべての「モノ」はいずれごみになる、と認識しこれまでの生活を省みる機会にもなりました。快適な生活をすればするほど「ごみ」に対する認識は薄れ、気がつくといつの間にか家の中は「モノ」があふれています。

当会は、市民がごみに対してどのような意識を持っているのか調査をしました。不用になった「モノ」は混ぜればごみですが、分けることによって資源になります。今回はごみの中でも廃プラスチックに焦点を当て、調査結果から市民の意識と岸和田市のごみ行政の現状を把握し、消費者の生活のあり方を考える好機にしたいと思います。

### 調査の概要

調査方法：留置法（会員が配布）

調査期間：平成 24 年 7 月 1 日～8 月 30 日

調査対象：会員及び岸和田市民

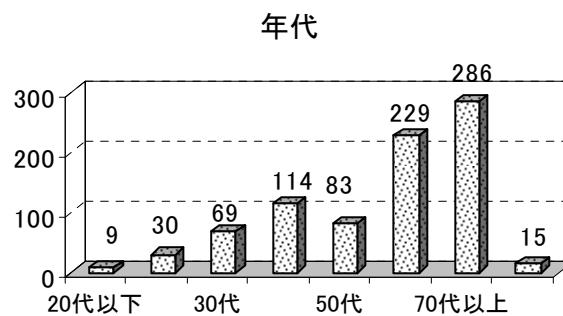
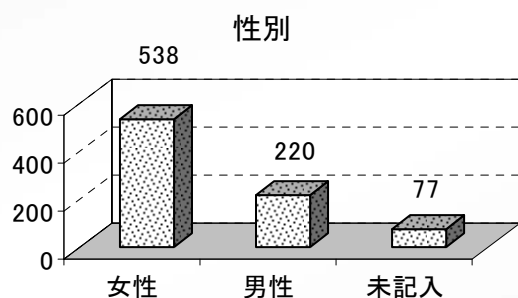
配布数：1,000 枚

回収率：835 枚（83.5%）

内訳：男 220 人（26.4%） 女 538 人（64.5%） 未記入 77 人（9.1%）

年代：20 代以下～30 代 108 人（13%）、40～50 代 197 人（23.6%）、60 代以上 515 人（61.6%）

未記入 15 人（1.8%）



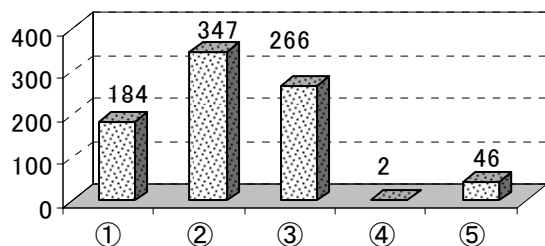
※ 性別は 77、年代は 15 未記入がありました。

## 調査結果

問1 あなたは右記のマークの意味を知っていますか。岸和田市ではこのマークがついているものがプラスチック分別の対象です。(n=845)



マークの意味を知っていますか

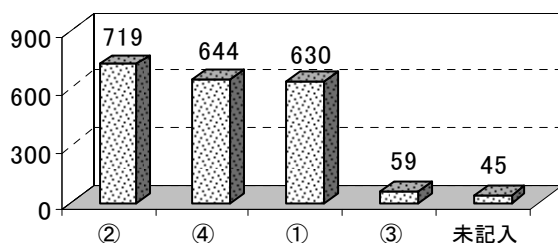


- ① その製品がリサイクルしやすいことを示すマーク
- ② その製品がプラスチックであることを示すマーク
- ③ 容器包装がプラスチックであることを示すマーク
- ④ その他
- ⑤ わからない

問2 下記のマークで知っている番号に○をつけてください。(複数回答)



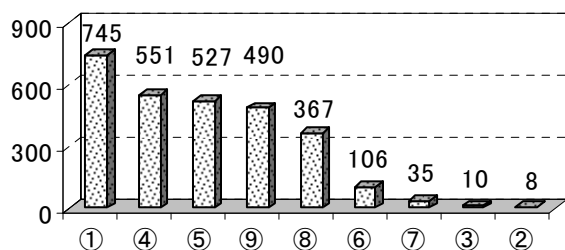
知っているマークの番号に○



それぞれのマークの認知度で最も低かったのは③のペットボトルです。逆に最も高かったのは②のアルミ缶、次いで紙製容器包装、スチール缶となっています。  
アルミ缶は事業者が高く買い取るため、収集日は一般市民の集める姿がよく見られます。そのため岸和田市の収入になりません。

問3 岸和田市民はプラスチック類を出すときは、市販されている45リットルまでの透明または白色半透明の袋に入れて出します。正しい出し方の番号に○をつけてください。(複数回答)

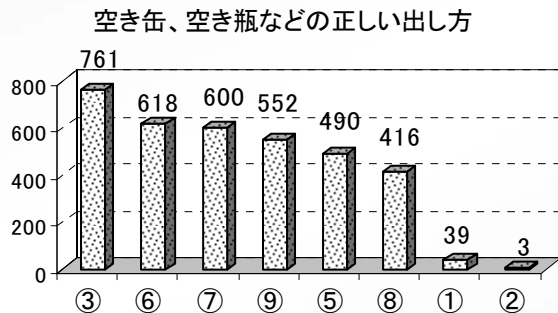
プラスチック類の正しい出し方



次ページに回答項目があります。  
各項目の後ろに回答数を入れています。ご覧のように一部を除き、正しい出し方をしているのがわかります。

- ① 中身は使い切り軽く水洗いして出す (745)
- ② 中身は少しぐらい残っていてもかまわないのでそのまま出す (8)
- ③ 汚れが落ちにくいものでもそのまま出す (10)
- ④ 汚れが落ちにくいものは普通ごみに出す (551)
- ⑤ プラスチック製以外に金属製、木製、ゴム製の製品などがついている場合は、必ず取り除いて出す (527)
- ⑥ プラスチック製以外に金属製、木製、ゴム製の製品などがついている場合は、必ず取り除いて出すが取り除けないときはそのまま普通ごみに出す (106)
- ⑦ 荷づくりのひもなど長いものは面倒なのでそのまま出す (35)
- ⑧ 荷づくりのひもなど長いものは 30～50 センチぐらいに切って束ねて出す (367)
- ⑨ プラスチック製のふた、キャップはプラスチック類に出す (490)

問 4 空き缶、空き瓶など正しい出し方の番号に○をつけてください。(複数回答)



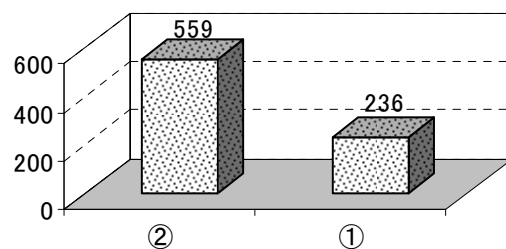
問 3 同様、下記回答項目の後ろに回答数を入れています。

②の「スプレー缶の中身が残っていてもそのまま出す」が 3 名ありました。

- ① プラスチック製のふたやキャップはつけたまま出す (39)
- ② スプレー缶は中身が残っていてもそのまま出す (3)
- ③ スプレー缶は必ず使いきった後、穴をあけてから出す (761)
- ⑤ ビール瓶、一升瓶は酒屋さんに引き取ってもらう (490)
- ⑥ ペットボトルは空き缶や空き瓶と一緒に入れてはいけない (618)
- ⑦ 瀬戸物類、蛍光灯、電球は埋め立てゴミに出す (600)
- ⑧ なべ、やかん、フライパンは小さな金属類に出す (416)
- ⑨ 小型家電用品（ポット、オーブントースター、炊飯器など）は粗大ごみに申し込む (552)

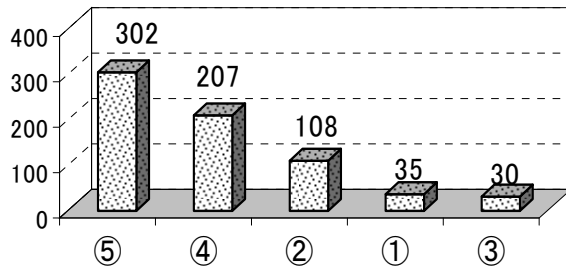
問 5 粗大ゴミは申し込みをして自宅前や指定場所に出すことになっていますが、それが困難な高齢世帯や障害者の方などへ、職員が粗大ごみを屋内から運び出して収集する「ふれあい収集」があります。知っていましたか。(n=795) ①知っていた 30% ②知らなかったは 70%。

ふれあい収集を知っていますか



問 6 ペットボトルは拠点回収しています。正しい出し方の番号に○をつけてください。  
(n = 682)

ペットボトルの正しい出し方

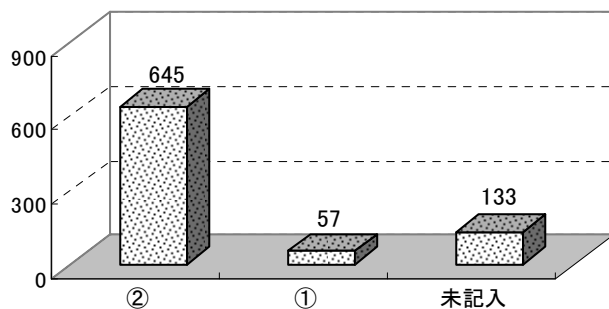


問 3 同様、回答項目の後ろに回答数を入れています。  
ペットボトルの出し方は②が正しく回答者の 14%です。

- ① キャップやラベルはそのまま回収ボックスへ持っていく (35)
- ② キャップやラベルを取り洗浄して踏み潰し回収ボックスへ (108)
- ③ 中身やキャップはそのまま普通ごみに出す (30)
- ④ プラスチック製のキャップ・ラベルは普通ごみに出す (207)
- ⑤ プラスチック製のキャップ・ラベルはプラスチック製に出す (302)

問 7 牛乳やヨーグルト・コーヒー・ジュースなどの中がアルミ加工されていない紙パックの正しい出し方の番号に○をつけてください。(n = 835)

アルミ加工されていない紙パックの正しい出し方



■ 系列1

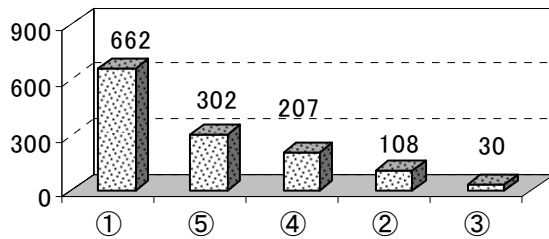
紙パックは、上質の紙を使っているため、トイレットペーパーとして再製品化しています。  
正しく出しているのは 77%です。

- ① 洗わないでそのまま普通ごみに入れる (57)
- ② 洗って開き、よく乾かしてから回収ボックスへ持っていく (645)

※ お酒などアルミ加工しているものは普通ごみに出す

問 8 次の項目で正しい出し方の番号に○をつけてください。(複数回答)

正しい出し方の番号に○を



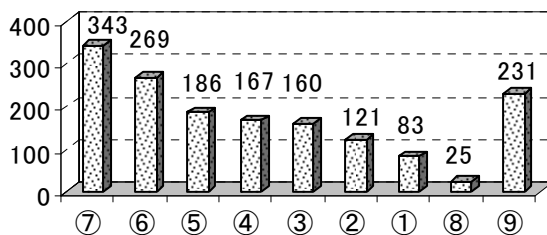
廃乾電池などはほぼ正しく出しており  
⑤のボタン電池や充電式電池は発火事故を防ぐため回収できないので「両極にセロテープを貼って電器店などに持っていく」が回答項目文から抜けていました。

- ① 廃乾電池「筒型一次電池（使いきりのアルカリ・マンガン電池）は廃乾電池ボックスへ持っていく（662）  
② 廃乾電池「筒型一次電池（使いきりのアルカリ・マンガン電池）は社団法人電機工業会へ持っていく（108）  
③ 腕時計、補聴器、防犯ブザーなどに使われているボタン型電池は普通ごみに入れる（30）  
④ ボタン型電池や充電式電池（小型二次電池）は回収してくれるので、回収ボックスに入れる（207）  
⑤ ボタン型電池や充電式電池（小型二次電池）は電池の発火事故を防ぐため回収できないので電気店などの「リサイクル協力店」にある回収ボックスに入れる（302）

問 9 プラスチック製容器包装リサイクル製品について、現在家庭からごみとして出されているプラスチック製容器や包装が新たな製品としてリサイクルされています。あなたは消費者が分別して廃棄したものがどのようなものにリサイクルされていると思いますか。次の中から当てはまるものを選んで番号に○をつけてください。(複数回答)

※ ペットボトルからリサイクルされたものは除きます。

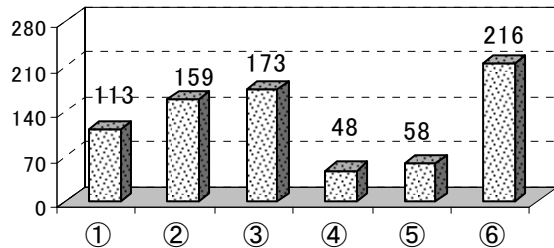
リサイクルされている製品



- ① お菓子の外袋などの食品の容器や包装として使用されているプラスチック（83）  
② 日用品や玩具の容器や包装として使用されているプラスチック（121）  
③ ボールペンやクリアファイルなどの文具製品のプラスチック部分（160）  
④ 百円ショップなどで売られている日用雑貨品などのプラスチック製品（167）  
⑤ ハンガーや洗面器などのプラスチック製品（186）  
⑥ スーパーやコンビニなどで配布されるレジ袋やゴミ袋（269）  
⑦ プラスチックの植木鉢などの園芸製品土木建築用資材として使用されるプラスチック製品（343）  
⑧ その他（25）  
⑨ わからない（231）

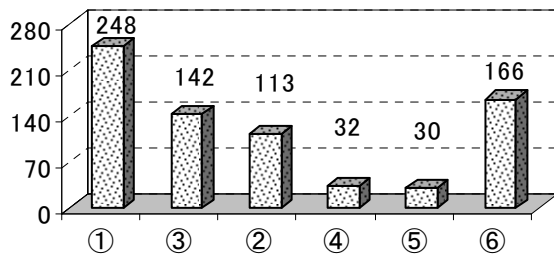
問 10 プラスチックのリサイクル製品に対するそれぞれの意見について、あなたの最も近い考えを選んで番号に○をつけてください。 a～dの考え、①～⑥は共通です。

a プラスチックリサイクル品は安価である

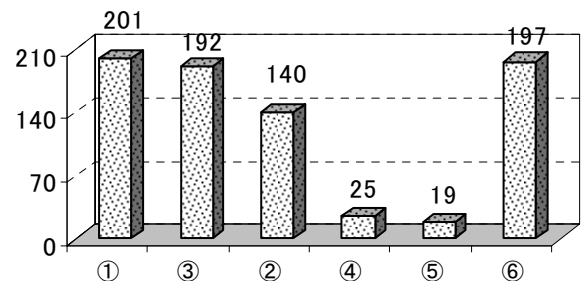


- ① そう思う  
② どちらかといえばそう思う  
③ どちらともいえない  
④ どちらかといえばそう思わない  
⑤ そう思はない  
⑥ わからない

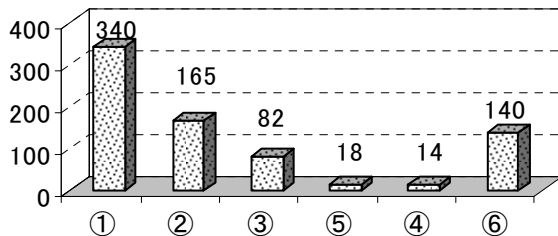
b 品質や見栄えに問題はない



c 安全である

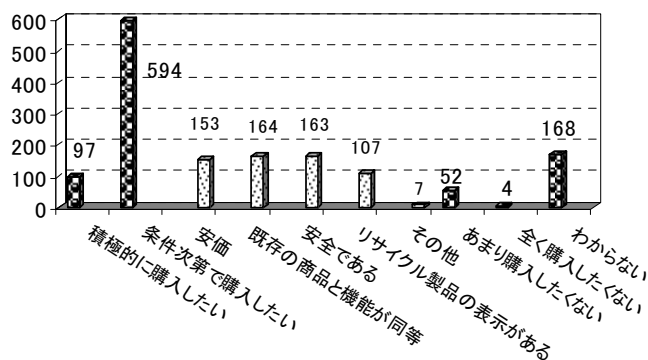


d 環境に配慮している



問 10 ではプラスチックに対する考え方を聞きましたが、**a 安価である**では①思う②どちらかといえばそう思うは 36%、同様に、**b 品質や見栄えに問題はない** 49%、**c 安全である** 44%、**d 環境に配慮している**は 65%となっています。

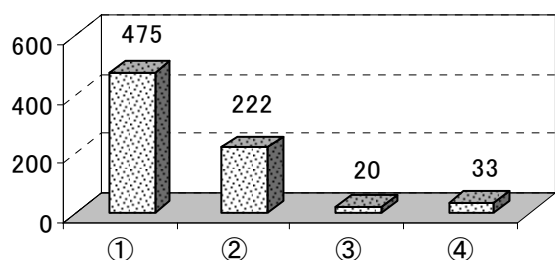
e 今後リサイクル製品を購入したいですか



リサイクル品に対しては、「条件次第で購入したい」は 69%。  
その条件として「**安価で既存の商品と機能が同じで安全であれば購入したい**」と回答しています。



f リサイクル品であることを知りたいですか

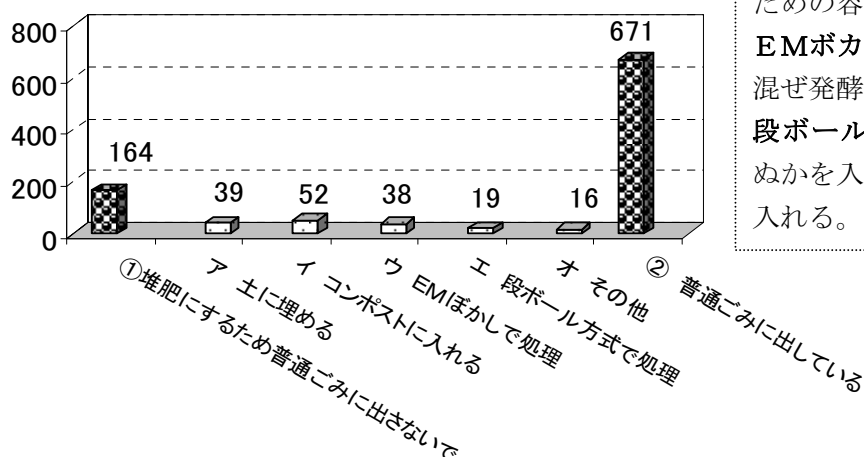


- ① 知りたい (475)
- ② どちらでもよい (222)
- ③ 知りたくない (20)
- ④ わからない (33)

グラフが示すように「リサイクル品であることを知りたい」は63%で「知りたくない」をはるかに上回っています。

問 11 生ごみはどのように処理をしていますか。それぞれ該当する箇所に○をつけてください。  
(n = 835)

生ごみの処理方法



**コンポスト**〔堆肥の意〕生ごみ・落ち葉などを発酵腐熟させて堆肥にするための容器。

**EMボカシ** 米ぬかにEM菌、糖蜜を混ぜ発酵させて生ごみに振りかける。

**段ボール** 段ボール箱に腐葉土と米ぬかを入れて混ぜ、その中に生ごみを入れる。

※ 普通ごみに出している人は80%で、20%の人は何らかの形で堆肥にしています。

見 学

実施日 平成 24 年 6 月 13 日

見学先 関西リサイクル環境事業協同組合



廃プラごみの中に入っている刃物とライター

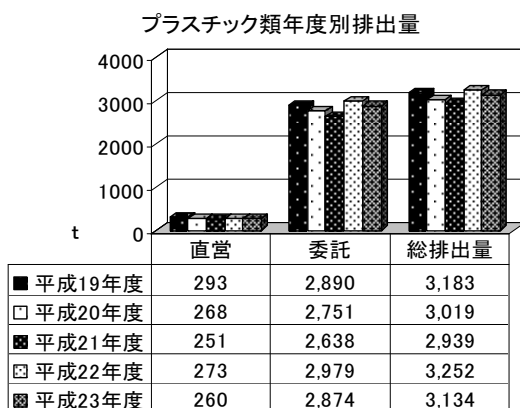


プラスチック製容器包装 : 2,163,320 kg (平成 23 年度実績)

## おわりに

ごみはいつの時代であれ人間生活を営むうえで必ず発生するものです。それに伴うごみ処理も時代と共に変化してきました。人口の増加と経済発展によりごみの量や質の変化も当然と言えるでしょう。

江戸時代、東京では一般廃棄物は「会所」と呼ばれる各町共通の空き地にごみを捨て、これを集めて海へ運び埋め立てられていました。明治中期にペストが大流行したため汚物処理が重視され、明治 33 年「汚物掃除法」が制定し焼却が推奨されました。生活圏から排除されていたごみは焼却する時代へ移行しました。



岸和田市は昭和 7 年に初めて焼却場を建設しています。現在は埋め立て地、阪南 2 区にある「岸和田市貝塚市クリーンセンター」に移り市民が出すごみ処理に取り組んでいます。左記グラフは平成 19 年度～23 年度までのプラスチック類の排出量です。

廃棄物は廃棄物処理法によって一般廃棄物と産業廃棄物に分けられていますが、家庭から出るごみは平成 10 年度時点で

年間約 5,160 t、東京ドーム 138 杯分を埋めつくす量だと言われています。この中で包装容器廃棄物の占める割合は容積比で約 60%、重量比で 20%～30%です。消費者は商品の容器や包装に表示されている識別マークを参考に分別しますがこの識別マークの認知度は、問 2 の回答に出ているようにアルミ 86%、紙製容器包装 77%、スチール缶 75%となっており、識別マークの認知度と正しい出し方はある程度正比例しています。資源リサイクルのシステムにのっている以上、消費者のごみの出し方によっては収集している行政に大きな負担をかけることになります。

時には社会情勢によって分別収集した資源ごみの処理が行き詰まり焼却を余儀なくされることもあるようですが、循環型社会構築に向けた「容器包装リサイクル法」により消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者はリサイクルという役割が決まっています。

江戸時代は、都市全体がリサイクルシステムで出来ており、あらゆる資材は徹底的にリユース・リサイクルをしていた記録が残っています。そのために職商人と呼ばれる、今流で言えばリサイクル業者、修理・再生が専門の業者、回収専門の業者の存在により「捨てるごみ」は殆どなかったそうです。もちろん人口は少なく生活品の素材も植物など自然のものが殆どでしたからごみになるものも少なかったと思います。今更江戸時代にもどれないことはわかっていますが私たちの生活のヒントになるのではないのでしょうか。

昨年 7 月から取り組んできたこの調査が、今後のライフスタイルを見直す契機となり、家の中のあふれる「モノ」から遠ざかり、本来のゆとりある生活をしたいものです。

## 参考文献

- ・「江戸時代のごみ事情」 三上宰主。 ・「平成 23 年度 岸和田市廃棄物統計書」 生活環境課
- ・「リサイクルの基礎知識」 P E T ボトルリサイクル推進協議会

## 〔 7 〕 悪質商法撃退

～だまされヘン！～

高槻市消費者団体連絡会

(発表者) 西田 綾子 ・ 牧 奈千代 ・ 南野 弘子  
境田多美子 ・ 西口 和子 ・ 三田亜由美

### はじめに

悪質商法は、人の弱みに付け込み、商品を不当な値段で売りつけたり、お金を騙し取ったり、手口もあの手この手で年々巧妙になっています。騙されたことに気付かない、被害にあっても誰にも相談しない人が多く、被害額も年々増加してきているようです。

私たちも生活者として、未然防止に取り組み、クーリングオフの勉強もし、いち早く情報を取り入れて、出来る事を考え、今回もアンケートの結果を発表いたします。

### アンケート調査

調査期間：平成 24 年 9 月 3 日～9 月 30 日

調査対象：市民 500 人

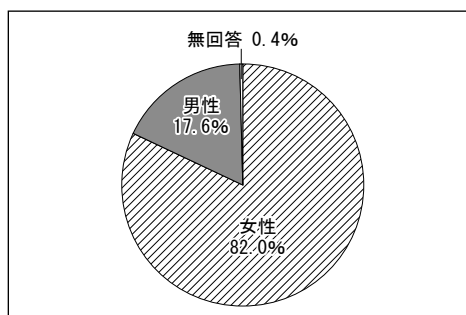
調査方法：留置法

回収率：92.2%

#### 1. あなたの性別は

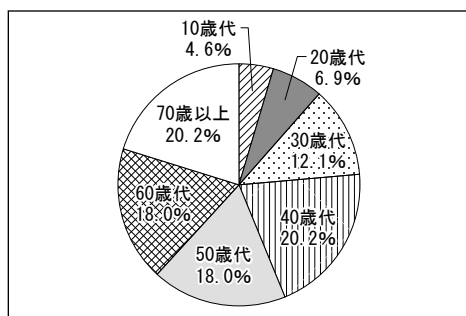
|     |       |
|-----|-------|
| 女性  | 378 人 |
| 男性  | 81 人  |
| 無回答 | 2 人   |
| 合計  | 461 人 |

※男女別では女性が多かった



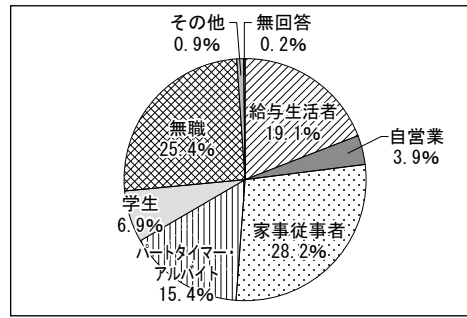
#### 2. あなたの年代は

|        |     |
|--------|-----|
| 10 歳代  | 21  |
| 20 歳代  | 32  |
| 30 歳代  | 56  |
| 40 歳代  | 93  |
| 50 歳代  | 83  |
| 60 歳代  | 83  |
| 70 歳以上 | 93  |
| 合計     | 461 |



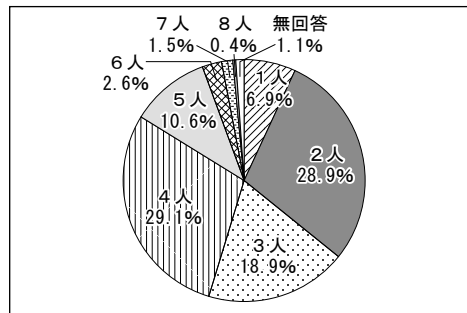
### 3. あなたの職業は

家事従事者が 28.2%、次に給与生活者 19.1%、パートタイマー・アルバイト 15.4%の順となっています。



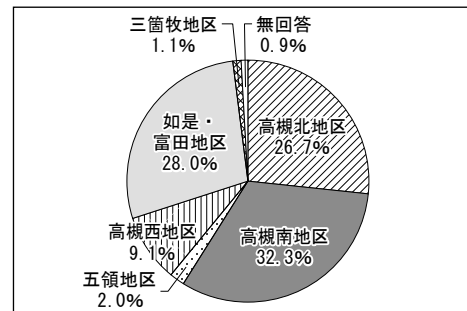
### 4. あなたの家族構成は

※4人が 29.1%・2人が 28.9%で、全体の 58%をしめている。



### 5. あなたは、どちらの地域にお住まいですか

|         |     |
|---------|-----|
| 檜田地区    | 0   |
| 高槻北地区   | 123 |
| 高槻南地区   | 149 |
| 五領地区    | 9   |
| 高槻西地区   | 42  |
| 如是・富田地区 | 129 |
| 三箇牧地区   | 5   |
| 無回答     | 4   |
| 合計      | 461 |

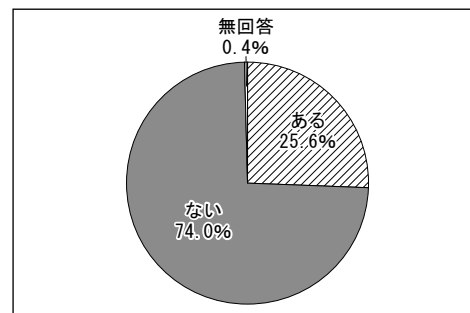


※高槻南地区 32.3%、如是・富田地区 28.0%で半分以上しめている

## II-1. この1～2年間に「商品」の購入や「サービス」の利用にあたって、不満を感じたり被害を受けたことがありますか？

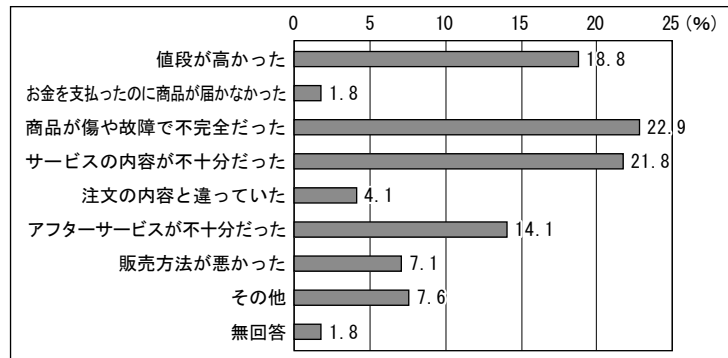
|     |     |
|-----|-----|
| ある  | 118 |
| ない  | 341 |
| 無回答 | 2   |
| 合計  | 461 |

※不満を感じたり、被害を受けたことが「ない」と答えた人は 74%ですが、まだまだ 25.6%の人は、不満や被害があるようです。



2. 問1で「ある」と答えた方にお聞きします。それはどんな不満、または被害ですか？（いくつでも）

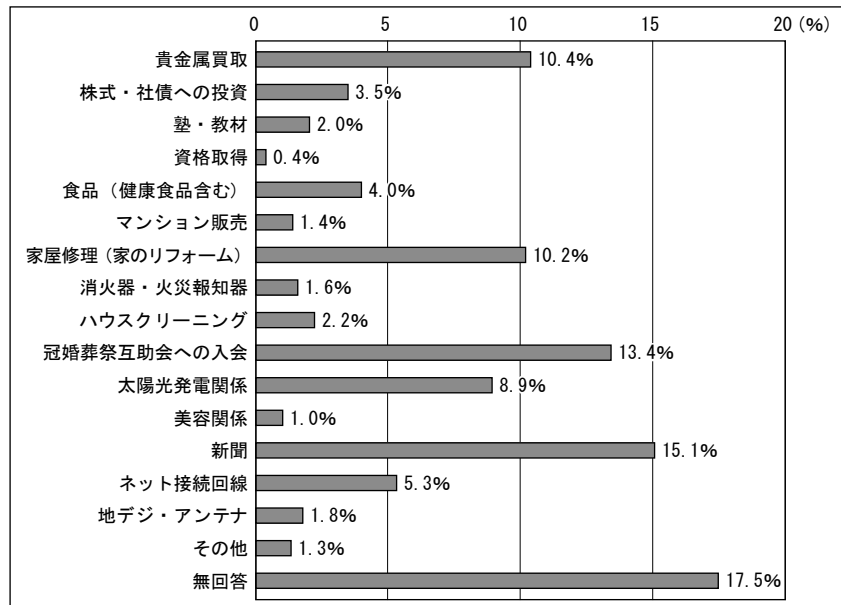
|                    |     |
|--------------------|-----|
| 値段が高かった            | 32  |
| お金を支払ったのに商品が届かなかった | 3   |
| 商品が傷や故障などで不完全だった   | 39  |
| サービスの内容が不十分だった     | 37  |
| 注文の内容と違っていた        | 7   |
| アフターサービスが不十分だった    | 24  |
| 販売方法が悪かった          | 12  |
| その他                | 13  |
| 無回答                | 3   |
| 合計                 | 170 |



※「商品が傷や故障などで不完全だった」(22.9%)で、次が「サービスの内容が不十分だった」(21.8%)、「値段が高かった」(18.8%)の順になっています。

3. あなたは、この1～2年間に、以下の訪問販売を受けたことがありますか？（いくつでも）

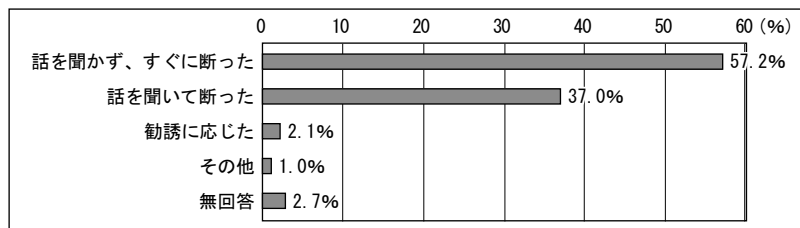
|               |     |
|---------------|-----|
| 貴金属買取         | 100 |
| 株式・社債への投資     | 34  |
| 塾・教材          | 19  |
| 資格取得          | 4   |
| 食品(健康食品含む)    | 39  |
| マンション販売       | 14  |
| 家屋修理(家のリフォーム) | 99  |
| 消火器・火災報知器     | 15  |
| ハウスクリーニング     | 21  |
| 冠婚葬祭互助会への入会   | 129 |
| 太陽光発電関係       | 86  |
| 美容関係          | 10  |
| 新聞            | 146 |
| ネット接続回線       | 51  |
| 地デジ・アンテナ      | 17  |
| その他           | 13  |
| 無回答           | 169 |
| 合計            | 966 |



※「新聞」が1番で、次に「冠婚葬祭互助会への入会」、「貴金属買取」の順となっています。無回答が17.5%もありました。

4. 問3で訪問販売を受けた時に、どのような対応をされましたか？

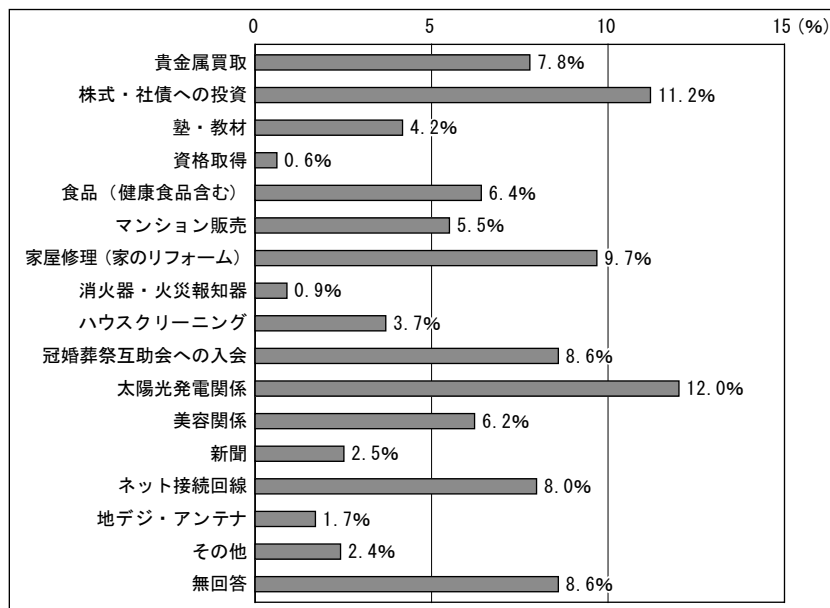
|              |     |
|--------------|-----|
| 話を聞かず、すぐに断った | 167 |
| 話を聞いて断った     | 108 |
| 勧誘に応じた       | 6   |
| その他          | 3   |
| 無回答          | 8   |
| 合計           | 292 |



※「話を聞かず、すぐに断った」「話を聞いて断った」が合わせて94.2%となっています。

5. あなたは、この1～2年間に、以下の電話勧誘販売を受けたことがありますか？（いくつでも）

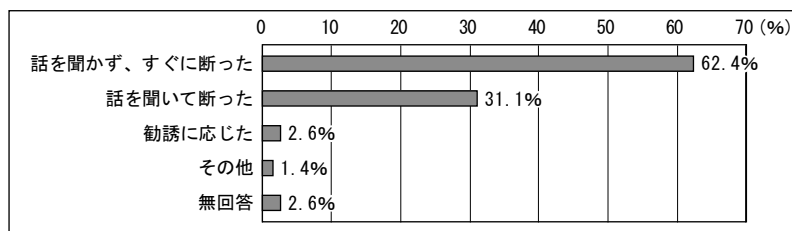
|               |      |
|---------------|------|
| 貴金属買取         | 99   |
| 株式・社債への投資     | 142  |
| 塾・教材          | 53   |
| 資格取得          | 7    |
| 食品（健康食品含む）    | 81   |
| マンション販売       | 70   |
| 家屋修理（家のリフォーム） | 123  |
| 消火器・火災報知器     | 12   |
| ハウスクリーニング     | 47   |
| 冠婚葬祭互助会への入会   | 110  |
| 太陽光発電関係       | 153  |
| 美容関係          | 79   |
| 新聞            | 32   |
| ネット接続回線       | 102  |
| 地デジ・アンテナ      | 22   |
| その他           | 30   |
| 無回答           | 110  |
| 合計            | 1272 |



※1番は「太陽光発電関係」（12%）、続いて「株式・社債への投資」（11.2%）「家屋修理（家のリフォーム）」（9.7%）、4番目に「冠婚葬祭互助会への入会」（8.6%）となっています。

6. 問5で電話勧誘販売を受けた時に、どのような対応をされましたか？

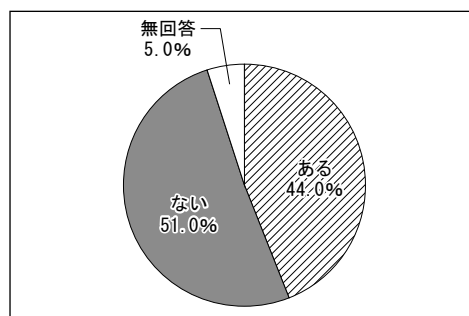
|              |     |
|--------------|-----|
| 話を聞かず、すぐに断った | 219 |
| 話を聞いて断った     | 109 |
| 勧誘に応じた       | 9   |
| その他          | 5   |
| 無回答          | 9   |
| 合計           | 351 |



※多かったのは「話を聞かず、すぐに断った」（62.4%）、「話を聞いて断った」（31.1%）、93.5%の人が断っています。

7. 訪問販売・電話勧誘販売を受けて困ったことはありましたか？

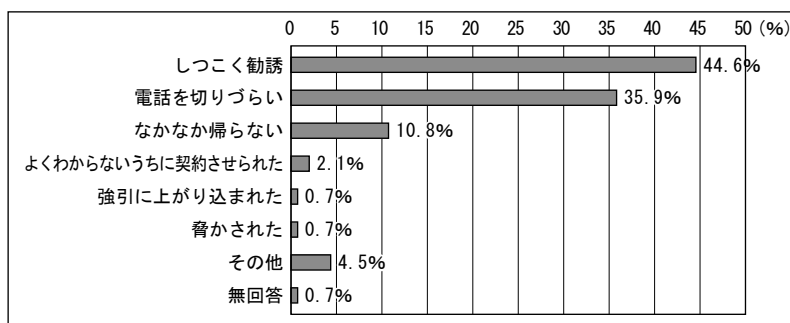
|     |     |
|-----|-----|
| ある  | 203 |
| ない  | 235 |
| 無回答 | 23  |
| 合計  | 461 |



※困ったことが「ない」が51%ですが、「ある」も44%となっている。

8. 問7で「ある」と答えた方にお聞きします。それはどのようなことでしたか？（いくつでも）

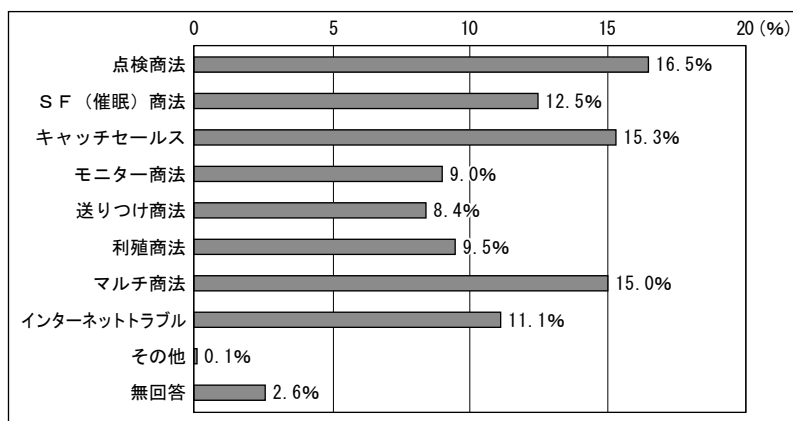
|                   |     |
|-------------------|-----|
| しつこく勧誘            | 128 |
| 電話を切りづらい          | 103 |
| なかなか帰らない          | 31  |
| よくわからないうちに契約させられた | 6   |
| 強引に上り込まれた         | 2   |
| 脅かされた             | 2   |
| その他               | 13  |
| 無回答               | 2   |
| 合計                | 287 |



※「しつこく勧誘」(44.6%) が1番多く、続いて「電話を切りづらい」(35.9%)、「なかなか帰らない」(10.8%)の順になっています。

9. 悪質商法とは、社会通念上、問題のある販売方法のことですが、ご存じの商法はどれですか？（いくつでも）

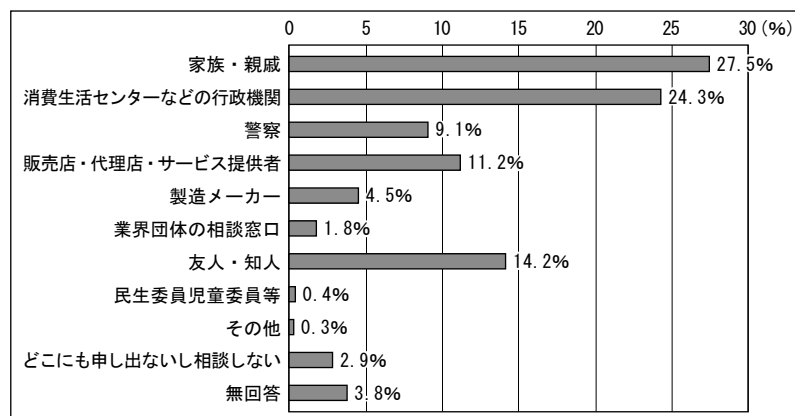
|             |      |
|-------------|------|
| 点検商法        | 307  |
| SF（催眠）商法    | 233  |
| キャッチセールス    | 284  |
| モニター商法      | 168  |
| 送りつけ商法      | 156  |
| 利殖商法        | 176  |
| マルチ商法       | 278  |
| インターネットトラブル | 206  |
| その他         | 2    |
| 無回答         | 49   |
| 合計          | 1859 |



※「点検商法」(16.5%)、「キャッチセールス」(15.3%)、「マルチ商法」(15.0%)、「インターネットトラブル」(11.1%)の順になっています。

10. あなたは、消費生活に関する不安を感じたり、実際に何かの消費者トラブルに遭った時、どこかに苦情を申し出たり、相談しますか（相談しましたか）？

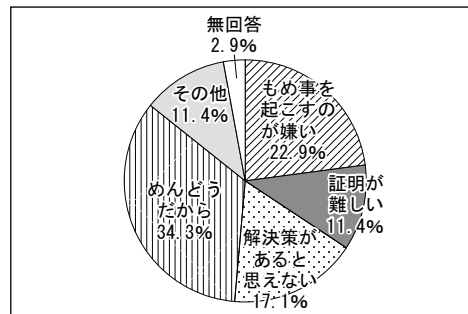
|                 |     |
|-----------------|-----|
| 家族・親戚           | 256 |
| 消費生活センターなどの行政機関 | 226 |
| 警察              | 85  |
| 販売店・代理店・サービス提供者 | 104 |
| 製造メーカー          | 42  |
| 業界団体の相談窓口       | 17  |
| 友人・知人           | 132 |
| 民生委員児童委員等       | 4   |
| その他             | 3   |
| どこにも申し出ないし相談しない | 27  |
| 無回答             | 35  |
| 合計              | 931 |



※「家族・親戚」(27.5%) が1番、次に「消費生活センターなどの行政機関」が(24.3%)で「友人・知人」(14.2%)となっています。

11. 問10で「どこにも申し出ないし相談もしない」と答えた方にお聞きします。それはなぜですか？（いくつでも）

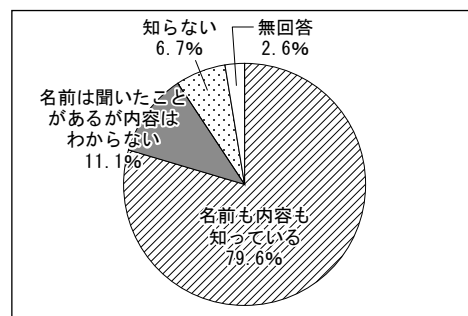
|             |    |
|-------------|----|
| もめ事を起こすのが嫌い | 8  |
| 証明が難しい      | 4  |
| 解決策があると思えない | 6  |
| めんどう        | 12 |
| その他         | 4  |
| 無回答         | 1  |
| 合計          | 35 |



※「めんどう」(34.3%)で、次に「もめ事を起こすのが嫌い」(22.9%)、「解決策があると思えない」(17.1%)となっています。

12. あなたはクーリングオフ制度についてご存知ですか？

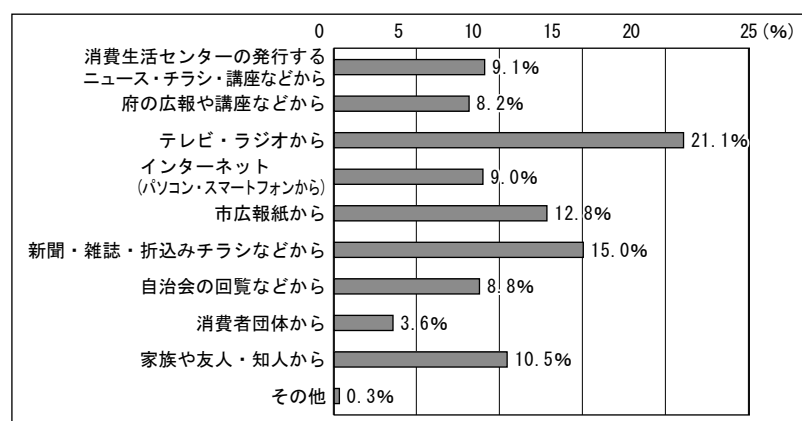
|                      |     |
|----------------------|-----|
| 名前も内容も知っている          | 367 |
| 名前は聞いたことがあるが内容はわからない | 51  |
| 知らない                 | 31  |
| 無回答                  | 12  |
| 合計                   | 461 |



※「名前も内容も知っている」(79.6%)、「名前は聞いたことがあるが内容はわからない」(11.1%)で、知っている人が90%以上です。

13. あなたは、消費生活に関わる情報について、主にどこから得られていますか？（いくつでも）

|                              |      |
|------------------------------|------|
| 消費生活センターの発行するニュース・チラシ・講座などから | 115  |
| 府の広報や講座などから                  | 103  |
| テレビやラジオから                    | 266  |
| インターネット(パソコン・スマートフォン)から      | 114  |
| 市広報紙から                       | 162  |
| 新聞・雑誌・折り込みチラシなどから            | 189  |
| 自治会の回覧などから                   | 111  |
| 消費者団体から                      | 46   |
| 家族や友人・知人から                   | 132  |
| その他                          | 4    |
| 無回答                          | 19   |
| 合計                           | 1261 |



※1番が「テレビ・ラジオから」(21.1%)で、続いて「新聞・雑誌等・折り込みチラシなどから」(15.0%)「市広報紙から」(12.8%)となっています。「家族や友人・知人から」も10.5%です。



14. あなたは、消費生活に関するトラブルを無くしていくにはどのようにすれば良いと考えますか？アイデアをお聞かせください。

- 消費者が「だまされないぞ」の自覚が大切。老人には、何度も何度も教えることが大切だと思う。
- 自分ひとりの判断をしない。知人に相談する。自分はだまされないと思っていてはいけない。
- おかしいと思ったら、腑に落ちない時はすぐに消費生活センターなどに問い合わせしてみる。
- 国民自身が、勉強すること。悪質商法内容一覧のパンフを各戸に配布すること。
- 何か契約で申し込みをする時に迷ったら、自分ひとりで判断せず、身近な人や消費生活センター等に相談してからにする。
- 法律で規制するのが良いと思う。
- 消費生活に関する知識を得るため、講演会などに参加し、勉強する。賢い消費者になる。
- トラブルの事例は市民への情報提供。特に高齢者には、公民館でビデオを見てもらう機会を作るなど。視覚的な方法が良いと思う。ビデオ回覧や貸出等。
- 悪質商法などの知識をもっと多くの人が知れる環境作りをするべきだと思います。
- 冷静に判断し、常にあやしくないか考える。うたい文句に踊らされてはダメ。「無料」という言葉の先には何か危ないことが隠れていると理解する。
- 個人が正しい情報を得るために、事例等を交えて情報提供をしてほしい。
- 毅然と断る勇気を持つ。すぐに返事をしない。
- 自分が欲しい商品に関しては、あらかじめしっかり調べ、納得した物を購入するようにする。また、勧誘を受けた時いらないと感じたら、すぐに断るようにする。
- 消費者どうしお互いに情報を交換し、確かめ合う。トラブルに遭った時、一人で解決しようとせずに、友人や消費生活センター等に相談する。
- 消費者が賢くなればトラブルは減らせる。
- 悪質商法など被害に遭われた方々の生の声をいちはやくキャッチし、事例と対策を市民に知らせる。
- 広く自治会等への広報活動が必要。
- 消費者への啓発はもちろんだが、罰則の強化も大切だと思う。
- 自治会の回覧板も信用度は高いので、その地域ごとにそのあたりでよくおこる事例をのせて回すのもよいかと思います。
- 消費者がトラブルの例を知る方法があること。悪徳な業者をきびしくチェックしてもらう。
- 消費者自身が正しい情報を得て、悪質化する商法を見抜く判断力をつけるしかないと思います。
- 一般市民の消費生活に関する知識を向上させる。
- 情報収集できる場が開設されていること。
- 24時間の電話相談窓口があり、知識を持ち親身になって対応できる相談のプロがいると良い。中学高校など学校で教育の一環として教えると良い。
- 今、一番多く困っているのは電話による勧誘販売です。電話勧誘販売禁止の法律の制定を希望します。
- すぐ契約しないで、返事をしないで、友人、家族、近所の人と話をして大丈夫か確認するようにしたら良いと思う。

- 消費者が商品に対する知識をしっかりと得ること。講座を開いて欲しいです。
- お金に関わる話は聞かない。悩みや弱みは他人に見せない。話さない。
- 行政で相談できるということを、広報紙等で周知徹底していくことが重要だと思います。
- 多くの情報を聞く。友人をたくさん作る。
- 相手に Yes、No をはっきり伝える。
- 無知の怖さを知る。自分でわからないことは、とりあえず断る。飛び込みで入ってくる情報に有益なものはないととりあえずは考える。
- 消費生活センターにどんどん相談し、事を公にし、メディアも動かし、みんなで良くしていく。

## まとめ

- 商品の購入やサービスの利用にあたって、不満を感じたり被害を受けたことがある人が、まだ全体の4分の1（25.6%）もいました。
- 「訪問販売を受けたことがある」は新聞や冠婚葬祭互助会への入会、貴金属買取、家屋修理（家のリフォーム）などがありました。
- 訪問販売を受けた時の対応は、話を聞かずにすぐに断る人が半分以上いました。
- 「電話勧誘販売を受けた事がある」のは、太陽光発電関係、株式・社債への投資、家屋修理（家のリフォーム）、冠婚葬祭互助会への入会等です。
- 訪問販売でも電話勧誘販売でも、家屋修理、冠婚葬祭がはいっていました。
- 訪問販売・電話勧誘販売を受けた時に困ったことは、しつこく勧誘されたことでした。
- 悪質商法では、点検商法、キャッチセールス、マルチ商法、SF（催眠）商法がよく知られているようです。
- 消費者トラブルに遭った時、相談は家族・親戚、消費生活センターなどの行政機関、友人・知人となっています。またどこにも申し出ないし、相談もしない（相談しなかった）人は、めんどうだからとか、もめ事を起こすのが嫌いだから、解決策があると思えない、からでした。
- クーリングオフ制度については、約80%の人が知っていました。
- 消費生活に関わる情報は、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌、折り込みチラシ、消費生活センターの発行するニュース・チラシ・講座などで得られているようです。

## おわりに

高槻市でも相談者の年代は、60才代～70才以上が約40%となっており、高齢者の方の被害が拡大しているようです。被害額も、年々増大しているとの事でした。

微妙な人の心の動きを読み取ってだます悪質業者の手法を学び、だまされないためにはどうしたら良いかを話し合い、希望ある豊かな毎日を送るよう心がけたいものです。

## 〔 8 〕 上手に利用しよう！通信販売

とよなか消費者協会

（発表者） 北川エミ子 ・ 三宅 尚子

### はじめに

インターネット、テレビ、電話、ファクシミリ、郵便などの通信手段を利用した「通信販売」（「通販」と略称される）が、近年急速に伸び、その売上高の伸び率は、コンビニエンスストアや百貨店等の店舗販売を上回る勢いで伸びています。自宅や外出先からパソコン、携帯電話、電話などを使い、24時間いつでも注文できる「通信販売」市場は、働く女性や高齢者の増加等の理由で、今後ますます成長が続くと思われます。

しかし一方、お金を払ったのに商品が届かない、写真で見た商品とはイメージが違っていた、商品に瑕疵があった、サイズが合わない等の苦情や販売方法・品質・機能面・送料・返品についてのトラブルも目立っています。また、個人情報の管理に不安がある等の問題点も挙げられます。販売者側からは、在庫が必要でなく、人件費や店舗代のコスト等もかからず、店舗では売れない商品でも売れるメリットもあります。消費者としては、どういうことに気をつけて、「通信販売」の契約をすればよいか、その課題や利用時の注意点等についての学習会やアンケート調査等を踏まえて、情報提供をし、賢い利用を府民の皆さんに啓発したいと思います。

### ◆取り組み

- （1）学習会①・・・・・・平成23年6月30日（木）「失敗しない！通信販売」
- （2）アンケート調査・・・・平成23年8月1日（月）～10月29日（土）「通信販売について」
- （3）学習会②・・・・・・平成23年11月8日（火）「上手に使おう！通信販売」
- （4）まとめ・・・・・・調査結果をふまえて

#### （1）学習会①

- 日時：平成23年6月30日（木）10:00～12:00
- 場所：豊中市立生活情報センターくらしかん 体験学習室
- テーマ：「失敗しない！通信販売」
- 講師：消費生活専門相談員 大久保育子さん

#### ★ 通信販売市場の拡大と相談件数の増加

自宅や外出先から、パソコンや携帯電話、インターネット等により注文する比率が7割以上に達している。このネット通販を牽引役に市場全体は平成12年度に比べ3倍強に膨らんだ。「通信販売」は、働く女性・高齢者の増加や自宅で買い物を済ませようとする消費構造の変化で、今後も成長が続きそうな市場である。「通信販売」の売上高は、平成20年度、4兆1,400億円に達している（日本通信販売協

会調査)。デフレの影響で他の販売形態が伸び悩むなか、右肩上がりの成長率である。中でも、「アマゾンジャパン」のインターネット販売がトップで、「ベネッセコーポレーション」「アスクル」などが続く。またテレビ通販市場の推移をみると、平成20年度には3,818億円の売り上げがあり、上位2社の「ジュピターショップチャンネル」[QVC ジャパン]は、CS放送やケーブルテレビに専門チャンネルをもち、シェアの50%を占め、2,000億円以上の売り上げがある。テレビ通販で2社に次ぐ売り上げの「ジャパネットたかた」は、テレビ通販の売り上げに占める割合が約3割で、テレビ以外にも、ラジオ、カタログ、チラシ、インターネット等による多メディアでの通販を展開している。一方、テレビ通販に対する相談件数も、国民生活センター平成23年3月末現在の統計によると、平成22年度は3,907件と、5年前の平成17年度の1,421件から2.74倍の伸びである。特に平成21年度(3,772件)から急速に増えている。

### ★ 通信販売の特徴とトラブル

「通信販売」はいつでも購入でき、店舗購入より低価格のことが多い。店員に付きまといわれる煩わしさがなく、重い荷物を持ち運ぶ必要もなく、遠隔地の商品でも入手できる利便性がある。反面、手に取って商品確認(重さ、かさ高さ、手触り、風合い、臭い、使い勝手、音など)ができないというデメリットもある。イメージ違いによる返品トラブル、商品が届くまでに時間がかかる、送料がかかった等の配送・送料トラブルも生じている。これらのトラブルは消費者と事業者が離れた場所で契約したという対面性の不存在によるものである。

### ★ 通信販売に関する法規制について

① 「特定商取引に関する法律」によって行政規制がある(義務表示)。

- ・13項目の広告規制(価格、送料、その他負担すべき金額、代金支払い時期、商品引き渡し時期、代金支払い方法、返品特約<特約ない場合、ない旨の表示>、事業者の名称・住所・電話番号・申し込み有効期間、瑕疵責任、特別の販売条件<数量制限など>)
- ・誇大広告の禁止
- ・未承諾者に対する電子メール広告の提供禁止
- ・前払い式通信販売の承諾等の通知
- ・契約解除に伴う債務不履行の禁止
- ・顧客の意に反して契約の申込みをさせようとする行為の禁止

平成21年12月、「改正特定商取引法」が施行され、「返品特約」の広告への表示が義務づけられた。返品に関する表示がなければ、商品が到着してから8日間は返品可能と規定された(商品と指定権利が対象で役務は除く)。ただし、送料など引き取り・返還に要する費用は消費者負担となる。「返品特約」が明記されていたら、その特約内容がすべて優先されることになり、無条件解約できる訪問販売、電話勧誘販売等に適用される「クーリング・オフ」は適用されないので、注意が必要である。

② 民事のルール

- ・契約の申込みの撤回または契約の解除(法定返品権)。
- ・事業者の行為の差止請求。

③ 消費者契約法

- ・重要事項の不実告知、断定的判断の提供等は契約の取り消しができる。
- ・消費者に一方的に不利な条項等は条項無効にできる。

④ 民法

- ・債務不履行(341～543条)で、催促しても販売業者がいつまでも商品を渡さない時契約解除できる。

- ・瑕疵担保責任(570 条)で売買の目的物に隠れたキズ(瑕疵)があったときは、買主は1年以内の契約を解除したり、損害賠償を請求できる。

#### ⑤ 景品表示法

- ・有利誤認：商品・サービスの価格その他の取引条件について、有利であると一般消費者に誤認される表示は禁止されている(モニター特別価格など)。
- ・優良誤認：商品・サービスの品質・規格その他の内容について、優良であると一般消費者に誤認される表示は禁止される(健康食品・石鹸・洗剤・除菌効果など)。

#### ⑥ 薬事法

- ・55 条第2 項により、無承認無許可医薬品の販売の禁止(対面販売義務付け)。
- ・承認前の医薬品の広告を禁止している。

#### ⑦ 計量法

- ・量目公差が29 品目の特商品に定められ、過量・不足の許容誤差が定められている。

### (2) アンケート調査(通信販売について)

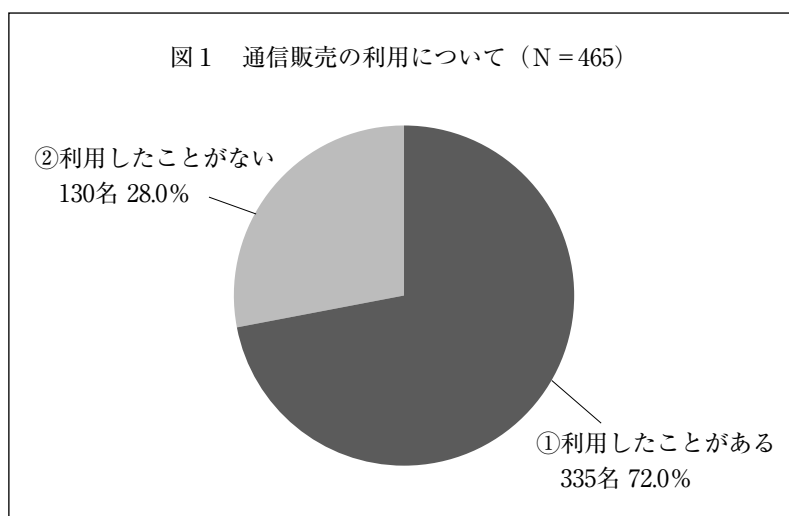
- 調査目的：通信販売についての市民の意識を探るため
- 調査期間：平成23 年8 月1 日～10 月29 日
- 調査対象：20 歳代～70 歳代の府民(男女)
- 調査方法：会員への郵送またはイベント等の来場者への配布、対面および郵送回収
- 回収率：93%(500 枚配布、465 枚回収)

属性内訳：(表1) 単位:人数( ) 内%

| 年代 | 20 代     | 30 代     | 40 代     | 50 代     | 60 代      | 70 代     | 合計         |
|----|----------|----------|----------|----------|-----------|----------|------------|
| 男性 | 14(31.8) | 10(19.2) | 22(23.7) | 16(21.9) | 18(14.9)  | 14(17.1) | 94( 20.2)  |
| 女性 | 30(68.2) | 42(80.8) | 71(76.3) | 57(78.1) | 103(85.1) | 68(82.9) | 371( 79.8) |
| 合計 | 44( 9.5) | 52(11.2) | 93(20.0) | 73(15.7) | 121(26.0) | 82(17.6) | 465(100.0) |

\* アンケートの調査対象者は、60 代が多かったが、あまり偏らず回収することができた。

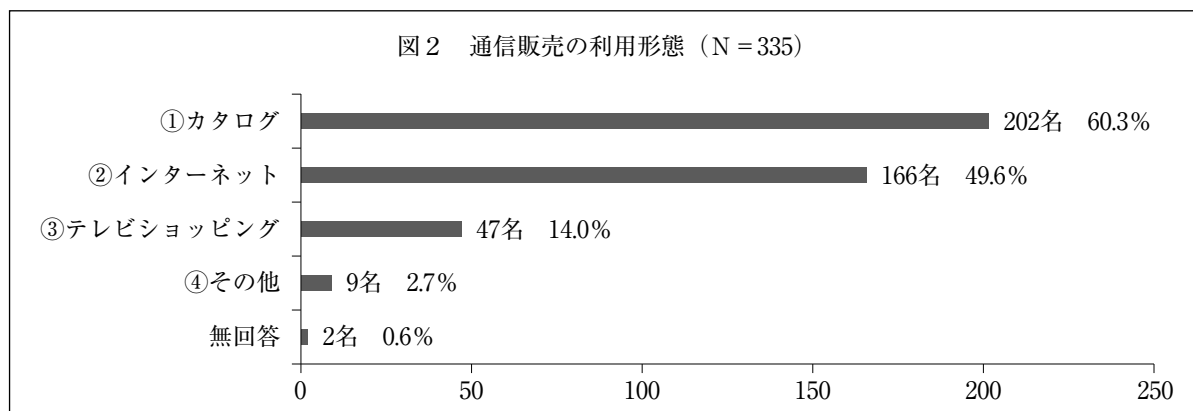
### 問1、過去1 年間に「通信販売」を利用したことがありますか？(N=465)



「通信販売」を利用した人が335 名で、全体の72.0%である。

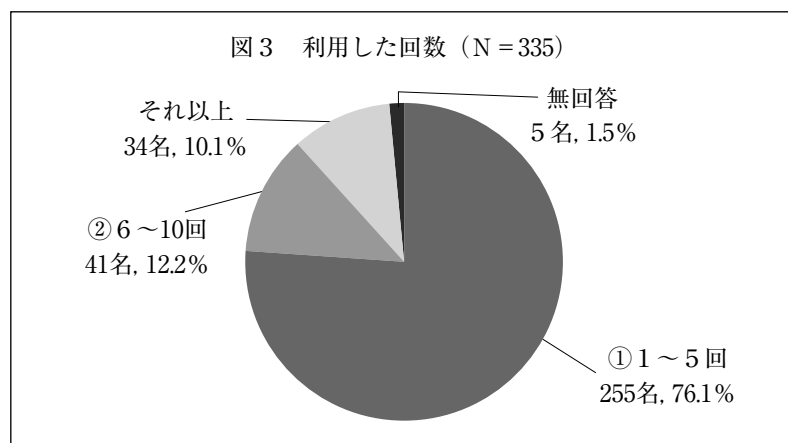
「通信販売」は、若い世代ほど利用が多く、20 代は、34 名(77.3%) が利用。30 代が最も多く、48 名(92.3 %)が利用している。年代が上がると、利用は減るが、70 代でも、50 名(61.0%)が利用している。

問2、「通信販売」の利用形態（N=335）（複数回答）（問1で「①利用したことがある」人に聞く）



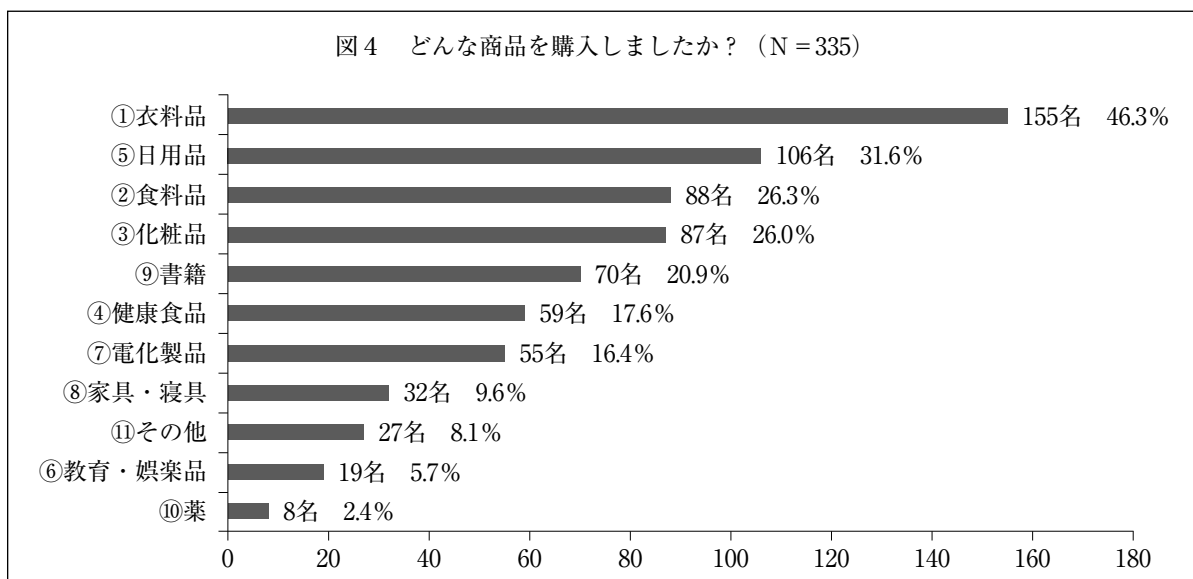
「カタログ」が最も多く、202名(60.3%)。次が「インターネット」166名(49.6%)。3番目が「テレビショッピング」47名(14.0%)。20代～40代までは、「インターネット」の利用が多く、50代以上は「カタログ」利用が多い。

問3、過去1年間に何回利用しましたか？（N=335）（問1で「①利用したことがある」人に聞く）



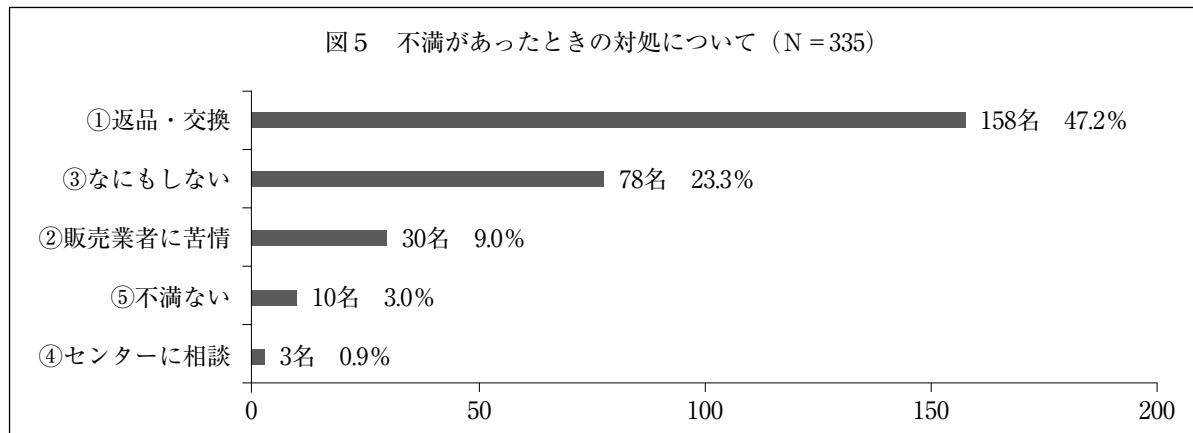
利用回数「1～5回」が、255名(76.1%)で、最も多い。次が「6～10回」で、41名(12.2%)。大半の人は、「1～5回」の利用である。

問4、どんな商品を購入しましたか？（N=335）（複数回答）（問1で「①利用したことがある」人に聞く）



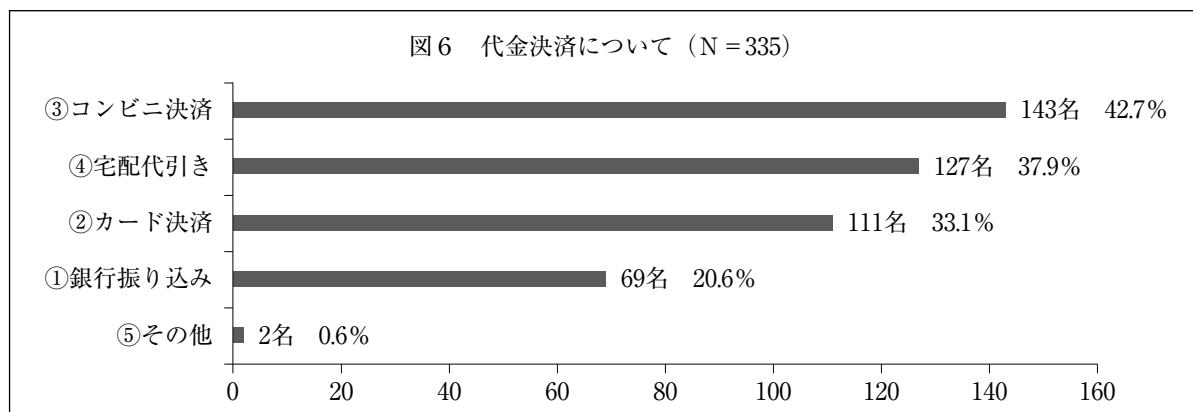
「衣料品」が155名(46.3%)で最も多いが、その次が「日用品」で106名(31.6%)。60代・70代の高齢になると、「食料品」や「健康食品」を購入する人が多くなる。家具・電化製品の利用は少ないが、高価なものは、利用する人が少ないのではないと思われる。

**問5、通信販売で不満があったときの対処法(N=335) (複数回答) (問1で「①利用したことがある」人に聞く)**



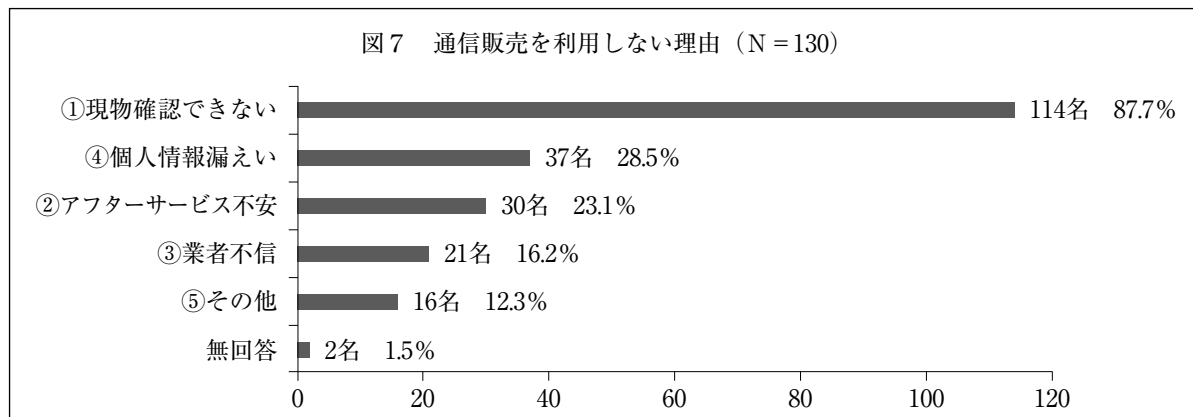
「返品・交換」が158名(47.2%)と最も多い。「なにもしない」人は、78名(23.3%)。しっかり返品特約を確認することが必要である。「センターに相談」は、3名(0.9%)。

**問6、通信販売の代金決済方法(N=335) (複数回答) (問1で「②利用したことがある」人に聞く)**



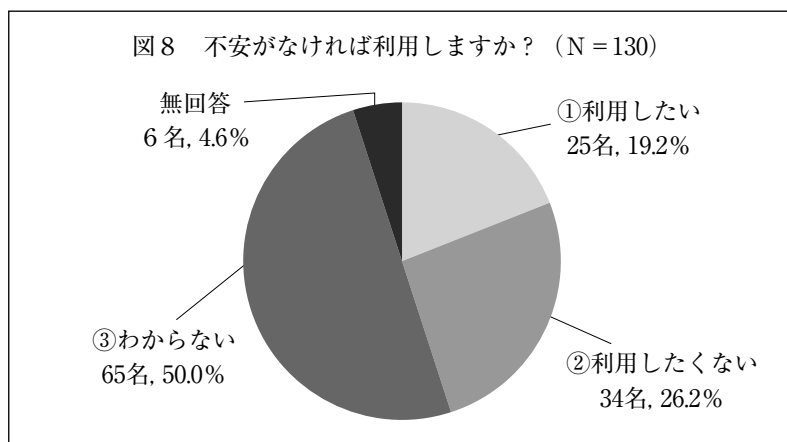
代金決済の方法は「コンビニ決済」が143名(42.7%)と最も多いが、20代、30代の若い世代は「カード決済」が多い。また70歳以上の高齢者は、「宅配代引き」が70%を超えている。

**問7、通信販売を利用しない理由は？(N=130) (複数回答) (問1で「②利用したことがない人」に聞く)**



「現物を確認できない」が、114 名 (87.7%) と最も多い。次に多いのが、「個人情報の漏えい」 37 名 (28.5%)。3 番目は、「アフターサービス不安」 30 名 (23.1%)。

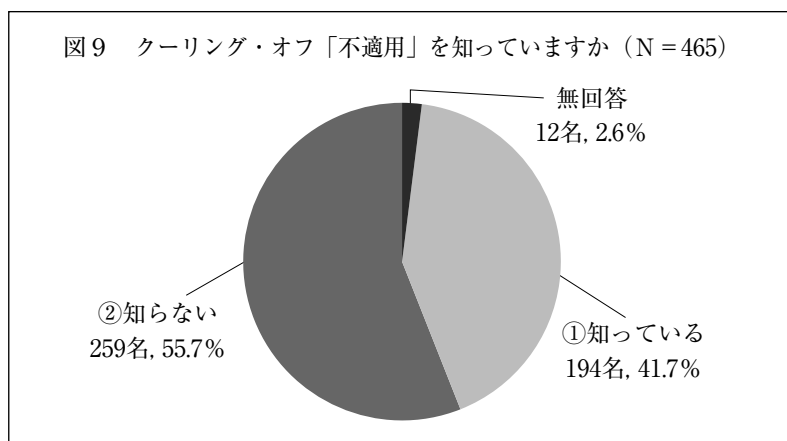
**問 8、不安がなければ利用しますか？ (N=130) (問 1 で「②利用したことがない人」に聞く)**



「利用したい」という人は、25 名 (19.2%) であまり多くない。

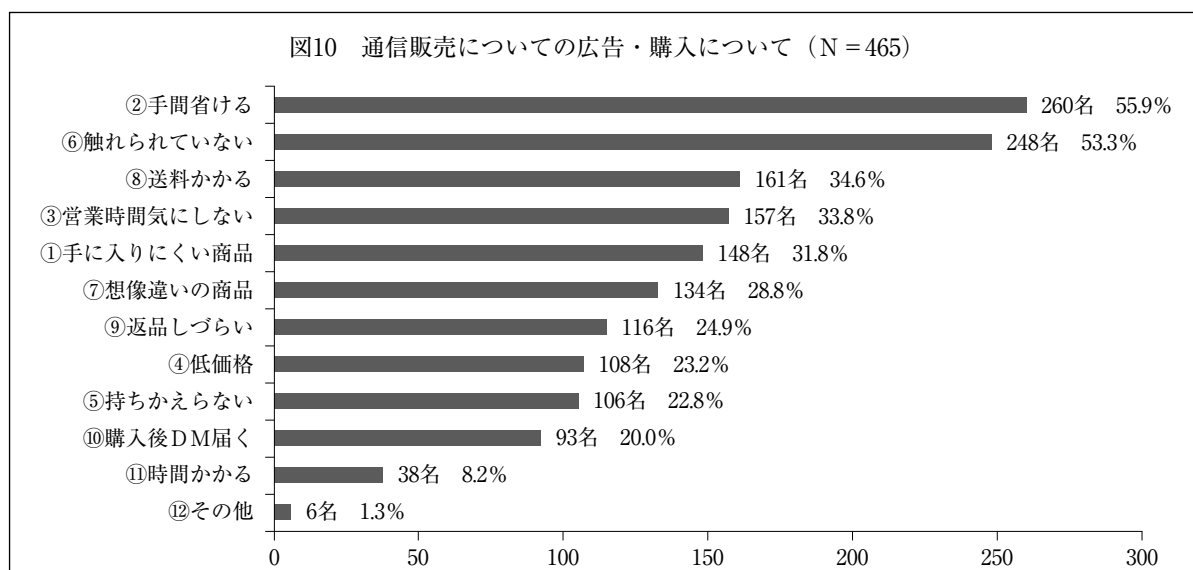
「わからない人」が 65 名 (50.0%) で、「通信販売」には、積極的でない層である。「利用したくない」人が 34 名 (26.2%)。

**問 9、通信販売は、「クーリング・オフ」不適用を知っていますか？ (N=465) (問 9 以降は全員に聞く)**



「クーリング・オフ」が適用されないことを知らない人が、259 名 (55.7%) に達し、啓発の必要性を感じた。年代別では、どの世代も「知らない」人の方が「知っている」人を上回ったが、50 代のみ半々である。

**問 10、通信販売の広告・購入についての感想 (N=465)**





「手間省ける」が260名(55.9%)と最も多く、「触れられていない」が248名(53.3%)と半数以上の人がメリットを感じている。「営業時間を気にしなくてよい」157名(33.8%)、「手に入りにくい商品」148名(31.8%)と利点を挙げる人もあるが、「送料がかかる」161名(34.6%)、「想像違いの商品」134名(28.8%)、「返品しづらい」116名(24.9%)とデメリットも感じている。

### (3) 学習会②

- 日時：平成23年11月8日(火)13:30～15:00
- 場所：豊中市立生活情報センターくらしかん 体験学習室
- テーマ：「上手に使おう！通信販売」
- 講師：消費生活コンサルタント・消費生活専門相談員 大本史子さん

#### ★「通信販売」のトラブル

- ・前払いをしたのに、商品が届かない。(信用できる事業者を選ぶ)
- ・イメージが違う、似合わないなどの自己都合では、返品できない場合もある。
- ・返品特約が優先される。('ノークレーム・ノーリターン'の特約等)
- ・返品は一切受け付けない。(瑕疵がある場合は、民法に遵守)

#### ★ 確認すること

- ・事業者情報・送料・お届けまでの日数・支払方法・返品・交換の特約事項(返品特約が優先するが、返品特約の明記がない場合、特定商取引法の法定返品権により、8日間は返品できる。但し、送料は買主負担)。

#### ★「通信販売」の特徴と注意すること

- ・「通信販売」では、あまり高いものは買わない。うまく使えば楽しく暮らせる。
- ・「返品特約」など書いてあることが優先されるので、よく確認すること。
- ・代金決済については、後払い(コンビニ決済・振り込み)を選ぶ。先払いでは、クレジット決済があるが、リスクがある。代引きは、受け取ったとき支払うので、開梱後のトラブルがある。
- ・契約の時期は「はがき」が相手についたとき。「インターネット」では、確認クリックをして、受信メールが届く。「電話」は申し込んだときになる。
- ・日本通信販売協会会員かどうかを確認する。会員会社のマークを確認する。会員会社の相談件数は30.0%であるが、非会員会社は、64.8%もある。

### (4) まとめ

★ 学習会①：「通信販売」は急速に伸びてきたが、トラブルも増加した。「通信販売」のメリットは、時・場所を問わず利用でき、便利で低価格なこと。デメリットは、商品が届くまでに時間がかかる。送料・返品トラブルなどがある。「クーリング・オフ」は適用されない。特定商取引法で、「返品特約」が優先される。「返品特約」がない場合、法定返品権で8日以内なら、送料買主負担で返品できる。また、「通信販売」には、特定商取引法により、13の広告規制がある。この義務表示をよく確認すること。民法・景品表示法の法律もかわってくる。広告・申し込み用紙は残す。領収書は保存する。

★ 市民アンケート：「通信販売」を利用する人が70%を超えている。利用形態では、「カタログ」が60%、「インターネット」が約50%で、若い人は「インターネット」、高齢者は「カタログ」利用が多い。購入商品は、「衣料品」が約46%、「日用品」が約32%。高齢者は「食料品」や「健康食品」の利用が多い。また、「返品・交換した人」が約47%に及んだが、「なにもしない」人も、約23%いた。

代金決済は、「コンビニ決済」が約 43%で、若い人は「カード決済」が多い。高齢者は「代引き」が 70%を超えていた。「通信販売」は、「クーリング・オフ」が不適用であることを「知らない人」が約 56%に達し、啓発の必要性が感じられた。「通信販売」のメリットとして、「手間が省ける」が約 56% あったが「送料がかかる」約 35%、「想像違いの商品」が約 29%とデメリットを感じる人もある。

★ **学習会②**：「通信販売」のトラブル等の実態と事業者情報、送料、お届けまでの日数、支払方法、「返品特約」の確認の必要。注意することとして、支払いは「後払い」を選ぶ。「先払い」、「クレジット」はリスクがある。日本通信販売協会会員かどうかを確認すること等。

## おわりに

「くらしの情報」296号（発行元 豊中市立生活情報センターくらしかん）の販売購入形態別相談件数では、平成22年度の「通信販売」に関する相談は667件（24.7%）になっています。これはアダルト情報サイト等のコンテンツ（情報）利用料トラブルや架空請求なども分類されますが、「訪問販売」の339件（12.5%）より多くなっています。大阪府消費生活センターの消費生活相談概要でも、平成22年度の「通信販売」に関する相談は、3,119件（29.7%）となっています。デジタルコンテンツに関する相談がその半数を占めていますが、「通信販売」に関するトラブルが多いことがわかります。また、「通信販売」は「訪問販売」と異なり、消費者の自発的意志による契約であり、消費者も行政の窓口相談せず、自己責任とあきらめる人も多いのではないかと思います。以下に「通信販売」に関する留意点をまとめます。

● **注文するとき**：価格、送料、その他負担すべき金額、代金支払い時期、商品引き渡しの時期、代金支払い方法、返品特約、事業者の名称・住所・電話番号、申し込み有効期間、瑕疵責任、販売条件など特定商取引法の義務表示を確認すること。注文番号が1番でも違えばサイズや色柄も違います。よく注意しましょう。また、申し込み用紙は保管。確認メールはプリントアウトすること。

● **到着したとき**：開梱して、破損していないか、注文どおりの商品（サイズ・色・柄）か、傷、汚れがないか、瑕疵がないかなどを確認すること。数、注文以外のものは入っていないかなども点検しましょう。消費者側に原因のあるイメージ違いやサイズ不具合は返品条件を確認すること。こうしたトラブルはすぐに販売会社に連絡することが必要です。

● **支払うとき**：「後払い」（コンビニ支払・郵便振替・銀行振り込み）が理想ですが、「先払い」は安心できる事業者を選ぶこと。「クレジット決済」は個人情報の漏えい、クレジット番号の悪用などのリスクがありますので、信頼できる事業者を選びましょう。クレジットカード番号の送信には、セキュリティの確認を怠らないように。日本通信販売協会会員（ジャドママーク）・オンラインマークの確認等も必要です。「代金引換え」は、開梱したときに、トラブルに気づくことがあります。また宅配便業者に手数料を支払うこともあります。

● **返品・交換したいとき**：「通信販売」は、消費者の自発的意思により契約するので、「クーリング・オフ」は適用されません。（「クーリング・オフ」では、返品にかかる費用は事業者もち）「返品特約」を確認すること。「返品特約」の内容がすべて優先されます。「特定商取引法」では、「返品特約」の表示（返品の可否・返品条件・返品に係る送料負担）は、義務表示になっています。自己都合による返品するとき、「返品特約」の表示がない場合、商品と指定権利については（役務は除く）「法定返品権」が設けられ、到着後8日間以内なら、送料等の消費者負担で申し込みの撤回、売買契約の解除ができ、返品できます。ただし、注文した商品の破損や注文品と異なる場合は、瑕疵・債務不履行などで返品できます。インターネット通販では、「返品特約」を広告と最終申し込み画面に表示することが、「特定商取引法」で義務づけられ、この2カ所に表示がなければ、この「返品特約」は無効となります。

## 〔 9 〕 「くらしのナビゲーター」の活動から

大阪府消費生活リーダー会

（発表者） 辻本 昌枝 ・ 横田 康生

### はじめに

高齢者の消費者トラブルが増加しています。全国の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談の件数は、全体として減少している一方で、70 歳以上の高齢者からの相談件数は、逆に年々増加しています。訪問販売や電話勧誘による勧誘の手口は巧妙化しており、一度被害にあった方が再び被害に遭うケースもあるなど、高齢者の弱みに付け込んだ悪質商法があとをたちません。消費者への注意喚起、情報提供の重要性が増しています。

大阪府の「くらしのナビゲーター制度」とは、こうした高齢者の消費者被害を未然に防止するため、一般の消費者が「くらしのナビゲーター」と呼ばれる啓発員になり、高齢者の集会等に出かけてミニ講演を行う制度で、平成 15 年度に創設されました。

「くらしのナビゲーター」は、大阪府消費生活センターの主催する「消費生活リーダー養成講座」・「くらしのナビゲーター養成講座」（平成 15 年に改名）で、活動するために必要な消費者被害の現状や、基礎知識、講演の実技等を学んだ修了生に認定されます。期間は 1 年で、「更新講座」を受講して毎年更新されます。認定された「くらしのナビゲーター」は居住地の市町に登録して出前講座等に派遣され、高齢者消費者被害防止の情報提供をしています。

大阪府消費生活リーダー会は、上記の講座を修了した受講者が任意に参加して、消費者問題について学習したり、情報交換、親睦を行っている団体です。そのため会員の多くが「くらしのナビゲーター」として活動しています。

「くらしのナビゲーター」が誕生して約 9 年。今回、その活動の現状を、当リーダー会会員および大阪府内市町の消費生活担当部署へのアンケートを実施して調査しました。

### 大阪府消費生活リーダー会会員へのアンケートから

「くらしのナビゲーター」の活動の現状を、会員へのアンケートにより調査しました。

#### 調査の概要

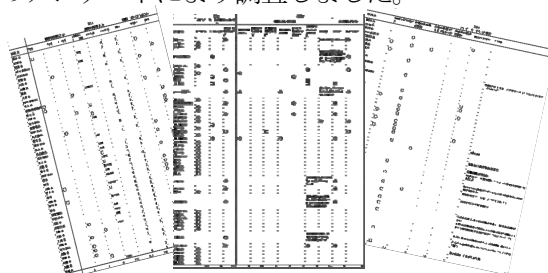
調査方法：郵送

調査期間：平成 24 年 10 月 17 日～10 月 31 日

対 象：大阪府消費生活リーダー会会員

配布枚数：85 枚

回収枚数：51 枚      回収率 60%



## 調査結果

問1 ナビゲーターの登録をしていますか。

| している | 過去に登録していた | していない |
|------|-----------|-------|
| 33   | 13        | 5     |

問2 問1で「していない」「過去に登録していた」と答えた方にお尋ねします。

① 登録しないのは、なぜですか。(複数回答)

| 登録するチャンスを逃がした | 講座依頼がない | 忙しくて時間がとれない | 更新講座が面倒 | 定期的な研修がない | 講座をするのが不安 | その他 |
|---------------|---------|-------------|---------|-----------|-----------|-----|
| 7             | 3       | 3           | 2       | 1         | 0         | 5   |

②今後、再登録が可能になるとしたら、登録をしたいと思いますか。

| したい | したくない | 無回答 |
|-----|-------|-----|
| 8   | 6     | 4   |

年に一度の更新講座を、病気などのやむを得ない理由であっても、受講しなければ次年度以降「ナビゲーター」としての認定を受けることができません。登録するチャンスを逃してしまったが、再度チャレンジしたいという意見や、大阪府内から他府県に引っ越したので「ナビゲーター」として活動できなくなったが、なんとかならないかという意見もありました。

問3 問1で「している」と答えた方にお尋ねします。

① これまで講座を何回行いましたか。

| 0回 | 1～2回 | 3～4回 | 5回以上 |
|----|------|------|------|
| 3  | 6    | 3    | 21   |

② 平成23年度・平成24年度に行った回数をお聞かせください。

| 23年度        | 82回/33人 | 平均2.5回 |
|-------------|---------|--------|
| 24年度(10月現在) | 79回/33人 | 平均2.4回 |

③ 出かけた回数について、どう思いますか。

| 多い | 適当 | 少ない | 無回答 |
|----|----|-----|-----|
| 0  | 15 | 14  | 4   |

講座を行った回数は居住地が積極的にナビゲーターを活用している市と、そうでない市によってマチマチです。いままでに講座に出かけた回数が0～4回と答えた方の全員が少ないと不満に感じています。5回以上の方でも半数が少ないと感じています。年3～5回程度は行わないと講座の質が保てないとする意見もありました。

※注 以下（問4～9）は過去にナビゲーターとして登録していた方の回答も含まれています。

問4 ナビゲーターの活動をおこなって、どのような感想をもちましたか。（複数回答）

| 定期的な研修が必要 | 知識不足を感じた | 謝礼が少ない | 会場の準備が十分でなかった | 受講者の態度が悪い | その他 |
|-----------|----------|--------|---------------|-----------|-----|
| 23        | 12       | 5      | 3             | 0         | 13  |

問5 ナビゲーターとしての知識をどこから得ていますか。（複数回答）

| 新聞・TV | 講演会<br>学習会 | 『消費者情報』 | 居住市町村<br>の研修会 | 国民生活<br>センターHP | 消費生活セ<br>ンターで聞く | 他のナビゲ<br>ーターの<br>講座を見学 | その他 |
|-------|------------|---------|---------------|----------------|-----------------|------------------------|-----|
| 29    | 20         | 18      | 18            | 13             | 13              | 3                      | 5   |

問6 レベルアップのためには、どんな研修を受けたいですか（答えは2つまで）

| 最近の高齢者被害の<br>事例 | 消費者問題の知識<br>・法律の知識 | 構成・主催者との<br>コミュニケーション | 発声・話し方・寸劇など<br>の指導 | その他 |
|-----------------|--------------------|-----------------------|--------------------|-----|
| 24              | 22                 | 13                    | 7                  | 1   |

ナビゲーター活動をおこなって自身の知識不足を感じる。研修の必要性を感じるという方が多数でした。新聞TV、『消費者情報』などの専門誌、ホームページで情報をチェックするほか、講演会や研修会に積極的に参加して独学でレベルアップをはかっています。大阪市以外の市で活動するナビゲーターにも大阪市がおこなっているような定期的な研修の必要を感じます。

問7 謝礼についてお聞かせください。

| 交通費だけは欲しい | ( )円程度は必要 | 謝礼と交通費別途 | 無料でよい |
|-----------|-----------|----------|-------|
| 20        | 12        | 7        | 3     |

講師の仕事は、原則ボランティアでとのことですが、せめて交通費だけは欲しい、資料の作成などにかかる経費等をプラスして3,000円程度は支給して欲しいという意見が大半でした。無料でよいとしたのは3名のみで、経費をすべて自腹でとなると活動の継続が難しくなるようです。

問8 今後、ナビゲーターの活動を続けようと思いますか。

| 思う | 思わない |
|----|------|
| 37 | 6    |

今後もナビゲーターを続けたいという方がほとんどでした。消費者被害の防止に役立ちたい。参加者が喜んでくれて嬉しい。自身の勉強にもなり、刺激を与えてもらえるなどの理由でした。反面、思わない理由としては、謝礼が少ない、自分には向いていない等でした。

問9 ナビゲーターの活動に対する提案や希望があれば、ご自由にどうぞ。

- ・ ナビゲーターの認知度が低い。活動の場が少なすぎる。活用をアピールしてほしい。
- ・ ボランティアや、福祉関係のネットワークと連携をくんで、情報を共有化できないか。
- ・ 小芝居やプレゼンの勉強のほか話術の研修も必要。
- ・ わかりやすい紙芝居をつくってほしい。「悪質商法お断りソング」を作ったら。
- ・ 広報を読まず、消費者相談窓口、クーリング・オフを知らない。ますますナビゲーターは必要。
- ・ 講師に専門相談員を望む声が多いが、ナビゲーターの趣旨の説明はどうなっているのか。「ナビゲーター」も自己反省が必要なのでは。
- ・ 講座の内容を悪質商法防止に限らず、消費者問題の知識普及などにも広げたらどうか。
- ・ ナビゲーター同士の親睦をはかりたい。
- ・ グループでの講演に参加したい。楽しいので。
- ・ 謝礼が少ない。
- ・ その他

大阪府消費生活リーダー会会員による「くらしのナビゲーター」活動

大阪府消費生活リーダー会では、「くらしのナビゲーター」として必要な情報を会員相互に交換しあい、講演のレベルアップをめざしています。求められるのは、高齢者にわかりやすく、楽しめる講座です。勉強会を開いたり、グループによるコントを交えた講演に挑戦したり、その活動の一部を紹介します。

「撃退！悪質商法」と題して

くらしのナビゲーターによるミニ講演の様子



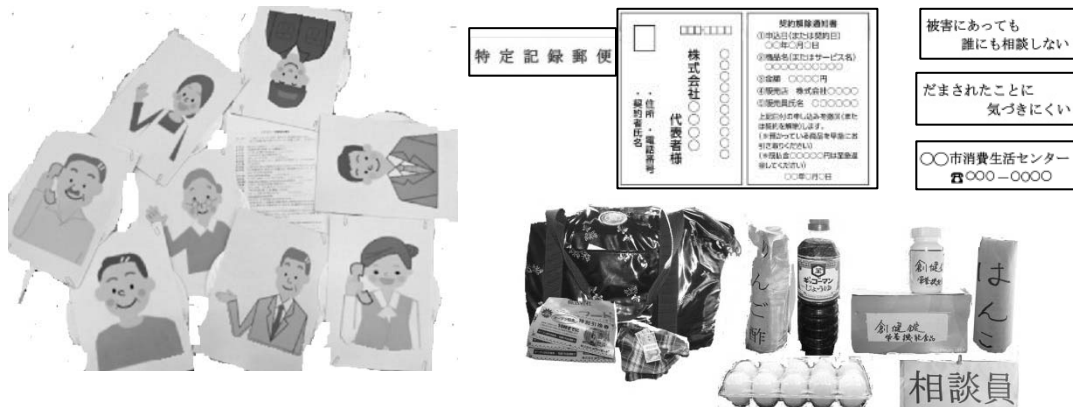
寸劇（コント）で催眠商法を紹介



人形劇や腹話術で、可愛く、楽しく



講座を解りやすくするために、手作りで小道具を作成



特技を披露して会場をなごませることも



どじょうすくい〜♪



オカリナ演奏〜♪

大阪府消費生活リーダー会による学習会の様子

消費者問題研究者 林郁さんを囲んでの座談会



「くらしのナビゲーター」に期待されることはなにかを考えました。

専門相談員を講師にむかえ、最新の被害情報を学ぶ



## 大阪府内市町消費生活担当部署へのアンケート

大阪府内の市町では、高齢者消費者被害防止の出前講座等を、どのような場所で、どのような講師によって行っているのでしょうか。その中で「くらしのナビゲーター」は活用されているのでしょうか。調査しました。

### 調査の概要

調査方法：郵送

調査期間：平成24年10月17日～10月31日

対象：大阪府内市町の消費生活センター・消費生活担当部署

配布枚数：38枚

集計枚数：30枚 回収率 79%

### 調査結果

問1 高齢者を対象にした、悪質商法による被害防止のための出前講座を実施されていますか。

| している | していない |
|------|-------|
| 28   | 2     |

ほとんどの市町が、高齢者の被害防止の出前講座を行っています。

問2 大阪府消費生活センターが養成する「くらしのナビゲーター」や、その活動をご存じですか。

| 知っている | 知らない | 回答なし |
|-------|------|------|
| 28    | 1    | 1    |

ほとんどの市町が、「くらしのナビゲーター」を知っていると回答しています。

問3 問1で「している」と答えた方にお尋ねします  
どんな所に講師を派遣していますか。(複数回答)

| 自治会 | 老人会 | 社会福祉協議会 | 地域包括支援センター | その他 |
|-----|-----|---------|------------|-----|
| 26  | 24  | 14      | 14         | 11  |

他に PTA、市民団体・グループ・福祉委員会・民生委員協議会  
大学・公民館・教育センター・介護老人福祉施設など

講座の主催者は、自治会、老人会のほか、福祉・介護関連や民生委員の組織、また教育関連など多岐にわたっています。

※高齢者に直接被害防止を訴える講座、高齢者のお世話にあたる方々に見守りのポイントをお伝えする講座があります。



問4 どんな講師を派遣していますか。(複数回答)

| 専門の相談員 | くらしのナビゲーター | 市の職員 | 市で養成した啓発員 | その他 |
|--------|------------|------|-----------|-----|
| 25     | 8          | 6    | 1         | 2   |

その他 地域の消費者団体など

問5 「くらしのナビゲーター」のミニ講座を利用されたことがありますか。

| ある | ない |
|----|----|
| 8  | 22 |

問6 問5で「ある」と答えた方にお尋ねします。

利用された感想をお聞かせください。

| 満足 | 講座の内容が不十分 | 講座に参加していないのでわからない |
|----|-----------|-------------------|
| 6  | 1         | 1                 |

ほとんどの市町では、専門の相談員を講師に派遣しています。「くらしのナビゲーター」を利用しているのは8市にとどまっています。利用した感想を伺ったところ6市が満足と評価しています。

問7 問5で「ない」と答えた方にお尋ねします。(複数回答)

利用されない理由をお聞かせください。

| 市の職員や相談員で講座を開催できる | 予算がない | ナビゲーターの資質に不安 | ナビゲーターのシステムがわからない | 講座を開催していない | その他 |
|-------------------|-------|--------------|-------------------|------------|-----|
| 16                | 4     | 1            | 1                 | 0          | 2   |

「くらしのナビゲーター」を利用しない理由としてほとんどの市が、職員や専門相談員で講座を開催できるからと回答しています。

問8 「くらしのナビゲーター」を今後、利用されたいと思われますか。

| 思う | 思わない | その他 | 回答なし |
|----|------|-----|------|
| 13 | 14   | 2   | 1    |

現在ナビゲーターを利用している8市のうち7市が引き続き利用したいと回答しています。現在利用していないが、予算やその他の状況が許せば利用したいと思うが7市ありました。

## おわりに

会員のアンケートでは、「くらしのナビゲーター」活動に、生きがいを感じる。満足している。今後も続けたいという回答が多数ありました。これに対して、「くらしのナビゲーター」を利用したことがあると回答した消費生活担当部署は8市のみで、まだまだその存在が大阪府内に浸透しているとは言いがたい現状でした。利用しない理由として、職員や専門相談員で講座が開催できるからとしています。

「専門相談員」は最新の被害情報や、専門的知識が豊富なので、出前講座等の講師として活躍しています。一方、「くらしのナビゲーター」は一般の消費者であり、自らも学びながら啓発をおこなっています。決して先生ではなく、身近で親しみのある存在です。「喜んで聞いてくださり、よく理解できたと笑顔で話されるのを見てよかった」というように、情報提供による交流を通じて、地域の人たちと共に消費者問題への関心を深め、「自立した消費者」があふれる安全で豊かな地域づくりをめざしています。

私たちは活動を通して高齢者消費者被害防止の必要性をますます感じ、講座が網の目のように開催されることを願っています。そのためには、今後は地域で高齢者の見守りを担う、介護・福祉、民生委員、ボランティアなどのネットワークとの連携が重要だと考えます。情報の共有化をはかる新たな仕組みができれば制度もより充実するのではないのでしょうか。

平成24年8月に「消費者教育推進法」が成立しました。国、地方公共団体、消費者団体、企業が力を合わせて、「消費者教育・啓発」を推進することにより、消費者の自立を支援し、消費生活の安定と向上に寄与し、消費者市民社会の実現に繋げようとの目的です。「くらしのナビゲーター」は地域での啓発活動に貢献できる制度です。これを機会に、広報による知名度アップや講演場所の拡大、講師の能力開発のための研修の強化、謝礼金の見直し、新たなネットワークづくりによる高齢者消費者被害見守り制度の創設など、これまで以上に環境が整備され、活動が充実することを願っています。

大阪府消費生活リーダー会は、ナビゲーター同士の学習や情報交換を行いながら、府民の皆さまに愛される「くらしのナビゲーター」を目指して活動を続けていきたいと思っています。

## 〔10〕 あなたのひと声がユニバーサルなまちをつくるⅡ

～危険が潜む交通機関～

きんきビジョンサポート

(発表者) 原田 敦史 ・ 竹田 幸代 ・ 海老澤弥生

堀 康次郎 ・ 名富 康晃 ・ 山田千佳子

### はじめに

きんきビジョンサポート（KVS）では、第44回の当発表大会で、「あなたのひと声がユニバーサルなまちをつくる」と題して、視覚障がい者に出会ったときの声かけのポイントを、昨年度の第46回の当研究発表大会では、駅の音サインについて報告書を取りまとめました。

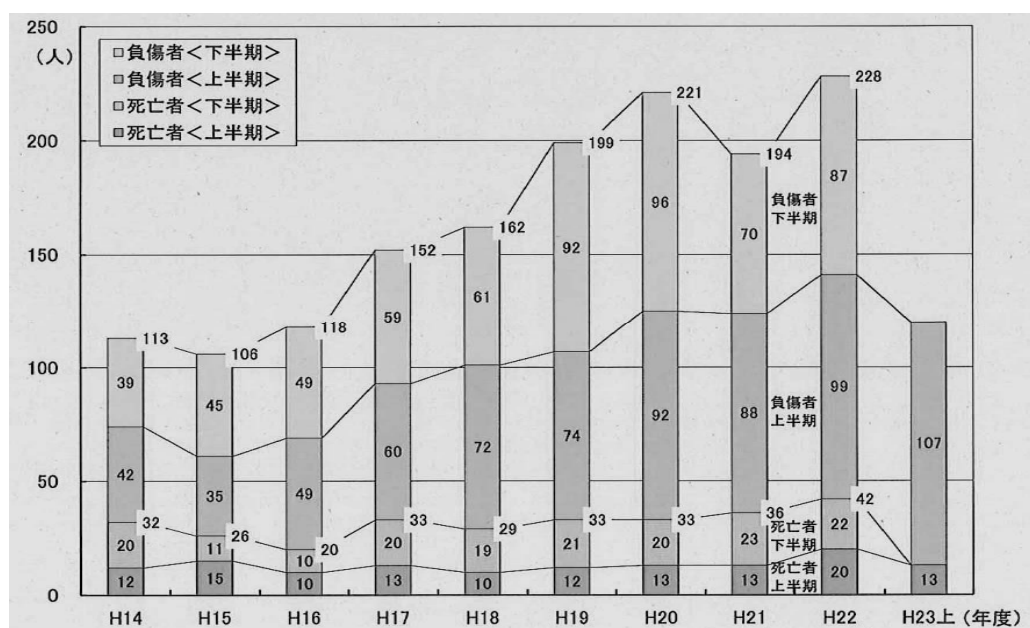
今回は、視覚障がい者の鉄道利用時に潜む危険と対策というところに焦点をあてました。まずは現状調査ということで、視覚障がい者の交通機関のヒヤリハット体験のアンケート調査を行いました。そしてJR西日本と交通科学館のご協力で、視覚障がい者の方を対象にホーム下の確認と安全な電車乗降についての講習会を開催しました。

### 1 ホームにおける人身障がい事故の現状

昨今、鉄道駅のホームからの転落事故、列車との接触事故が多発しており、ホームドア等、転落事故の防止効果の高い対策の必要性が高まっています。このことから、本年2月には、「ホームドアの整備促進等に関する検討会」が設置されました。

平成23年12月5日国土交通省鉄道局『「首都圏ホーム事故対策会議」の結果について』から抜粋で紹介します。

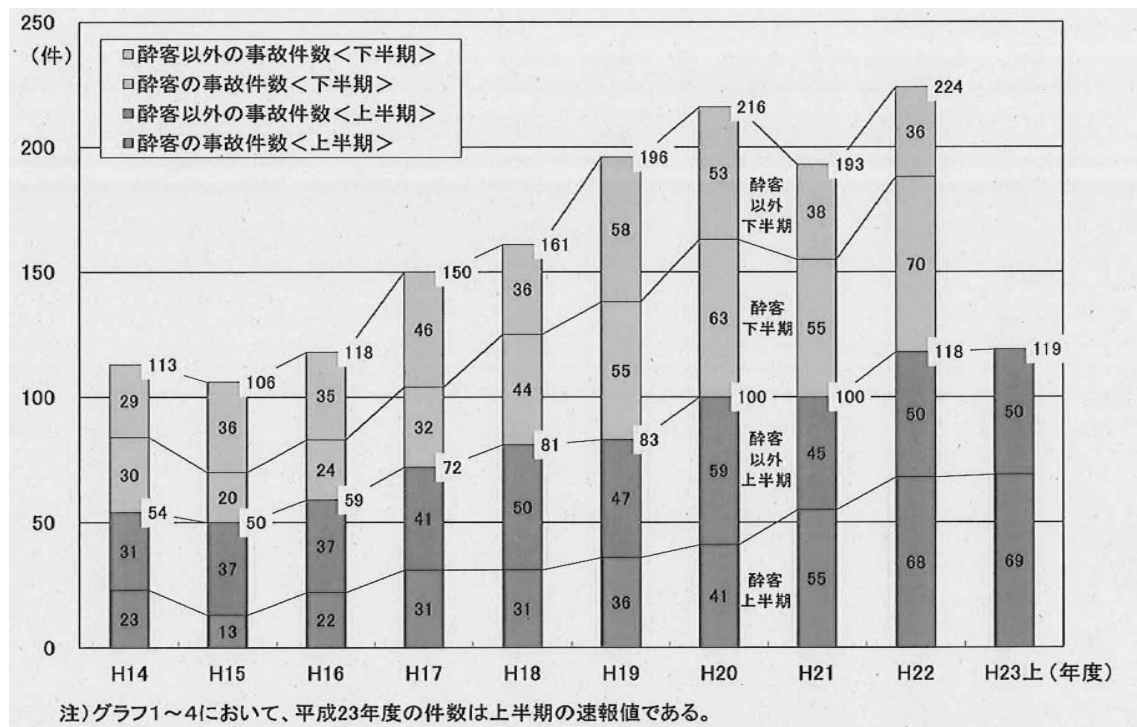
ホームにおける人身事故の死傷者数(全国) 死亡者42人、負傷者186人



平成 14 年から 22 年までの死亡者の推移は、右上がりに増えており、平成 14 から 16 年と平成 20 から 22 年の 3 ヶ年平均を見ると、26 人と 37 人で 1.4 倍になっています。また負傷者は、同様に 3 ヶ年平均を比べると 86.3 人と 176.7 人で、実に 2 倍に増えています。

## 事故の 6 割は酔客

ホームにおける人身傷害事故の件数(全国)



平成 14 年から 22 年における事故件数は、平成 14 年から 16 年と平成 20 年から 22 年の 3 ヶ年平均を比べると、112.3 件と 211 件となり、1.9 倍に増えています。

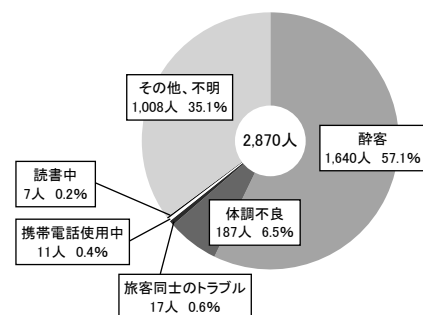
## 12 月、金曜日、23 時ころの 50 歳代男性の酔客が危ない？

平成 14～22 年度合計の事故件数を発生月別に見ると、12 月が 166 件、と 1 月が 160 件突出しており、一番少ない月は 8 月で 106 件となっています。つぎに、発生曜日は金曜が 295 件で多く、土曜日が 221 件、木曜日が 212 件で、日曜日が一番少なく 151 件となっています。また、発生時間帯は、21 時が 149 件と急に増え始め、ピークは 23 時で 226 件になり、0 時で 140 件と急減しています。そして、男性の年齢別では、50 歳代が 51 件で突出しており、つぎに 60 歳代 32 件、40 歳代 30 件となっています。

## 転落の原因は酔客が 57%

原因等別のホームからの転落人数(平成 14～22 年度合計)

死傷者数 2,870 人のうち、酔客は 1,640 人で 57% で断トツであり、体調不良が 187 人、6.5% と続き、旅客同士のトラブル 17 人、携帯電話使用中が 11 人となっています。



注) 自殺等故意にホームから線路に降りたものは含まれない。  
注) 「酔客」かつ「体調不良」の 3 人は「酔客」に、「酔客」かつ「携帯電話」の 2 人は「携帯電話」に計上している。

## 視覚障がい者の事故

東京視覚障害者協会の調べでは、1994 年から 2012 年 10 月までの駅ホームでの転落・接車による死亡・重傷は全国で 51 人。うち 23 人が亡くなっています。

また、日本盲人会連合の 2011 年のアンケートでは、ホーム転落経験のある視覚障がい者は 3 人に 1 人という結果でした。

## 2 アンケート調査

視覚障害者の交通機関利用状況について把握をするため、ヒヤリハット経験、転落経験について調査実施しました。今回のアンケートは交通機関利用時のヒヤリハットを中心に転落経験等についても聞き取りを実施しました。回答者は 27 名で、実施はメーリングリストによるメール送信の形で行ないました。基本的な属性は以下のとおりです。

性別：男性 37%、女性 63%

年齢：20 歳代以下 4%、30 歳代 15%、40 歳代 37%、50 歳代 30%、60 歳代 15%

視力：光覚弁（光がわかる）以下 15%、手動弁（眼の前で手の動きがわかる）から指数弁（眼の前で指の本数がわかる）19%、0.01～0.04 46% 0.05 以上 19%

### ・鉄道利用時のヒヤリハット体験について (複数回答)

|   | 回答内容                        | 度数 | 指摘率   |
|---|-----------------------------|----|-------|
| 1 | ホーム上で構造物・人と衝突しそうになった        | 18 | 75.0% |
| 2 | 車両とホームのすきまに足を落とした、落としそうになった | 12 | 50.0% |
| 3 | ホームから転落しそうになった              | 7  | 29.2% |
| 4 | ドアに体や白杖、盲導犬をはさみそうになった       | 4  | 16.7% |
| 5 | 階段から転落しそうになった               | 14 | 58.3% |
| 6 | 動いている電車と接触しそうになった           | 3  | 12.5% |
|   | 回答者数                        | 24 |       |

鉄道利用時のヒヤリ体験は衝突・接触を見ると 18 名(75%)となっています。また階段から転落しそうになったという人も 14 名(58.3%)と多くなっており、ホームからの転落以外にも危険な場面があることが見えてきました。

### ・鉄道利用時の怪我をした時の状況について (複数回答)

|   | 回答内容              | 度数 | 指摘率   |
|---|-------------------|----|-------|
| 1 | ホームから転落した         | 4  | 40.0% |
| 2 | 車両とホームのすきまに足を落とした | 2  | 20.0% |
| 3 | ホーム上で構造物・人と衝突した   | 8  | 80.0% |
| 4 | ドアに体や白杖、盲導犬をはさまれた | 2  | 20.0% |
| 5 | 階段から転落した          | 1  | 10.0% |
| 6 | 動いている電車と接触した      | 1  | 10.0% |
|   | 回答者数              | 10 |       |

怪我をした状況は衝突したが8名(80%)となり最も多かったが、次に怪我をした方が多かったのは4名(40%)で転落が理由であると指摘をしており、ホーム転落の危険性が改めて確認されました。

・交通機関利用時に危険を防ぐ手段として有効だと思われるものについて (複数回答)

|   | 回答内容                | 度数 | 指摘率   |
|---|---------------------|----|-------|
| 1 | ホーム上のホームドアや可動柵の設置   | 20 | 74.1% |
| 2 | ホーム上の点字ブロックに内方線をつける | 20 | 74.1% |
| 3 | バス乗降場所の整備・配慮        | 18 | 66.7% |
| 4 | 駅員・運転手の配置を増やす       | 16 | 59.3% |
| 5 | 駅員・運転手の研修           | 13 | 48.1% |
| 6 | 市民への教育や理解を促す活動      | 13 | 48.1% |
| 7 | 歩行訓練士による歩行訓練        | 19 | 70.4% |
|   | 回答者数                | 27 |       |

最後に交通機関利用時の危険を防ぐ手段を聞きました。鉄道ではホーム可動柵、内方線付き点字ブロックが20名(80%)と最も多くなっており、現在鉄道各社が進めている対策を視覚障がい者が望んでいることがわかりました。また次に歩行訓練士による訓練も有効と感じていることがわかりました。

今回のアンケート回答者から、転落以外にもホーム上では危険があることを再度確認することができました。しかし怪我をしたことがあるうちの40%が転落経験をあげており、死亡事故には繋がらないため表面にはでてこない転落事故が想像以上に多いことがわかりました。

### 3 ホーム下の確認と安全な電車乗降についての講習会

電車のホームは、欄干のない橋に例えられます。電車のホームには危険があるということを再度確認していただき、事故や怪我を避けるためにどんなふうに対応すべきか、どういう工夫があれば安全に移動ができるのかをJR西日本の職員、交通博物館の学芸員の方と共に学習しました。スタッフも含めて27人(視覚障がい者20名)が参加をしました。参加者の経験を聞きながら、意見交換を実施し、白杖を利用した安全な歩行方法の確認を実施しました。



#### JR西日本の安全に対する取り組み

##### (1) 研修

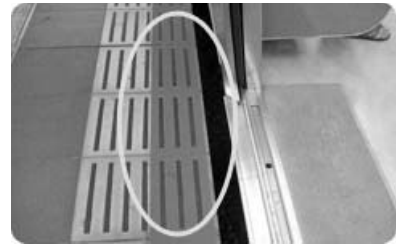
JR西日本では、介助・ユニバーサル研修として、新入社員には丸1日の教育が行われています。しかし研修だけでは経験不足。お客様の「こうしてほしい」をお聞かせくださいということでした。

## （２）設備について

転落防止や線路内での事故防止のために、以下のような取り組みを実施しているということです。

### 線路内立入り防止柵

高架式でない沿線において、線路内に侵入ができないように設置してある柵



### ＣＰライン（赤の斜めのライン 写真上）

ホームが狭くなっていることを強調しています。

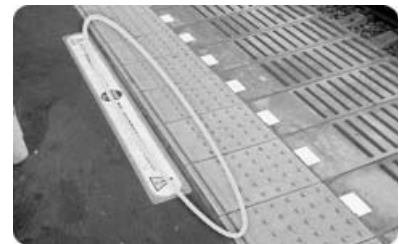
### 通過線ホーム柵

複線利用している地域における快速電車などが通過する駅に設置されています。

### 内方線付き点状ブロック（写真下）

ホーム側に線状のブロックが敷設してあり、ホームのどちら側に自分がいるのかわかるようにされています。

J R西日本エリアでは 23 年度に 46 駅に設置をして、順次設置予定のようです。



## 各電鉄会社での駅の工夫

### J R大阪駅

環状線外回りのホームでは、ホームの際にＬＥＤライトが埋め込まれており、電車がホームに入ってくる前に電車の進行方向に向かって光が流れるように点灯します。電車が左から右に入ってくる場合、ホームの際に幅１メートルの間隔で埋め込まれたライトが、左から右に順番に点灯していくようになります。電車の進行方向が分かります。そして、電車が入る直前には一斉に点滅します。ただこのＬＥＤはホームに均等に設置されているため点灯しているところが乗車位置であるとは限らないので、注意が必要です。

### 阪神三宮駅

電車が入ってくると、点状ブロック付近がピカピカと青く点滅し、停車中は赤く点灯します。発車すると消えます。

どちらも、見えにくい人にもわかりやすいサインとなっています。

## ○転落検知マット

線路に転落したことを感知し通報するシステムが導入されている駅もあります。

## ○ ホーム柵

常に、決まった編成の電車が入る駅に設置されており、大阪近辺では北新地駅・大阪天満宮に設置されています。車掌が扉の開閉操作を行っています。

可動式ホーム柵導入には、ドア数や車両数の違いが障壁となっています。そのため、ロープを上下に昇降させて安全を確保する「昇降式ホーム柵」の開発研究が進められています。（2012 年 11 月 13 日 J R西日本発表）実現までは、まだ時間がかかりそうですが、安全に対する取り組みは、鉄道各社で、声かけの決定などさまざまなかたちで行われています



タンは、非常停止ボタン、SOSボタンなど、鉄道各社で呼び方や押す・引くなど仕様もさまざまですが、同様の取り組みがされています。

## ホーム非常ボタン

関西の約 300 の駅に、ホーム非常ボタンが、約 20 メートル置きに設置されています。(平成 23 年末調べ) SOS マークが目印です。非常ボタンが押されるとランプが点灯し、駅員や電車の乗務員に事故を知らせ、電車が急停止されます。

かつては、非常ボタンが押されたホームだけの電車が停止するようになっていましたが、転落後、向かいの電車にはねられる等の事故があることから、現在は、隣の線路など複数の線路で電車が停止するように、順次システムの変更が行われています。非常ボタンの増設とあわせ、止められる線路も増やしているそうです。

## ！！ホームから転落したときは！！

何よりもまず大きな声で、「非常ボタンを押してください」と叫ぶ。ホーム上の人に見つけてもらい、非常ボタンを押してもらい、電車を停めることが一番重要ということです。このボ



## 非常ボタンいろいろ

- ・ JR 弁天町駅では、30 センチ四方の黄色い箱に直径 5 センチ程の赤いボタンで、プラスチック製のキャップがかぶさっており、強く押すことで、ふたの上から押すことができます。
- ・ 阪急梅田駅では、縦 40 センチ横 20 センチの赤い箱に直径 5 センチ程の赤いボタンがついています。こちらも、キャップの上から強く押すことができます。
- ・ 地下鉄弁天町駅では、縦 40 センチ横 20 センチの赤い箱に 5 センチ四方のスライド式扉がついています。スライド扉を上にあげて非常ボタンを押します。

ンチの赤い箱に 5 センチ四方のスライド式扉がついています。スライド扉を上にあげて非常ボタンを押します。



(3) Q&A ご説明のあとに、質問を行いました。

Q：転落したとき、ホーム下の退避口に隠れば安心？

A：ホームの待避口は、それぞれの駅でいろんなパターンがあります。適当な間隔で設置されていないことも、あったとしても十分な広さがない場合もあります。退避口を探すと共に、大声で非常ボタンを押すように叫んでください。電車が停まれば安心です。

#### ホームの下

いろんな駅のホーム下を見てみるとわかりますが、空間のある駅もあります、まったくない駅、ほとんどない駅が我々が思っていた以上にたくさんあります。ホーム下に空間があっても内部が凹んでいる駅、また、阪神「武庫川駅」などは、駅の下は川で、ホームの下が安全とはいえない場所が多いようです。大切なことは自分の普段利用する駅の状態をよく知っておくということです。



#### ホームまでの高さ

体験では、ホームの下にもぐったり、レールの高さ、ホームまでの高さを確認しました。

交通科学館のホームは、旧京都駅を再現したもののなので、低めの構造になっていましたが、実際にはおよそ 130 センチ前後、一人で上るのは難しいと実感しました。

Q：線路に寝そべって電車をやり過ごすことはできる？

A：たまに、寝そべって難をのがれた方がいますが、絶対にやめてください。

線路の高さは 10 センチ少し、石もごろごろしていて体全体が電車に触れないようにするには、かなり無理があるとわかりました。



乗り降りに不安がある方は、車掌の目の届きやすい、後部車両に乗車することがお勧めです

#### 歩行訓練士による実習

続いて参加者の意見交換を実施しました。今回は 20 名の視覚障がい者のうちホームから転落をした・転落しそうになったことがあるという人は 4 名の方がいました。4 名の方から転落経験の話をしてもらいました。具体的には以下の通りです。

### 転落、転落しかけた体験

- ・乗車口と間違えて転落した。
- ・混雑したホームで、電車が見えたので踏み出したら、向かいホームの電車だった。転落したが周囲の人に引き上げてもらった。自分ひとりでは上れないと思った。
- ・車両とホームの間が開いていることがわからず、片足がはまった。
- ・混雑時、ホームを歩いていて人とぶつかり方向を見失った。階段だと思ったところがホームの端だった。

そこから見えてきたことは、ホームからの転落のかたちには、大きく2つのパターンが考えられます。1つは、線路に真正面から落ちる場合と、もう1つは、ホームの端を斜めに歩いていて踏み外して落ちる場合です。バランスを失って落ちる後者の場合は、電車との接触がなくても、転落後に受身の姿勢が取りづらく大きな怪我につながる 경우가よくあります。

真正面から落ちる時の状況としては、乗車しようと思っているホームにの反対に電車が入っているにも関わらず勘違いをするケース、もしくは、対岸のホームに電車が入っているのが見えにくいために自分のホーム側と思っている場合があるようです。この場合は、白杖を床面に付けて歩行していれば、転落は避けられると考えられます。

転落する・落ちそうになる視覚障がい者の多くは、ロービジョン（弱視）の方が多いようです。白杖を利用することは踏み外すという場合にも有効です。

いずれの場合も、改札からホームに入った状態では、必ず点字ブロックに囲まれた内側にいます。点字ブロックをまたがない限り、ホームから飛び出してしまうことはありません。ホームの上にはエレベーターや階段に誘導する点字ブロックもありますが、またぐときには注意を心がけることが大切です。これらのことを踏まえ、ホームと電車の隙間に落ちないための白杖の付き方・乗降の実習をしました。

### おわりに

電車のホームは視覚障がい者にとっては欄干のない橋と例えられることがある危険な場所です。そのため各鉄道会社が様々な工夫をして事故を減らす努力をしています。ホームドア、内方線付き点字ブロックなどは事故防止策の一つの有効な手段と言えます。ただどちらも金銭的な問題もあり、すぐには全ての駅に設置されるということにはなりません。

そういう意味では今回実施したような形での適切な訓練を受ける機会も視覚障がい者の方には必要となってきますし、万が一事故に遭った時への対応方法を知ることが重要です。ただ最後は周りの人の「声かけ」が事故を防ぐ最大のポイントになってきます。駅員だけでなく乗客も合わせて事故を防ぐという意識を持つこと、声のかけ方を知ることが必要です。視覚障がい者を見かけたら、「何かお手伝いしましょうか」とお声掛けをどうぞよろしくお願いいたします。

## 〔11〕電磁波の危険性と基地局の健康影響（その４）

安全食品連絡会

（発表者） 森 妙子

### はじめに

現代は「いつでも、どこでも、誰とでも、つながる」というユビキタス社会が浸透しています。

このような便利さと引きかえに、携帯電話の増加にともない知らぬ間に増えた通信基地局から出る電磁波で、基地局周辺に住む方たちのなかに「目まい・耳なり・動悸・鼻血・頭痛・イライラ感…」などの症状が出始め、転居や携帯電話会社との訴訟が各地で起きています。

私たちの会のメンバーの中でも「自宅隣の老人施設屋上の携帯基地局撤去運動(77～78 頁参照)」が起きています。しかし携帯電話会社との話し合いがうまくいかないため、住民たちにとって不安定な日々が、この2年もの長きにわたり続いています。

このように、日本の電磁波規制値が甘く健康への配慮がないことや、原子力ムラならぬ「電磁波ムラ」があることなど、現在の携帯電話を取りまく社会の問題点を報告します。

### ◆甘すぎる日本の携帯電磁波規制値

中継基地局からの高周波規制値（国際比較）

| 国 名     | 規 制 値                                                        | 備 考                                        |
|---------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 日本      | 1, 000 $\frac{\text{マイクロワット}}{\mu \text{ W}} / \text{cm}^2$  | $\frac{\text{ギガヘルツ}}{1.5 \text{ GHz}}$ の場合 |
| イタリア    | 10 $\frac{\text{マイクロワット}}{\mu \text{ W}} / \text{cm}^2$      |                                            |
| 中国      | 6, 6 $\frac{\text{マイクロワット}}{\mu \text{ W}} / \text{cm}^2$    |                                            |
| スイス     | 4, 0 $\frac{\text{マイクロワット}}{\mu \text{ W}} / \text{cm}^2$    | 連邦政府が 2000 年 2 月より                         |
| ロシア     | 2, 4 $\frac{\text{マイクロワット}}{\mu \text{ W}} / \text{cm}^2$    |                                            |
| ブリュッセル  | 2, 4 $\frac{\text{マイクロワット}}{\mu \text{ W}} / \text{cm}^2$    | 予定                                         |
| フォローゲン州 | 0. 001 $\frac{\text{マイクロワット}}{\mu \text{ W}} / \text{cm}^2$  | オーストリア（提案中）                                |
| ザルツブルク  | 0. 0001 $\frac{\text{マイクロワット}}{\mu \text{ W}} / \text{cm}^2$ | オーストリア（室内・勧告中）                             |

出典：大久保貞利氏著「誰にでもわかる電磁波問題」など参照

## ◆健康リスクを重視した各国の事例

### フランス

- ＜端 末＞ 12 歳以下の子どもへの携帯電話の広告禁止。  
ヘッドセットと端末のセット売りを義務化。(2009 年)
- ＜基地局＞ 健康被害の予防などの観点から、各地で基地局建設の撤回、  
撤去の判決。

### ロシア

- ＜端 末＞ 「18 歳未満の若者、妊婦は携帯電話を使うべきではない。  
また携帯電話の使用は 1 回 3 分以内に収めるべき」と政府機関が勧告。  
(2008 年)

### オーストリア

- ＜端末・基地局＞保険会社が健康リスクを理由に携帯電話会社を労災対  
象から除外。(2009 年)

### イタリア

- ＜端 末＞ 「脳腫瘍の原因は長時間の携帯電話使用が原因」として、ブ  
レッシア市労働控訴裁判所が労災認定 (2009 年)

### 英国

- ＜端 末＞ 16 歳未満の若者の使用制限を保健省が推奨 (2000 年)

### バングラデシュ

- ＜端 末＞ 16 歳未満の若者の携帯電話使用を禁止 (2002 年)

### インド (カルタナカ州)

- ＜端 末＞ 同上

### チ リ

- ＜基地局＞ 「電磁波は健康を害する可能性がある」として、ランカグア  
高裁が携帯電話会社に撤去判決 (2009 年)

### ロシア・中国

### ギリシャ

- 日本よりも厳しい規制値を採用。(日本は国際機関の推奨基準に準拠)

## **自宅隣の老人施設屋上の携帯基地局撤去の運動**

2011 年 3 月 25 日朝出る時静かだったのが、午後帰ってくると隣の屋上で何かやかましい音がする。

よく見ると携帯タワーを建てる工事中。びっくりして隣の老人施設のベルを押し、出てこられた男性に携帯タワーから出る電磁波の身体への害についての冊子を渡し、お話ししたら「そんな害があるなら別にやめてもいいですよ」と言われた。

一方 NTT ドコモに電話してこの地区には30人収容の子供ホームがあるので、ちゃんと説明会を開いてほしいと頼んだが、ドコモは説明会を持ってもよいが、あくまで工事は進めると言われた。

そこで隣の施設へ行き、男性との約束が違うと言おうとすると、今度はここの施設長だという女性が出てきて「この建物は借りているだけ、持ち主は大阪在住の個人」と言われびっくりする。そこで電話と住所を教えてもらい、電話すると「もう契約しているので、NTT ドコモと話してほしい」とそれだけ言って電話を切られた。

そこで、近隣の人達10数名が集まり、どう対処するか相談し、それ以来1年7ヶ月、毎月一回のペースで会合を持っている。

~~~~~ これまでの活動報告 ~~~~~

- (1) 高周波測定器で「さち御影山手老人施設」のまわりの電磁波を測る(2011年5月17日、27日)。  
それを電磁波環境研究所の荻野晃也先生に見てもらったら「数値が場所によって高いので直ちにドコモに電話を入れ、話し合いを持ちなさい。僕も行つてあげるから」と言われた。ところがドコモに連絡すると「荻野先生が同席なら行かない。ドコモだけなら行つてもよいが撤去しない」と言った。
- (2) 「ケイタイタワーから出る電磁波について」の勉強会を、地域の山田区民会館で講師荻野晃也氏で持つ。(2011年7月10日)
- (3) 「NTT ドコモ携帯基地局のことをご存知ですか」のビラ(1,000枚・79頁に添付)署名用紙、健康調査用紙を近隣の一戸建てとマンションに配る。(8月28日) その結果、鼻血、めまい、不眠、吐き気、耳なり、頭痛、眼球の痛みなどの症状が10数名の人に出ていることが明らかになった。
- (4) 基地局から200mのところにある住吉中学校の校長に会い、電磁波による子どもへの影響について話し、協力を求める。「校長としての協力はできないが、個別に父兄に署名を依頼するならよい」また教育委員会を通じてドコモが開く説明会に図書館の使用を認めてもらう。(2011年9月5日)
- (5) ドコモ側から「山田区の区長が加わるように」との要請があり、区長にお願いに行くが、「区の活動が忙しい」「個別のことには応じられない」「同じ区内のことだから反対できない」と云って断られる。しかし、若宮神社のお祭りや山田地区運動会での署名活動の許可はもらえた。  
(2012年6月現在 399筆署名)
- (6) ドコモの携帯基地局撤去を実現された川西市の山路氏と神戸市北区で電磁波過敏症で苦しみながら運動を続けられている寺坂氏からお話を聞く。(2011年11月6日)
- (7) 先延しになっていたドコモの説明会を2012年1月28日住吉中学校で開催してほしい旨をドコモに伝える。ドコモから「携帯基地局撤去のビラを配った人の所には行かない。ビラの連絡先を変えたら行く。ビラができれば前もって見せてほしい」との回答。こちらが譲歩し連絡先を変えて再度連

絡すると「連絡先は山田区々長でないとダメ。説明会は各マンション単位なら行く」との返答。それでは「とにかくコーポラスにだけでも来てほしい」と連絡すると「やはり、行けない」と断ってきた。

その後、コーポラスの住民がドコモに電話を入ると、「あの件は自治会の都合でとりやめになった」と事実と違う答えをした。(2011 年 12 月 4 日)

- (8) 東京の東洋経済新報社・麻田真衣氏の取材を受ける(2011 年 12 月 20 日)。「こんな狭い所に 6 本もアンテナが建っている所はめずらしい。今後、身体的障害が出てくるかもしれない」と言われた。
- (9) 神戸市東灘区役所のまちづくり協議会課長に会う。今迄の経過を話し NTT ドコモとの話し合いを取り持ってほしいと願う。
- (10) 3 月に東京で開かれた「携帯電話基地局の健康被害を考える全国大会」の報告会に出席された二人の方を招いて集会をもつ。(2012 年 5 月 19 日)

- (11) ドコモが決めた区域外の吉田会館で説明会が、初めて開かれた。(ドコモ側 6 名、住民側 20 名出席)

ドコモは電波塔のある現場を事前に見ることもなくやってきた。基地局建設にあたり、教育施設などへの配慮規定があることも知らない不勉強ぶり。さち御影との契約年数や他の基地局の場所などを聞くと「企業秘密」を連発。雑誌「週刊東洋経済」の記事の社長の言葉「説明会を行い住民合意で進めている」を、公式コメントではないとごまかし、建てる前になぜ説明会を持たなかったかと聞くと、「オーナーにしか説明しない、オーナーが周辺住民への説明を求めたら行うことはある」という無責任さ。「体調不良は目の前に電磁波基地局が見えることによるストレス」と言う不誠実ぶりであった。しかし、コーポラス(二回目)、アーバンライフの説明会の必要性を認めさせ、住民の要望があれば電波測定をする約束をさせたという成果はあった。

署名 399 筆をドコモに渡す。(2012 年 6 月 23 日)。

- (12) 電磁波環境関西の会・泉泰通氏を招き、主に高周波電磁波について基礎的な勉強をする。(2012 年 8 月 19 日)
- (13) 神戸市「福祉環境委員会」において松本市議会議員が、山田地区の「NTT ドコモ基地局の現状」を報告、傍聴する。(2012 年 10 月 17 日)
- (14) それを受けて、神戸市環境局評価共生推進室・森川室長他 2 名が、主に健康被害について聞きに来てくださる。(2012 年 10 月 28 日)
- (15) 現在の基地局の数は、神戸市全体で 3,644 基、東灘区では 367 基。

#### ～まとめ～

基地局を作る時は必ず市に届け出るという条例が作られている市もある。今直ぐ国の規制値を変えられないので、まず神戸市で一日も早く条例を作り、これ以上各地に説明なしに基地局を作らせないようにして行きたい。

建ってしまってからでは撤去は大変。まず、出来ることは建つまでに早く見つけて、住民が一丸となって通信会社に働きかけ、設置を止めてもらうことです。

(田村 和子)

# 住吉山手に お住まいのみなさんへ

## NTTドコモ携帯基地局のこと ご存知ですか？

旧田崎真珠寮（住吉山手2丁目11-26）の屋上に、住民に事前の予告もなく携帯基地局（アンテナ）が設置され、健康被害が起こっています。

### 全国に広がる「電磁波」被害

今、テレビ、ラジオ、パソコン、携帯電話など様々な電機機器が普及する中、そこから出された「電磁波」に起因する「電磁波過敏症」と言われる様々な体調悪化が広がっています。例）めまい、吐き気、倦怠感など

最近では、携帯電話の基地局から出される強力な「電磁波」にたいして、住民が被害を訴え、裁判にまで発展するケースが増えています。

### 住民からは「体調悪化」を訴える声も

3月に住吉山手の携帯基地局が稼働して以来、周辺の住民から、「鼻血」「不眠」「イライラ感」「夜泣き」「肩こり」などを訴える声が上がっています。

健康被害について、総務省は「WHO（世界保健機構）のガイドラインに従っており、直ちに人体に影響があるというものではありません」としていますが、ヨーロッパ諸国では、日本の1000分の1の基準を作っています。

WHO国際がん研究機関（IARC）の最新の発表（2011/5/31）では「携帯電話で使用する電波の発がん性評価結果」によると、発がんリスクの「可能性がある」と指摘しています。ヨーロッパ諸国では、子どもの携帯電話使用を厳しく制限（緊急時のみ、3分以内など）しているのが一般的で、使用を禁止している国もあります。

### 住民への説明のないまま設置－WHOガイドラインにも違反

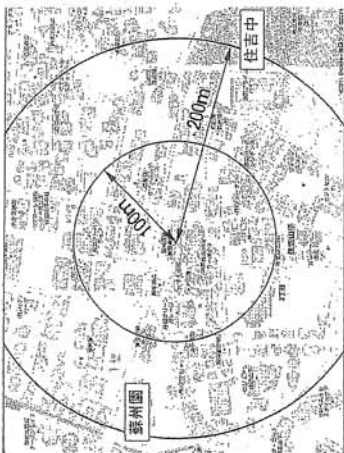
WHOの国際ガイドラインによれば「立地決定には景観や住民感情に留意すべきで、幼稚園、学校、遊び場の近くに基地局を選ぶ際には、特別な配慮が必要」としています。しかし、基地設置に際してNTTドコモから住吉山手の住民への説明はありませんでした。

### 住宅街・学校周辺への設置は問題

携帯基地局周辺（200m）

は、住宅街であり、神愛子供ホームや学校などもあり、住民・子どもへの電磁波の影響について心配の声があがっています。

NTTドコモはホームページで「特定方向（高さ20mのアンテナから200m先の地点）に電波を発射しており、真下にはあまり電波を発射していません」としていますが、200m先の地点には、住吉中学校があり、子どもへの電磁波の影響も大変心配されます。



### 《NTTは一旦電波を停止し、住民に説明を》

「でも、私も携帯電話は使っているから・・・」と思っている方もいるでしょう。ですが、危険性が指摘されている施設が、多くの住民に知らされていないまま設置していいのでしょうか。

NTTドコモに問い合わせて「住民説明会をしなければならぬのは事実」として、非を認めています。NTTドコモは一旦電波を停止し、住民と話し合うべきです。そして、住民多数が反対するならば撤去をすべきです。

2011年8月28日 配布チラシ

◆こんなにも身近にある基地局







## ◆日弁連が電磁波問題で国へ意見書を提出

日本弁護士連合会が、2012年9月13日付で「電磁波問題に関する意見書」をまとめ、同月19日に環境大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、同20日に総務大臣へ提出。意見書は、低い強度の電磁波による健康被害を重大な問題ととらえ、「予防原則」の立場から、調査、研究、対策が至急必要であるとともに、「電磁波過敏症」に苦しむ人について人権保障の観点から対応するよう求めています。

この中で、国際ガン研究機関 IARC が送電線などの低周波電磁波や携帯電話などの高周波電磁波について、発ガン性の可能性を認める「グループ 2 B」に分類したことを受けて、国が国民の健康と環境を守る立場から、予防的アプローチに基づく対策が急務であると明言されています。

—内容概略—

- 1、業界を所管する省庁から独立した機関を設立し、調査、研究、対策を立案する。
- 2、予防原則に基づいて、幼稚園、保育園、小学校、病院が存在する地域には、より厳しい基準を設けることを検討すべきである。
- 3、携帯電話基地局等電磁波放出施設の情報公開と、住民協議の制度。
- 4、高圧電線や携帯基地局周辺住民の健康調査。携帯電話による健康被害の実態調査。電力会社、携帯電話業者、強い電磁波の曝露を受ける企業等、職場曝露と健康被害の実態調査。
- 5、以上の実態調査の結果によっては新たな電磁波規制値の見直し。
- 6、電磁波過敏症の方への対策。公共施設及び交通機関に off エリアの設置対策の検討。

この意見書の前文には「現在、電磁波による健康被害を懸念する声が多く聞かれ、当連合会にも市民団体等から電磁波の法規制に関する取組を要望されているところである」との書き出しで始まり、「欧州議会が電磁波に関する現在の基準が妊婦や新生児・子どもといった脆弱なグループには不十分であることを批判する決議を出し、2011年5月には、欧州評議会議員会議が、特に若者や子どもには大きなリスクがあることから電磁波に関する予防原則の適用を求める決議を採択している」とし、予防原則の観点に立ち、たとえ科学的な知見が確立していないとしても、将来の健康被害の発生、特に影響を受けやすいと思われる子どもたちや病人の健康被害の発生を防止するため、上記1～6にのことを求める次第である。また、将来の健康被害の発生防止という観点とは別に、現在、電磁波過敏症として、実際に電磁波による被害で苦しんでいる方々も存在していることを踏まえ、人権保障の観点から電磁波過敏症の方々への一定の対策もあわせて求める」となっている。

## ◆おわりに

日本という国は、リスクとベネフィットを比較した場合にベネフィットを優先させるため、予防原則が無視される結果となる。そのため水俣病事件のように被害が拡大する前に魚が水銀に汚染されていると分かっているが、何も手を打たなかったために、後々、重篤な公害事件を起こしたという経緯がある。電磁波過敏症についても同様で、現段階ではメカニズムがハッキリしていないということで無視されているが、基地局周辺で体調に異変を感じている人がいるのは確かな事実である。早急に通信基地局から放出される電磁波と人体への影響について研究と調査をし、規制するべき時である。

## 〔12〕「ゴミを出さない」「空気を汚さない」「使い捨てしない」

NPO法人 日本主婦連合会

(発表者) 橋本 恵子 ・ 大家 福代 ・ 山崎 侑子  
道崎千鶴子 ・ 藤井 久子 ・ 池田緋路美

### はじめに

私たちは、20年近く以前より環境問題に取り組み、地球温暖化、公害問題ごみ処理など日常生活において生じてきた問題に対し、家庭の主婦の立場から積極的に行動に移し努力してきました。

また見学や勉強会などに参加し、そこから得た正しい良き判断力を持ち、家庭の主婦として少しでも出来ることから、役に立つことを願い、全員頑張って努力し、継続しております。

その一環として、リサイクル活動を「平成7年」より展開し、本年度で「第18回手づくり・リサイクル展」を連続で開催しております。

一般の家庭では、不用な家具、衣類、その他日用品など、廃棄物の再利用を考え工夫や努力を重ね、多くの手づくり再生品展を催し、社会の環境や再生の促進をお願い努力して居ります。

### 第18回 手づくり・リサイクル展

平成24年10月6日(土)

～

平成24年10月7日(日)

イオン野田阪神1階

大フロアーにて



使い捨ての不用品

再利用を考え、工夫

努力を重ねて、多くの

手作り再生品を作る



## リサイクル展

|    | 品名           |    | 品名            |    | 品名             |
|----|--------------|----|---------------|----|----------------|
| 1  | 人形ペーパー入れ（毛糸） | 21 | レース付ショルダーバッグ  | 42 | 花のブローチ         |
| 2  | 果物カゴ         | 22 | デニム小袋付手提げ袋    | 43 | 布ぞうり           |
| 3  | 手提げ 小物入れ     | 23 | デニム小袋付手提げ袋（大） | 44 | 布ウラ付ぞうり        |
| 4  | 買い物カゴ        | 24 | プリント柄手提げ袋（大）  | 45 | ティッシュケースカバー    |
| 5  | メガネ置き        | 25 | ウラ無手提げ格子柄     | 46 | ティッシュケースカバー箱入り |
| 6  | 毛糸編み手提げ袋     | 26 | 小物袋           | 47 | 布じんべ           |
| 7  | 毛糸花付マフラー     | 27 | デニムクッションカバー   | 48 | ポリベスト          |
| 8  | モヘアマフラー      | 28 | コースターセット      | 49 | 瓶入りフラワー        |
| 9  | 毛糸マフラー（中）    | 29 | サロン前掛け        | 50 | 毛糸ネックウォーマー     |
| 10 | 毛糸穴開けマフラー    | 30 | 手編み花クッション     | 51 | 毛糸ソックス         |
| 11 | おしゃれマフラー     | 31 | 手編み花クッション（見本） | 52 | ガーゼ汗取り         |
| 12 | おしゃれマフラー（小）  | 32 | 毛糸たわし         | 53 | 巻きスカート         |
| 13 | 松ぼっくり盛り花     | 33 | いちごたわし        | 54 | ビーズ盛り花（大）      |
| 14 | カーテン地帽子      | 34 | 歯ブラシコップ洗い     | 55 | ビーズ盛り花（中）      |
| 15 | ニット帽子        | 35 | タオル手拭き人形      | 56 | ビーズ盛り花（小）      |
| 16 | ガーゼハンカチ      | 36 | 毛糸人形かおり       | 57 | ネクタイ ポーチ       |
| 17 | ウッドピースネックレス  | 37 | マイハシ 布        | 58 | ネクタイ ポーチひも付き   |
| 18 | アームバンド       | 38 | 亀根付け          | 59 | ビーズ 花束         |
| 19 | カギ針編みロングベスト  | 39 | レザーカバン        | 60 | 石鯨             |
| 20 | ビーズ付ショルダーバッグ | 40 | レザー小カバン       | 61 | 麻ひもで編んだ壁掛け     |
|    |              | 41 | ポケットティッシュ名刺   | 62 | 牛乳パック イス       |

## ア ン ケ ー ト

### リサイクルに関して NPO法人日本主婦連合会

- 1) リサイクル展には何回こられましたか。 ○をつけて下さい  
1.初めて 2.2回 3.3回 4.4回 5.5回 6.10回以上
- 2) 「リサイクル」という言葉を知っていますか? ○をつけて下さい  
1.知っている 2.少し知っている 3.全く知らない
- 3) 不用品を手作りで作り直したことがありますか。 ○をつけて下さい  
1.作ったことがある 2.他の人に作ってもらった 3.全くない
- 4) この「リサイクル展」で不用品から作り直した、手作りの品で最も良いと思われたものに○をつけて下さい。  
1.牛乳パックから作られた「スツール（腰かけ）」 2.残り布から「袋物」  
3.残り糸から「タワシ」 4.残り毛糸から「マフラー」  
5.カーテン地から「帽子」 6.ネクタイから「袋物」「衣類」  
7.着物（和服）から洋服（洋装） 8.荷造り紐から「カゴ（果物入れ・屑籠）」「人形」  
9.花の色 10.その他
- 5) 「リサイクル」に参加したいですか？  
1.参加したい 2.不用品を作り直したい 3.興味が無い
- 性別 1.男性 2.女性  
年齢 1.20才以上 2.30才以上 3.40才以上 4.50才以上  
5.60才以上 6.70才以上

ご協力ありがとうございました

## フーガで作るプチショール

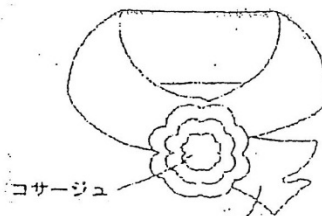
|     |    |
|-----|----|
| 使用系 | 数量 |
| フーカ | 1玉 |

|     |      |
|-----|------|
| 使用針 | 号数   |
| かぎ針 | 6/0号 |

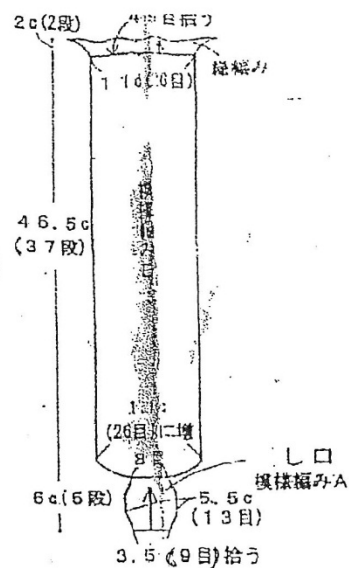
【編み方】

糸は1本どりで編み進めます。  
コサージュは輪の作り目をして、図の様に  
編みます。  
ショールの通し口はコサージュの裏側の  
合印(△)に引き抜きながら図の様に9目  
作り、模様編みAで図の様に5段編みますが、  
5段目を編みながらコサージュの合印(△)  
に引き抜き編みで止めつけます。  
つづけてショール部分を模様編みBで図の  
様に37段編み、縁編み2段で整えます。

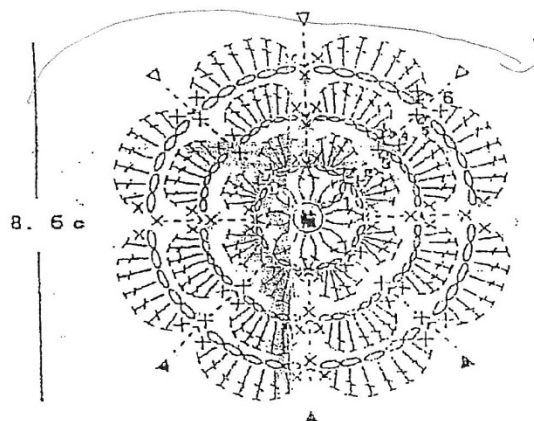
でき上がり図



コサージュ裏側の  
通し口にショール

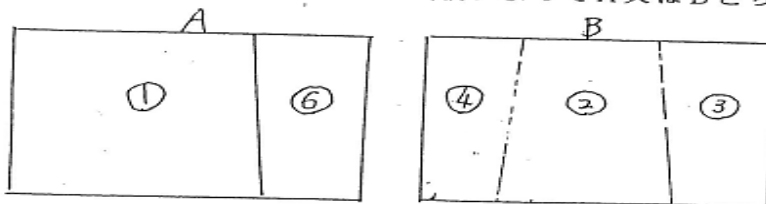
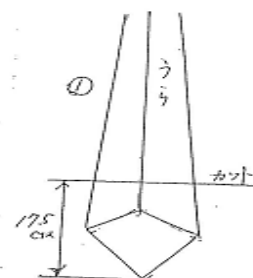


コサージュ 5/0号針

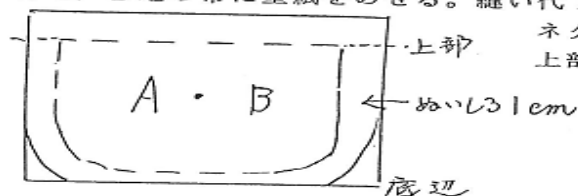


## リサイクルポシェット

1. ネクタイの先の広い方 15 cm の所を切る。
2. 細い方 4 cm の所を切る。
3. 1 ~ 2 間 (真ん中の部分) を 6 等分に切る。  
ネクタイ表地を広げてアイロンをかける。
4. 下記の図のように合わせて縫う。縫い代は 5 mm 位で。縫った後をアイロン  
A 地を前表とする。 (柄によって A 又は B どちらを前表にしてもよい)



5. ネクタイ地 A, B の裏に接着芯をアイロンで貼る。
6. A 地, B 地の布に型紙をのせる。縫い代 1 cm を残し裁断する。  
ネクタイ地底辺の縫い代は 1 cm とし、  
上部は縫い代が多い方が作りやすい



7. ① 1 のネクタイの先の広い方にマジックテープを縫う
- ② A 地, にもマジックテープを縫う
- ③ ① を B 地につける。

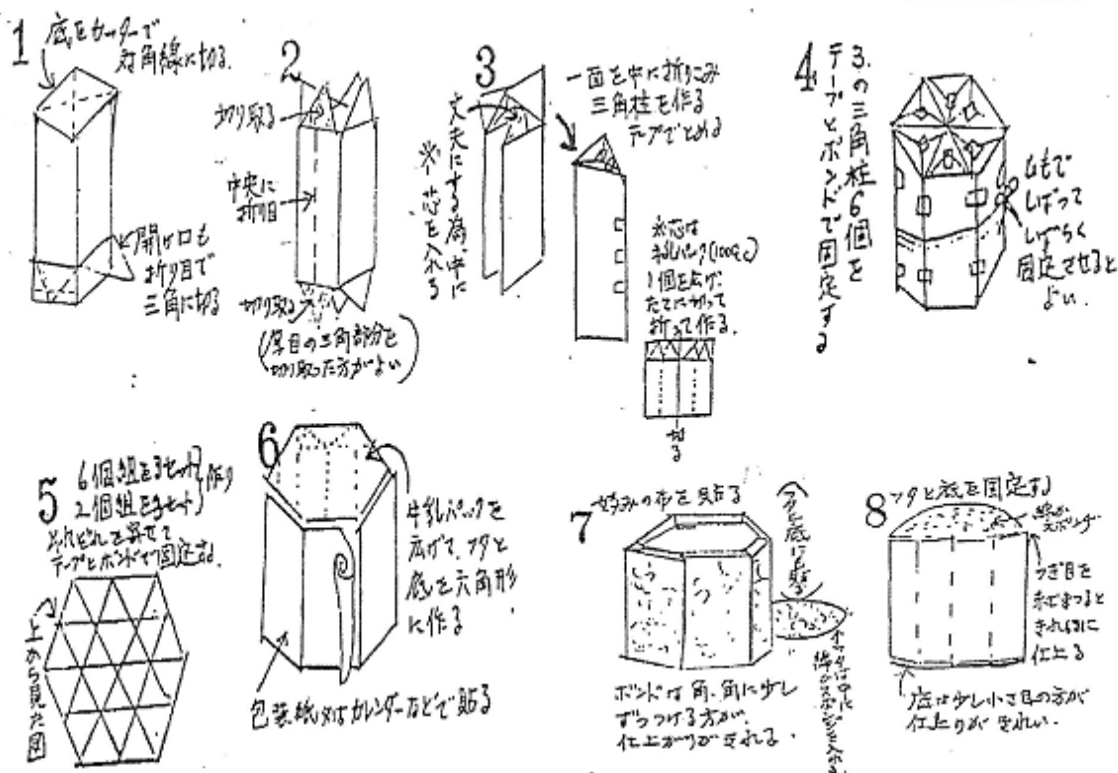
ここで飾り用ボタン (くるみ) を付けてもよい、完成時でもよい。



# ♡ 牛乳パック利用

## スツール作り

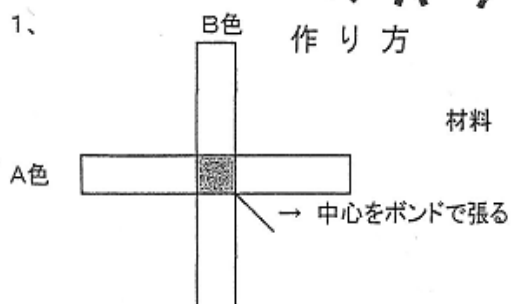
| 材料   | 牛乳パック 1ℓ 38個      | 他用意する物                |
|------|-------------------|-----------------------|
| (内訳) |                   |                       |
| 本体用  | 24個 (空箱のままで。壊さない) | 表に貼る布 (90cm × 80cm) 位 |
| 芯用   | 12個 (開いて置く)       | 蓋用の綿又はスポンジ (腰掛ける部分)   |
| 蓋・底用 | 2個 (開いて置く)        | ひも 1m 位 (古いストッキングが良い) |
|      |                   | 包装紙などの紙・木工ボンド         |
|      |                   | 裁縫道具・カッター・セロテープ       |





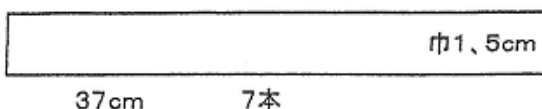
# ペーパークラフトで作る簡単みかん入れ

1、

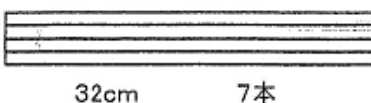


材料

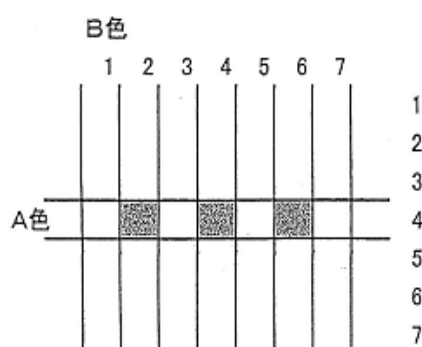
ペーパークラフト A色無地



ペーパークラフト B色縞

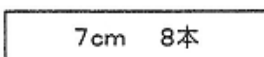


2、

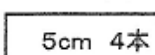


1～7までを④を中心のして交互に重ねて  
洗濯バサミで止めておく

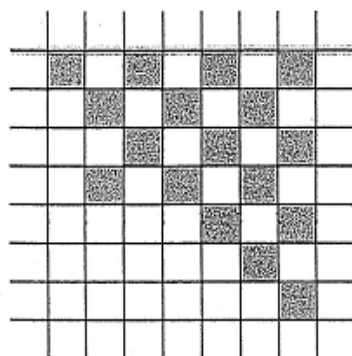
ペーパークラフト A色無地



ペーパークラフト A色無地



|        |     |     |
|--------|-----|-----|
| 必要クラフト | A 色 | 30m |
|        | B 色 | 26m |



A色の糸とB色の糸を編んでいく

その時4隅の糸を寄せて  
洗濯ばさみで止めていく

3、

全体の形を整えて重ねた4隅を  
ボンドでつける

4、

4本の重なりをはさみで切りそろえる

5、

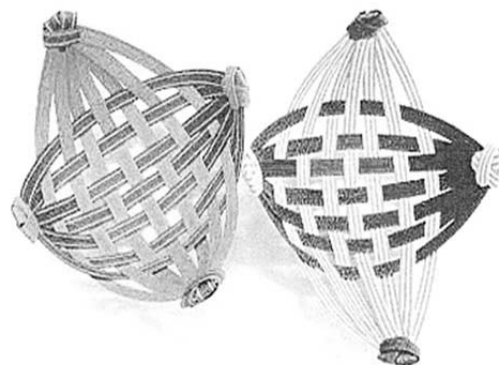
そこに5cmのテープをかぶせてボンドでつける

6、

7cmのテープ2本を着物を着せるように後ろから  
合わせてボンドでつける

7、

全体にニス塗りかけ干しにする



# クラフトバック

## ① 柿しぶで染めた大きなバッグ

材料 クラフトテープ 35m

色 クラフト・・・12本どりに裂く

底の材料

30cm・・・4本

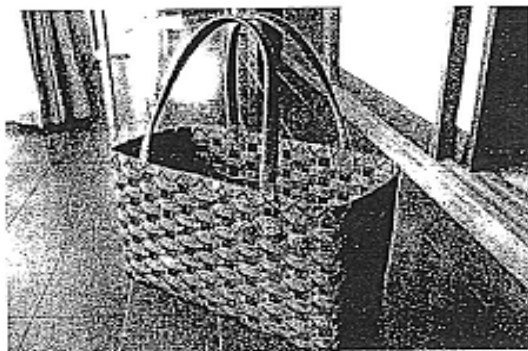
75cm・・・5本

58cm・・・11本（持ち手をはじめてから入れるときは2本減らす）

立ち上がり 90cm・・・14本+2本(最後の部分)

※ 持ち手を始めから入れる場合は

160cmを2本底の時に組み込む



### 〈おわりに〉

毎年、リサイクル展の会場で大ぜいの人々に囲まれながら、手づくりの再生品やその作り方その効果など、額に汗を滲ませながら説明し、また質問される方も熱心に聞かれています。

また、日常の生活の中で、いろいろな不用品について、主婦ならではの知恵と努力に一般の方々から感謝と励ましを頂いたり、「毎年、この時期に開催されるのを楽しみにしていますよ」などのお声に喜びと自覚の湧き上がるのを覚えました。

しかし、現代の日本人は、豊かさに馴れすぎて、古いものを大切にせず、食物や日常生活用品はもちろん、住宅の建築・リフォームなどによって生じた廃棄物の処理は、いったいどうなっているのでしょうか。

これからの私たちは、消費者の先駆者として、いや、家庭の主婦として「生活の安心・安全」を目指しに、自ら、それぞれの立場と責任をもち、消費者団体及び地域が一体となって、これまで以上社会に役立つよう、なお一層努力し、研修してボランティア活動を推進して参りたいと思っております。これからも御指導、ご協力をお願い申し上げます。

## 〔13〕 省エネの住まい方とエコ住宅を考える

NPO法人 住宅長期保証支援センター

(発表者) 小倉 美江

### はじめに

#### 1. 当センターの活動事業について

私たち「NPO法人住宅長期保証支援センター」は、環境保護と住宅の省エネルギー性の向上、高齢社会にふさわしい住まいのあり方として住宅価値の向上と消費者保護の観点から、住宅を安全に快適に長く住み継ぐために住まいの維持管理のサポートと、いえかるて：履歴情報蓄積・活用と住まいの維持管理の普及促進に取り組んでいます。

国土交通省は2012年初めに、新築住宅の省エネ基準適合率を2020年までに100%を目指すとして発表し同年秋より地域の木造住宅を担う中小工務店の断熱施工技術の向上を目的に施工者対象の技術講習会を開催しています。また2012年3月発表の「中古住宅・リフォームトータルプラン」でも省エネ性能向上に関する情報整備・提供と消費者支援制度の充実に取り組みつつあります。

これを受けて、私達は「省エネ・住まい方実態調査」を行い現状の住宅の省エネルギー啓発活動として発表致します。

#### 2. 背景と現状

東日本大震災からこの3月でおよそ2年が経ちますが、被災地は大きなダメージを受け、復興には未だ遠い道のりです。特に原子力発電所の事故は日本全体に大きな影響を受け、関西では敦賀、美浜、高浜、大飯の各原子力発電所の稼働について議論が続き、2012年10月に発表された原発事故後のシュミレーションの被害地域は当初の想定より広く私達の生活に直接大きな影響があることが改めて確認されました。

この災害を経て私たち日本人の価値観や国の方針に変化がみられます。震災前には家庭の消費電力が年々増加傾向でありましたが、震災直後の2011年夏は原子力に頼らないエネルギーの確保や一般家庭や企業による地道な節電の取組の結果、東京電力の販売電力量では前年実績より下回りました。大震災を契機に電力依存のライフスタイルを反省し消費者の意識が変わりつつあると感じられ、大阪でも2012年の夏は関西電力による計画停電が予定されていましたが、国民の地道な節電の効果もあり実施されることはありませんでした。

地球温暖化対策や省エネルギー化・省資源化に対する要望がある中で2012年3月に発表された「中古住宅・リフォームトータルプラン」は、新築中心から中古住宅の流通やリフォームにより住宅の品質・性能を高め住宅を長く使うといった住宅市場への転換を推進しています。これにより耐震リフォーム、断熱改修等の省エネリフォーム促進に様々な対策が講じられています。昨年の「住宅エコポイント」や2013年度に開始予定の「木材利用エコポイント」が代表的なものです。

国土交通省・経済産業省・環境省が合同で設置する「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」は、住宅の躯体・設備の省エネ性能の向上等により省エネルギー基準を見直し、2020年までにすべての新築住宅・建築物を対象に省エネルギーの新基準適合を義務付ける方針です。

### 3. 省エネと住まい方の提案

地球温暖化防止を推進する現状の中、エコ意識が高まり地球にやさしい省エネ住宅とはどのようなものか、省エネの住まい方について考えてみました。

省エネ住宅とは 夏は日射熱を受けにくくし、冷房のエネルギーを効率よく使い、冬は暖かい空気を逃さないでエネルギー効率を上げる“夏涼しく冬温かい”室内環境の実現です。

その手法は、家や土地柄を考慮し自然の光、風、熱等を取り込んだ住宅の設計と家の躯体を高断熱化することで実現が可能です。給湯機器等の高効率設備機器の利用で更に効率が上がり、太陽光発電等の補助金はその一環です。

建物からの熱の出入りが大きいのは、窓などの開口部です。(参照図 1, 2) 夏には窓から 71% も熱が入り、冬暖かい熱が 48% も逃げ室内の冷暖房機器のエネルギー消費量が無駄になります。CO<sub>2</sub>の排出を抑えて、しかも快適な居住性を上げるには 開口部の断熱化を図ることが効果的です。

図1 夏の冷房時に開口部から熱が入る割合 71%

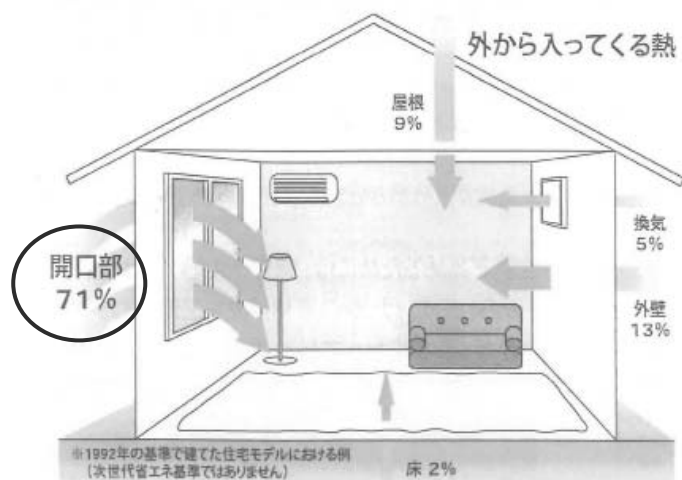
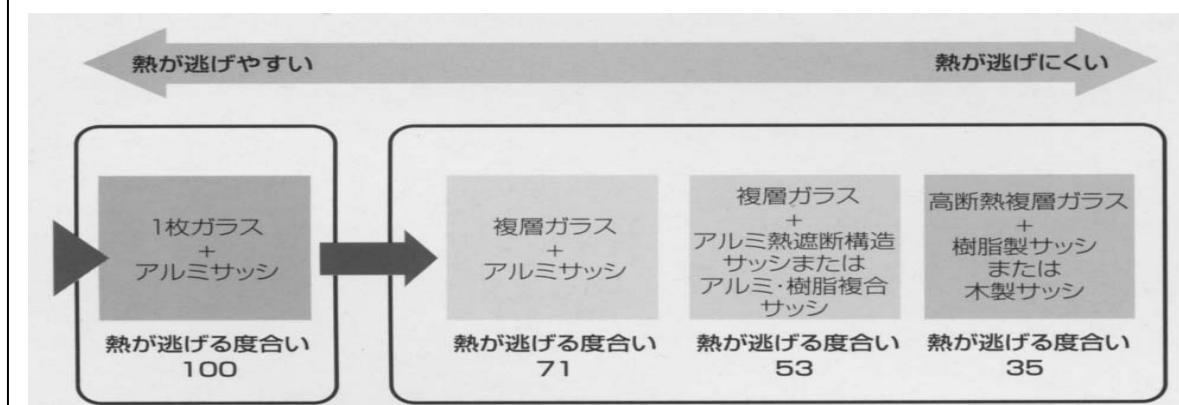


図2 冬の暖房時に開口部から熱が逃げる割合 48%



図3 各種サッシから逃げる熱



開口部に多く使われているサッシで断熱性能の低いものの代表がアルミサッシです。アルミサッシに単板ガラスは一番効率が悪く、アルミの熱伝導率が高くサッシ周りが結露することを皆さんは思い当たるのではないのでしょうか。熱が逃げにくい樹脂サッシ、木製サッシ、断熱アルミサッシ等や、複層ガラス等の交換、内窓の設置が窓の省エネ化の推進には適し、壁や屋根・床の断熱化も含めて住宅エコポイントに反映されていました。

住まい方の工夫としては、室外でのオーニング・簾や緑のカーテンの利用や、室内では窓ガラスに直接貼る断熱シートの利用、LED電球や省エネ家電、省エネ設備機器の利用に効果が見られます。

今夏は、多くの方が省エネの努力をされ、太陽光発電等の省エネ設備機器を導入された方も多いと思います。補助金を利用しても初期投資やメンテナンス等のランニングコストが大きく、しかも年々設備は進化しますので、導入されるには長いスタンスで負担を考え細心の検討が必要です。

#### 省エネの取組み手法

##### 1、生活用品等で住まい方の工夫

①遮熱：室外・・・簾、オーニング、よしず、緑のカーテン、打ち水、  
室内・・・遮光カーテンや窓ガラス断熱シート等の利用

②照明をLED電球等へ

③その他日々の節電対策

##### 2、リフォーム工事

① 開口部 窓（断熱サッシの交換、断熱複層ガラスの交換、内窓の設置 等）

② 壁

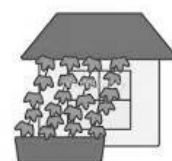
③ 屋根

④ 床

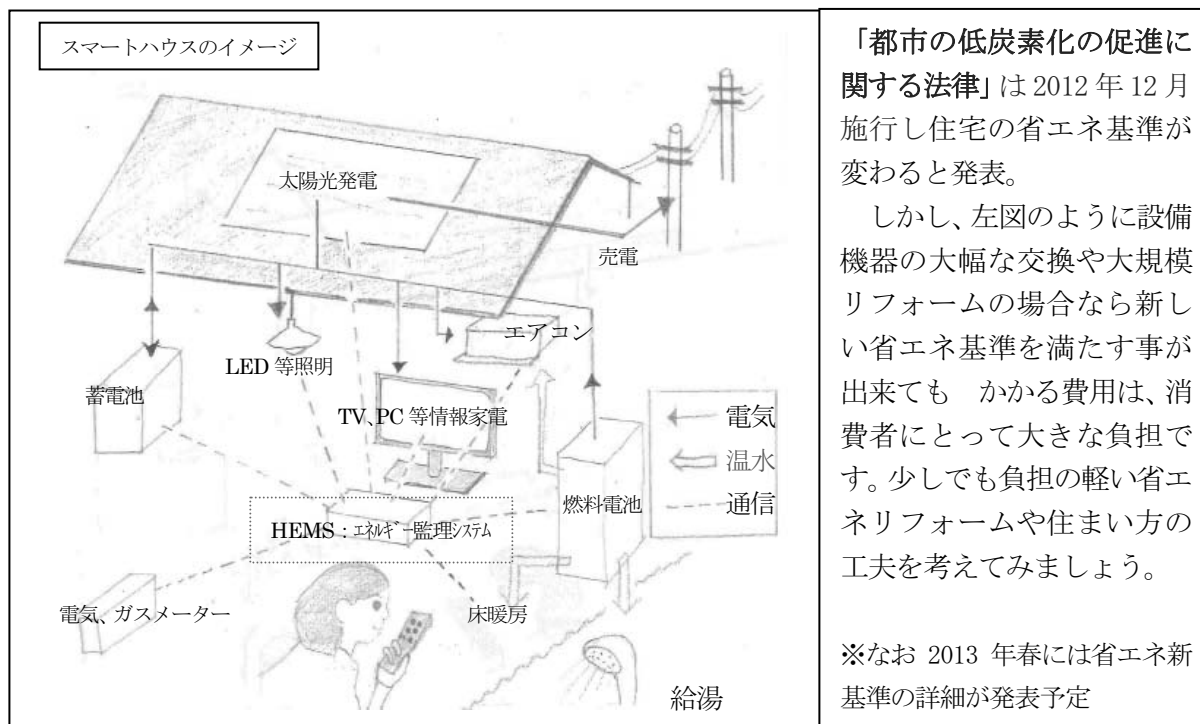
##### 3、省エネ家電・設備機器 設置・取替え

① 給湯機器 エコキュート、エコジョーズ、エコウィル ② 節水便器 ③ 節水シャワー

④ 太陽光発電、太陽光温水 ⑤省エネ家電製品 ⑥ 雨水コンポスト



下図は政府が推進する設備や照明、家電製品の省エネルギー化 : スマートハウス



## 省エネ・住まい方意識調査

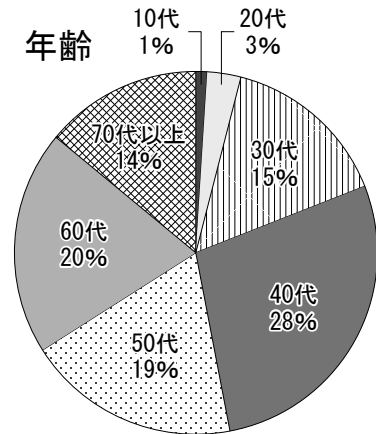
目 的：住宅の省エネ・住まい方の意識啓発

調査方法：アンケート方式

回 収 数：69

調査期間：2012年10月1日～11月30日

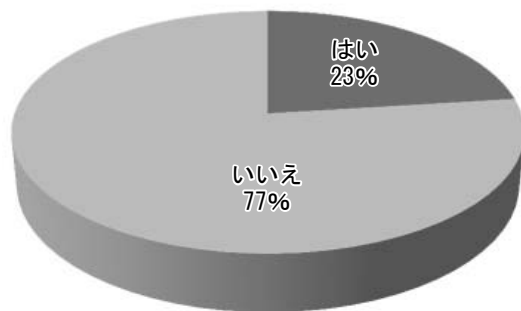
調査対象：近畿、九州、四国



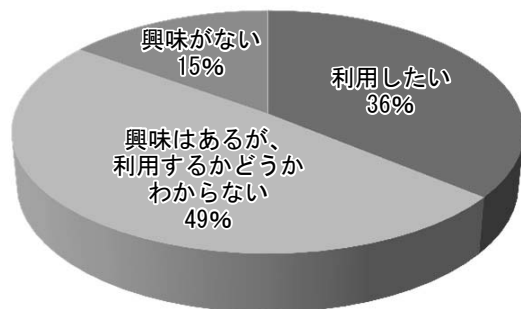
### [1] 住まい方についてお聞きします。

#### [1-1]

省エネリフォームをしたことがありますか。



[1-2] 国は来年度に木造住宅や木製家具の購入者に「木材利用エコポイント」制度の導入を検討していますが、実現すれば、リフォームや新築等に利用したいですか。

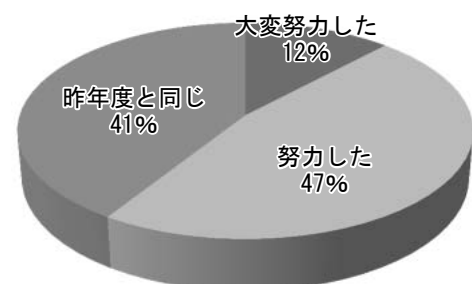


[1-1] 回答者の 23%が省エネリフォームをしたが、その中で 4%が昨年からはまった住宅エコポイントを利用した。施工した事業者から説明を受けた人は、全て住宅エコポイントを利用し、エコポイントの説明を受けていない人は、利用していなかった。家電エコポイントほど知名度が無く施工期間も要するため、消費者が利用するタイミングが難しく、結果利用が少なかったのではと推察する。

[1-2] 木材利用エコポイントは、まだ詳細が決まっていないが、関心を寄せる人は、85%であるため、導入が決まれば多くの人が利用しやすいよう広報し、手続き等を簡便に進めてほしい。

#### [1-3]

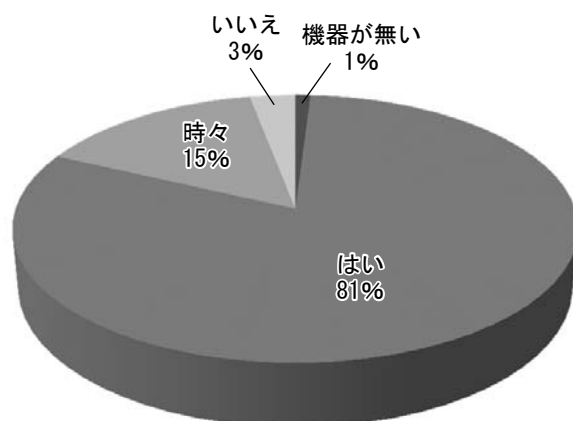
今年7～8月の節電について該当する努力は？



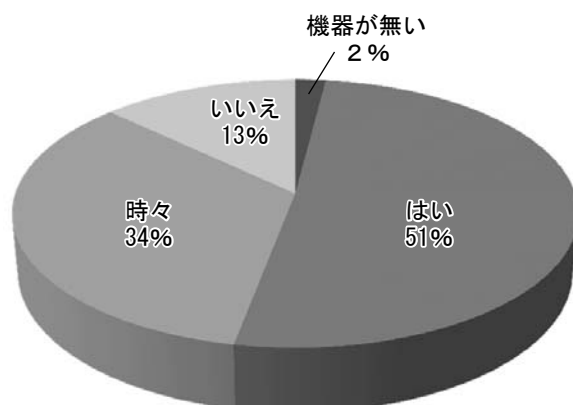
[1-3] 意識して節電に努めた人は、59%であったが昨年と同じと回答した人が 40%以上あった。これは、以下[1-4]の回答では日常生活の中で既に省エネ意識が生活に浸透しているのがわかるので昨年と同じと回答した人でも既に節電を実施している結果と判断出来る。

[1-4] 現在の日常生活の省エネ行動について

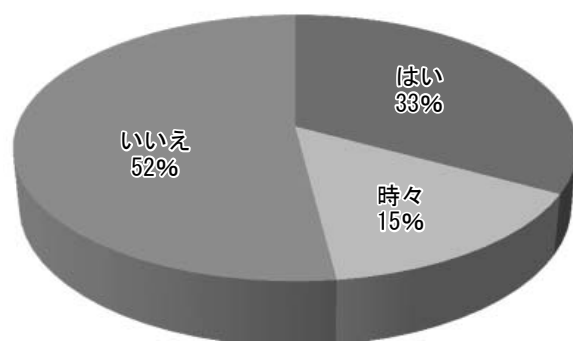
●冷暖房を付けっぱなしに しないよう気をつけている



●部屋の温度は、冷房時28℃、暖房時20℃を超えない。



●照明を順にLED電球に交換している



[1-4] 昨年の東日本大震災以来更にエネルギーの節約が求められているので、日常の省エネ行動についていくつか質問をした。

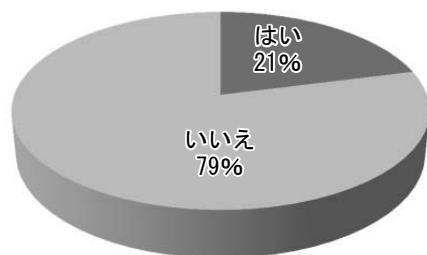
●冷暖房については80%以上が「時々」を含めると95%が気をつけていると回答した。

部屋の温度も「時々」を含めると85%が温度管理を行っている事がわかった。エアコンフィルターの掃除や扇風機との併用は、広くTV等で節電の手法として紹介されているので、どちらも「時々」を含めると80%以上が実施していると回答があった。省エネには、冷房費より大きく影響する給湯のエネルギー費や暖房費節減は、冬の節電に効果が大きい。

●統計の掲載はないが、家電の待機電力を含めた管理や、設備機器等の省エネタイプの選択肢など個人の節電努力は、およそ50%~80%と多く実施していて、[1-3]で述べたように広く節電意識が浸透していることが改めて分かった。

●照明については、どの部屋でどの照明を利用しているか[2-4]でも答えているが、節電対策として広く紹介されているLED電球は、使用していないと回答したのは50%以上あった。知名度が広がってもLEDの使用が普及していないのは、LED電球が発展途上にあり、価格が高いため普及するには、一層のコストダウンが必要と感じた。

●窓は 二重サッシか、複層ガラスか 内窓を付けている



前半の「省エネと住まい方の提案」でも述べたように開口部の熱の遮断は省エネの手法としては非常に有効だが、二重サッシ、複層ガラス、内窓の利用は、未だ22%である。窓の省エネルギーフォームによるシュミレーションでは暖房費が31.6%、冷房費が3.4%で合計26.3%の減少がある。(下図参照) 今後リフォームの機会があるときには検討すべき項目である。

窓の省エネ・リフォームによる冷暖房費の比較

(東京でのシミュレーションモデル)

対象地区 東京(延床面積 147m<sup>2</sup>)

暖冷房の効率 COP 3.00

リフォーム前 アルミサッシ(単板ガラス)

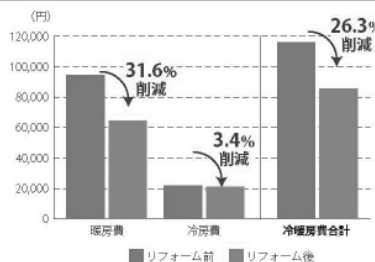
リフォーム後 アルミサッシ(単板ガラス)+樹脂製内窓(複層ガラス)

(単位 円/年)

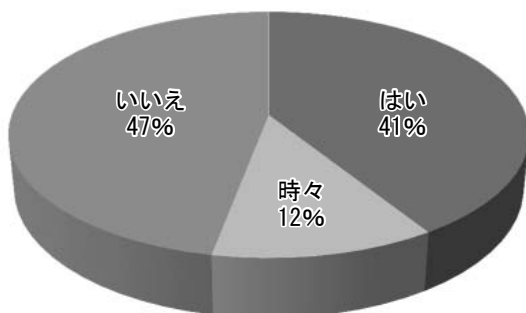
|     | リフォーム前  | リフォーム後 | 差額     | 低減率   |
|-----|---------|--------|--------|-------|
| 暖房費 | 94,413  | 64,568 | 29,845 | 31.6% |
| 冷房費 | 21,785  | 21,053 | 732    | 3.4%  |
| 計   | 116,198 | 85,621 | 30,577 | 26.3% |

※電気料金 22.34円/kWh

出典 樹脂サッシ普及促進委員会「快適電学」より



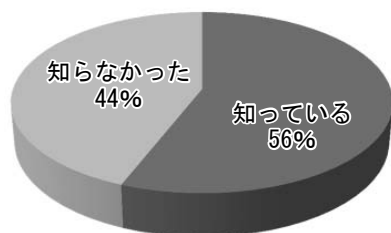
●窓によらず、すだれをつけたり、緑のカーテンを作ったり、打ち水等 遮熱に努めている



太陽光発電等で売電しているのは9%であるが、住まい方でも工夫を試みているのが50%以上である。今夏でもブログやTV等でも紹介されているように例えばグリーンカーテンとオーニングとの組み合わせ、よしず・すだれと窓ガラス断熱シートの組合せ等色々な試みがあった。近年新築住宅の底が短くなっているが、風、日射熱の面からは底が深い方が望ましい。

[2]住まいに関する省エネ知識について

[2-1]電気料金の明細書に(自宅には設置されていなくても)、太陽光発電の電気買い取り料金が付加されている

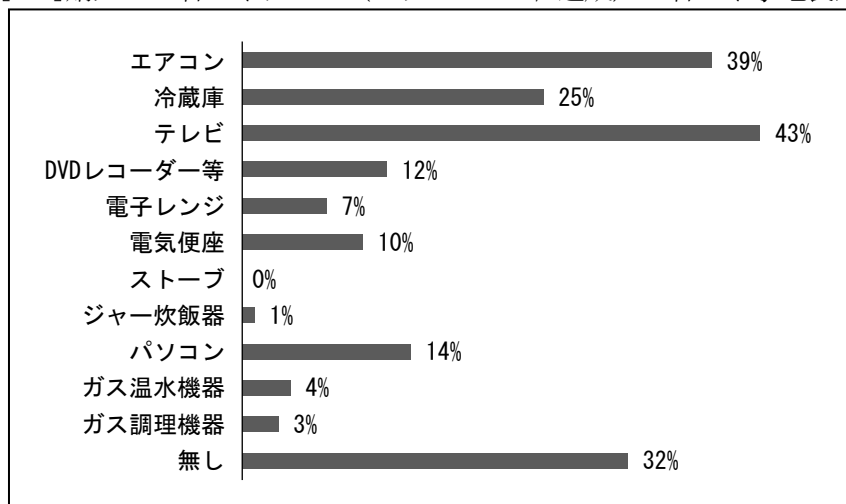


関西電力ホームページより



電気料金明細に関しては「太陽光発電促進付加金」があることを44%が知らなかったと回答。しかも、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」（再エネ賦課金）も電気料金の一部となっている。支払う料金にも関心を寄せ、更に省エネについて考える事が必要だ。

[2-2]購入した省エネラベル（グリーン100%達成）の省エネ家電製品(複数回答)

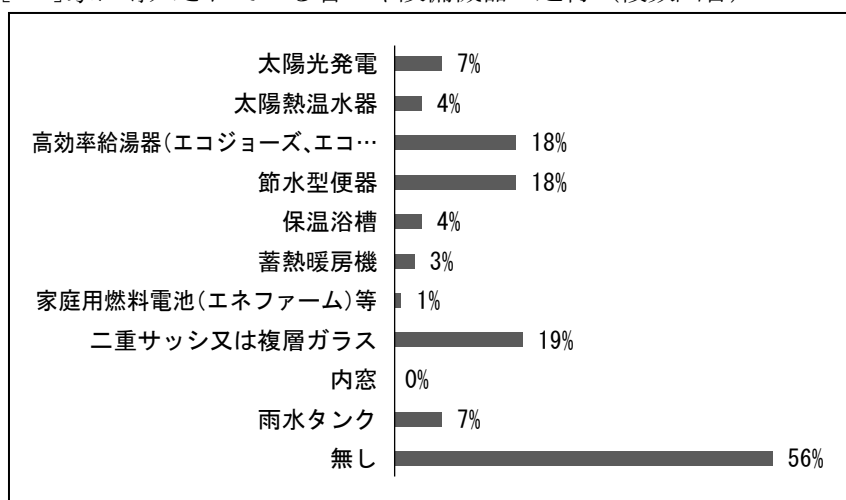


[2-2]左記の11種類の家電製品に省エネラベルがあるが、エアコン、TV、冷蔵庫が一般的に機能の一つとして選択しやすい。アンケートでもおよそ40%の人がなんらかで利用しているが、利用していないのは32%あった。

[2-3]省エネ設備機器の導入も56%が無しと回答している。国土交通省は、省エネ設備機器の利用を更に推進しているが、築20年以上の住宅には、まず住宅そのものの性能を上げる断熱・気密性能の向上から普及を掲げている

[2-4]照明については白熱球は徐々に減少していくのが見えるが、現状では蛍光灯が主流でLEDの普及はまだ時間がかかるようだ。

[2-3]家に導入されている省エネ設備機器・建材（複数回答）



[2-4] ご自宅の照明の利用について

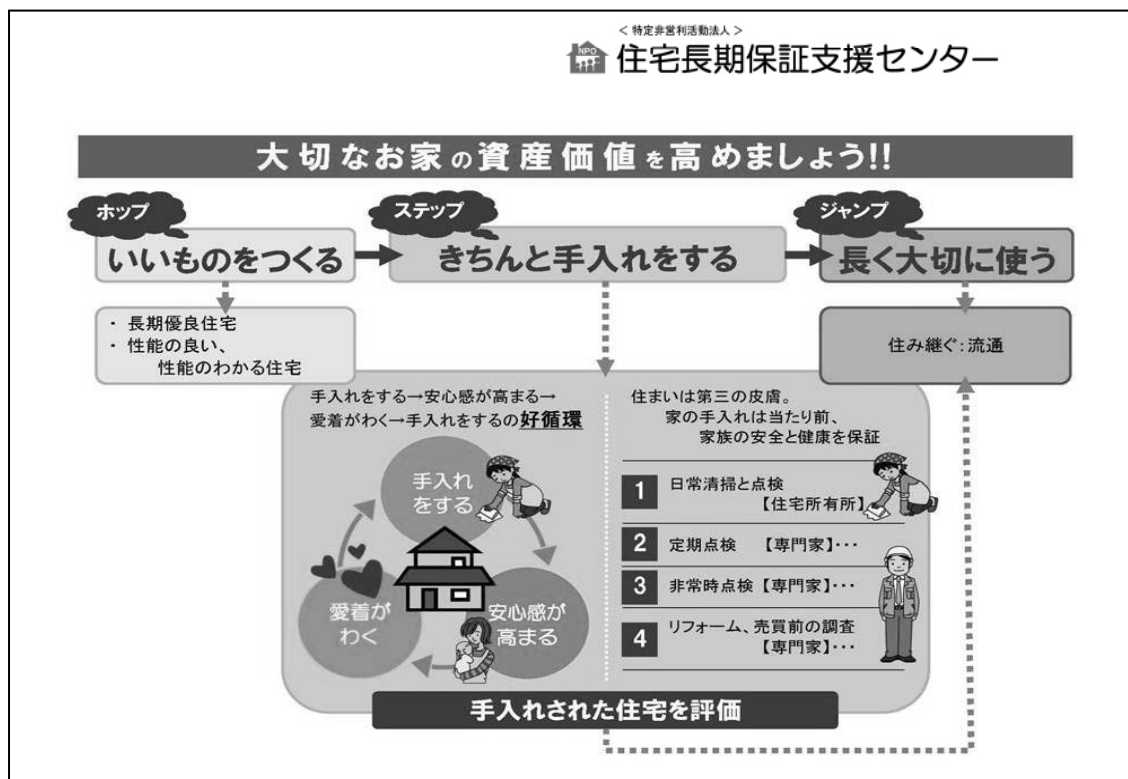
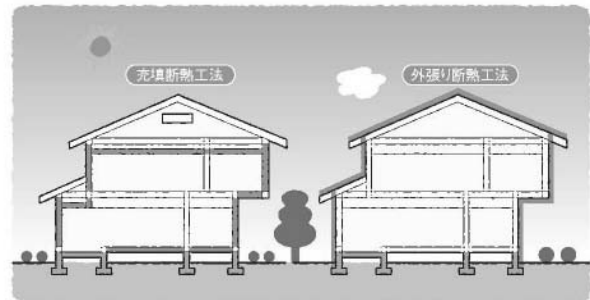
|             | 居間 | 食堂 | 台所 | 寝室 | 子供部屋 | 客間 | トイレ | 浴室洗面所 | 廊下階段 | 玄関 | 門灯 | 防犯用外灯 |
|-------------|----|----|----|----|------|----|-----|-------|------|----|----|-------|
| LED照明       | 15 | 9  | 7  | 4  | 3    | 5  | 11  | 11    | 17   | 8  | 3  | 8     |
| 白熱灯         | 8  | 9  | 5  | 7  | 2    | 2  | 34  | 20    | 26   | 23 | 17 | 9     |
| 蛍光灯         | 47 | 45 | 51 | 52 | 28   | 21 | 14  | 26    | 19   | 28 | 23 | 3     |
| その他ハロゲンランプ等 | 2  | 2  | 1  | 2  | 0    | 0  | 1   | 1     | 2    | 3  | 1  | 5     |

## 最後に

暮らしの省エネルギーを推進するには住宅の躯体の断熱や住まい方の工夫は無くしてはならないものだ。今回のアンケートを通し改めて認識致しました。現在の新築住宅の断熱は充填断熱工法や外張り断熱工法と断熱サッシを使い外気の日射熱や寒気から遮断し、24時間換気システムによって機械的に室内の空気を循環させるしくみです。しかし、そのような高性能の住宅は、築10年以内のもので実際には、アルミサッシ単板ガラス、断熱性の低い住宅がまだまだ多数を占めています。

私たちは、住まい方の工夫で電力不足の窮地を乗り越えてきましたが、我慢による省エネではなく快適に暮らせるような工夫のある省エネを考えていかなければ続けることはできません。今後の住宅修繕やリフォーム時に省エネ、耐震、バリアフリー等の性能アップを考慮し、大きな負担にならない程度に省エネ設備機器を導入する賢い消費者として暮らしていきたいものです。

住宅の手入れをし、必要な性能アップで長く大切に使うことで何代にも住み継ぐことが究極の省エネルギーであり、エコ住宅だと思います。



## 参考文献

国土交通省ホームページ、一般社団法人サステナブル建築協会ホームページ、関西電力ホームページ

日本建材・住宅設備産業協会、日本サッシ協会ホームページ、樹脂サッシ普及促進委員会「快適窓学」

一般社団法人サステナブル建築協会発行「住宅の省エネルギー基準 はやわかりガイド」

板硝子協会、(社)日本サッシ協会、プラスチックサッシ協会、全国複層硝子工業会 共同発行の「窓の省エネリフォーム」

## 〔14〕大気汚染測定結果から生活環境を見直す

東大阪市消費者団体協議会

(発表者) 松浦 陽子 ・ 東良 節子 ・ 西井 郁子

嶋池僖見子 ・ 福本千代美 ・ 池田賀津子

### はじめに

#### 大気汚染測定から学ぶ

地球温暖化が問題視されています。私たち人間は、生存するために呼吸をして生きています。

一時も止める事ができない人間の生存行為です。生活の場である環境が病んでいたのでは健康で幸せな暮らしができません。

では、私たちの住んでいる東大阪の大気はどのようなのでしょうか。大丈夫なのでしょうか。

大気汚染としていちばん警戒しているのは、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）です。これは空気中に78%あるといわれる窒素（N）が火を燃やすと一酸化窒素（NO）になり、さらにそれが二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）に変化していきます。この二酸化窒素は自動車を走らせるために、ガソリンや軽油を燃やすときに発生します。又、工場からもNO<sub>x</sub>が排出されます。そして強い太陽光線を受けると光化学スモッグの原因にもなります。

そこで、東大阪市の大気汚染の状況を調べてみました。

固定発生源は、市内に点在する企業や数少ない大規模な企業から排出される局地的汚染と、大阪湾臨海工業地域などから排出される汚染物質が、昼間の海風に乗って運ばれることにより、市内にもかなり影響を与えているものと考えられます。

また、移動発生源は市内を縦横に走っている、国道308号線、中央環状線、国道170号線などの幹線道路や阪神高速道路、大阪東大阪線、近畿自動車道の交通量の増加によって自動車からの排気ガスによる大気汚染です。ガソリンについては、きびしい規制がなされていますが、今なお多量の二酸化窒素を排出しています。

では東大阪の空気がどの程度汚れているのか、私たちの手で調査しようと東大阪消費者団体協議会全員で取り組んだのが、この大気汚染調査です。

平成元年から平成24年までの夏と冬、年2回の測定を実施してきました。

#### \*調査目的

生活空間における大気汚染の状況を把握。また経年変化を把握し、汚染の変化を調べる。

#### \*調査方法

年2回（夏冬）市立小中高81ヵ所に窒素酸化物簡易測定法により、バッジ式サンプラーを雨のかからない、人の背丈ほどの高さに朝8時から24時間つりさげ、それを回収し、二酸化窒素と窒素酸化物の量を分析します。（東大阪市衛生検査センターのご指導とご協力のもとに実施）

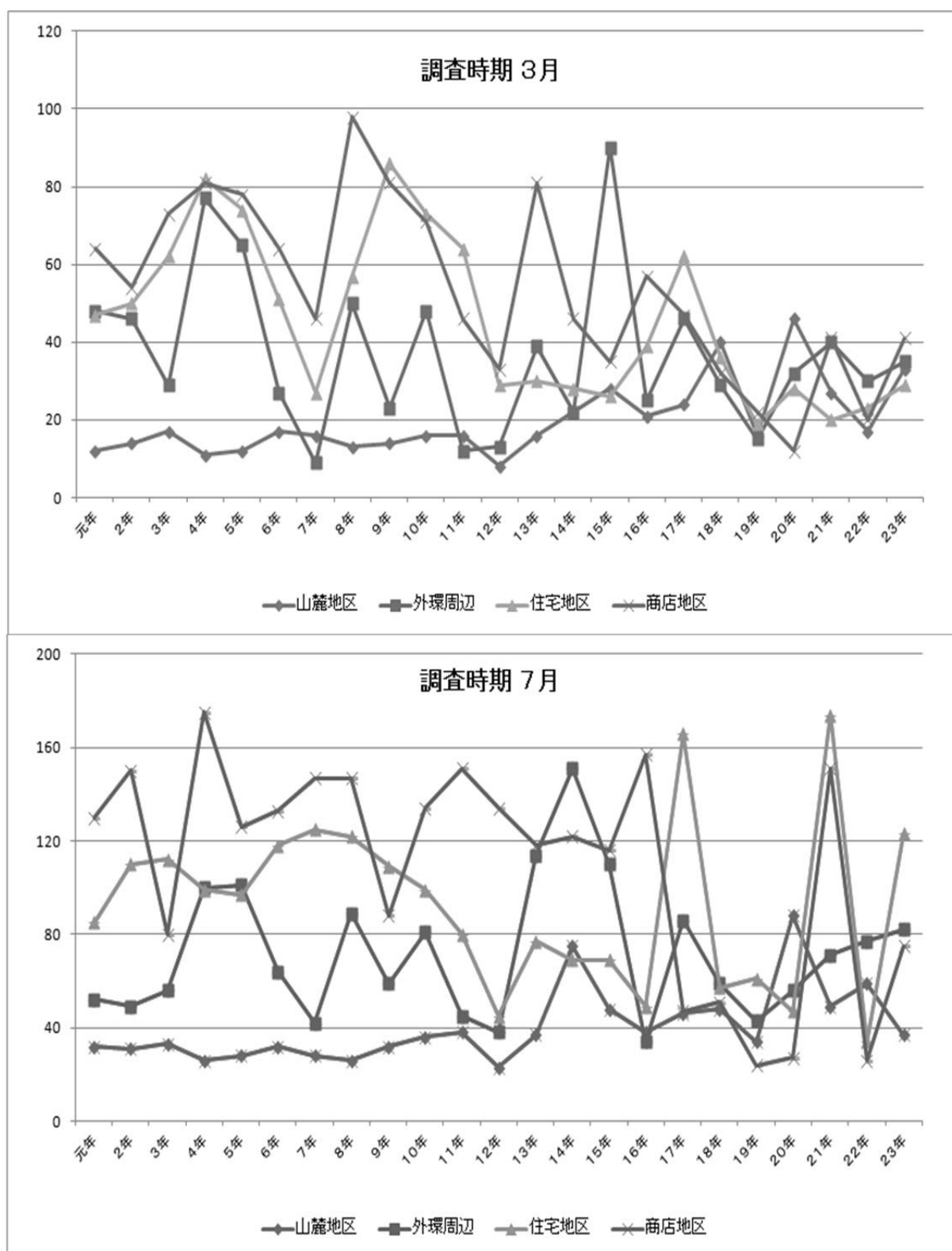
集計してみてわかった事は東大阪の大気汚染は地域的に測定した日の天候によって左右されることがあります。

気がついたことは、平成18年ぐらいから数値が下がってきています。原因は地球温暖化が進み、市民の皆さまの意識が向上してきたことです。

パッジ式による窒素酸化物調整結果 取付日 平成元年3月7日 回収日 平成元年3月8日

| NO | 採取地点     | 測定位置 | NO <sub>2</sub> ppb | NO ppb | Nox ppb | NO | 採取地点                  | 測定位置 | NO <sub>2</sub> ppb | NO ppb | Nox ppb | NO | 採取地点     | NO <sub>2</sub> ppb | NO ppb | NOx ppb |    |
|----|----------|------|---------------------|--------|---------|----|-----------------------|------|---------------------|--------|---------|----|----------|---------------------|--------|---------|----|
| 1  | 黒本北一     | 内    | 70                  | 130    | 200     | 55 | 旭町                    | 内    | 29                  | 44     | 73      | 47 | 黒田本町     | 29                  | 32     | 61      |    |
| 2  | 30-103-4 | 外    | 24                  | 12     | 37      | 56 | 21の3の21               | 外    | 17                  | 15     | 32      | 48 | 1の2の34   | 32                  | 16     | 49      |    |
| 3  | 厚氏ヶ丘     | 内    | 80                  | 140    | 233     | 57 | 水走7                   | 内    | 21                  | 18     | 39      | 49 | 黒田本町     | 15                  | 22     | 37      |    |
| 4  | 16の10    | 外    | 14                  | 12     | 26      | 58 |                       | 外    | 16                  | 13     | 29      | 50 | 1の2の35   | 28                  | 17     | 45      |    |
| 5  | 森河内東     | 内    | 140                 | 800    | 940     | 59 | 西替田                   | 内    | 39                  | 43     | 82      | 51 | 大蓮南      | 21                  | 49     | 70      |    |
| 6  | 1の16     | 外    | 67                  | 39     | 106     | 60 | 1の8の28                | 外    | 19                  | 13     | 32      | 52 | 1の21の11  | 32                  | 27     | 59      |    |
| 7  | 黒田690    | 内    | 18                  | 24     | 42      |    |                       |      |                     |        |         | 53 | 中小阪      | 32                  | 33     | 65      |    |
| 8  |          | 外    | 17                  | 8      | 23      |    | 取付日平成元年10月3日 回収日平成元年1 |      |                     |        |         | 54 | 2の7の5    | 32                  | 16     | 49      |    |
| 9  | 下小阪      | 内    | 60                  | 79     | 139     | 1  | 森河内東                  | 内    | 22                  | 20     | 42      | 55 | 衣覆       | 26                  | 24     | 50      |    |
| 10 | 5の4の3    | 外    | 19                  | 7      | 26      | 2  | 1の16                  | 外    | 30                  | 16     | 46      | 56 | 4の1の5    | 32                  | 24     | 56      |    |
| 11 | 黒田東      | 内    | 66                  | 74     | 140     | 3  | 森河内東                  | 内    | 28                  | 50     | 78      | 57 | 衣覆       | 28                  | 20     | 48      |    |
| 12 | 10の18    | 外    | 16                  | 12     | 28      | 4  | 1の11の1                | 外    | 34                  | 22     | 56      | 58 | 3の10の16  | 30                  | 17     | 47      |    |
| 13 | 金岡町      | 内    | 32                  | 65     | 97      | 5  | 厚氏ヶ丘                  | 内    | 22                  | 18     | 40      | 59 | 柏田西      | 10                  | 47     | 57      |    |
| 14 | 2の3の22   | 外    | 12                  | 6      | 19      | 6  | 16の10                 | 外    | 27                  | 14     | 41      | 60 | 1の14の18  | 37                  | 44     | 61      |    |
| 15 | 近江堂      | 内    | 50                  | 41     | 91      | 7  | 黒田本町                  | 内    | 18                  | 32     | 50      | 61 | 太平寺      | 15                  | 32     | 47      |    |
| 16 | 3の8の16   | 外    | 14                  | 9      | 23      | 8  | 2の14の8                | 外    | 34                  | 20     | 54      | 62 | 2の4の13   | 29                  | 9      | 38      |    |
| 17 | 六万寺町     | 内    | 56                  | 80     | 136     | 9  | 下小阪                   | 内    | 30                  | 36     | 66      | 63 | 米広町      | 27                  | 33     | 60      |    |
| 18 | 3の11の19  | 外    | 18                  | 13     | 31      | 10 | 5の5の11                | 外    | 37                  | 23     | 60      | 64 | 18の16    | 25                  | 26     | 51      |    |
| 19 | 東山町      | 内    | 12                  | 24     | 36      | 11 | 御新中                   | 内    | 32                  | 66     | 98      | 65 | 黒小阪      | 21                  | 56     | 77      |    |
| 20 | 14の24    | 外    | 16                  | 10     | 26      | 12 | 1の8の9                 | 外    | 47                  | 87     | 128     | 66 | 2の22     | 32                  | 14     | 46      |    |
| 21 | 米広町      | 内    | 36                  | 66     | 122     | 13 | 下小阪                   | 内    | 36                  | 62     | 98      | 67 | 大蓮南      | 29                  | 40     | 69      |    |
| 22 | 16の12    | 外    | 21                  | 18     | 39      | 14 | 5の4の3                 | 外    | 36                  | 26     | 62      | 68 | 4の13の20  | 30                  | 16     | 46      |    |
| 23 | 大蓮北      | 内    | 66                  | 130    | 198     | 15 | 西石切                   | 内    | 15                  | 34     | 49      | 69 | 西替田      | 32                  | 79     | 111     |    |
| 24 | 2の10の13  | 外    | 17                  | 9      | 26      | 16 | 1の8の7                 | 外    | 34                  | 17     | 51      | 70 | 3の3の13   | 36                  | 46     | 65      |    |
| 25 | 栗谷東222   | 内    | 19                  | 9      | 28      | 17 | 黒田町                   | 内    | 14                  | 21     | 35      | 71 | 御新南      | 28                  | 32     | 60      |    |
| 26 |          | 外    | 16                  | 9      | 25      | 18 | 10の18                 | 外    | 22                  | 8      | 30      | 72 | 3の5の4    | 34                  | 21     | 55      |    |
| 27 | 大蓮北      | 内    | 62                  | 90     | 152     | 19 | 金岡                    | 内    | 21                  | 21     | 42      | 73 | 御新南      | 26                  | 56     | 84      |    |
| 28 | 2の12の18  | 外    | 14                  | 4      | 18      | 20 | 2の3の22                | 外    | 27                  | 25     | 52      | 74 | 3の5の2    | 34                  | 18     | 52      |    |
| 29 | 黒井田本通    | 内    | 45                  | 46     | 91      | 21 | 西替田                   | 内    | 22                  | 18     | 40      | 75 | 森河内本通    | 55                  | 100    | 163     |    |
| 30 | 2の21     | 外    | 20                  | 10     | 30      | 22 | 1の8の28                | 外    | 36                  | 16     | 52      | 76 | 1の9      | 18                  | 40     | 58      |    |
| 31 | 大蓮南      | 内    | 19                  | 50     | 69      | 23 | 御新南                   | 内    | 17                  | 66     | 83      | 77 | 黒本北      | 37                  | 53     | 90      |    |
| 32 | 4の9の26   | 外    | 16                  | 20     | 44      | 24 | 2の2の41                | 外    | 37                  | 29     | 66      | 78 | 30の103の4 | 31                  | 20     | 51      |    |
| 33 | 下小阪      | 内    | 32                  | 80     | 112     | 25 | 箕輪                    | 内    | 23                  | 7      | 30      | 79 | 黒井田本通    | 23                  | 50     | 73      |    |
| 34 | 5の5の11   | 外    | 18                  | 16     | 34      | 26 | 588の20                | 外    | 27                  | 16     | 43      | 80 | 2の21     | 32                  | 22     | 54      |    |
| 35 | 寺町       | 内    | 74                  | 25     | 99      | 27 | 玉巻町東                  | 内    | 22                  | 41     | 63      | 81 | 黒田町      | 15                  | 19     | 34      |    |
| 36 | 2の11の5   | 外    | 24                  | 50     | 82      | 28 | 1の3の59                | 外    | 27                  | 23     | 50      | 82 | 10の3     | 21                  | 11     | 32      |    |
| 37 | 大蓮南      | 内    | 46                  | 100    | 146     | 29 | 河内町                   | 内    | 13                  | 20     | 33      | 83 | 松原       | 19                  | 12     | 31      |    |
| 38 | 4の13の20  | 外    | 14                  | 15     | 29      | 30 | 2の29                  | 外    | 17                  | 9      | 26      | 84 | 389の13   | 22                  | 15     | 43      |    |
| 39 | 黒田       | 内    | 22                  | 92     | 115     | 31 | 水走                    | 内    | 12                  | 17     | 29      | 85 | 近江堂      | 25                  | 20     | 45      |    |
| 40 | 634の6    | 外    | 28                  | 5      | 33      | 32 |                       | 7    | 外                   | 29     | 14      | 43 | 86       | 3の8の16              | 29     | 19      | 46 |
| 41 | 大蓮南      | 内    | 56                  | 46     | 104     | 33 | 大蓮北                   | 内    | 22                  | 14     | 36      |    |          |                     |        |         |    |
| 42 | 1の21の11  | 外    | 19                  | 30     | 57      | 34 | 2の10の13               | 外    | 32                  | 14     | 46      |    |          |                     |        |         |    |
| 43 | 中小阪      | 内    | 40                  | 45     | 85      | 35 | 黒田新町                  | 内    | 20                  | 29     | 57      |    |          |                     |        |         |    |
| 44 | 2の7の5    | 外    | 16                  | 8      | 22      | 36 | 2の36の6                | 外    | 37                  | 14     | 51      |    |          |                     |        |         |    |
| 45 | 衣覆       | 内    | 24                  | 40     | 64      | 37 | 黒本北                   | 内    | 24                  | 34     | 58      |    |          |                     |        |         |    |
| 46 | 4の1の5    | 外    | 18                  | 11     | 29      | 38 | 30                    | 外    | 30                  | 31     | 61      |    |          |                     |        |         |    |
| 47 | 柏田西      | 内    | 9                   | 59     | 67      | 39 | 大蓮南                   | 内    | 15                  | 36     | 51      |    |          |                     |        |         |    |
| 48 | 1の114の18 | 外    | 18                  | 13     | 31      | 40 | 4の9の26                | 外    | 32                  | 33     | 65      |    |          |                     |        |         |    |
| 49 | 太平寺      | 内    | 53                  | 100    | 153     | 41 | 寺町                    | 内    | 33                  | 23     | 56      |    |          |                     |        |         |    |
| 50 | 2の4の13   | 外    | 18                  | 33     | 51      | 42 | 2の22の5                | 外    | 45                  | 56     | 101     |    |          |                     |        |         |    |
| 51 | 御新南      | 内    | 46                  | 190    | 236     | 43 | 柏田西                   | 内    | 23                  | 23     | 46      |    |          |                     |        |         |    |
| 52 | 2の2の44   | 外    | 17                  | 18     | 35      | 44 | 3の10の44               | 外    | 34                  | 19     | 53      |    |          |                     |        |         |    |
| 53 | 森河内本通    | 内    | 28                  | 170    | 198     | 45 | 黒田本町                  | 内    | 16                  | 29     | 45      |    |          |                     |        |         |    |
| 54 | 1の9      | 外    | 15                  | 40     | 53      | 46 | 1の2の35                | 外    | 32                  | 21     | 53      |    |          |                     |        |         |    |

## 平成元年から平成 23 年までの東大阪市 大気汚染調査結果



## 大気汚染と健康

### 大気汚染とその原因

都会の空気は汚れています。都会には空気を汚す気体や粒子（大気汚染物質）を排出しているもの（汚染源）が、数多く存在するからです。

自動車が走れば窒素酸化物が排出されるし、ディーゼル車からは浮遊粒子物質も多く出ます。工場や火力発電所、家庭の暖房器具やボイラーからは、石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料を燃やすことで窒素酸化物や炭化水素が排出されているのです。

さらには、ごみ焼却施設から発生しているダイオキシンも見過ごすわけにはいきません。

### 大気汚染による健康影響

大気汚染物質は、たいていは風で吹き飛ばされたり、雨にふくまれて地表に落ちたりするので、ふつうは大気中に高濃度にたまることはありません（自浄作用）。汚染物質が短期間に多量に排出されたり、気象のぐあいで長期間にわたってとどまったりすれば、自浄作用の限界を超えて高濃度になります。

たとえ、このように汚染物質が多くふくまれた空気であっても、私たちは、呼吸をとめるわけにはいきません。そのため、否応なしに汚染物質を体内に取り込み、健康への影響をうけるのです。その期間が長期にわたれば、影響も大きくなります。

短期的な健康影響としては、窒素酸化物や炭化水素が、光化学オキシダントをつくり、そこにふくまれる刺激性物質が目を刺激したり、呼吸困難や手足のしびれをもたらすことがあげられます。

長期的な健康影響としては、浮遊粒子状物質を吸い込み続けることにより、肺線維症などの呼吸器の病気をおこすことなどがあげられます。浮遊粒子状物質は、肺がんとの関連も指摘されています。

今日では、交通量の多い都市部でディーゼル車をはじめ自動車が排出する汚染物質による大気汚染と、それによる健康被害が深刻な問題となっています。

大気にかかわる環境問題は、かぎられた地域だけにとどまりません。温室効果ガスの増加による地球温暖化、フロンガスなどによるオゾン層の破壊、いおう酸化物や窒素酸化物による酸性雨など、地球規模で人々の健康や生存までもおびやかす問題にもなっています。

参考文献—教科書（大修館）より



# 大気に残った消えないゴミ

私たちが普段使うエネルギーは、電気、ガソリン、灯油、軽油、ガスなど使いやすい状態で提供されている2次エネルギーです。

これらは、地球の自然界の産物、資源など1次エネルギーから作られています。

地球は太陽の光によって暖められ、暖められた地球の地面の熱は、地球をとりまく大気圏の中の温室効果ガスに吸収されます。

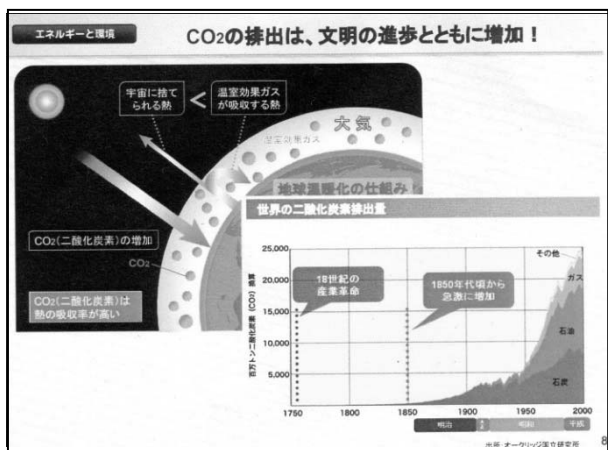
吸収されない過剰な熱は宇宙空間へ放出されます。

大気圏の中に温室効果ガスが適度にないと、地面から熱は直接宇宙空間に逃げて、とても寒い地球になってしまい、人類がくらすには大変な困難が生じます。

つまり、今の地球の気候などは温室効果ガスのお蔭でもあるわけです。この温室効果ガスにはメタン、フロンなどもありますが、約90%以上がCO<sub>2</sub>です。

京都議定書で排出を規制している温室効果ガス

| 温室効果ガス                       | 性 質                                  | 地 球<br>温暖化係数 | 用途・排出源                                        |
|------------------------------|--------------------------------------|--------------|-----------------------------------------------|
| CO <sub>2</sub><br>(二酸化炭素)   | 代表的な温室効果ガス                           | 1            | 化石燃料の燃焼など                                     |
| CH <sub>4</sub><br>(メタン)     | 天然ガスの主成分<br>常温で気体・良く燃える              | 25           | 樹木・家畜・作物の<br>埋蔵が化石化したもの                       |
| N <sub>2</sub> O<br>(一酸化二窒素) | 数ある窒素酸化物の中<br>で最も安定。                 | 298          | 燃料の燃焼<br>工業プロセスなど                             |
| HFC<br>(ハドフルオ<br>ロカーボン類)     | 塩素がなくオゾン層を<br>破壊しないフロン               | 百数十～<br>一万程度 | スプレー・エアコン・<br>冷蔵庫などの冷媒・化<br>学物質など<br>鋳造プロセスなど |
| PFC<br>(パーマフルオ<br>ロカーボン類)    | 炭素と窒素だけからな<br>るフロンの仲間。<br>強力な温室効果ガス  | 数百～<br>一万程度  | 半導体の鋳造プロセス<br>など                              |
| SF <sub>6</sub><br>(六フッ化イオン) | 硫黄とフッ素だけから<br>なるフロンの仲間。<br>強力な温室効果ガス | 22800        | 電気の絶縁体など                                      |



今、地球は150年から200年以前と比べて、暖かくなってきています。

その理由は地球の温暖化ガスが増えたことです。普段使っている電気やガス、ガソリン等の素になっている化石燃料は、燃やすことによって二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を排出します。

そのCO<sub>2</sub>が、私たち人間の活動によって急激に増えてきて、地球温暖化を招いているわけです。

自己の生活を見直し、未来の子供たちへ引き継げるように、努力していきましょう。

異常気象が起こるたびに、驚くのではなく、日常生活を質素に、節約する心を持ちましょう。

地球温暖化は、市民一人一人の過剰な生活パターンから引き起こされていることを、肝に銘じて、物を大事にする心、「もったいない」のことわざを、これからは着実に実行していきましょう。

泣いている地球を元に戻しましょう。

## どうすれば大気汚染（CO<sub>2</sub>）を少なくすることができるか

大気汚染の原因はさまざまありますが、私たちはCO<sub>2</sub>に焦点を当てて考えてみました。

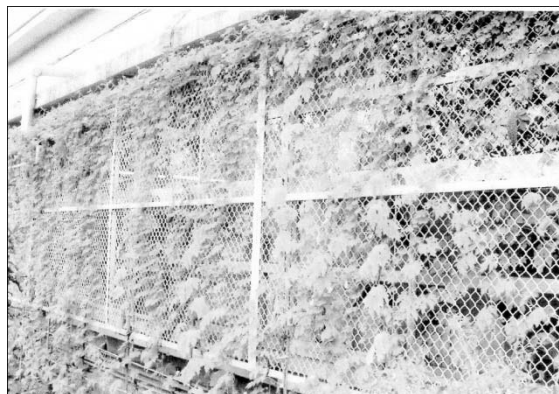
CO<sub>2</sub>を排出する原因は、自動車、家庭、工場、ゴミ焼却場等あらゆるところにあります。

その結果、101ページのグラフでは山麓地域のCO<sub>2</sub>排出量が、他の地域に比べて大幅に少ないことがあきらかです。

そこで私たちは、少しでも東大阪のCO<sub>2</sub>を少なくするために、以下のことを実践しています。

### ・グリーンカーテン

平成20年のふれあい祭りより、ゴーヤの苗1,000株を市民の方に無料配布しています。また、東大阪市内81の小学校、中学校、高校にも無料配布し、グリーンカーテンを推奨し、継続されています。



### 菜の花



平成16年に恩智川に50mにわたって菜の花の種まきを行い、現在は東大阪の8K<sub>河</sub>に菜の花畑になっています。今では、他の川や市にも広がっています。

### ヒマラヤ桜



東大阪エコ桜と名付けて植樹を進めています。ヒマラヤ桜は、CO<sub>2</sub>の吸収率が「ソメイヨシノ」の8倍～10倍とされています。

私たちは今後も、CO<sub>2</sub>削減に向けて、さらにこれらの活動を続けてまいります。



## 〔15〕これからどうなる？ 日本の原子力発電

日本消費者連盟関西グループ

(発表者) 大月 良子 ・ 筒井 明子

戸谷伊佐子 ・ 山崎 昌子

### ■はじめに

2011年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災。その地震と津波によって福島原子力発電所が苛酷事故を起こし、放射能が広範囲に拡散したために多くの人が被害を受け、生活を奪われ故郷を追われ、無念にも亡くなった人も大勢います。そして多くの人が暮らしを、そして社会を変えなければならないと強く思いました。それにもかかわらず、収束の糸口さえ見えない2011年12月、福島原発の事故収束宣言が出され、2012年5月には関西電力の大飯3、4号機の再稼働を“政治的判断”で認可しました。

2012年7～8月、経産省資源エネルギー庁は市民に2030年の原発をどうするかについて、パブリックコメントを求めたところ、8万9,124件の意見が寄せられ、「即原発ゼロ」の意見が81%超と圧倒的多数を占めました。「段階的に原発ゼロ」「原発ゼロへの一里塚」という意見を含めると90%を超えました。それなのに政府は「今後のエネルギー・環境政策については、関係自治体や国際社会等と責任ある議論を行い、国民の理解を得つつ、柔軟性をもって不断の検証と見直しを行いながら遂行する」という提言だけを閣議決定し、大多数の市民の声は届きませんでした。12月の総選挙によって自民党政権が復活し、再稼働や中断中の工事の再開や原発の新設に言及しています。事故から2年たった今でも16万人余の人々が故郷に帰れないというのに、なぜ「原発」なのか、私たちには理解できません。

こうした情勢の下で、日本の原発はこれからどうなるのか、問題は山積です。現在原発がかかえる問題の中でも、特に深刻な【廃炉】と、【使用済み核燃料】の問題について、調べてみました。



福島第一原発3、4号機 (2011.3.20)



双葉町駅前通り

## ■廃炉問題について

### 1. 日本の原発の運転期間、被災、活断層の有無など

\* 運転年数は2012年から運転開始年を引いた年数

廃炉の場合は運転年数

\* 地震による被災 ✕ (越) : 2007 年中越沖地震による被災

✕ (東) : 2011 年東日本大地震による被災

\* ▲ : 現在及び今後10年以内に稼働40年を迎える原発

| 電力  | 原発名     | 運転年数  | 地震による被災 | 廃炉 | 活断層  | ▲ |
|-----|---------|-------|---------|----|------|---|
| 北海道 | 泊 1号    | 23年   |         |    |      |   |
|     | 2号      | 21年   |         |    |      |   |
|     | 3号      | 3年    |         |    |      |   |
| 東北  | 女川 1号   | 28年   | ✕ (東)   |    | 指摘あり |   |
|     | 2号      | 17年   | ✕ (東)   |    | 指摘あり |   |
|     | 3号      | 10年   | ✕ (東)   |    | 指摘あり |   |
|     | 東通 1号   | 7年    | ✕ (東)   |    | 指摘あり |   |
| 東京  | 福島第1-1号 | (41年) | ✕ (東)   | 廃炉 | 指摘あり |   |
|     | 2号      | (38年) | ✕ (東)   | 廃炉 | 指摘あり |   |
|     | 3号      | (36年) | ✕ (東)   | 廃炉 | 指摘あり |   |
|     | 4号      | (34年) | ✕ (東)   | 廃炉 | 指摘あり |   |
|     | 5号      | 34年   | ✕ (東)   |    | 指摘あり | ▲ |
|     | 6号      | 33年   | ✕ (東)   |    | 指摘あり | ▲ |
|     | 福島第2-1号 | 30年   | ✕ (東)   |    | 指摘あり | ▲ |
|     | 2号      | 28年   | ✕ (東)   |    | 指摘あり |   |
|     | 3号      | 27年   | ✕ (東)   |    | 指摘あり |   |
|     | 4号      | 25年   | ✕ (東)   |    | 指摘あり |   |
|     | 柏崎刈羽 1号 | 27年   | ✕ (越)   |    | 指摘あり |   |
|     | 2号      | 22年   | ✕ (越)   |    | 指摘あり |   |
|     | 3号      | 19年   | ✕ (越)   |    | 指摘あり |   |
|     | 4号      | 18年   | ✕ (越)   |    | 指摘あり |   |
|     | 5号      | 22年   | ✕ (越)   |    | 指摘あり |   |
|     | 6号      | 16年   | ✕ (越)   |    | 指摘あり |   |
|     | 7号      | 15年   | ✕ (越)   |    | 指摘あり |   |
| 中部  | 浜岡 1号   | (33年) |         | 廃炉 |      |   |
|     | 2号      | (31年) |         | 廃炉 |      |   |
|     | 3号      | 25年   |         |    | 指摘あり |   |
|     | 4号      | 19年   |         |    | 指摘あり |   |
|     | 5号      | 7年    |         |    | 指摘あり |   |
| 北陸  | 志賀 1号   | 19年   |         |    | 指摘あり |   |
|     | 2号      | 6年    |         |    | 指摘あり |   |

| 電力       | 原発名  | 運転年数 | 地震による被災 | 廃炉    | 活断層  | ▲ |
|----------|------|------|---------|-------|------|---|
| 関西       | 美浜   | 1号   | 42年     |       | 指摘あり | ▲ |
|          |      | 2号   | 40年     |       | 指摘あり | ▲ |
|          |      | 3号   | 36年     |       | 指摘あり | ▲ |
|          | 高浜   | 1号   | 38年     |       | 指摘あり | ▲ |
|          |      | 2号   | 37年     |       | 指摘あり | ▲ |
|          |      | 3号   | 27年     |       | 指摘あり |   |
|          |      | 4号   | 27年     |       | 指摘あり |   |
|          | 大飯   | 1号   | 33年     |       | 指摘あり | ▲ |
|          |      | 2号   | 33年     |       | 指摘あり | ▲ |
|          |      | 3号   | 21年     |       | 指摘あり |   |
|          |      | 4号   | 19年     |       | 指摘あり |   |
| 中国       | 島根   | 1号   | 38年     |       | 指摘あり | ▲ |
|          |      | 2号   | 23年     |       | 指摘あり |   |
| 四国       | 伊方   | 1号   | 35年     |       | 指摘あり | ▲ |
|          |      | 2号   | 30年     |       | 指摘あり | ▲ |
|          |      | 3号   | 18年     |       | 指摘あり |   |
| 九州       | 玄海   | 1号   | 37年     |       |      | ▲ |
|          |      | 2号   | 31年     |       |      | ▲ |
|          |      | 3号   | 18年     |       |      |   |
|          |      | 4号   | 15年     |       |      |   |
|          | 川内   | 1号   | 28年     |       |      |   |
|          |      | 2号   | 27年     |       |      |   |
| 日本<br>原電 | 東海第一 |      | (32年)   | 廃炉    |      |   |
|          | 東海第二 |      | 34年     | ✕ (東) |      | ▲ |
|          | 敦賀   | 1号   | 42年     |       | 指摘あり | ▲ |
|          |      | 2号   | 25年     |       | 指摘あり |   |

この表を一瞥して分かるように、50基ある原発の中で、なんと17基が、現在及び今後10年のうちに運転期間が40年になります。40年というのは、前政権の「エネルギー・環境戦略」で、原発の運転期間を一応40年としているからです。

また、活断層があると指摘されている原発は42基もあります（内廃炉決定は4基）。昨年末の原子力規制委員会の調査で、敦賀、東通原発で活断層が確認され稼働はほぼ不可能です。大飯原発についても活断層の疑いが濃厚で、今後調査が進めば、廃炉になる原発は、もっと増えるでしょう。

#### 1) 廃炉への工程

原子炉が運転を終了してから廃炉になるまでの工程を簡略にして示しますと。

(運転終了) → → → 使用済み核燃料搬出 → → → 除染 → → → 安全貯蔵 → → → 解体撤去

解体撤去して廃棄物が諸処分されて、更地となり、跡地利用へ、というのが一応のシナリオです。運転終了した原子炉は、相当の熱をもっているので冷やすために2～3年はそのままで置かれます。

それから使用済み核燃料を取り出し、放射性物質で汚染された箇所を除染し、5～10年かけて放射能の減衰を待ちます。その後いよいよ解体が始まり、廃棄物の処理も終え、更地になってはじめて廃炉になったといえます。

このシナリオがスムーズに運んでも、20～30年は軽くなるといわれていますが、事はそう順調には運ばないようで、毎日新聞が、「原発大国 フランスの原発の解体作業」について報じています（11月22日）。

パリから約510 km西にあるブレニリス原発は、1967年に運転を開始し、1985年に運転停止。停止後始まった解体作業は、27年たった現在も終着点は見えないといえます。作業が進まない理由のひとつが、廃炉解体物の保管施設の建設が進まないこと。また工期の延長や安全対策のため、当初見積り額の2,000万ユーロから現在は4億8,200万ユーロ（約482億円）に跳ね上がっているそうです。

2007年1月の時点で、世界各国で廃止された原発は119基、そのうち12基については解体撤去が完了しているそうです（『原子力2010』）。つまり廃炉になった原発の9割はそのまま置かれているか、解体工事中ということのようです。

日本では、東海原発（出力：16.6万<sup>キロワット</sup>、黒鉛減速・炭酸ガス冷却型）が解体作業中です。同原発は、運転開始1966年7月／運転終了1998年3月で、廃止措置は2001年に始まり、終了予定は、2021年3月。現在原子炉領域の撤去、熱交換器等撤去の工事中で、原子炉本体の解体撤去は2014年～2019年の予定です。東海原発のような小さな原子炉でさえ、最も高線量の炉心部が解体されるまでに、予定でも20年以上かかるというわけです。現在の一般炉110万<sup>キロワット</sup>級の原発では、実際にはどれほどの期間になることでしょうか。

## 2）廃炉で出るゴミ

現行の方針では、運転を終了した原発は解体することになっています。解体に伴う標準的な原発（110万kW級）では、廃棄物の量は約50万<sup>トン</sup>になると推計されています。

以前は、下表の1）放射性廃棄物、2）放射性廃棄物として扱う必要のない廃棄物、3）放射性廃棄物でない廃棄物の全部を＜放射性管理区域で発生する廃棄物＞、つまり『放射性廃棄物』としてきました。しかしこれでは膨大な量になり処分経費がかさむので、2005年に国は『クリアランス制度』というのを設けて、＜放射性廃棄物＞として扱うものを1～2%として抑え、それ以外の廃棄物を“放射性廃棄物として扱う必要がない”としたのです。これをいわゆる『スソ切り処分』といいます。スソきりの基準値は、被ばく量が一般人の年間許容量の100分の1になるように算出されたといいますが、放射能にはこれ以下なら安全という安全値はありません。“低レベル”という言葉にだまされないようにしたいものです。

### 110万キロワット級原発の廃炉廃棄物

| 区分                  | 沸騰水型炉     |       | 加圧水型炉     |       |
|---------------------|-----------|-------|-----------|-------|
| 1) 低レベル放射性廃棄物       | 12,000トン  | 2.2%  | 6,000トン   | 1.2%  |
| 2) 放射性物質として扱う必要のない物 | 29,000トン  | 5.4%  | 12,000トン  | 2.4%  |
| 3) 放射性廃棄物でない廃棄物     | 495,000トン | 92.4% | 477,000トン | 96.4% |
| 合計                  | 536,000トン | —     | 495,000トン | —     |

この結果、原発解体で出てきた廃材を金属であればフライパン、家具、飲用缶などの日用品に、コンクリートは道路などの路盤材に使用することも可能になりました。日常生活の中に微量といえども放射性物質が入り込み、知らない間に被ばくすることもありえます。

### 3) 関電の廃炉で出るゴミは？

ここ 10 年以内に廃炉になるはずの、解体に伴う廃棄物はどれほどになるのか、関西電力に尋ねました。2012 年 12 月 26 日の関電の回答は以下の通りです。

美浜 1 号機 (34 万<sup>キログラム</sup>)、美浜 2 号機 (50 万<sup>キログラム</sup>)、美浜 3 号機 (82.6 万<sup>キログラム</sup>) が、各約 20 万<sup>トン</sup>

高浜 1 号機、高浜 2 号機 (各 82.6 万<sup>キログラム</sup>) が、各約 20 万<sup>トン</sup>

大飯 1 号機、大飯 2 号機 (各 117 万<sup>キログラム</sup>) が、各約 50 万<sup>トン</sup>

7 機合わせてざっと 200 万<sup>トン</sup>になるはずが、クリアランス制度によって「放射性廃棄物」として処理されるのはほぼ 3<sup>トン</sup>で済むわけです。つまり本来であれば「放射性廃棄物」として処分されるべきものが、リサイクルされて私たちの日常生活に紛れ込む可能性があるわけです。

### 4) 廃炉のための費用

国内の原子炉 50 基をすべて廃炉にするのに、約 2 兆 7,900 億円かかると、経産省資源エネルギー庁は試算しています。1 基当たり約 300 億～800 億円といわれています。

電力会社は毎年廃炉のための費用を積み立てるよう義務づけられています。その金額は、原発稼働率 76%で、40 年間運転したとして算出されますが、30 年を過ぎた全国 17 基のうち 14 基が、40 年のうちに必要額に達しません。

これは使用済み燃料の処理費用を除いた額です。しかもこの金額は現在の試算であって、廃炉完了まで 20～30 年かかるといわれているので、この金額で抑えられるとはとても考えられません。莫大な金額が廃炉のために必要となり、それは私たちの税金や電気料金でまかなわれるわけです。

なお、日本の方針では、運転を終了した原発は解体する方針ですが、IAEA (国際原子力機関) の定義では、①完全密閉方式、②遮蔽管理方式、③即時撤去方式、またこれらの組み合わせもあるとされています。

## ■使用済み核燃料について

### 1) 使用済み核燃料の行き先は

運転を終えた原発は、まずそのまま数年間冷まし、その後いよいよ核燃料を取り出さなければなりません。ところがその核燃料をどうすればいいのか、大きな困難にぶつかっています。これまで原子炉で使用されたあとの燃料 (使用済み核燃料) は、

- 1) 原子炉から取り出して、燃料プールで冷やす
- 2) 冷やされた使用済み核燃料は、六ヶ所、および海外の再処理工場へ持ち出す
- 3) 再処理によってウランとプルトニウムとに分ける
- 4) ウランとプルトニウムを回収した後に残った<高レベル放射性廃棄物>をガラス固化体にし、地中に埋める
- 5) プルトニウムは、高速増殖炉 (もんじゅ) で発電原料にする
- 6) ウランとプルトニウムを混ぜた MOX 燃料を、一般の原子炉で燃やす

というスケジュールが考えられていました。しかし周知の通り、六ヶ所の再処理工場は 1993 年に建設され、その後の試験はトラブルに次ぐトラブルで、試験終了予定は何と 19 回も延期され、当初予定されていた建設費用 7,600 億円が、2011 年現在で 2 兆 1,930 億円と、約 2, 3 倍にも膨らん

でいます。一般の常識では、これほどトラブルが続けば、“続行不可能だ”という判断がされ、再処理プログラムは断念されるはずです。アメリカやドイツ、イギリスは既に再処理事業から撤退しています。多額の税金、電気料金を投入してまで、継続するのはなぜなのでしょう。

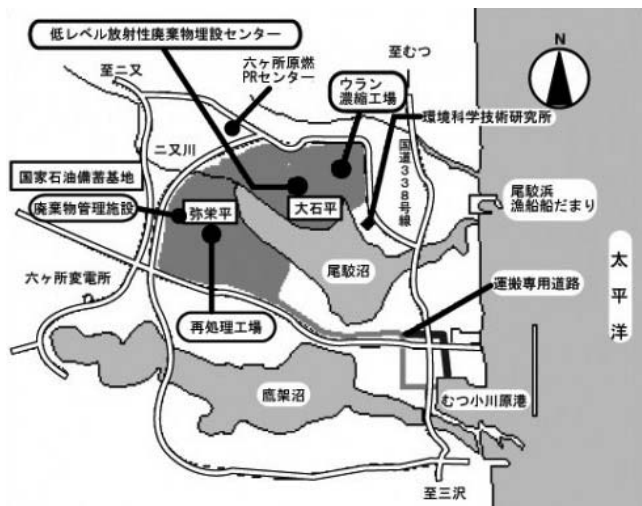
一方、「もんじゅ」のも頓挫したままです。「もんじゅ」は1994年に初臨界をしたものの、翌1995年12月8日にナトリウム火災・漏えい事故を起こし、止まったままです。2009年までの投資累計額は、約9,000億円に燃料製造関係費4,316億円を加えれば、1兆3,300億円以上になります。しかし「もんじゅ」は冷却材に使われるナトリウムをその性質上動かし続ける必要があります、1日5,500万円という経費が投入され続けています。金食い虫の「もんじゅ」を廃止にしない理由は、「もんじゅ」からは非常に純度の高いプルトニウムが生成されるために爆弾（長崎型の爆弾）を作るのに容易だからともいわれています。

「もんじゅ」のような高速増殖炉は、世界では既に撤退しています。1990年代初めからアメリカ、ドイツ、イギリス、フランスと相次いで事故などで運転停止になり、その後動くことはなく事実上の撤退です。

## 2) 青森県の立場は？

このように、出口が塞がれているために、使用済み核燃料は溜まる一方です。六ヶ所村に運び込まれたのは2,900ト。貯蔵容量は3,000トなので満杯に近い状態です。

青森県六ヶ所村の再処理工場は動かない、それなのに全国原発からは使用済み核燃料がどんどん運びこまれる——これでは、青森県は核のゴミ捨て場になるのではないかと懸念するのは当然で、県知事はそれでは困ると、国に何度も伝えています。政府の「原子力発電・核燃料サイクル技術等検討委員会」の2012年5月16日に開催された第15回委員会に、内閣府・原子力政策担当室は、以下のような資料を提出しています。



タイトル：「使用済み燃料の返送リスクについて」

### ＜現状＞

- ・国内では、六ヶ所再処理施設、並びに各発電所サイトの貯蔵能力が満杯に近づきつつある。
- ・青森県と事業者との覚書（1998.7.29）では、再処理事業の確実な実施が著しく困難となった場合には、協議の上、使用済み燃料の施設外への搬出を含め、速やかに必要な措置を講ずることとなっている。

### ＜懸念されるリスク＞

- ・六ヶ所再処理工場に貯蔵している使用済み燃料が、搬出元の発電所に返送した場合に、いくつかの発電所において使用済み燃料プールの管理容量を超過し、順次、発電所の運転を停止せざるを得なくなるのではないかと懸念されている。

と、分析しています。そして六ヶ所での貯蔵燃料を返送された場合、全国各発電所が管理容量を超過する時期を図表にしています。

それによると、関電の場合、美浜発電所は2015年度に、高浜発電所は2015年度に、

大飯発電所は2016年度に、それぞれ貯蔵容量を超過するとなっています。（この試算では、12年度中に返送され、12年度から運転を再開し、再処理なしと仮定しています。）このような逼迫した状況にあるのに、関電は大飯を再稼働させ、また高浜の再稼働も意図しているのです。関電の場合、中間貯蔵地は決まっていませんし、もし発電所内に置くとすれば、福井県にとっても大きな問題です。とにもかくにも、原発を動かさないで、使用済み燃料を増やさないようにしなければなりません。

六ヶ所でさらに懸念されるのが活断層です。下北半島沖の海底から、六ヶ所村の下を通過する約100kmの「大陸棚外縁断層」があると2110年原子力委員会で委員による指摘されました。結果的に“異論はあったけれども”という形で、この問題は退けられましたが、活断層が否定されたわけではありません。六ヶ所村付近で甚大な地震が起きたら、その放射能被害は想像を絶するものになるでしょう。

### 3) ガラス固化体はどうなる

使用済み核燃料を再処理して、ウランとプルトニウムを取り出し、残りの高レベル放射性廃液をガラスと共に融解し、ステンレス製のキャニスター（容器）へ注入し、固化したものがガラス固化体です。前述したように六ヶ所の再処理工場は動きませんが、フランスとイギリスに委託した分のガラス固化体が日本に返還され、ほとんどが六ヶ所の貯蔵管理センターに置かれたままです。1995年4月～2011年9月まで14回にわたって返還され、現在1,414本（うち関電分：642本）あります。さらに東海村には、約250本のガラス固化体があります。

\*出力100万kwワットの原発を1年間運転すると、約30本分のガラス固化体が出ます。

\*ガラス固化体の製造直後、表面は 毎時 14,000 シェルト、50年後でも表面は毎時0.01 シェルト

「原子力発電環境整備機構」（NUMO＝Nuclear Waste Management Organization of Japan \*日本名からはWaste＝廃棄物の名が消えている）は原発から出るゴミを地下に埋め捨てる「最終処分」をするために2000年10月に設立された組織で、最終処分場の候補地探し、建設、操業までを担うとされています。しかしこの12年間で計487億円使ったにもかかわらず、候補地はゼロ、処分計画は画餅のままです。（朝日新聞「核燃処分場探し487億円」2012年9月2日付け）

資源エネルギー庁は、2009年末までの日本国内で使用された核燃料を全数再処理した場合、23,100本のガラス固化体になると推定しています。原子力委員会では、2030年には7万本になると推定していました。途方もない量です。地震列島の日本で安全に地層処分できる場所があるとは到底思えません。

なおNUMOでは、ガラス固化体の処分費用を1本当たり7,500万円と見積もっており、この費用は各電力会社が、毎年使用済み核燃料の発生量に応じて拠出金を積み立てています。つまり元は私たちの電気代です。

2012年9月に承認された「革新的エネルギー・環境戦略」では、高レベル廃液をガラス固化体にして地中に埋めるだけでなく、使用済み核燃料を直接キャニスターに入れて地中に埋めていく方法（直接処分）も研究していくという考えが打ち出されています。

### 4) 日本学術会議の提言では

それでは今後どうすればいいのでしょうか。2012年9月11日に日本学術会議が出した提言「高レベル放射性廃棄物の処分に関する取り組みについて」がひとつの拠り所になります。

### ▲高レベル廃棄物の暫定保管について

「(最終処分場が) 各地で反対に遭い、行き詰まっているのは、説明の不十分さというレベルの要因ではなく、より根源的な次元の問題に由来することをしっかりと認識すべき」と厳しく指摘した上で、「これまでの政策をいったん白紙に戻すくらいの覚悟を持つべき」としています。そして高レベル放射性廃棄物を

- ・数10年～数100年暫定保管し、最終処分の方策確立のためのモラトリアム期間とする。
- ・この期間に半減期を短縮するための研究開発、容器の耐久性向上等の研究開発等々を行う。
- ・中間貯蔵(30～50年)とは異なる。中間貯蔵は再処理してガラス固化体を最終処分するという結論ありきの考えだが、暫定保管は、将来様々な選択を可能にするために、最終結論を確定しない。

とし、これまでの全量再処理方針を見直そうといっています。

### ▲総量管理を柱とする枠組みを

「これまでの政府の政策に対する批判と不信の根底には、総量管理の考え方が欠落しており、高レベル放射性廃棄物が無制限に増大していくことに対する歯止めが効かなくなるのではとする危惧がある」との前提の基に、総量管理の考え方を取り入れるよう提言しています。

- ・総量管理とは、高レベル放射性廃棄物の総量に関心を向け、それを望ましい水準に保つよう操作すること。
- ・「総量の上限の確定」と「総量の増分の抑制」とがあり、原子力政策の選択と深く関わる。「総量の上限の確定」は、総量に上限を設定することであり、社会が脱原発を選択すれば、脱原発のテンポに応じて上限が定まる。「総量の増分の抑制」とは総量の増加を厳格に抑制することで、発電量当たりの廃棄物を可能な限り少ない量に押さえ込むことである。

### ■まとめ

昨年の当研究発表大会で私たちのグループは、日本の原子力発電所の現状を調べました。再処理積立金や廃炉積立金など、いわゆるバックエンド費用のために家庭の負担額がますます増えることは、目に見えています。今後それらの増大を少しでも減らすためには、一日も早く全原発を廃炉にすべきだと考えます。私たちは、原発という人間の手ではどうしようもない怪物を抱え込んでしまいましたが、少しでも道を拓くためには、今すぐ全ての原発を止める他に手立てはありません。ドイツ総領事は、尼崎市での市民対象の講演会で、「ドイツは全ての原発の10年後閉鎖を決めた。ドイツが経済大国としての地位を失うかもしれない。だからといって、何もせずにドイツの結果を待つ余裕が日本にあるのでしょうか」といわれました。原発は「いのち」の問題です。政府、電力会社、財界はこのことを肝に銘じてほしいと、切望します。

(参考文献)

- ・国家戦略室ホームページ／各電力会社ホームページ
- ・パンフレット「原発廃材フライパンはいらない」(放射性廃棄物スソきり問題連絡会刊)
- ・朝日新聞記事「廃炉遮る費用とゴミ」(2012年11月26日)／朝日新聞記事「核燃処分場探し487億円」(2012年9月2日)／朝日新聞連載「プロメテウスの罫～地底をねらえ」／毎日新聞記事「検証 大震災～廃炉 行き場ない廃棄物～」(2012年11月22日)
- ・末田一秀さん(はんげんぱつ新聞編集委員)講演資料
- ・第15回「原子力発電・核燃料サイクル技術等検討委員会」資料／「原子力2010」(日本原子力文化振興財団発行)
- ・日本学術会議「回答 高レベル放射性廃棄物の処分について」



## 〔16〕食はいのち パート2

吹田市消費者団体協議会

(発表者) 山本英利子 ・ 友田 光子

竹原 佳子 ・ 立山さち子

### はじめに

食えることはいのちをつなぐことです。いのちを支える食べ物が、安心・安全なものでなければその本来のあるべき姿としての、健康で次世代にしっかりと引き継ぐいのちを支えることが出来ません。ところが現在、私たちの日常の食生活の約6割が外国からの輸入食品に依存し、今後、ますますその方向が強まると予想されています。

### 1 安心・安全・旬の野菜が食べたい！ ― エコ農産物について ―

安心・安全な農産物を手に入りたい、旬で栄養価の高い、おいしい野菜を食べたい、そんな消費者の願いとその声に応える喜びを感じる楽しい農業を営みたいという農家の願いとが「エコ農産物」のとりくみを支えています。

#### (1) 大阪「エコ農産物」をご存知ですか？

大阪エコ農産物とは、農薬と化学肥料の使用量を慣行栽培の5割以下に削減して栽培された農産物を、府が市町村等と連携して、「大阪エコ農産物」として認証した農産物で、①府が作物ごとに定めた農薬使用回数を超えていないこと。②府が作物ごとに定めた化学肥料使用量を超えていないこと。③遺伝子組み換え作物でないこと。の3条件を満たした農産物で、大阪府知事が認証したものです。認証された農産物は、認証マークを表示して販売することができます。

認証までの流れは、栽培責任者の市町村、府の推進協議会への申請、認証に始まり、栽培期間中には、市町村、府の現地調査（エコ農産物の看板設置、生産記録の記帳）を経て、生産された作物に認証マーク（栽培責任者の氏名、連絡先も表示）を貼付し、消費者の手元へと届きます。また、大阪エコ農産物の栽培されている田や畑には、認証マークのはいった看板が設置されています。



認証マークの看板を立てて栽培する畑

栽培終了後も栽培責任者は、市町村、府の推進協議会へ実績報告をすることとなっています。吹田市では、平成15年（2003年）に、吹田市エコ農産物推進協議会が発足し、エコ農産に取り組むようになり、毎年1月と7月に申請を受け付けています。

## 吹田で申請されているエコ農産物の現状（平成 24 年分）

| 申請月 | 申請件数 | 申請者数 | 品 目                                           |
|-----|------|------|-----------------------------------------------|
| 1 月 | 1 3  | 5    | くわい、こまつな、さつまいも、さといも、<br>スイートコーン、トマト、ねぎ、ほうれん草  |
| 7 月 | 1 2  | 8    | こまつな、だいこん、たまねぎ、ねぎ、<br>非結球メキャベツ、実えんどう（グリーンピース） |



主な販売所 吹田産業フェア、花とみどりのフェア等吹田市のイベント  
平野農園直売所（吹田市江坂3丁目）毎週火・木・土

### （2）吹田の農業の現状 — J A 北大阪本店（吹田市山田東）を訪ねました —

大阪市内に働く人たちにとって、吹田は通勤には持ってこいのベッドタウン都市として、近年目覚しく開発が進みました。以前は、畑や田んぼであった所も、すっかり住宅地や駐車場へと変わっています。そのような中、先代から受け継いだ田畑を何とか守り続けようと、農業を続ける人もありますが、その大半は、自給的農家で、自己消費のみの農業を続けています。天候にも左右され、安定した収入の保障がない農業に、全力を傾けることは困難との思いからです。できた農産物が消費者に喜ばれ、一定の収入になればその考え方も変わるかもしれません。けれども、野菜というのは収穫時期が決まっており、旬には同じ物ばかりが出荷されるものです。ところが、消費者は季節に関係なく、年中、いつでも欲しいものが手に入る買い物に慣れてしまっています。いくら旬だといっても、「同じものばかりでは・・・」と、つつい敬遠しがちになります。農家は、販売所に持って行っても喜ばれない、売れないなら、自分の家で食べる分だけを作ろうということになり、一層農業からは遠ざかっていくという悪循環を繰り返しているというのが、今の吹田の農業の実態です。

そのような中でも、いのちの源としての食ということを考え、安心して安全なおいしい野菜を作りたいと「エコ農産」「有機栽培」「無農薬・低農薬」に取り組む農家も生まれてきています。「おいしい、旬の野菜が食べたい」という願いに応じて直売所を開き、無農薬野菜を求めて買いに来る人に応えるという取り組みも始まっています。「人間の体が喜ぶのは虫が食べられない野菜よりも、虫も食べている野菜」というようなことなども伝えながら、農薬を使わずに虫を最小限にする農法の研究をするなど、消費者に喜ばれる野菜についての研究も進められています。食べた人から、心から「おいしかった」と言われることが農家を励まし、農家を育てることへとつながるのだと生産者も語ります。

しかし、まだまだ、このような安心・安全な農作物を食べることが人の身体にとってどんなに大事かということが多数の思いになっていないことや、手軽で身近に手に入れる場が非常に少ないのが現状です。私たち消費者の立場からは、安心して安全な野菜を求めているということを常に発信すること、例えば、スーパーなどで、「エコ農産の野菜はありますか？」と意識的にたずねるというようなことも大事です。また、エコ農産物や有機栽培野菜、無農薬・低農薬の野菜を販売する直売所や朝市、無人販売所のような取り組みが身近にどんどん設置されていくことを望みます。そして、将来において、どの野菜も食品もすべてが安心して、安全なものであるという食の環境が整うことを願っています。

## 2 小学校の「吹田くわい」作りで、人と地域がつながる

私たちは、吹田産の玉ねぎや筍が学校給食でつかわれていること、また、教育活動の中で米や野菜を栽培している学校があることを知りました。

そこで、野菜等の地元の生産者と消費者のつながりをさらに考えていくために、吹田市立北山田小学校の「吹田くわい」作り取材しました。

### （１）「吹田くわい」作り

北山田小学校では３年生が総合的学習と社会科の地域学習の一環として、伝統野菜の「吹田くわい」を栽培しています。吹田市江坂町の平野農園に指導と協力をお願いし、子どもたちが、土作り、畑作り、たねいもの植え込み、水の管理等をし、収穫まで取り組みました。

そして、平成２４年（２０１２年）１月には７kgのくわいの収穫があり、子どもたちは大喜び。



畑づくり



吹田くわいの葉



収 穫

また、子どもたちは平野農園さんを訪ね、無農薬でいろいろな野菜を作っていることや「吹田くわい」の普及にける熱い想いを知り、学習し、交流することができました。そして、お礼の手紙を書いたり、一連の活動を「くわい新聞」にまとめたりしました。くわいの種を持ち帰り、家で栽培している児童もいるとのことでした。

### （２）「吹田くわい」入りのパン作り

地元のパン屋ミル・ヴィラージュさんの協力と指導のもと、収穫した「吹田くわい」をいちじくのシロップ漬と一緒にパン生地で包みこむパン作りに取り組みました。このパン屋さんは５年程前に、吹田で収穫された「吹田くわい」を使ってパン作りを始められていました。ここでも地元の農家とのつながりがありました。

保護者の方々の前日・当日の応援もあり、子どもたちは、パン作りのすべての工程（酵母作り、パンの元ダネ作り、こねる、のばしてたたむ、切ってまるめる、「吹田くわい」といちじくを入れて包む、焼く）に取り組むことができました。自分で作ったパンにネームをつけ、パン屋さんに運び、窯で焼いてもらい、５００個以上の「吹田くわい」入りのパンができあがりました。できたてのパンをほおばり、家族にもお土産を持ち帰ることができました。また、パン作りを新聞形式でまとめる活動にも取り組みました。保護者からも「今年もパン作りがしたい」との声が寄せられているそうです。



調理室でパン作り



パンを窯で焼く

#### 吹田くわい（くわい）とは？

吹田くわいは、おもだか科の植物で、普通のくわいは中国原産の植物であり、同じおもだか科の植物ですが吹田くわいとは別種です。普通のくわいに比べ小粒の吹田くわいは、やわらかく栗のような甘みがあり、その味わいは最高であったと言われています。

かつては御所にも献上されていた吹田の伝統野菜です。

戦後、急激な宅地化の影響で絶滅の危機にありましたが、現在は、吹田くわい保存会の活動もあり、少しずつ生産者のもとで栽培され消費者に供給されています。

出典：吹田市食育推進計画 平成22年（2010年3月）  
吹田市立保健センター



### （３）取材を通して

北山田小学校・白井校長先生の「学校で児童がくわいを育て、毎日観察しているからこそ、農家の苦労もわかり、自分で育てたものを食べることは食べ物を大事にすることにもつながる」というお話、また、地元のパン屋ミル・ヴィラージュさんの「パン作りは、子どもたちや保護者にとって思い出として心に残るだけでなく、手間をかけてパンを作る過程を体験したことによりパンを見る目も変わってくるのではないか」という言葉に深い意味を感じました。

そして、学校ぐるみの「吹田くわい」作り、くわいパン作りを通して、子どもたちが地域の農家や地元のパン屋さんとながかり、さらに家族との話題が広がったこと、そのかげには、農家の方やパン屋さんの惜しみない応援があったことなどを強く感じました。

さらに、子どもたちのこの体験が、これから地元で採れた安心・安全な野菜などを地元で消費することにつながるのでは、と期待を膨らませました。

### ３ 元気になる食べ物えらび

元気に生活するためには、そのエネルギーの基になる食べ物が大切になります。人は病気や何らかの健康障害が起こらない限り、ほとんどの人は美味しいもの好きなものでお腹を満たします。そのような生活が続くと、生活習慣病など後につけをまわしてしまいます。健康保持のためにサプリメントではなく、新鮮な野菜を多く摂取するようにしたいものです。

このような食べ物は自分で一から作り食べることは難しいことです。近郊で生産された安心安全で旬な食材を求めて、情報を手に入れなければなりません。都市化が進んだ吹田でも、生産者を増やす呼びかけがされています。

## （１）呼びかけ人の生産者のお一人を訪ねて

平野紘一氏・・・吹田市江坂（地下鉄江坂駅より徒歩約１５分）

平成１４年（２００２年）、米の生産調整の休耕田活用で吹田市から“幻”の吹田くわい栽培を勧められました。

吹田くわいは雑草の一種で改良により作られたもので、除草剤等の農薬を使うことができない作物です。「吹田くわい保存会」からの苗で、１００㎡の畑に植え付けました。その後、販売ができるようになると、NHKの番組や料理雑誌に紹介され、料理人のグループから、この吹田くわいを使いたいと申し出がありました。このことがきっかけになり、現在１６０種類の野菜作りをしています。

また、胃がんを患い、医師から再発防止に無農薬の野菜ジュースを勧められたことがきっかけとなり無農薬栽培を始めました。無農薬栽培を始めたことを知ったプロのシェフたちが、畑にやってきて、土のついたにんじんを手でぬぐいそのまま食べていました。その姿を見て、信頼に応えた野菜作りに本格的に取り組みました。

その後、平野農園で直売所を開くと、無農薬野菜を求めて吹田市外の方も訪ねてくれるようになりました。今ではボランティアの人たちが作物の世話をしたり、ホームページも作ってくれています。また、関西大学の学生や地元の小学生を招いて研修会を開催しています。そこでもボランティアが「人間の身体が喜ぶのは虫が食べられない野菜よりも虫も食べている野菜なのです。」と説明してくれます。通常は虫が食べた野菜は店で販売できないのです。

大阪エコ農産物のシールをつけての販売でも、手間をかけてもそうでないものと価格はほぼ同じです。手間をかけて土を作れば土は無機質にならないのです。土に生きる虫、それを食べる虫や鳥、その土で育つ野菜、それを食べる人、すべてが共存する生命の大切さを心におき、虫を寄せ付けぬ農法を考えています。同じ作物を１か所に多く作らないのもその一つです。それが１６０種類の作物づくりの理由です。

農家にとってうれしいことは、食べた人に「おいしい。」と心から言われることです。食べた人は「おいしかった。」とその声を生産者に届けること、消費者が旬の新鮮な野菜が欲しいと発信することが、数少ない吹田の農家を続けてもらえること、遊休農地がよみがえることにつながります。

## （２）吹田くわい・なにわ伝統野菜などの素材を使い、料理を提供している吹田市内のお店を訪ねて

### ①「旬屋・じょう崎」

以前は京都からこだわり野菜を直送してもらっていましたが、お店を訪れたお客さんに平野農園の有機野菜を紹介してもらいました。平野農園からせっかく作った有機野菜、果実、売り切れない野菜の利用方法を尋ねられ、南光梅やミニトマトはジャムに、唐辛子の葉はちりめん煮、芋じくは煮浸しに、吹田くわいの調理法には素揚げ、筑前煮、甘露煮、くわい赤飯、炊き込みご飯等のメニューを提案しました。

吹田元町で地元で採れた野菜を中心に大阪産野菜、添加物ゼロの惣菜をならべたお店作りをしたいと、「自然の御馳走・ごち屋」をオープンしました。露地物の旬の野菜は皮まで無駄なく食べられます。そんな農産物を消費者に知らせたい。そして生産者を増やしたいと思っています。

「吹田くわい」のことを吹田に住んでいる人はどれくらい知っているのか？どのくらいの人食べたことがあるのかと尋ねられました。吹田



に住んでいても「吹田くわい」を食べたことのある人はそれほど多くないと思います。もっと生産量が増えて、たくさんの人に食べてもらいたいと思います。

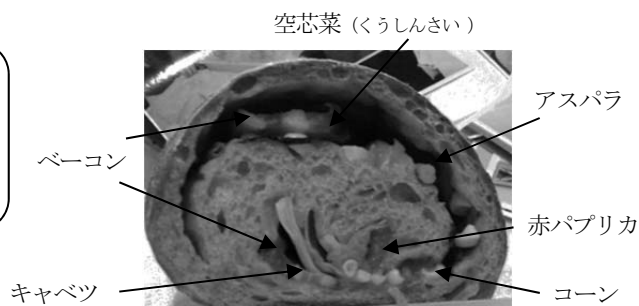
## ②「ミル・ヴィラージュ」

ほんものの原材料を使ったこだわりの商品、パン作りをされています。吹田で採れた旬の有機野菜を使ったパンも作っています。バジルも吹田市内の農家の井上さんに栽培してもらっています。吹田にない野菜は岸和田から買っています。

平成19年（2007年）、平野農園の吹田くわいを使ってみませんかと提案があり、くわいパンができるとくわいを販売してほしいとの依頼があり、パン屋さんの店頭で、野菜や卵などの販売もしています。吹田くわい入りのパンを作りたいために、今は、近隣の農家に直接吹田くわいの栽培を依頼し、ご自身でもバケツ栽培をしています。

消費者の方にわかってほしいことは、安いものには理由がある。考えて商品を選び買ってほしいです。

このパンは多くの野菜が入っているので、飲み物があれば朝食メニューのできあがりです。材料は、北海道産全粒粉、旬の野菜（空芯菜・アスパラ・コーン・キャベツ・赤黄パプリカ・玉ねぎ・ベーコン）、塩、粗挽きコショウ



## ③「サン・スーシ」

吹田・御堂筋線江坂駅近くのフレンチレストランです。平成19年（2007年）、吹田で野菜を生産されているところを市役所で教えてもらい、有機野菜作りの平野農園を知りました新鮮な地の野菜を作っている人の顔、気持ち、コンセプトを直接会って話ができること、また、畑へ出かけ野菜や土の香りを感じることが大切だと考えておられ、思いにぴったりの農園を見つけることができました。

地の野菜にこだわるのは、その土地に住む人々の足りていない、ミネラルなどの栄養素を補ってくれるからです。このような安心安全な野菜をメニューに提供したいのです。いい野菜を食べているとサプリメントはいらない元気な身体になります。地の野菜は長距離輸送しないので新鮮でエコです。昨年10月に開催された吹田オータムフェスタ＜神崎川ロハス＞には、この農家の方と一緒に出店しました。吹田市内の公民館で吹田産の野菜を使った料理教室なども開催しています。



## （3）取材を通して

訪問した料理人（シェフ）は食べもので人々を元気にしたいと、日々学習し、チャレンジされています。修行を積み重ね、それぞれのジャンルにあった食材を選定し、日本人の身体に合った食べ方などを工夫されています。生産者と消費者の間に立ち、よい関係作りにエネルギーを燃やされているように思いました。

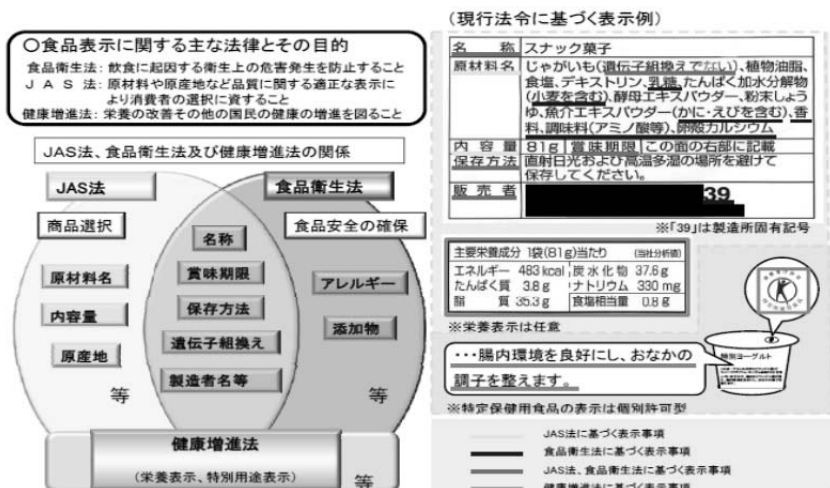
## 4 安全な食品の選び方・食品表示の読み方

食品表示には多くの情報が盛り込まれています。その情報を正確に読み取ることこそ安全な食品

選びの第一歩です。その情報が多く混在し複雑で分かりづらく、文字も小さく読みづらいものでは食品選択は難しくなります。

消費者庁は食品の安全性や品質に関する食品表示を簡素化し、分かりやすくするためにJAS法、食品衛生法、健康増進法を一本化することを決定しました。それぞれの法律で決まっていた表示基準を統一する事によって分かりやすく、見やすい表示にするためです。今まで任意であった栄養成分表示も義務付けが決定され、新しい栄養成分表示は施行後5年以内の実施が目標とされています。

## 食品表示を規制する法律



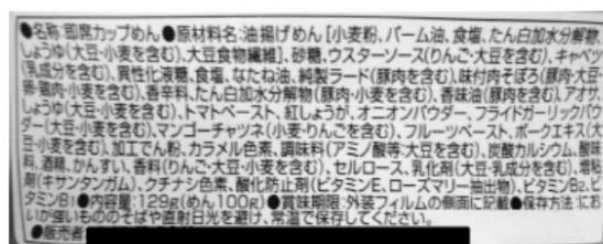
出典：食品表示制度をめぐる事情  
 消費者庁食品表示課  
 平成 23 年 9 月

### （１）現行の食品表示の問題点

- ①表示基準が違うためにAが製造したものをBが小分けにした場合、「製造者」はJAS法ではAですが、食品衛生法ではBとなります。
- ②中国から輸入したウナギのかば焼きを小分け包装した会社はJAS法では「輸入者」になり、食品衛生法では「製造者」になります。
- ③表示内容で消費者が気にする期限表示や内容量が製造時に印字されるためなのか一括表示個所でない場所に表示されていることがあり、どこに書かれているかや、印字が薄い為に分かりづらいものがあります。
- ④「栄養成分表示」は現在任意ですが100g単位だけでなく、包装内容量のグラム単位や個包装分の表示、ドレッシング等は通常使用量ごとの表示もありますし、缶入りのアルコール飲料は350ml入りであるのに100mlの表示となっていたりで統一されていません。
- ⑤塩分表示はナトリウムの数値に2.54をかければ塩分相当量になりますが現行では列記している表示もありますが、ナトリウムだけの表示もあり、統一できていません。

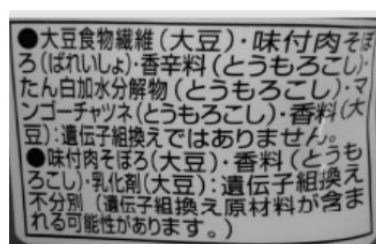
### （参考）表示の具体例（一般的な表示）

#### 【一括表示】



### 1商品(即席カップめん)当たりの表示例

#### 【遺伝子組換え（欄外表示）】



【栄養成分表示（欄外表示）】

| 栄養成分表示          |         |                    |        |
|-----------------|---------|--------------------|--------|
| 表示単位1食(129g)当たり |         |                    |        |
| エネルギー           | 543kcal | ナトリウム              | 20g    |
| たんぱく質           | 9.9g    | ビタミンB <sub>1</sub> | 0.44mg |
| 脂 質             | 21.5g   | ビタミンB <sub>2</sub> | 0.45mg |
| 炭水化物            | 75.9g   | カルシウム              | 182mg  |
| 食物繊維            | 3.1g    | 食塩相当量              | 5.1g   |

【アレルギー表示（欄外表示）】

●「卵、乳、小麦、大豆、鶏肉、豚肉、りんご」の成分を含んだ原材料を使用しています。  
●同じ生産工程で「えびかに、いか、牛肉、さけ、さば、ゼラチン」を含んだ食品を扱っています。  
●本商品のお問い合わせ先

| 使用しているアレルギー物質 |   |    |    |    |    |     |
|---------------|---|----|----|----|----|-----|
| 卵             | 乳 | 小麦 | えび | かに | そば | 落花生 |
| ●             | ● | ●  | —  | —  | —  | —   |

「●」は使用しています。「—」は不使用。  
その他のアレルギー物質は別途記載。  
お買い上げのたびに表示をご覧ください。

出典：食品表示制度をめぐる事情 消費者庁食品表示課 平成23年9月

今回の食品表示改正で前ページの図にもあった偽装表示、誤認表示等を規制する景品表示法（改正3法と同様で消費者庁主管）についての改正は検討されませんでした。法律には抵触しなくても消費者の食品選択を惑わす強調表示、誤認表示はまだ多くあります。

## （2）強調表示、誤認しやすい表示の例

◎「無着色」だからと消費者は明太子を安心して購入していますが「合成着色料」は使われていませんが、発色剤として亜硝酸ナトリウム、ポリリン酸ナトリウム酸化防止剤化学調味料などの添加物は使われています。

◎アルコール飲料でよく見る「糖類ゼロ」の表示はゼロとは書かれていますが100mlに0.5gまでは含まれても表示に問題はないのです。

◎清涼飲料水で「カロリーオフ」と書かれているのは100ml当たり20キロカロリー以下の表示まで可能です。500mlでは100キロカロリーまで「カロリーオフ」の表示が出来るのです。

◎飲料で「ビタミンCたっぷり」という表示は100ml当たり12mg以上あれば「たっぷり」という表示を使えます。このような強調表示をする場合は「栄養成分表示」が必要ですが数値表示を見て判断する人は少なく強調表示だけの判断になってしまいます。

以上の他に、「ノンフライ」と書かれていれば揚げていないのでカロリーは少ないと思われすが材料中に油を練り込んでいますし、「グミ」は脂肪が使われていないのは当たり前なのにカロリーを少なく思わせるために「脂肪0」と表示してあったり、調理用のお酒にも「食塩無添加」の表示があります。これらの表示で消費者は優良誤認してしまうのです。

## （3）消費者として必要なこと

現行の表示はメーカー側の宣伝文句が優良誤認表示となっている部分が多く、売る為の表示になっていると思います。食品表示は消費者が選ぶ為のものであって欲しいと強く思います。何を選ぶかは私たち消費者の自由ですが、今後少しでも安全なものを選択するには消費者として情報を読み取る力をもっとつけなければならないことを強く感じます。

## おわりに

食はいのちの源です。今回の活動を通して、生産者と消費者が食の安心・安全、地産地消を求めてつながっていくことの大切さを学びました。また、今後、食品表示についても、わかりやすい表示を求めていく運動が必要だと思いました。



## 〔17〕化粧石けんの成分表示について

かわちながの消費者協会  
(発表者) 柿沼 道恵

### ◇ はじめに

旧「茶のしずく石けん」という「化粧石けん」を使用した消費者が被害に遭ったことが発端となり、調べることにしました。会員の各家庭にある「化粧石けん」と、市販している数種類の「化粧石けん」と併せて、その成分表示について調査しました。

### ◇ 調査方法

- ・ 会員が自宅より持参した石けん 59 個
- ・ 購入した石けん 3 個 } 62 個
- ・ 1 銘柄 1 個ずつ選択

### ◎ 石けん (62 個) の内訳

- A 洗たく用石けん —— 5 銘柄
- B 旧指定成分表示の石けん —— 7 銘柄
- C 化粧石けん —— 50 銘柄

#### 石けん・洗剤に関する法律

|                           |                                                                                            |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家庭用品品質表示法<br>(消費者庁・経済産業省) | ・衣類の洗剤や食器洗い用洗剤 (洗う対象が人の体ではない)<br>・合成洗剤と石けんの区別・濃度の記載が義務づけられている<br>・以前から主な成分はすべて表示することになっている |
| 薬事法<br>(厚生労働省)            | ・2001 年以降は原則、全成分表示になっている<br>・化粧品 (化粧石けん)・医薬部外品 (薬用石けん)・医薬品                                 |

### ◎ A 洗たく用石けん (5 銘柄) の成分について

- ・ 家庭用品品質表示法で石けん并表示してある洗たく用石けん 4 銘柄は純石けん分を使用していた。残りのドイツ製の石けん 1 銘柄は香料以外に多くの成分が使用されていた

※ 表示指定成分…法律の改定 (2001 年) 以前の化粧品の場合、作るときにある程度安全性が確かめられた成分の表示は省いてもよいことになっており、かぶれの原因になりやすい約 100 種類ほどの成分だけは表示しなければならないことになっていた

◎B 表1 旧指定成分表示の石けん（7 銘柄）の成分内訳

| 成分名                 | 成分の判定 | 用途         | 7 銘柄の石けん |            |      |          |                   |          |             |
|---------------------|-------|------------|----------|------------|------|----------|-------------------|----------|-------------|
|                     |       |            | LUX グリーン | POLA 植物石けん | 蜂蜜石鹸 | エメロン植物物語 | 資生堂石けんサポンドールエクストラ | Ka0 ホワイト | ピュアブーケエチュール |
| エデト酸塩               | ■     | キレート剤      | ■        | ■          | ■    | ■        | ■                 |          | ■           |
| 黄色 401 号            | ■ ■   | タール色素      | ■ ■      | ■ ■        |      |          |                   |          |             |
| 青色 204 号            | ■ ■   | 〃          | ■ ■      |            |      |          |                   |          |             |
| 香料                  | ■     | 単一香料又は調合香料 | ■        | ■          |      | ■        | ■                 | ■        | ■           |
| 青色 404 号            | ■ ■   | タール色素      |          | ■ ■        |      |          |                   |          |             |
| 赤色 504 号            | ■ ■   | 〃          |          | ■ ■        |      |          |                   |          |             |
| 赤色 106 号            | ■     | 〃          |          |            | ■    |          |                   |          |             |
| 黄色 203 号            | ■ ■   | 〃          |          |            | ■ ■  |          |                   |          |             |
| ジブチルヒドロキシトルエン (BHT) | ■     | 酸化防止剤      |          |            |      |          | ■                 | ■        | ■           |
| ポリエチレングリコール (PEG)   | ■ ■   | 合成界面活性剤    |          |            |      |          |                   | ■ ■      |             |
| 判定数の合計              |       |            | 6        | 8          | 4    | 2        | 3                 | 4        | 3           |

- 石けんの成分表示に合成界面活性剤が含まれていた
- その他、危険な成分も多かった
- 使用不可の石けん（判定数の合計が 4 以上のもの）は 7 銘柄中 4 銘柄あった

| 成分の毒性度                     |     |        |   |
|----------------------------|-----|--------|---|
| 合成界面活性剤                    | ■ ■ | 合成ポリマー | ■ |
| 防腐剤、防カビ剤                   | ■   | 酸化防止剤  | ■ |
| 紫外線吸収剤                     | ■   | 法定色素   | ■ |
| 香 料                        | ■   | 他の毒性物質 | ■ |
| ひどい毒性物質（鉛化合物、違法な医薬品など） ■ ■ |     |        |   |

○ 記号

- …毒性がある成分。■の数によって毒性度が異なる
- △…シミを生じたり、人体に影響する可能性を持つ成分 2～3 個で ■ 1 個と計算するとよい

化粧品の種類別判定基準

洗顔化粧品 ■ 4 個以上は不可

石けん以外の界面活性剤（合成界面活性剤）の使用は不可、使用条件を最も厳しくすべき化粧品である

◎ C 表 2 化粧石けん（50 個）の銘柄・成分数・金額

| NO  | 石けんの銘柄                    | 成分数 | 金額<br>(円) |
|-----|---------------------------|-----|-----------|
| 1   | シャボン玉浴用                   | 1   | 136       |
| 2   | オリブ浴用                     | 1   |           |
| 3   | ミントの香りお風呂の<br>せっけん        | 2   |           |
| 4   | レセルおばさまの石けん               | 2   |           |
| 5   | 「OKETANI」                 | 1   | 110       |
| 6   | 素材そのまま化粧せっけん              | 1   |           |
| 7   | カウブランドミルクソープ              | 3   | 131       |
| *8  | からだのにおいを防ぐ薬用石<br>鹸        | 5   | 349       |
| 9   | カネボウ絹石鹸ホワイトフロ<br>ーラル      | 4   |           |
| 10  | マイルドソープ                   | 4   |           |
| 11  | ヘルシアクトソープ B               | 5   |           |
| 12  | 自然派浴用石けん                  | 5   | 120       |
| 13  | はちみつ石鹸                    | 6   |           |
| 14  | 椿の石けん                     | 6   |           |
| 15  | ファインケアソープ                 | 6   |           |
| 16  | ORIBU 果樹亜瑠洗顔ソープ           | 6   |           |
| 17  | オレンジ&グレープフルーツ<br>お風呂のせっけん | 6   |           |
| 18  | ナイーブナチュラルソープ F            | 10  |           |
| 19  | ハーバルソープ R                 | 8   |           |
| 20  | 絹石鹸フローラルソープ               | 8   |           |
| 21  | 炭石鹸                       | 8   |           |
| 22  | KT ソープ                    | 9   |           |
| 23  | 化粧石鹸カウブランド赤箱              | 8   |           |
| 24  | 植物物語化粧石鹸                  | 10  |           |
| *25 | 薬用エスジュマイルド石けん             | 10  |           |

| NO  | 石けんの銘柄                   | 成分数 | 金額<br>(円) |
|-----|--------------------------|-----|-----------|
| 26  | ピュアホイップソープ               | 11  |           |
| *27 | ウエスト薬用石鹸                 | 11  | 262       |
| 28  | クリアホワイト C キーオブ<br>クリアソープ | 11  |           |
| 29  | 極洗エチケツト石鹸                | 11  | 1,890     |
| 30  | 自然石けん（黒ざとう）              | 12  |           |
| 31  | 米ぬか化粧せっけん                | 12  |           |
| 32  | 清抗茶ソープ                   | 12  |           |
| 33  | 緑茶石鹸                     | 12  |           |
| 34  | 自然石けん（はちみつ）              | 13  |           |
| 35  | ハーバルソープ                  | 13  |           |
| 36  | 自然石けん（くちなし）              | 14  |           |
| 37  | アミノソープ 米ぬか               | 14  |           |
| 38  | KaO ホワイト                 | 14  |           |
| 39  | ひのき泥炭石                   | 14  |           |
| 40  | 自然石けん（ゆず）                | 15  |           |
| 41  | スキンケア透明石けん               | 17  | 630       |
| 42  | スクワナチュレ化粧石けん             | 12  |           |
| 43  | 花王石鹸 ホワイト                | 16  |           |
| *44 | 薬用清肌晶                    | 18  | *2,100    |
| 45  | コラーゲン透明洗顔石けん             | 17  | 1,050     |
| 46  | ユゼスキンケア透明石けん             | 20  | 630       |
| 47  | スクワラン透明石けん               | 23  |           |
| 48  | 白茶洗顔                     | 24  | *698      |
| 49  | うだつがあがるせっけん              | 25  |           |
| 50  | 自然ごこち茶 洗顔石けん             | 29  | *698      |
| 合計  |                          | 525 |           |

\*薬用せっけん（医薬部外品）…4 銘柄

（※ 購入した石けん）

- 。50 個の石けんには 202 種類の成分が使用されている
- 。成分が 1 種類（石けん素地）だけの石けんは、表 2 NO.1「シャボン玉」・NO.2「オリブ」・NO.5「OKETANI」・NO.6「素材そのまま」の 4 個で、一番多かったのは NO.50「自然ごこち茶」の 29 種類であった

#### 医薬部外品

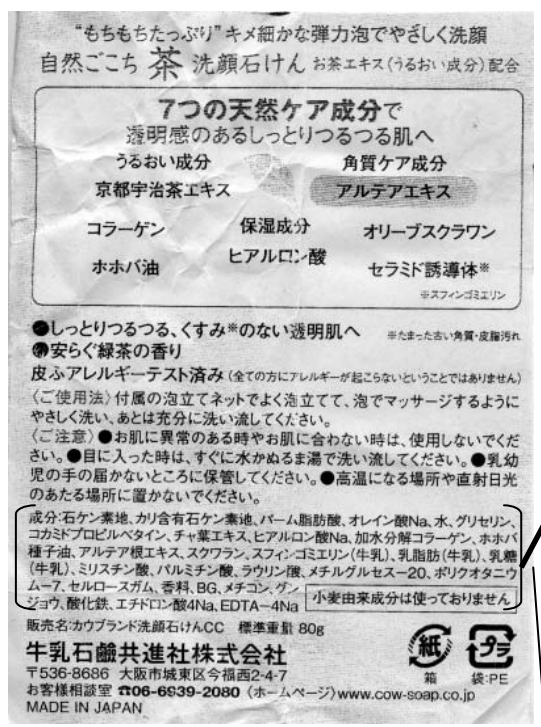
化粧品は全成分表示だが、医薬部外品は全成分表示ではないため、全成分表示をしたくないメーカーがビタミン C を美白成分として添加するなど、化粧品に何か効果のある成分を足して医薬部外品として出すケースがある

◎ 表 3 化粧石けん（50 個） 主な成分の内訳

| N0 | 成 分 名        | 用 途        | 判 定 | 石けんの個数 |
|----|--------------|------------|-----|--------|
| 1  | 石けん素地        | 界面活性剤      |     | 49     |
| 2  | 水            | 溶剤         |     | 33     |
| 3  | 香料           | 単一香料又は調合香料 | ■   | 31     |
| 4  | グリセリン        | 保湿剤        |     | 27     |
| 5  | エチドロン酸 4Na   | キレート剤      | ■   | 19     |
| 6  | EDTA-4Na     | キレート剤      | ■   | 17     |
| 7  | 酸化チタン        | 着色料        |     | 15     |
| 8  | BG           | 保湿剤        | △   | 14     |
| 9  | エタノール        | 収れん剤       | △   | 12     |
| 10 | パーム脂肪酸       | 油剤         |     | 10     |
| 11 | 塩化 Na        | 香味料        |     | 9      |
| 12 | スクワラン        | うるおい成分     |     | 8      |
| 13 | 酸化鉄          | 顔料         |     | 8      |
| 14 | PEG 75       | 合成ポリマー     | ■   | 8      |
| 15 | ソリビトール       | 香味料・保湿剤    |     | 7      |
| 16 | エチドロン酸       | キレート剤      | ■   | 7      |
| 17 | スクロース        | 保湿剤        |     | 7      |
| 18 | ラウリン酸        | 油剤         |     | 6      |
| 19 | パーム核脂肪酸      | 油剤         |     | 5      |
| 20 | 加水分解コラーゲン    | 保湿剤        | ■   | 4      |
| 21 | グンジョウ        | 着色料        |     | 4      |
| 22 | チャエキス        | 保湿剤        | △   | 4      |
| 23 | トコフェロール      | 酸化防止剤      |     | 4      |
| 24 | オリーブオイル他 178 |            |     | 217    |
|    | 計 202        |            |     | 525    |

。1 つの化粧せっけんに 4 種類以上の成分数があるものを記載

## ◎化粧石けんの表示例



実物大が小さくて読みにくいので拡大した

NO. 50 (品名) 自然ごち茶 洗顔石けん 80g

(会社名) 牛乳石鹸共進(株) 698 円

| NO     | 成分名            | 用途          | 判定  |
|--------|----------------|-------------|-----|
| 1      | 石けん素地          | 界面活性 洗浄剤    |     |
| 2      | カリ含有石けん素地      | 脂肪酸カリウム     |     |
| 3      | パーム脂肪酸         | 油剤          |     |
| 4      | オレイン酸 Na       | 石けん洗浄剤      |     |
| 5      | 水              | 溶剤          |     |
| 6      | グリセリン          | 保湿剤         |     |
| 7      | コカミドプロピルベタイン   | 合成界面活性剤     | ■ ■ |
| 8      | チャ葉エキス         | 保湿剤         |     |
| 9      | ヒアルロン酸 Na      | 保湿剤、半合成ポリマー |     |
| 10     | 加水分解コラーゲン      | 界面活性 アレルギー  | ■   |
| 11     | ホホバ種子油         | 油剤          |     |
| 12     | アルテア根エキス       | 保湿剤         |     |
| 13     | スクワラン          | 油性原料        |     |
| 14     | スフィンゴミエリン (牛乳) |             |     |
| 15     | 乳脂肪 (牛乳)       | 油剤          |     |
| 16     | 乳糖 (牛乳)        | 保湿剤         |     |
| 17     | ミリスチン酸         | 油剤          |     |
| 18     | パルミチン酸         | 油剤          |     |
| 19     | ラウリン酸          | 油剤          |     |
| 20     | メチルグルセス-20     | 合成ポリマー      | ■   |
| 21     | ポリクオタニウム-7     | 陽イオン界面活性剤   | ■ ■ |
| 22     | セルロースガム        | 合成ポリマー      | ■   |
| 23     | 香料             | 調合香料        | ■   |
| 24     | BG             | 保湿剤         | △   |
| 25     | メチコン           | 合成ポリマー      | ■   |
| 26     | グンジョウ          | 着色剤         |     |
| 27     | 酸化鉄            | 着色剤         |     |
| 28     | エチドロン酸 4Na     | キレート剤       | ■   |
| 29     | EDTA-4Na       | キレート剤       | ■   |
| 判定数の合計 |                |             | 11  |

- ・ 洗たく用の石けんと化粧石けんとは表示成分が同じでも規制する法律が異なっている
- ・ 表示が小さくて、読みにくいので、成分を見ても安全なものか判断できない
- ・ どの化粧石けんにも成分の濃度表示がないので判断が困難である
- ・ NO. 50「自然ごち茶」は判定数 11 (判定数 4 以上は使用不可) となっている

◎これだけは避けたい成分（石けん NO は表 2 参照）

合成界面活性剤 ■■■

| 成分名              | 石けん NO | 個数 |
|------------------|--------|----|
| パーム核脂肪酸アミド DEA   | 41, 46 | 2  |
| ステアロイルグルタミン酸 2Na | 41, 46 | 2  |
| ココイルイセオチン酸 Na    | 26     | 1  |
| ラウロイルグルタミン酸 Na   | 37     | 1  |
| ラウリルベタイン         | 46     | 1  |
| ラウレス 4 酢酸 Na     | 49     | 1  |
| ココシドプロピルベタイン     | 50     | 1  |
| ラウリルグルコシド        | 28     | 1  |
| ポリソルベート 20       | 26     | 1  |

- ・ NO. 46「ユゼスキンケア透明石けん」には 3 種類使用されている
- ・ NO. 41「スキンケア透明石けん」、NO. 26「ピュアホイップソープ」には 2 種類使用されている
- ・ 50 個の石けんのうち 7 個に使用されている

タール色素 ■■■

| 成分名   | 石けん NO | 個数 |
|-------|--------|----|
| 黒 401 | 27     | 1  |
| 黄 4   | 27     | 1  |
| 赤 504 | 27     | 1  |
| 赤 401 | 27     | 1  |
| 黄 203 | 34     | 1  |
| 黄 406 | 40     | 1  |
| 緑 206 | 40     | 1  |
| 黄 205 | 37     | 1  |
| 赤 206 | 37     | 1  |

- ・ NO. 27「ウエスト薬用石鹸」には 4 種類使用されている
- ・ NO. 40「自然派石けん（ゆず）」、NO. 37「アミノソープ米ぬか」には 2 種類使用されている
- ・ 50 個の石けんのうち 4 個に使用されている

陽イオン界面活性剤 ■■■

| 成分名        | 石けん NO     | 個数 |
|------------|------------|----|
| ポリクオタニウム-7 | 21, 48, 50 | 3  |

- ・ 50 個の石けんのうち 3 個に使用されている

保湿剤・界面活性剤 ■■

| 成分名       | 石けん NO         | 個数 |
|-----------|----------------|----|
| 加水分解コラーゲン | 20, 45, 49, 50 | 4  |

- ・ 50 個の石けんのうち 4 個に使用されている

キレート剤 ■

| 成分名        | 石けん NO                                                                     | 個数 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------|----|
| エチドロン酸 4Na | 10, 11, 13, 15, 18, 19, 20, 21, 30, 31, 32, 34, 35, 36, 40, 45, 47, 48, 50 | 19 |
| EDTA-4Na   | 11, 15, 19, 20, 21, 23, 27, 30, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 40, 48, 50         | 17 |
| エチドロン酸     | 13, 26, 28, 33, 37, 38, 43                                                 | 7  |
| ペンテト酸 5Na  | 10, 38, 43, 48                                                             | 4  |
| エデト酸塩      | 9, 18                                                                      | 2  |
| EDTA-2Na   | 24, 31                                                                     | 2  |
| EDTA-3Na   | 47                                                                         | 1  |

- ・ NO. 48「白茶洗顔」には 3 種類使用されている
- ・ 2 種類使用されている石けんは 21 個あった
- ・ 50 個の石けんのうち 29 個の石けんに使用されている

## 合成ポリマー ■

| 成分名                     | 石けん NO                         | 個数 |
|-------------------------|--------------------------------|----|
| PEG-75                  | 30, 31, 33, 34, 36, 37, 40, 42 | 8  |
| セルロースガム                 | 48, 50                         | 2  |
| PEG-6                   | 38, 43                         | 2  |
| メチルグルセス-20              | 50                             | 1  |
| メチコン                    | 50                             | 1  |
| ポリメタクリロイルオキシエチルホスホリルコリン | 39                             | 1  |
| プチレングリコール               | 18                             | 1  |

- ・ NO. 50「自然ごち茶」には3種類使用されている
- ・ 石けん 50 個のうち 14 個に使用されている

## 単一香料・調合香料 ■

| 成分名       | 石けん NO                                                                                                                  | 個数 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 香料        | 7, 8, 9, 10, 15, 16, 18, 19, 20, 21, 23, 24, 26, 27, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 42, 43, 44, 48, 50 | 31 |
| ゲラニオール    | 44                                                                                                                      | 1  |
| オレンジ果実エキス | 48                                                                                                                      | 1  |
| リモネン      | 17                                                                                                                      | 1  |
| ラベンダー油    | 46                                                                                                                      | 1  |

- ・ NO. 44「薬用清肌晶」、NO. 48「白茶洗顔」には2種類使用されている
- ・ 50 個の石けんうち 33 個に使用されている

## 防腐剤 ■

| 成分名         | 石けん NO | 個数 |
|-------------|--------|----|
| グレープフルーツエキス | 17     | 1  |
| クレゾール       | 27     | 1  |
| チアントール      | 27     | 1  |

- ・ 50 個の石けんのうち 2 個に使用されている

## 酸化防止剤 ■

| 成分名 | 石けん NO     | 個数 |
|-----|------------|----|
| BHT | 26, 38, 43 | 3  |

- ・ 50 個の石けんのうち 3 個に使用されている

## 参 考 資 料

|         |                                                                                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 石けん素地   | 特に問題なし。天然の油（ヤシ油、パーム油など）から得られた脂肪酸に、苛性ソーダ（水酸ナトリウム）を顆粒の状態に加えて作られる。                                                           |
| 陽イオン活性剤 | 乳化剤や洗浄剤に使われるものもあるが、大部分は帯電防止剤、ヘアコンディショニング剤、殺菌剤に用いられる。                                                                      |
| タール色素   | 有機合成化学の発達によりタール（石炭、石油中のタールや有機物を加熱して得られるタール）色素は 1966（昭 41）年に厚生省が定めた「医薬品等を使用することができるタール色素」として記載の 83 品目と、そのレーキ顔料の使用が認められている。 |
| キレート剤   | 金属イオンによって製品の品質や性能が落ちないようにするために使われる。水中にカルシウムや亜鉛などのイオンが存在すると石けんが溶けにくくなる。                                                    |
| 合成ポリマー  | 分子を多数重合して大きな分子にしたものをポリマー（高分子）という。一部皮膚の環境や自然を汚染するものもある。                                                                    |
| 界面活性剤   | 油と水の間に存在する界面張力を低下させ両者を混ぜるための成分。                                                                                           |
| 合成界面活性剤 | 一般に化学合成した界面活性剤を指す。石けん界面活性が皮膚の酸分で破壊され安全化するが、合成界面活性剤は界面活性が壊れず皮膚に残り、皮膚や角質層の脂分を洗い流す原因となる。                                     |

## ◇ まとめと考察

調査の結果、石けん・洗剤に関する法律に、家庭用品品質表示法（消費者庁・経済産業省）と、薬事法（厚生労働省）があって、化粧石けんは薬事法という法律に規制され、申請、届出が必要で、薬用石けんは医薬部外品であることが判りました。

表示指定成分は、法律改正（2001 年）以前の化粧石けんの場合、ある程度安全性が確かめられた成分表示は省いてもよい、かぶれの原因になりやすい約 100 種類ほどの成分だけを表示しなければならないとされていました。

旧指定成分表示の石けん 7 銘柄には殆ど合成界面活性剤が含まれ、危険とされる成分が多いのが気になりました。

法律改正（2001 年）後の化粧石けん、50 銘柄中、成分表示が 1 種類だけが 4 銘柄あり、一番多い成分表示の石けんは 29 種類もありました。成分表示の多いもの程危険とされる成分も多い傾向にあり、特に購入した化粧石けん 3 種類は成分表示数が 18・24・29 種類と多いでした。

化粧石けんの成分表示も実物は小さな文字で読みにくいでした。成分表示は大切なことから、もう少し大きな文字での表示が望まれます。成分表示の濃度は高い順に表記することになっていますが、濃度の表示がないので、判断するのも難しいです。

これだけは避けたい成分として、合成界面活性剤など 9 成分があるということが判りましたが、成分表示を見ただけでは、安全であるのかも判断しにくい状態です。

化粧石けんで被害に遭われた消費者には申し訳ないことですが、何事もなければ、恐らく私たちは、石けんを調査することや学習する機会もなかったのではないかと、つくづく感じられました。

参考図書 「自分で調べて採点できる化粧品毒性判定事典」

東京美容科学研究所長 小澤玉春著 メタモル出版

※ 参考図書にしたがって調査研究しました



—MEMO—

—MEMO—